

a 目 次

第 1 号（6 月 2 2 日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	6
欠席議員	6
事務局職員出席者	6
説明のため出席した者の職氏名	7
開 会	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
諸般の報告	9
町長提出第 6 7 号議案	1 0
町長提出第 6 8 号議案	1 4
町長提出第 6 9 号議案	1 4
町長提出第 7 0 号議案	1 4
町長提出第 7 1 号議案	1 4
町長提出第 7 2 号議案	1 5
町長提出第 7 3 号議案	1 5
町長提出第 7 4 号議案	1 5
町長提出第 7 5 号議案	1 5
町長提出第 7 6 号議案	1 5
町長提出第 7 7 号議案	1 5
町長提出第 7 8 号議案	1 5
町長提出第 7 9 号議案	1 8
町長提出第 8 0 号議案	1 8
町長提出第 8 1 号議案	1 8
町長提出第 8 2 号議案	1 8
町長提出第 8 3 号議案	1 8
町長提出第 8 4 号議案	1 8
町長提出第 8 5 号議案	1 8
町長提出第 8 6 号議案	1 8
町長提出第 8 7 号議案	1 8
町長提出第 8 8 号議案	1 8

町長提出第89号議案	18
議員派遣の件	21
散 会	22
署 名	23

第2号（6月25日）

議事日程	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員	25
欠席議員	25
事務局職員出席者	25
説明のため出席した者の職氏名	26
開 議	26
会議録署名議員の指名	26
一般質問	26
8番 青木 克弥君	27
6番 岡田 克也君	47
4番 竹内志津子君	63
5番 道信 俊昭君	84
14番 後山 幸次君	101
1番 京村まゆみ君	115
散 会	132
署 名	133

第3号（6月26日）

議事日程	135
本日の会議に付した事件	135
出席議員	135
欠席議員	135
事務局職員出席者	135
説明のため出席した者の職氏名	136
開 議	136
会議録署名議員の指名	136
一般質問	136
3番 板垣 敬司君	137
9番 斎藤 和巳君	153

1 1 番 川田 剛君	1 7 1
1 3 番 米澤 宥文君	1 8 9
7 番 三浦 英治君	1 9 6
2 番 村上 英喜君	2 1 4
散 会	2 2 4
署 名	2 2 5

第4号（6月27日）

議事日程	2 2 7
本日の会議に付した事件	2 2 9
出席議員	2 3 0
欠席議員	2 3 1
事務局職員出席者	2 3 1
説明のため出席した者の職氏名	2 3 1
開 議	2 3 1
会議録署名議員の指名	2 3 2
町長提出第68号議案	2 3 2
町長提出第69号議案	2 3 8
町長提出第70号議案	2 3 9
町長提出第71号議案	2 4 0
町長提出第72号議案	2 4 2
町長提出第73号議案	2 4 3
町長提出第74号議案	2 4 3
町長提出第75号議案	2 4 5
町長提出第76号議案	2 5 2
町長提出第77号議案	2 5 3
町長提出第78号議案	2 5 8
町長提出第79号議案	2 5 9
町長提出第80号議案	3 1 1
町長提出第81号議案	3 1 2
町長提出第82号議案	3 1 2
町長提出第83号議案	3 1 3
町長提出第84号議案	3 1 4
町長提出第85号議案	3 1 5
町長提出第86号議案	3 1 5
町長提出第87号議案	3 1 6

町長提出第 88 号議案	317
町長提出第 89 号議案	317
発委第 1 号	320
発議第 6 号	320
請願第 3 号	323
請願第 4 号	323
議員定数等調査特別委員会の閉会中の継続調査について	327
経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について	327
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	327
発議第 7 号	328
閉 会	329
署 名	330

津和野町告示第 37 号

平成 24 年第 4 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 24 年 5 月 29 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 24 年 6 月 22 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宏文君	後山 幸次君
沖田 守君	滝元 三郎君

○6 月 25 日に応招した議員

○6 月 26 日に応招した議員

○6月27日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成24年第4回(定例)津和野町議会会議録(第1日)

平成24年6月22日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成24年6月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第67号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 町長提出第68号議案 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第6 町長提出第69号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第7 町長提出第70号議案 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第8 町長提出第71号議案 小型動力ポンプ積載車の取得について
- 日程第9 町長提出第72号議案 外国人登録制度の廃止に伴う関係条例の整理について
- 日程第10 町長提出第73号議案 津和野町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定について
- 日程第11 町長提出第74号議案 津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第75号議案 津和野町産業後継者育成基金条例の制定について
- 日程第13 町長提出第76号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第77号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について
- 日程第15 町長提出第78号議案 津和野町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第16 町長提出第79号議案 平成24年度津和野町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第17 町長提出第80号議案 平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 18 町長提出第 81 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 19 町長提出第 82 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 20 町長提出第 83 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 21 町長提出第 84 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 22 町長提出第 85 号議案 平成 24 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 23 町長提出第 86 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 24 町長提出第 87 号議案 平成 24 年度津和野町診療所特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 25 町長提出第 88 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 26 町長提出第 89 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 27 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 67 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 68 号議案 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第 6 町長提出第 69 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 7 町長提出第 70 号議案 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第 8 町長提出第 71 号議案 小型動力ポンプ積載車の取得について
- 日程第 9 町長提出第 72 号議案 外国人登録制度の廃止に伴う関係条例の整理について
- 日程第 10 町長提出第 73 号議案 津和野町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 74 号議案 津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 75 号議案 津和野町産業後継者育成基金条例の制定について

日程第 13 町長提出第 76 号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する
条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 77 号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定に
ついて

日程第 15 町長提出第 78 号議案 津和野町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の
制定について

日程第 16 町長提出第 79 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 17 町長提出第 80 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予
算 (第 1 号)

日程第 18 町長提出第 81 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第
1 号)

日程第 19 町長提出第 82 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正
予算 (第 1 号)

日程第 20 町長提出第 83 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予
算 (第 1 号)

日程第 21 町長提出第 84 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 22 町長提出第 85 号議案 平成 24 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補
正予算 (第 1 号)

日程第 23 町長提出第 86 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予
算 (第 1 号)

日程第 24 町長提出第 87 号議案 平成 24 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第
1 号)

日程第 25 町長提出第 88 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会
計補正予算 (第 1 号)

日程第 26 町長提出第 89 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 1
号)

日程第 27 議員派遣の件

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宏文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	………	下森 博之君	副町長	………	長嶺 常盤君
教育長	………	本田 史子君	参事	………	右田 基司君
総務財政課長	………	島田 賢司君	税務住民課長	………	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	…	内藤 雅義君	営業課長	………	大庭 郁夫君
地域振興課長	………	久保 睦夫君	健康保険課長	………	齋藤 等君
医療対策課長	………	下森 定君	農林課長	………	田村津与志君
商工観光課長	………	長嶺 清見君	建設課長	………	伊藤 博文君
環境生活課長	………	長嶺 雄二君	教育次長	………	世良 清美君
会計管理者	………	山本 典伸君			

午前 9 時 00 分開会

○議長（滝元 三郎君） それでは、改めましておはようございます。田植えが終わりました。一月ちょっとたちますけれども、けさ来るときに車から田んぼを見ますと、早いもので、もう稲の間の水面がほとんど見えなくなっております。そしてまた、その上を渡る風というもの、日ごとに夏の装いが強くなってきているなど、そのような感じのするきょうこのごろでございます。

本日より、平成 24 年第 4 回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は 16 名であります。定足数に達しておりますので、平成 24 年第 4 回定例会を開会をし、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、15番、沖田守君、1番、京村まゆみ君を指名をいたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。9番、斎藤和巳君。

○議会運営委員長（斎藤 和巳君） それでは、報告申し上げます。

議会運営委員会協議報告書、議会運営委員会を平成24年6月18日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告します。

今定例会の会期は、本日6月22日から6月27日までの6日間といたしたいと思えます。

初日の22日、金曜日は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受けたと思います。

なお、提出議案のうち専決案件については、質疑・討論・採決を行い、散会したいと思います。

23日、土曜日、24日、日曜日は休会といたします。

25日、月曜日、26日、火曜日の2日間是一般質問を行います。今回の一般質問は12人の34件です。

27日は、残りの町長提出議案の質疑、討論、採決を行い、請願等の所定の処理を行って、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。平成24年6月22日、津和野町議会議長、滝元三郎様、議会運営委員会委員長、斎藤和巳。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） はい、ありがとうございました。

日程第2．会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月27日までの6日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月27日までの6日間と決定をいたしました。

日程第3．諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

3月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【3月定例会以降】

- 3月18日(日) 畑迫小学校閉校式 議長
20日(火) 木部中学校閉校式 議長
25日(日) 森鷗外生誕150周年記念式典 議長
30日(金) 春の交通安全推進協議会 議長
- 4月 4日(水) 広報委員会
10日(火) 津和野高校入学式 議長
11日(水) 全員協議会
議員定数等調査特別委員会
広報委員会
石見空港利用促進協議会総会 議長
12日(木) 高津川水系治水砂防期成同盟会監査 議長
17日(火) 鹿足郡町村議会議長会定例会 議長、副議長
19日(木) 議会運営委員会
第3回臨時会
全員協議会
25日(水) 水曜会(町民セ) 議長
- 5月 1日(火) メーデー 議長
3日(木) 乙女峠祭り 議長
9日(水) 山口線利用促進協議会監査 議長
15日(火) 益田道路期成同盟会総会 議会
18日(金) 鹿足郡防犯連合会監査 議長
高津川漁業振興協議会総会 議長
23日(水) 全員協議会
津和野町商工会総会 議長
26日(土) 津和野町シルバー人材センター総会 議長
29日(火) 全国町村議会議長研修会(東京) 議長・副議長
30日(水) //
- 31日(木) 鹿足郡防犯連合会総会 議長
- 6月 2日(土) 関西つわの会総会(大阪) 議長
10日(日) 津和野町消防操法大会 議長
11日(月) 鹿足土木協会監査 議長
18日(月) 議会運営委員会
20日(水) 津和野町自治会連合会総会 議長
22日(金) 6月定例会

4月17日並びに5月29日から30日にかけての議員派遣につきましては、緊急を要しましたので、津和野町議会会議規則第121条の規定により、議長において決定をいたしましたので、あわせて報告をいたします。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

日程第4. 議案第67号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第67号専決処分の承認を求めることについて津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 本日は、6月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、皆様方にはおそろいで御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

早速でございますが、今定例会に提案をいたします案件は、専決処分案件1件、協定案件1件、計画案件1件、契約案件2件、条例案件7件、一般会計を初め各会計補正予算案件11件の合計23案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案67号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の承認を求めるとでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞ、よろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正
について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第67号専決処分の承認を求めることについて津和野町看護訪問ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） この条例につきまして、恐らく、医療対策室が新たにできて、そして、そこに訪問看護ステーションを置くという説明でしたけども、もう既に医療

対策室が設置されるということは事前にわかっていたはずで、そこにこういうものも設置するというもおおよそわかっていたはずであります。

だとするならば、3月定例でもう既に出して、附則の施行日の日にちを指定しさえすればいいのではないかというふうに私は思っていますけども、なぜ専決、恐らく間に合わなかったから専決にされたんだと思いますけども、予測部分で本来だと出すべきだと思っておりますが、その辺のいきさつというのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 訪問看護ステーションの移転及び変更等は、届け出として高齢者福祉課の島根県、及び訪問看護ステーションは医療のほうの系列もありますので、中四国厚生局への届け出等が必要になります。

中四国厚生局の場合は、いわゆる病院内で位置が変わったり、そういう状況が出たところを判断をしましての届け出となりますので、地域医療対策課が6月1日に移動をいたしましたので、その移動の部分も踏まえての、今回、訪問看護ステーション1階病院内での移転、そしてサテライトということで、議員さんが言われますように、予測はできたんではありますけど、届け出等の関係で6月1日に、こういう状況で提案をさせていただくことになりました。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 条例の改正については、向こうの届け出等の順番を待たずとも施行できたと思うんですね。ですから、本来だと、これを3月定例で出して、そして届け出等々の、この中国管内での指示を待つというふうなので十分だと思っておりますが、執行部としてはどうなんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 御指摘の点につきましては御理解できるんですけども、正直な話、医療対策課自体も工事の関係等ありまして、6月1日というのは延び延びになってまいったような状況がございます。

それに加えて、私どもの情報としましては、この介護ステーションがどのようになっていくかというの、3月時点では、個人的には把握していないというふうな状況もありました。そして、6月1日にはいよいよ医療対策課としてスタートできるということになりましたので、保健所、あるいは先ほど課長が申しましたような関係機関への届けを間に合わすよというか、やすさでやったような感じがございまして、議会を3月提案できなくて、基本的には臨時議会を開催すれば一番いいことではあったんでございますけども、これ一本ということもありまして、急ぎ、6月1日のスタートということを念頭に置きましたので、専決をさせていただいたというふうな次第でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） 今回、訪問看護ステーション「せきせい」と、それから補助機関として、「サテライトつわの」が設置されたわけですが、この２カ所というか、その二つの場所が変わるわけなんですけど、業務内容等はどういうふうになっているんでしょうか。全く同じなのでしょうか、それとも、補助機関なので、ほんとに補助的なこととか、内容的に異なるのかどうかということを御答弁お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず初めに、訪問看護ステーション「せきせい」とサテライトは全く同じ業務内容であります。

サテライトを設けた理由は、いわゆる、現在までの日原地区あるいは益田、横田方面の利用者に限りまして、やはり、即時対応ができるということで、その方は訪問看護ステーション「サテライト」で登録をし、そして津和野地区あるいは山口阿東町の部分は、訪問看護ステーション津和野共存病院内の「せきせい」で登録をしまして、いわゆる病院内に移転することで情報が密になり、ドクターとも話せるというのが最大の目的であります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第６７号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は承認することに決定いたしました。

日程第５． 議案第６８号

日程第６． 議案第６９号

日程第７． 議案第７０号

日程第８． 議案第７１号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第５、議案第６８号定住自立圏の形成に関する協定の締結についてより、日程第８、議案第７１号小型動力ポンプ積載車の取得についての４案件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第68号定住自立圏の形成に関する協定の締結についてでございますけれども、中心市である益田市との間において協定を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第69号津和野町過疎地域自立促進計画の変更についてございまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第70号でございますが、消防ポンプ自動車の取得についてでございます。消防ポンプ自動車売買契約をしたいものでございまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第71号小型動力ポンプ積載車の取得についてであります。小型動力ポンプ積載車売買契約をしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第68号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
.....

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第69号 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
.....

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第70号 消防ポンプ自動車の取得について
議案第71号 小型動力ポンプ積載車の取得について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

.....
日程第9. 議案第72号

日程第10. 議案第73号

日程第11. 議案第74号

日程第12. 議案第75号

日程第 13. 議案第 76 号

日程第 14. 議案第 77 号

日程第 15. 議案第 78 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 9、議案第 72 号外国人登録制度の廃止に伴う関係条例の整理についてより、日程第 15、議案第 78 号津和野町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてまでの 7 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 72 号でございますが、外国人登録制度の廃止に伴う関係条例の整理についてでございます。

詳細については、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 73 号でございますが、津和野町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 74 号津和野町福祉医療費助成条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第 75 号でございますが、津和野町産業後継者育成基金条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 76 号でございますが、津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 77 号であります。津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 78 号でございますが、津和野町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 72 号 外国人登録制度の廃止に伴う関係条例の整理について

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

議案第 7 3 号 津和野町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定について

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

議案第 7 4 号 津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

〔担当課長説明〕

議案第 7 5 号 津和野町産業後継者育成基金条例の制定について

議案第 7 6 号 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正について

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

議案第 7 7 号 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

〔担当課長説明〕

議案第 7 8 号 津和野町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、後ろの時計で 9 時 5 5 分まで休憩といたします。

午前 9 時 40 分休憩

午前 9 時 55 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 1 6 . 議案第 7 9 号

日程第 1 7 . 議案第 8 0 号

日程第 1 8 . 議案第 8 1 号

日程第 1 9 . 議案第 8 2 号

日程第 2 0 . 議案第 8 3 号

日程第 2 1. 議案第 8 4 号

日程第 2 2. 議案第 8 5 号

日程第 2 3. 議案第 8 6 号

日程第 2 4. 議案第 8 7 号

日程第 2 5. 議案第 8 8 号

日程第 2 6. 議案第 8 9 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして日程第 1 6、議案第 7 9 号平成 2 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）より、日程第 2 6、議案第 8 9 号平成 2 4 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）まで、以上 1 1 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により、一括議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。

○町長（下森 博之君） 議長。

○議長（滝元 三郎君） はい、町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 7 9 号平成 2 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、3 億 7,502 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7 億 4,052 万 2,000 円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 8 0 号平成 2 4 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億 9 6 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 6,491 万 4,000 円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 8 1 号平成 2 4 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,634 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 2 6 6 万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 8 2 号平成 2 4 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 8,992 万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 8 3 号平成 2 4 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,022 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億 3,551 万 5,000 円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 8 4 号平成 2 4 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 2,032 万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第85号平成24年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが規定の歳入歳出予算の総額を544万8,000円とするものであります。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第86号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが歳入歳出予算の総額にそれぞれ127万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,932万4,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第87号平成24年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,401万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,116万3,000円とするものであります。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて議案第88号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,695万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億8,748万2,000円とするものであります。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第89号平成24年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)についてでございますが収益的収入を983万5,000円追加し、予算総額7億4,505万円とし、収益的資質を549万円追加し、予算総額7億4,070万5,000円とし、資本的収入を1億3,650万円追加し、予算総額1億6,336万4,000円とし、資本的資質を1億3,655万3,000円を追加し、予算総額1億8,307万5,000円とするものであります。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(滝元 三郎君) 総務財政課長。

[担当課長説明]

.....

議案第79号 平成24年度津和野町一般会計補正予算(第2号)

.....

○議長(滝元 三郎君) 健康保険課長。

[担当課長説明]

.....

議案第80号 平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第81号 平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第82号 平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

.....

○議長(滝元 三郎君) 環境生活課長。

[担当課長説明]

.....

議案第 83 号 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 84 号 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 85 号 平成 24 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
.....

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。
〔担当課長説明〕
.....

議案第 86 号 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 1 号）
.....

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。
〔担当課長説明〕
.....

議案第 87 号 平成 24 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 88 号 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 89 号 平成 24 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）
.....

○議長（滝元 三郎君） はい。以上で、提案理由の説明を終わります。
.....

日程第 27. 議員派遣の件

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 27、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、御手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） はい。御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午前 10 時 36 分散会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 24 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 24 年 6 月 25 日 (月曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 24 年 6 月 25 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宏文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	………	下森 博之君	副町長	………	長嶺 常盤君
教育長	………	本田 史子君	参事	………	右田 基司君
総務財政課長	………	島田 賢司君	税務住民課長	………	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	…	内藤 雅義君	営業課長	………	大庭 郁夫君
地域振興課長	………	久保 睦夫君	健康保険課長	………	齋藤 等君
医療対策課長	………	下森 定君	農林課長	………	田村津与志君
商工観光課長	………	長嶺 清見君	建設課長	………	伊藤 博文君
環境生活課長	………	長嶺 雄二君	教育次長	………	世良 清美君
会計管理者	………	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続きおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。これから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、村上英喜君、3番、板垣敬司君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、8番、青木克弥君。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回私は、町長の施政方針にもございました今年度の最重点政策である「住民協働のまちづくり」その推進、その方策、あるいは内容、今後の方向性、そういうものについてお伺いをしたいと思います。それと関連します一般的な業務の中の、いわゆる情報の管理、収集、伝達、そういうことについてお伺いをしたいと思います。

3月の定例議会のときにも質問をいたしました。この件につきましては、今本町が抱えているさまざまな行政課題、あるいは集落が持っている課題、そういったものがこの中に、この事業を推進することによって少しでも好転するというぐあいに私も信じているところでございまして、その方向性について大いに賛同する一人でございます。

しかし、3月にも質問しまして現在、今、このことについての地区説明会が順次行われておる状況の中で、いろいろな問題、いろいろな課題が出ているというぐあいに承知をしております。そういった中で、それらを確実に推進をしていくためには、今、十分な議論が必要だというぐあいに思いますし、このことが町民の今後の大いな福祉につながるというぐあいにも確信をしておりますし、とりわけ、それを推進する側の執行部、執行体制、職員の質、その向上にも大いな影響を与えるというぐあいに思います。そういった意味では、この事業を推進することこそが、本町の今後の発展に大きに寄与するというぐあいに確信をいたしております。

そこで今、先ほども言いましたように、各戸につきましては、それぞれの嘱託文書と同時に「まちづくりを担う新たな組織づくりの手引き」というものが配布されてございます。先ほども申しましたように、各地区の説明会も順次行われておりますが、そういうような現況の中で、まず次のことについてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますが、説明会は順次行われているというぐあいに思いますが、その中でいろいろな課題が現況では見られるというぐあいに思います。そうしたものを、どう、今現在整理をしているのか、それからその中で説明がございました、3月にも説明がございました、地域担当制の導入についてでございますが、この導入はいつ、どのようにして行うのか、またその担当制といったものは、具体的にはどういうことなのか。

それから3番目には、町内には自治会の組織のない地域がございます。そういったものへの対応については今現在どう考えているのか、あるいは今後どうしようとしているのか。今現在行われている地区説明会というのは、公民館単位で行われているというぐあいに思いますし、対象が、自治会長を初めとする自治会の役員さん、あるいは嘱託員が対象だろうというぐあいに思いますが、そういうことだけでは周知はなかなかできないというぐあいに思いますので、その辺のことについての考え方についてお伺いをしたい、そしてまた、今申し上げました説明会の中で、また持ち帰って集落あるいは自治会で説明しようとしても、なかなか無理があるというぐあいに思いますが、そうしますと、町民全体へどういうぐあいに周知を図っていくのかということが大きな問題だろうというぐあいに思います。

そういうふうなことについて、まずこの4点についてお伺いをしたいというぐあいに思っています。

言い忘れましたが、この事業そのものは、いわゆる行政区が対象になってございますので、当然自治会と行政区が、なかなかダブってるところとか、なかったところとか、そういうようなさまざまな問題もはらんでおります。その辺をどういうぐあいに整理されているのか、この、今申し上げました4点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日より一般質問ということで、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、8番、青木議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、住民協働のまちづくりについて、説明会の状況と課題についてということでございます。

住民と行政の協働のまちづくり事業に関する地区説明会は、町内を11の地域に分けて、各公民館等を会場として開催をしているところでございます。地区説明会は、対象となる地域の自治会長・自治会役員、嘱託員、公民館長・主事に参加をしていただき、町側から、町長、副町長、まちづくり地域コーディネーター、まちづくり政策課職員が出席し事業内容等の説明を行っております。

6月18日現在、左鐙、商人、湊村、須川、滝元、枕瀬、池村、河村、青原、日原の7地域で説明会を終了しております。残る、木部、津和野、畑迫、小川の4地域につきましても、6月27日までに、地区説明会を終了することとしております。

地区説明会のすべてを終了していないため、全体的な総括は行っていない状況にありますが、6月18日までのところでの意見といたしましては、高齢化等により現在の自治会を維持することが精いっぱいという地域の厳しい状況の中で、まちづくり委員会設置に対する負担を訴える意見が多く出されております。また、まちづくり委員会の範囲や必要性、今後のまちづくりの方向性に関する意見などもありました。地区説明会を終了した地域につきましては、地域内の連合自治会や各自治会にこのことを持ち帰って、自治会員等に説明をした上で、まちづくり委員会設置に対する考えをまとめられることとしております。

これまでのところで、まちづくり委員会に対する人的支援策の再検討も必要になってきておりますが、地域からの御意見に対しては、今後も柔軟に対応し、対応策等を講じてまいりたいと考えております。

続いて、職員の地域担当制度でございますが、この地域担当制度につきましては、まちづくり委員会設置の同意が得られた地域から職員を2名から4名配置していく予定であり、臨時及び嘱託職員を除く津和野町職員全員の地域別、役職別の名簿をもとに、地域や役職のバランス等を考慮して任命をしていきたいと考えております。

職務につきましては、まちづくり委員会の運営、集落計画及びまちづくり計画書の作成、地域提案型助成事業及びまちづくり委員会運営費補助金交付申請等に関する助言、協力と

行政情報等の提供としておりますが、まちづくり委員会の役員や委員の役は担わないこととしております。

また、地域担当職員制度の充実を図るため、地域担当職員間相互の情報交換を行うための連絡会議の設置、制度内容の周知徹底等を目的とした研修会の開催など地域担当職員のスキルアップに努めてまいります。

次に、自治会のない地域に対する対応についてでございますが、津和野町内において自治会のない地域は、行政区を単位として8行政区、自治会設置と自治会未設置の混在地域が3行政区ございます。

平成23年1月に実施した自治会未結成地域を対象とした地域課題等概要調査結果によりますと、約6割の方から自治会にかわる組織があると回答があり、主な活動としては、冠婚葬祭、地域の環境維持・管理、住民同士の親睦を深める活動などを行っているとのことでございます。また、自治会の必要性については、約5割が必要、約2割が不必要、約3割がわからないと回答しておられます。

今回、地域課題の解決を図るための仕組みづくりとして御提案しております公民館等を範囲としたまちづくり委員会の設置につきましては、各行政区内に組織している自治会や地域活動団体、町内会など地域の実情を踏まえて選出された委員により構成することとしております。

自治会のない地域につきましては、嘱託員、まちづくり地域コーディネーター、公民館と連携して対応することにより、町内会や商店会などの組織からまちづくり委員会へ参画していただき、自治会のある地域とない地域が連携して地域課題を解決していくことが必要であると考えております。

最後に、町民全体への周知についてであります。住民と行政の協働のまちづくり事業に関する住民周知につきましては、まちづくり委員会結成後、まちづくり委員会と行政が連携をして広報などにより行う予定となっております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、御回答いただきましたことでございますが、この説明会につきましては、急遽、私も、きのう、自治会の役員が出席できないために、急遽かわって説明会を聞いたわけでございますが、その感想も含めて、今の答弁も含めてまず最初に感じたのは、執行側、要するに説明側です、説明側、つまり住民へ周知するための説明会の入り口だというぐあいには思うんですが、それにしても、いかにも内容がまとまっていない、つまり、持ち帰っているいろいろなことを今後検討しますとか、こういう意見を聞いてこういうぐあいにしますとか、そういうような御回答が多かったわけでございまして、今も回答の中にありますように、例えば住民と行政の協働のまちづくり事業に関する住民への周知については、まちづくり委員会が設置した後に周知すると。私は、これ順番逆じゃないかと思うんですよ。まちづくり委員会をつくるために住民がそれぞれのいろんな物事の課題だとか、こ

ういうぐあいにしたいとか、そういう思いだとか、不満だとか、そういったものが話された後にまちづくり委員会というのは設置できるというぐあいに思うんです。

したがってその辺のことが、今説明会の中では、少しいわゆる練った段階でこういうぐあいに進めていくんだというようなきちんとした方向性といったものが見えてない。もちろん、まちづくり委員会そのものは、いろいろな団体やいろいろな人が入って構成されるということは必要だというぐあいに思いますけども、基本的にはどういうぐあいな方向性で持っていくんだというようなきちんとした方向性があるって、その中で、こういうことは少しは方向性として考えられますよ、というような説明でなくてはならないというぐあいに思っておるわけでございます。

それから、きのうも私も出席をしまして強く感じたのは、最初の説明会に町長、副町長、担当課、コーディネーターが出席されておりました。大変に重要なことだとは思いますが、しかし、そうであるとすれば、今申しましたように、そこで、もう町長が出席してるわけですから、もうきちんとしたものが説明できてしかるべきだというぐあいに私は感じておりました。

したがって、今からいろいろなことを検討して、恐らくこれから何回か、自治会単位であるとか、行政単位で、地区であるとか、そういうところにもう一回恐らく説明しなければ周知できないというぐあいに思うわけです。そうすると、今までの説明は一体何だったんだという話にもなります。

で、町長は、そりゃ、もちろん全体のことを把握する、そういうような面では役に立ついうぐあいに思いますけれども、少なくとも第1段階での説明の中では、もう僕は担当課で十分だというぐあいに思ってるわけです。その担当課で説明する内容については、十分、町内できちんとしたコンセンサスが得られたものを持って出る、そういうべきではないかというぐあいに思います。そうしないと、今年度、24年度の事業としてこれから推進する上で、とてもじゃないが、まちづくり委員会を設置するまでには至らないと私は思います。

したがって、このまちづくり委員会なるものが、昨日もいろいろ質問が出てまいりましたが、まちづくり委員会そのものの理解ができてないというぐあいに思います。だから、その辺のことをしっかりと説明できることが必要だというぐあいに思います。

一番住民が心配しているのは、まちづくり委員会という言葉が先走りしておりますために、ほんなら、まちづくり委員会ちゅうのはだれがつくるんか、中ではそれぞれの自治会の役員だとか、そういったものが寄ってつくるんですよというぐあいになってますけど、そうすると、一体だれがどうして招集して、だれがまとめてそのまちづくり委員会というのをつくるんか、その辺の理解が得られてないというぐあいに思います。

加えて、そのゆえに、全体を網羅する、まちづくり委員会を網羅するもう一つの上の組織といったものをつくる、という説明がございました。なおさら住民にとってはわからない。いわゆる屋上階を重ねる組織が次々と出てくるということで、きのうも出ておりましたが、自治会と、それじゃあ、まちづくり委員会は違うんかとか、そういうふうな疑問が渦巻

いているというぐあいに思いますので、その辺のことについてきちんと説明されるべきだろうというぐあいに思います。

そこで、私は、この事業を進めるということは、当然ものすごく重要なことだと思いますし、これから少なくとも何年かはこのことを継続して行うということが非常に大事だというぐあいに思っておりますので、したがって、急々にこの事業を、今申し上げましたように、この委員会を設置してすぐ集落の計画を出しなさいとか、そういったことを24年度に進めても非常に無理があるというぐあいに感じております。

したがって、今年度につきましては、この補助金交付要綱といったものをしっかりと煮詰めて作り直して、そして各集落あるいは各行政単位に、その話し合いのための補助金を交付し、その中でしっかりと練ってもらうと。その中に、地域担当制の職員だとかそういったものを配置しながら、住民と行政側がじっくり話せる場をまずつくるべきではないかというぐあいに思います。その点について、お伺いをしたいと思います。

それから、地域担当制でございますけども、今ちょっと申し上げましたが、まちづくり委員会が設置されたところについては、今、地域担当制を敷きますよと、こういう説明でございますけども、逆じゃないんでしょうかね。地域担当制を敷くならば、きちんと、地域を担当する職員を張りつけて、地域としっかりとコミュニケーションがとれる、そういう体制がまずは大事だろうというぐあいに思います。

そしてまた、この中で役割を果たす公民館だとかあるいは地域コーディネーターとか、そういった方々との役割分担といったものは、この文言では、この中に、今、説明の中にありましたけども、これでは恐らくわからないというぐあいに思いますし、この説明の中では、まちづくり委員会の役員や委員の役は担わないということになってございます。そうしますと、単純に考えると、職員を張りつけたけども、一体職員は何をする、職員が来て、ただ、こうですよ、ああですよと言う、情報を提供するだけなのかというように受け取られがちでございます。そういった意味で、しっかりとこのことを推進するためには、最初に申し上げましたように、職員も一丸となって各集落へぶち当たっていくという、そういう気概が必要だというぐあいに思いますが、この点について2番目にお伺いをいたします。

それから、自治会のない組織の中での招集というのは非常に難しいというぐあいに思っておりますが、具体的にだれがどういうぐあいに招集をしようとしておるのか、各役員をとというようなお話がございましたけども、具体性に欠けるというぐあいに思いますが、その方策についてもう一つお伺いをしたいと思います。

それからもう一つつけ加えて、今、説明の中ではございませんでしたが、行政区単位に、金額で申し上げますと、上限30万のということがございましたが、その辺の行政区間にかかなりの差がございます。そういったことでの、平等割とかそういったものへの検討はなされているのかどうか、その辺のことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） まちづくり委員会の関係のことについてということで、先般も津和野地域で説明会を開催させていただきました。いろんな意見がありまして、今までの地域が、もう、こういった新しい組織をつくるのはほんとに負担だというようなこと等の御意見もいただいているところです。私どもとしましては、まちづくり委員会について、きちっとした方向性がないというようなところの御意見もありましたが、なるだけ住民主体のまちづくり委員会というのをつくっていただきたいという、そして地域課題を解決するための仕組みとしてこういったところで皆さんに参画していただきたいという思いの中で、今回、今までのところで決めた方向性等について説明をさせていただいております。その説明の内容につきましては、いろいろな視点から課題をいただいているところなんです、それについては柔軟に対応する中で、各地域でこのまちづくり委員会という仕組みをつくっていくと、なるだけ多くの皆さんに参加していただきたいということで、そういったことで考えているところなんです、で、今後の方向性として、それぞれの御意見を踏まえた中で、急々で無理があるというような御指摘であったかと思っております。

あと、きょうが畑迫地域、あさつがが小川地域ということで、あと2地域で説明会を終了します。で、その説明会を終了した後に、地域コーディネーターと、それから町と御意見等の総括をしたいと思っております。その中で、いろいろ出された意見についての対応策というのは協議していかなくてはならないと考えておりますので、議員御指摘のようにまちづくり委員会をつくるのが大事なことです。このところをじっくり話すというところでもあります、そういったことも必要ではないかと思っておりますが、中には、もう日原地域でもそういったまちづくり委員会をつくる動きというのがもう既に出ているところもございます。そういったところを踏まえて今後の方向性につきましては、地区説明会を終わった段階で検討していきたいというふうに考えております。

それから、地域担当制度につきましては、先ほど答弁をさせていただきました、まちづくり委員会が設置するというようなところで、設置の同意が得られた段階で地域に職員を派遣していくというのが今までの考え方でございます。で、職員に対しても4月に5回に分けて全職員を対象としてこの協働のまちづくりの考え方等について説明をしてきました。議員御指摘のように職員一丸となってやるんだというところ、それから職員が地域に出かけていっていろいろな地域課題をお聞きするという中で、自分の職務に対しても違った視点、あるいは住民の福祉の向上につながるような仕事ができるというふうに私どもも確信をしているところです。

この配置の時期につきましては、地域担当職員としての業務、これがちょっと業務内容的にはどのぐらいの負担になるかということもありまして、今回まちづくり委員会の設置までは、まちづくり政策課が何とか、皆さんと話し合いをすることによって、そういう段階はまちづくり政策課で行うと、で、まちづくり委員会ができた段階から入っていただくというような流れの中で、職員にも説明をしているところです。業務量がどのぐらいになるかということもわからない中で、そういった対応策をさせていただいているというところで

つきましては、今後の皆さんの御意見を踏まえた中で、対応策として、それじゃ、いつの段階からやるかということも踏まえて検討もしていかなくてはならないかなあ、というふうにも思ってますが、今の段階では、まちづくり委員会設置後に派遣をしていくということにしております。

それから、自治会のない地域の役員の皆様の招集ということで、きのうも津和野地域の説明会の中では自治会がない地域に対してどういう対応するのかという御意見いただきました。はっきり言いまして、仕組みとして今の段階では嘱託員の皆様あるいはまちづくり地域コーディネーター、公民館、そういった方々と連携をしながら、商店会であるとか町内会であるとか組内とか、そういった地域団体があるところへ、役員の皆さんに、このまちづくり委員会のほうに参画していただけないかということをお呼びかけをしていかなければならないというふうに考えております。そういった方向性を取るためには、今後、それじゃあ、嘱託員の皆様をお集めしてそういう説明会を開くとか、自治会がない地域の世帯主の方をお集めしてそういう説明会を開くとか、議員御指摘の、住民との対話、あるいは説明を十分重ねていく必要があると考えております。

それから4点目として、地域提案型助成事業についてでございます。先ほど御意見がありました、1行政区当たり30万を限度とするということでは、行政区の中でも大小さまざまな状況、あるいは一つの行政区の中に自治会が二つあるとか、二つの行政区で一つの自治会があるとか、そういったいろいろな形がございます。そういった部分についても、なるだけ公平な地域提案型助成事業の限度額というのを出すべきだということでは御意見もいただいているところです。そういったところにつきましても、今、地域説明会では持ち帰って検討しますというお答えをしております。あと2地域終わりました、町内の中でこれに対する対応策等を検討いたしまして、回答等を出していきたいというふうに考えております。

住民周知につきましては、地区説明会を終わってほとんどのところで、まずは自治会で持ち帰ってこのことを検討してみようという考え方でおられます。私ども、その自治会に持ち帰る場合には、説明が要れば、私ども要望に応じて出かけて行ってその地域の中で説明をするというような対応をとっているところでございます。既にもう2地域でそういった対応も、職員が出かけて行って説明をしておりますが、住民とこういった制度の説明については十分議論を尽くすということは、私どもとしても考えているところでございますので、そういった部分で、今後もそういった住民周知のあり方につきましては、まちづくり委員会を設置する前の段階はどんどん地域に出かけて行って私どもも説明をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、今の答弁を受けまして、次のことについてお尋ねをいたします。

まちづくり委員会の設置の範囲でございますが、基本的には公民館単位の11区ということに説明会の中ではなっているというぐあいに思いますが、この設置の範囲については、今考えている区域の中をふやすことができるのかどうなのか、もちろん今のままでは私は無理だろうというぐあいに思っていますので、その辺の許容があるのかどうなのかということと、それから地域担当制の職員の問題ですけども、業務量がどのぐらいになるかわからないというような説明もございましたが、当然そりゃやってみにゃわからんと思いますけども、基本的にはこういうことは日常の業務の中だと私は思います。そういうことでございますので、その分がものすごく負担になるということの考え方そのものが間違えだと思っております。

それから、地域担当制を敷くということになりますと、これが2年や3年で終わるのではないというぐあいに思いますが、この地域担当制というのはいつまで、どういうぐあいな方向で終息するのか、あるいは未来永劫続けるのか、そうしますと地域担当した職員はその配置は当然変わるというぐあいに思いますが、その辺の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） まず最初に、まちづくり委員会の範囲でございます。範囲につきましては、今回11地域でまちづくり委員会を設置するというところで、行政区それぞれ公民館等の単位で御提案させていただいてるところですが、これにつきましては、地域が主体になって設置するというところも含めて、地域で考えられて、例えば、今提案してる地域を二つに分けてやるというようなところは、その地域の要望におこたえしながらまちづくり委員会については設置をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の地域担当職員の件につきましてですが、負担があるというところが間違いというようなところで御指摘もいただいておりますが、これにつきましては、今までちょっとやったこともない制度ということもありまして、現時的なところで、実際に、これが地域担当制度が実施されて、その内容等を見ながら、そういったところについては負担になってるか、なっていないのか、まあ、業務として当然やるということにしておりますが、その辺は総括をしていきたいというふうに考えてます。

まちづくり委員会の中で、集落計画あるいはまちづくり計画をつくるという部分でいいますと、3年の計画ということにしております。地域提案型助成事業補助金あるいは運営費補助金も3年間で一応予定しているということで、地区説明会のほうは説明をしているところです。地域担当職員につきましては、まちづくり委員会に対して派遣をしていくということで今考えているわけなんです、そういう意味で言いますと、その3年間の中での評価、昨日も質問にありましたが、このまちづくり委員会、設置をしたけど、その3年後、終わったらどうなるのかという御質問もいただいております。3年間の評価をしまして事業効果等、検証した上で、4年目以降の取り組みについては、その検討結果をもって、取り

組みをするか、まあ、しないかちゅうところはあんまりないと思いますが、取り組みをしていきたいというふうに考えております。

まちづくり委員会に設置する地域担当職員につきましては、今138人の職員数がおります、その2分の1あるいは3分の1程度を2年任期で、今配置をしていくというような考え方でおります。

ただ、今回のまちづくり委員会、先ほどもお話がありましたように、範囲のところはまだ流動的などころもございます。そういったところを踏まえて、一応ローテーションというような形で職員に対しては説明をしているところなんです、そういったところは、今回のそのまちづくり委員会が設置される状況を踏まえながら、この地域担当職員の割り振り等も検討していきたいというふうに考えております。

終息等につきましては、3年の評価結果をもってというところで判断をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） この件について、町長の見解をお伺いをいたします。

今、地域担当制の問題で、この今の説明でございますと、いわゆるこの地域担当制、そのものは、この事業に向けての制度だというぐあいに受け取られるわけでございますけれども、基本的に町長が考えている地域担当制というのは、私は、違うんじゃないかというぐあいには思っておりますが、町長は、そこの地域担当制を敷く上で、どのようにな観点でこの地域担当制を敷こうと考えられたのか、今までの説明の中と現在の説明、若干ニュアンスが変わっているというぐあいには思いますが、この地域担当制そのものは基本的に私は反対でございますけれども、事業を進めていく上で、こういうことを町長がやるということになりますと、それなりの覚悟が必要だというぐあいには思いますが、当然、担当制を敷く上では、職員間のいろいろな問題も生じてくるわけでございますので、その辺の整理をどう考えておられるのか、その辺もあわせてお伺いしておきたいというぐあいには思います。

ですから、何にも増して、住民への承知というのが最も大事だというぐあいには思いますが、今の説明の中でもございましたが、まちづくり委員会そのものをもう既に進めようとしている集落もあるというようなお話がございましたけれども、基本的には、この事業を進めようとした、本来の趣旨といったものはそうじゃなくて、疲弊している集落をどうしていくのかという観点が一番重要なところだろうというぐあいには思います。

3月にも質問の中でお話をしましたように、忘れられていく集落というのが出てきてしまう、これが一番危険でございます。今さっきの説明の中にも、まちづくり委員会設置そのものが負担になるんだというようなお話がございましたように、その辺ところをどう拾っていくか、どうその辺を助けていくのか、それが最も大きな行政の役割だというぐあいには思います。

現行の今の集落内の、今、3月にお話をしましたけれども、いわゆる独居老人というのがどんどんふえてまいってございます。それらが、今現在どうなっているかという、だれもも

う助けてくれない、病院にも行かれない、子供たちも家には帰ってこない、おのずとどこかに身を寄せなければならぬ現状が出てまいります。そうしますと、その人たちは、自分が行きたくないところへ転居をして、そうしていろいろなストレスの中で生活をせざるを得ない、これが今、現状だろうというぐあいに思います。

現行ではそれらが、昨年の23年度の、いわゆる転出数を見ても、その中にいろいろと如実にうかがわれますし、病院の先生のお話の中にも病院を紹介するというような、紹介書の問題も出てまいっております。少なくとも、そういったところをどうして光を差し伸べていくかというのが、大きな課題だろうというぐあいに思いますので、その辺の観点も忘れずにご意見をしたいと思います。町長の見解をお伺いします。

○議長（滝元 三郎君） はい、町長。

○町長（下森 博之君） 回答させていただく前に、このたびの一般質問から2回目からまた自席でやるということに戻したいというふうに思います。そういう御意見を多くいただきましたので、今までの、前のやり方に戻すということをお理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、御質問についてでありますけれども、まず、職員の地域担当制度に関する考え方でありまして、将来的な理想のところではもっといろんな分野のところ、その職員と地域がいろんなまた密に連携をして、情報交換をし、行政情報をお伝えしたり、また行政側も地域の課題を収集していくと、そういう連携がスムーズになるような役割というものも期待をしているわけでありまして、いっそくたにそれが実現をできるというわけではございません。まだまだ職員も、自己鍛錬をして自己改革に努めスキルアップをしていかなきゃならぬ、それは大前提としてあるわけでありまして、当然、これまで、定員管理計画の中で職員も20名、合併後から減っておるという状況の中で相当一人一人の職員の業務負担というのはふえてきているということでありまして。これは何度も、議会でもお伝えをしております。その間にも、職員は減るけれども、福祉事務所の関係、あるいは医療対策の関係、そういう、今までにはなかった業務もふえてきているということでありまして。

そういう背景の中でありまして、まずはその職員地域担当制をやっていく上でも、そのまず入り口という観点からもこうした集落の支援を通して導入をしていこうというふうに考えているところでありまして、当面3年という一つのスパンでやっていくつもりであります。その中でまたいろんな課題を見つけ出しながら、この職員地域担当制というものについてもスケールアップをしていきたいと、そういう私自身の考えでございます。

それから、住民への周知等にもかかわる問題でありますけれども、今回第1回目の説明会をずっと回っているわけでありまして。その中で、それぞれやはり11の地域がやはりその地域ごとにいろんな事情を抱えていらっしゃるということでありまして、なかなか町として統一的な方法論というものを提示をするということ、それが、当然それはしなきゃなりませんので、今回とりあえずの、町としての提案をつくって説明に上がっているという次第であります。

そして、その中で今回、自治会の役員さんと囑託員さんにお声をかけておりますのは、その地域の実情をよく知っておられる方だということで、最初から全員を、全町民の皆さんを声かけてもなかなか収拾がつきにくいんじゃないかということで、きょうはまず第1回目ということで、今回はそういう方々に絞って、地域の実情をお聞かせをいただきたいという面で、こういう会も設けさせていただいているというようなことであります。

その中で、11地域それぞれに本当に意見が出てきておりますから、それにまた即してそれぞれの委員会をつくりやすい方策というものを町としても検討していきたいと、この辺がなかなか町としてもまだまだ具体案がないというような印象にも受けとめられかねないわけではありますが、やはりそこはしっかり、この委員会をつくる過程においてもお互いが共通理解に立って時間をかけてでもつくっていききたいという思いの中で、こうした形をとらさせていただいているということでもあります。

その中でも、先ほど課長からもお話がありましたように、既にまちづくり委員会をつくらうという方針を決定いただいて、それに準備をかかっているところもあるということでありまして、そのまちづくり委員会結成11地域それぞれスピードに差が恐らくあるというふうにも思っておりますが、まずはできるところから結成をいただいて、進むところは先に進んでいくように我々もまたその応援もしていきたいというふうにも思っております。そして、そういうことを進めながら、またまちづくり委員会で進んでいるところの課題や反省点というものも町として、浮き彫りにして把握をしながら、また、まだまちづくり委員会ができない地域のほうにも反映をして、それがより早く同じまたラインに立てるような、そういうところにも反映をさしていきたいというふうにも考えているところであります。

そういうためには、話し合いが非常にまだまだ重要でありまして、担当課のほうもどんどん、まだまだ、地域に出かけていってこういう説明会にも参加をするというふうに言ってくれておりますから、そういう過程において、動き自体がまた住民周知にもつながっていくものというふうにも期待をしております。

私自身も、まず第1回目、地域の実情を知りたいという思いの中で今回第1回目の地区説明会には出席をさせていただいているというような状況であります。

それから、独居の高齢者の方がふえておられるということ、転出が多くなっているということ、そうした方々にもしっかり日を当てていかなきゃならんという、当然、私も同じ思いであります。共存病院の院長先生ともこの話はずっと最近してきているところでありまして、医療福祉の面からもこの辺をしっかり対応していかなきゃならんというところでもあります。そういう中で、6月1日から医療対策課が病院のほうに入って連携を深めているということも実際行動を起こしてきているわけではありますが、それはただ単に組織と体制だけの問題でありますから、今後もさらにこの一つの連携を深め高齢者の皆様への対応をしていきたいというふうにも思っております。

そういう中でのお話の中で、先ほど、行政区がやはり人数が多い行政区と人数が少ない行政区がある、そこに一律30万ということでは、不公平感が、1人当たりのそのあれでいくと不公平感が出るんじゃないか、そういう御指摘もいただいているところであります。この点につきましては、私どもの考えとしましては、やはり、集落も山間部に行けば行くほど、また人数が少なければ少ないほど、もう、その集落維持が非常に大変な、切迫している状況にあるわけでありますから、そのあたりのところは、より、やはりそこを救っていくためにも、お金はその資金は必要ではないだろうかという考えに立っているということであります。

一番人口の少ない行政区で言いますと、大体10人というところがあります。そうすると、今回、全体では3,300万つけております。3,400万でしたか、つけておりますから、人口約8,400人ぐらいで割りますと1人当たり4,000円ぐらいの金額になります。ですから、単純に人口で掛けて行政区に配分をしますと、10人のところは4万円しかないという計算になります。そういう中でどういうふうに配分をしていこうかと考えましたときに、やはり一つの行政区、一つの集落が、今課題を解決していくために最低限必要なところはやはり30万円ぐらいじゃないか、それでも十分とは言えないけれども、町の財政状況も勘案した中で出せるところが、そういう金額ではないだろうか、そういう中で一つの集落が解決課題、地域おこしの取り組みにつなげていただいたら、そんな思いもありまして、今回一律の30万ということで考え、我々としての提案をさせていただいているということであります。

ですから、そういう面から、1人当たりで割れば不公平感が出るのは、それは当然かもしれませんが、より人口が少ないところほど課題が大きく、また厳しい実情だと、そういう中で、やはりそこには重点的に配分をしていかなきゃならないんじゃないかと、いう考え方であります。これが、先ほどおっしゃられた、その高齢者あるいは独居の方また山間部の集落、そういうことへ重点的に我々としては目を当てていかなければならないというふうに考えておるところであります。

以前、行政評価制度を導入しようと言ったときに、ただ単に評価を一律にやってしまったら、まさに、奥部につける道路とそして中心部につける道路とでは、当然費用対効果が人口の割合でいくと差が出るわけでありますから、そういう面で山間部へのそうした事業がどんどん減ってしまうということは、それはまかりならんのではないかと、議会からもいろいろ御指摘をいただいていたわけで、当然私もそういう考えであるわけであります。そういう面からも、今回のこの事業も一律そういう30万という形で奥部も中心部も同等にやらしていただきたいと、そういう考え方にも立っているということで、御理解をいただけないだろうかというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、町長の考え方の最後にお伺いをいたします。

そうは言いましても、それぞれ住民には住民のいろいろな思いがございます。したがって、もうこれを決めたんだから、もう動かないよ、という姿勢じゃなくて、少しは、こういうような許容があるんですよというようなことを、住民にぜひ説明をしていただきたいというぐあいに思います。

それから、最後に、広報のことでございますけども、これは小さなことかもしれませんが、今説明されとる、公民館単位でというようなお話がございましたけど、この広報「つわの」の5月号の中に職員配置のことが、職員配置が出てますね。その中を見てもみますと、公民館の配置の中には、当然、職員の配置図ですから、職員しか出てません、そういうようなことも含めて、この協働のまちづくりを考えたときには、少なくとも、これは職員配置だから仕方がないと言えやあそれまでだけでも、公民館の館長はだれなのか、そこにだれがおるのかというようなことも、広報の中にぜひほうり込んでいただきたいということもお願いしておきたいと思えます。

次に移ります。

次は、今申し上げました。協働のまちづくり等々というようなことにも関連するわけでございますけども、事業を進めていく、あるいは住民の要望に的確にこたえていく、ということについては、なかなか、自主財源のない本町にとっては苦しいところでございますけれども、国やら県やら、いわゆる有利な事業といったものを多く出してございます。その辺の整理をするために、町長が考えました営業課というような組織をつくられて、その中で、いわゆる情報戦略というような係を設けて、その辺の取り組みをされているところでございますけども、現在の状況を見てもみますと、必ずしもその情報収集あるいは伝達がうまくいってないというぐあいに見受けがちでございます。

例えば、こういうことができたらいいのに、ということをお原課のところにお相談に行きますと、「いや、その、もう、申し込みは今年度は済みました」とか、そういった言葉が返ってまいります。残念ながら、今年が済んだら来年あるかどうかかわからないわけでございますし、そういうことがもう少し的確に、まあ、この組織図でいきますと、営業課のほうから、いわゆる原課のほうへ伝達していき、それが整理がされているということが必要だろうというぐあいに思えますし、各住民からの要望やらそういったものをまとめたものがいつも上がってきて整理ができていく、これは前にも質問いたしましたけども、その辺の取り組みについて3点ほどお伺いをしたいと思います。

情報の収集については、もちろん営業課がやっているというぐあいに思いますが、どのようにしているのか、それから各課との整理はどのようにされているか、それらを住民へはどういうぐあいに周知をしているか、この3点についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） はい、町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のとおり、国・県の情報を常に把握し、特に財政的に有利なものを取り入れるとともに、関係各課の調整を行うことは、まちづくりの推進におい

て重要な業務であると認識をしております、そうした取り組みを強化するために営業課を新設したところでもあります。

したがって、営業課の情報戦略係がその業務を担っており、各課に共通する地域振興関係事業につきましては、共有のフォルダーに掲示し、全職員が閲覧できるようにしておりますが、一般的に行政が行う、国・県の事業等の情報は直接担当課に県から文書でも出されておりました、その中で他課でも利用できる事業や、計画している事業等は、営業課に合議の形で回すこととして対応しております。

営業課では、事業によっては過疎地域自立促進計画との整合性や、平素からの情報をもとに関係課との打ち合わせ会議等を設定するなどながら調整に努めているところでございます。

また、本年5月より、庁議においても、各課で進めている事業の進捗状況の報告や、協議事項を議題とし、情報を共有し、連携を図っているところであります。

一方、町民の皆様への情報提供についてであります、毎年4月に行います自治会長嘱託員合同会議におきまして、自治会等を対象としたコミュニティ助成事業や、定住関連事業、農林関係の事業紹介などを行っております。

また、町ホームページにおいても、民間団体や事業者の方々が利用可能と思われ、国や県等の支援制度を掲載しております、さらに今月からは津和野町公式メールマガジン「津和野おたすけマガジン」を発行し、登録していただいた方々に対して、まちづくりや企業支援等にかかわる有益な情報提供を始めたところであり、今後、個人、団体、企業問わず、お役立ち情報をでき得る限り発信、提供してまいりたいと考えております。

なお、町民の方々からの事業要望については、関係課や直接私のほうへ要望いただくことが多く、一課での整理までには至っておりませんが、ケースに応じて関係課での連携は図ってきているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、説明ございましたが、つまりは情報をやっぱり一括するということが一番大事だというぐあいには思っております。そのために、いわゆる営業課というのをおつくりになったんだろうというぐあいには思っております。24年のこの営業課の事務分掌を見てみますと、この情報収集、まあ、戦略係でございますけれども、情報収集、提供に関することといったものが、この事務分掌の中にございます。これは小さなことかもしれませんが、この主査のところの一つあります。それから、副主任主事のところにもございます。これに主任と副がございます。これを見てみますと、情報収集提供に関する事務が二つあって、主務が2人おるといふぐあいになるわけでございますが、その辺の検討がされてこの事務分掌というのはつくられておるのかどうなのか。小さなことかもしれませんが、こういうことが、いわゆる、情報の伝達やら、収集の責任感とか、そういったものにつながるのだというぐあいには思います。その点について1点だけお伺いします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 御質問の事務分掌の関係でございます。

2人主任がおるということではございませんけども、常識にあたる主査をそのチーフとしてという考え方で事務分掌をつくっているところでございまして、また業務によってはどうか、情報ということになるといろんな分野がございます。

主任主事の副主任主事のほうにつきましては、広報等なりホームページ等を通じた業務というのが、どうしても主体になるわけではございまして、そういったことですべてをその副主任主事というのは非常に無理があるということで、ある程度、中ではすみ分けをした中でやっていたこうという考えで、事務分掌のほうは考えたところでございます。

十分機能しているかといえば、まだまだ十分とは言えませんが、徐々にではありますけども、形を少しずつこう加えながら、いろんな情報集めをしたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、小さなことを聞きましたけども、事業を進めていく上では、とてもそのことが大事なことだというぐあいに思っているんです。

一括していろんな事業を営業課で取りまとめになって、情報を入れられます。それを各課に流し、あるいは各課にも恐らく、縦割りでございますので、さまざまな情報が参っているというぐあいに思います。その辺で、そのこの辺の元締めを営業課がきちんとされるということが、最も大事だというぐあいに思っておるわけです。

さきの説明でも、いわゆる庁議、いわゆる役場内の会議でございますけども、この中で各課で進めている事業の進捗状況ということで話すことになったということがありますけれども、これは当然のことだというぐあいに思いますけども、そういうことをきちんと進めていくということが、すなわちさまざまな情報が住民へ周知していく、いうものになろうというぐあいに思いますので、若干、こまいことを指摘をさせていただきました。ぜひとも、一括した情報が速やかに流れて整理されることを望んで質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、8番、青木克弥君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時15分まで休憩といたします。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序2、6番、岡田克也君。

○議員（6番 岡田 克也君） 6番、岡田克也でございます。それでは通告にしたがいまして、質問いたします。

まず最初に、自然エネルギーの活用についてであります。

将来の日本のエネルギー事情を考えると、自然エネルギーの活用を推進していくべきと考えます。3月議会で答弁のあった学校や町有施設への木質バイオマスストーブの設置や、太陽光発電パネルの設置などを計画的に推進していくべきだと考えます。

具体的に一例を挙げれば、枕瀬公民館はJR日原駅に隣接して、交通の便もよいこともあり、年間約4,000人の会館使用者があり、床暖房システムがあります。床暖房システムは石油ストーブの使用を抑えることができ、太陽光発電や木質バイオマスボイラーなどと組み合わせれば、木質バイオマスストーブなどとあわせて活用し、冬場の暖房を自然エネルギーで多くを賄えることになるのではないかと考えます。

また、日照時間の短い中山間地にとりまして、今、最もメディア等でも注目されておりますのが、小水力発電であります。農業用水でも発電ができ、売電価格も上がり、町内各所に川が流れている当町にとりましては、まさに最適だと考えます。

木材の乾燥を木質バイオマスエネルギーではなく、石油で行っている森林国は日本だけだということも聞いております。

津和野町のエネルギーの多くが自給できるように、計画的に自然エネルギーに転換していく方策が大切だと考えます。島根県は森林面積及び森林率において全国でトップクラスであり、国や県と連携しながら、公共施設のみならず、農家や家庭に木質バイオマスエネルギーの推進を進めていくべきだと考えます。自然エネルギー推進について、構想をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町が行っております省エネルギー、新エネルギー対策につきましては、平成22年度より補助金制度を開始しており、太陽光発電施設については、1件当たり上限15万円、省エネ施設については1件当たり上限5万円を交付しておりますが、毎年予算額を超える応募が寄せられております。ことし国からは、災害時の拠点となる公共施設に対して、太陽光発電施設と蓄電池を設置するための資金が地方に配分されることになり、本町で設置できる公共施設の選定を行っております。

議員が例として挙げられた枕瀬公民館については、太陽光発電パネルを載せるための南向き屋根が少なく、今回の候補地にはなりません。木質バイオマスを活用した暖房機器の可能性については、教育委員会とともに検討していきたいと考えております。

また、標高差の多い地形を生かした小水力発電の可能性についても高津川流域全体で検証することとしており、国や県の協力を得ながら進めたいと考えております。

昨年の東日本大震災発生後、我が国は原子力発電に頼れない時代が到来しつつある中で、木質バイオマスの活用につきましては、本町だけでなく日本全体が取り組むべき課題であると認識をしておりますが、これまで森林に対する適切な管理が十分なされてこなかった実態があり、山があるからすぐに使えるという状態ではございません。山を守り育て、木材

を搬出するための壊れない作業路の整備や、隣地の境界確認などをスピーディに行うため、高津川流域全体を対象にした総合特区により、全国に先駆けてシステムを構築しようと検討を重ねております。

また、木質バイオマスを使った暖房機器の導入に対する補助制度も創設すべき時期が来たと感じており、国や県の助成事業を検討した上で、議会に提案させていただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 石油資源の枯渇や原子力も安全神話が崩れる中で、この自然エネルギーということをお大切に考えていかなければならない、そういう時期が来ておると思っています。やはり、現実論として日本のエネルギーというものを考えながら、段階的に脱石油、脱原発というふうを考えていくべきであると考え、また、今回枕瀬公民館の件につきまして、一例として挙げさせていただいたのも、枕瀬公民館の常勤主事が島根県の環境アドバイザーの資格を持っておられまして、その環境アドバイザーの主事さんとも連携しながら、この枕瀬公民館というものを全国にも発信できるような、自然エネルギーを活用としたそういう公民館にし、また町内の施設をそういうふうにとんとんと自然エネルギーを中心とした施設にしていく、そしてこの町が自然エネルギーをもって木質バイオマス、これも森林の整備、そして間伐にも寄与していくと思っております。そして、森林の仕事にも寄与していくと思っております。

そんな中でこのようなことを考えておるわけでありましてけれども、先ほど枕瀬公民館については、木質バイオマスを活用した暖房機器の可能性について検討していきたいということではありましたが、その点につきまして、環境アドバイザーの資格を持った主事とも連携しながらされることを提案したいと思っておりますが、そのことについて所見をお伺いします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 議員からの提案であります、今回このことについては初めて聞いたことですので、教育委員会の施設となっております関係もありますので、教育委員会と主事とともに検討していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それと、答弁にありました「木質バイオマスを使った暖房機器の導入に対する補助制度を創設すべき時期が来たと感じている」という、そういう返答がありました。例えば、同じ森林県の高知県では、農業用の木質バイオマスボイラーに県が2分の1、国が2分の1でほぼ100%の補助によって、木質バイオマスを国、県連携しながら導入していこうという、そういう形をとっており、やはり同じ森林県として、国や県と連携しながら進めていくことは大切だと思っております。

この点につきまして、具体的に考えておられるこの補助制度についてありましたら、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 農業用資材につきましては、ちょっと担当が違いますので農林のサイドになるかと思うんですが、一般家庭の暖房用の木質バイオマス利用につきましては、この冬になるまでに何とか制度化したいなという気持ちはございますが、財源等のことがありますので、できれば9月議会に提案できるようにがんばってみたいと思っております。

農業資材については、お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 農業関係のバイオマス利用の関係でございますが、本町でハウスの関係でバイオマスのボイラーを入れておられる方がおられます。これは、県のがんばる事業、3分の1補助事業でございますが、それをもって対応しております。

そういう情報については、今、認定農業者とか、青年農業者とかにお話はしておりますが、今の課題としては木材をどこから入れるかというのが一番の課題ということでありまして、その辺を今後解決しながら、高知県のような形ができればというふうに考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 執行部におかれましても、自然エネルギーの推進につきまして大変意欲的な答弁がありました。頑張ってお進んでいただくことを祈念いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問といたしまして、長時間勤務のリスクと対策についてであります。

今や15人に1人はうつ病になると言われているこの日本の現状であります。また、数年前の調査で、国家公務員の病欠の理由の63%が心の病であったと伝えられています。1日11時間以上働くイギリスの公務員のうつ病のリスクは、1日7～8時間働く同僚の2倍以上であったという論文も発表されております。

時間外勤務は上司の命令において行われると思っておりますが、平成23年度1年分の津和野町役場の職員の時間外・休日勤務の多かった職員の所属する部署、合計時間、合計手当額を、上位10人分を氏名未公表でお尋ねします。

汗水流して働いて税金を納めていただく町民のために、職務遂行する時間外労働は頑張っておいただかなければならないと思っておりますが、各部署の繁忙期以外にいつも時間外勤務が続くような状況は、職員の健康面での管理運営上で問題があると考えます。心の病気などのリスク軽減のため、時間外勤務の軽減策、時間外勤務が多い職員への指導方法や業務配分、配置転換などの方策についてもお尋ねします。

また、病欠の際の休暇取得時の給与支給及び病気休暇の取得できる日数など、並びに現在の津和野町役場の病欠者等についてあわせてお尋ねいたします。

また、専門知識を学習し、研鑽し、業務を正確に短時間で遂行できるような優秀な職員は、年功序列ではなく、昇格・昇給できるようなシステムが構築できれば、時間外勤務も減少できるように考えますが、あわせてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、御質問の平成23年度の時間外勤務状況についてでございます。

平成23年度1年分の津和野町役場の職員の時間外休日勤務の多かった職員の、所属する部署、合計時間、合計手当額を上位10人分を氏名未公表で尋ねるという御質問でございますので、お答えをしてみたいと思います。

まず、1人目でございますが、教育委員会に所属する者でございます。合計時間が416時間、合計手当額131万5,012円。

2番目でございますが、福祉事務所に所属する者でございます。255時間、81万5,466円。

3番目が教育委員会に所属する者でございます。244時間、81万3,561円。

4番目が税務住民課に属する者でございます。223時間、99万1,237円。

5番目が教育委員会に所属する者でございます。221時間、69万3,845円。

6番目が健康保険課に属する者でございます。192時間、55万6,507円。

7番目が福祉事務所に所属する者でございます。192時間、40万8,561円。

8番目が営業課に所属する者でございます。184時間、37万4,909円。

9番目が教育委員会に所属する者でございます。178時間、63万6,060円。

10番目が福祉事務所に所属する者でございます。170時間、56万377円という状況でございます。

時間外勤務につきましては、業務の関係上、部署ごとに繁閑期があり、やむを得ない場合がありますが、軽減策といたしましては、基本的に毎週水曜日と木曜日をノー残業デーと定め、職員に周知するとともに、庁内放送を行うことで退庁の喚起を促す等、時間外の縮減を図っております。

また、時間外の多い職員には、労働安全衛生委員会にオブザーバーとして参加をさせていただいております。益田市の元保健師の方に、面談等健康面での対応をお願いしておりますし、業務配分についても特定個人に極力負荷のかからないよう各部署において業務分担の調整を行っております。

配置転換等につきましては、個人の事情により異なりますが、特別な業務内容が用意されているわけではございませんので、比較的ルーチンワークの多い職場への思いはありますが、個々のケースにより対応してみたいと思います。

病気休暇につきましては、職員が公務上負傷等した場合には、療養が必要な期間は有給休暇となっており、私傷病の場合においては、90日を超えない範囲で有給休暇となっております。

また、私傷病で90日を超える日数に至った場合で、地方公務員法第28条第2項第1号（心身の故障のため、長期の休養を要する場合）の規定に該当する場合は、3年を超えない範囲において休職とする取り扱いをしているところでございます。

なお、この休職の期間における給与等の支給については、津和野町職員の給与に関する条例第29条第3項の規定により、1年間は100分の80を支給し、その後は無給となっております。

きょう現在、休職者として勤務していない職員は1名となっております。

昇給・昇格システムにつきましては、年功序列型の賛否が問われている昨今、行政職という特殊性を考慮しつつ、人事評価制度等の試行を重ねながら、適材適所を念頭に検討したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま答弁がありました中で、聞いておりますと、教育委員会が最も多い416時間という時間外の職員を初めとして、10人中4名、福祉事務所が3名、税務住民課、そして健康保険課、営業課がそれぞれ1名という、そういう状況になっております。

なぜこのように、下の10番目程度の方々は時間もあまり大きな開きはありませんけれども、時間外がこれほど増大になった理由としまして、せっかくでございますので、各担当課のほうからそれぞれ主な理由を手短かにお答えいただけたらと思います。お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） それでは、教育委員会のほうからまずお答えをさせていただきますと思います。

教育委員会4名、この中におります。特に1番上の416時間という、ほかの方と若干桁の違う数字があります。これ、業務の中身を言いますと、本人が特定されてしまう職になりますので、あまり深いことは言いませんが、ある程度専門的な知識が必要であって、業務期間として特に昨年度は特別な年でありますので、どうしてもこういう形になってしまっておるといような形です。本年度も引き続いて、若干の影響があるかとは思いますが、そういうような形を持っております。

それから、ここでいくと3番目と5番目の職員であります。どうしても県等からの調査物が毎日のように新しい調査がやっけてまいります。それと、通常の自分たちの業務をこなしていきますと、どうしてもそこの辺で業務が重なっていく、そういった職場環境にありますので、ここの辺も若干いたし方ないかなというふうに思っております。

それから、一番下から2番目、第9位の者でありますけれども、これについても業務的に、本人はどちらかといえばできるだけ時間外をしないというスタンスの職員でございますので、これをこなすときには仕方のない時間外をこなしておるんだというふうに私は判断をしております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 福祉事務所3名おりますが、生活支援係、福祉事務所の中でもそうした係、それと最近では要保護児童等、かなり人数が出ておまして、どうしても時間外

で対応せざるを得ないと、相談等もありますので、そうしたこと、それと緊急時がありまして、私も含めてそうした形で夜間、しかも深夜出ているという状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 税務住民課であります。制度改正等に伴う部分が大部分を占めております。それとあと、収納対策に係わる部分で調査もの等がありまして、そういう関係で時間外がふえております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 健康保険課につきましては、人事異動によります仕事の慣れ、それから長期欠席者がおりましたので、その欠員での対応、それから第三者機関等の夜遅い対応等、そういったもろもろの内容で時間外が増えたということであります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 営業課のほうでございますけども、この職員につきましては広報を担当するものでございまして、昨年はいろんなイベント等も多くございました。特にシーツウーサミットという広域でやる業務でございましたけども、これについて本来うちがやることかどうかちょっとわからないんですけども、どうしてもそういったものに職員をつけざるを得なかったということで、これが大きな要因かなという気がしております。

あと、コンサートも当然ございましたけども、そういった広報取材につきましても、土日でございます。関係課の方が、担当者が撮る場合には取材をしていただくようにはしているんですけども、なかなか原稿を書くとなるとやはりのぞかなければならないというようなこともございまして、できるだけ代休ということも言ってるわけなんですけども、なかなかそれもとれない状況などもあったということでございます。

今年度は若干そういう意味では減ってくるんじゃないかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それぞれの理由があるということで、大変さがわかるわけですが、この400時間を超える職員につきましては、年間の勤務日数から考えましても、1日がかなりの膨大な残業になり、こういう長時間労働は先ほども申しましたように大変心身にリスクを与えらると思っております。400時間のこの職員の時間外については、これは上司の命令で、この健康リスクもわかった上で命令しておるのか、またワークシェアリングはほかの職員等が仕事を分担することはできないのか、専門的ということでありましたが、その点についてもお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 時間外の制度というものは、勤務時間命令になりますので、基本的には命令という形をとるのがスタンスであります。現実、職場が私のすぐへりにおるわけではありませぬので、現実には事後承認のような形をとるのが形となっております。

ですが、我々もあんまり長時間になるのは好ましくないというふうに判断をしておりますので、できるだけ軽減できるような策を練りながら、アドバイスをしながら、対応させていただいておるところであります。いわゆる専門的な知識がある程度必要になりますので、できれば複数体制の職場が望ましいというふうに思っておりますし、今後、その職員が仮に倒れたときには、かわりになるものがすぐにはなえられないというような状況も考えられますので、できれば複数体制を望んでおります。

ですが、なかなか職員の定員管理の中ではそれも望めないということで、現在は臨時の職員を一応雇用して、少しでも補助になればという形でやっておりますが、やはり臨時の職員といえますと限界がございますので、その辺での自分でやらなくてはならない仕事がふえてくるというような状況が重なって、こういうことになっておるといような状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） おっしゃることもわかるわけですが、例えばこの長時間勤務と心の病に万が一なったときに、その因果関係が認められた場合は、町も長時間労働を強いたということで、もし訴訟等をされた場合には大変状況的にも厳しいものがあるのではないかと思います。その点についてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 全体の超勤につきましては御報告申し上げたとおりでございますが、今の御質問のとおり、一定以上、ちょっと今、私が福祉事務所におりました時にも60何時間とか、一定の時間の上限というのは内部で決めておりましたけれども、ちょっと法制度を私も記憶しておりませんが、一定時間以上なるとその責任に対する、当然ですが、業務命令的な責任を負うということにはなろうと思っておりますので、一定の人間に集中しないように、先ほどおっしゃいましたワークシェアリング等を考慮しながら、時間外の軽減を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 先ほど答弁にありました、かなり出てたのが、県の調査物などが時間外の主な理由という、そういうお答えが多々見受けられました。

この県の調査を受けるということならば、先ほどもありましたように、私は町内でも大変雇用状況が厳しい、そういう中で嘱託や臨時をこれだけの金額となりますと時間外だけでざっと計算しますと上位4人でも400万円、上位10人で700万円以上の金額になります。それとともに、それがそのまま心身上の病気のリスクも高め、またそれならば、むしろワークシェアリングをしながら町内で本当に仕事がなく困っている方々に臨時や嘱託ということで採用される、そして1人当たりの長時間勤務のそのリスクと重荷を軽減していくべきであると考えますが、その点についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 業務につきましては、それぞれ臨時さんを雇用して実際にその業務と、同じような業務ができるかという、なかなか難しい面もございますけども、ここに書いてありますような現場的な部分、ルーチンワークの部分、そういった業務を中心に個別の時間外が増加しないように、これまでも一応そういった気持ちで対応しておるわけでございますけれども、一層そういった気持ちで、臨時職員、あるいは嘱託職員を有効に活用といったら失礼かもしれませんが、そういったことを導入しながらやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 答弁の後ろのほうで、「昇格・昇給システムについては、年功序列型の賛否が問われている昨今、行政職という特殊性を考慮しつつ、人事評価制度等の試行を重ねながら、適材適所を念頭に検討したいと考えております」という、そういう答弁がありました。

同じ、例えば業務を行ってみたとしましても、業務を早く正確にこなせる職員は時間内で終わる、それがどうしてもこなせない職員は時間外が多くなる、とすると当然仕事がこなせない職員のほうが残業が多くなり、病気のリスク等もふえ、そしてまた時間外もふえていくという、しかし私はやはり、先ほども言いましたように、短時間で正確に本当にこなせる職員がある程度やはりこの職場の中でも評価され、昇格・昇給していくようなシステムを構築していくということは、職員のモチベーションを保つ上でも大切だと思います。

ただ、公務員というそういう、行政職という特殊性もありますので、ここら辺は慎重に検討しなければならないかと思いますが、この点について考えておられることがありましたらお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） その人事評価制度等を今導入に向けて取り組みをしているところであります。そうした制度を導入しながら、より公平な形でまさにその人事評価を行うということ、それが先決であろうかというふうに思っております。

その上で、その評価結果をどういう形の待遇、職員の待遇に反映をしていくかという問題が出てくるわけでありましてけれども、やはりこの人事評価制度、言葉では大変簡単なんですけれども、やはり人が人を評価するということで、非常に難しさ、私自身もこれまでの試行的な取り組みから感じているところであります。

これまで過去3回、私と副町長が、あと教育長がそれぞれの管理職を評価するという試行的な取り組みをやってまいりました。今年度は、それも同時にやってきておりますが、今度はそれぞれの管理職がそれぞれの部下を評価をすると、そういう試行的な取り組みにも入っていく年でもあります。これは今から今年度内にやることでありますけれども、そうすると、今度はそれぞれの管理職がそれぞれの部下を評価します。そうすると、管理職によってまた評価の基準がばらばらになりますと、全体の職員が本当に公平感を持って評価ができ

るのかという、そういろいろな様々な問題もありまして、これらはまたこれからの課題でもあろうかと思えます。

ですから、もう少し全体的に人事評価制度を本格的な導入というところまでには時間がかかるというふうにも思っておりますが、そうしたことを慎重にやりながら、それとあわせて、今後の問題としてその評価結果をどう待遇に反映をしていくのかということも、これまた慎重に検討していかなきゃならない。というのもこの部分についてはやはりまさに行政という非常に特殊性があるという中から、やはり組合との関係もあります。

組合にも理解をしてもらいながら、この部分を導入していかなきゃならないわけでありまして、一緒にたに昇給・昇格まで反映できるのか、あるいはもう少し賞与の部分で評価結果を反映していくというところまでから始めていくのか、あるいはもう少し別の待遇への反映を考えていくのかと、いろいろと今検討しているところでありますが、いずれにいたしましても、ここの部分は組合と共通認識に立たなければ強引にはできないことでありますので、人事評価制度の試行とあわせて同時に取り組んでいこうというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） その点につきましては、大いに理解できるところでありますけれども、やはり長時間勤務のリスクは組合としてもやはり職員の健康を守る上でも大切なファクターでもあるかと思えます。その点は、また考慮をされながらと思えます。この答弁の中でありました、現在休職者として勤務していない職員が1名あるということですが、その今の期間と、そしてまた復帰に向けての、職場復帰のためのその方策等についてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 現在の休職の職員ですが、対応としましても今ずっと主治医の診断書をいただいておりますので、任期が一応3年ということがありますので、それまでは休職を認めて、対応といたしますと特別なことはこちらからはしておりません。今後、3年までにはまた個々に話をしていかなければいけないとは思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 心の病というのは非常にデリケートな問題でありますので、それが本当にいろんな病気に結びつくということがないように、役場の執行部皆さん方が尽力されることを祈念いたしまして、2番目の質問を終わらせていただきます。

3番目の質問であります、安全な町の交通体系についてであります。

報道等でも大きく報道されましたが、高速道路での長距離バスの事故が全国に大きな衝撃を与えました。当町にもスクールバスや町営バス、病院関係のバスなど人命を預かる大切な仕事をしておられる業者があります。各社で万全な態勢を敷いておられるとは思いますが、最終的な管理責任は町にあると思えます。安全運行のために、運転手の健康管理や雇用形態などについてどのような指導、管理を、町としてしておられるのかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、安全な町の交通体系についてに関する御質問であります。

現在、町営バスは町が直営で運営することが困難なことから、民間の運行業者に委託契約しております。受託事業者と交わす契約内容には運行管理の体制として、事務所に運行管理者1名を配置すること、運行記録簿を作成すること、労働法に関する責任を負うこと等を付記しており、乗務前のチェック等は運行管理者が行うこととなります。

全国でバスによる事故が多発しておりますが、バスの運行に関しましては乗車されている方々の安全を守ることが第一ではありますが、大きな車体が、時には大きな凶器となって人を傷つける可能性もあります。

事故の発生を未然に防止するためにも、乗務員の健康チェックやアルコールチェック等を日常欠かさず行っていただくよう、町から委託事業者に対して、要請文を昨年9月に送っております。

今後も、事故の未然防止対策については定期的に行いたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 例えば、医療や福祉施設などについては保健所等で定期的に監査などがあります。

町では、例えば今、大きな原因の一つと言われております、健康上のチェックであります。そういう健康診断等の書類の確認などについては、また、出勤状況等につきましては、町のほうで、担当課のほうで管理しておられるのか確認しておられるのか尋ねます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 先ほどの町長の答弁にもありましたように、運行管理者のほうで雇用をお願いしております、運行管理者のほうでその辺の健康状態はチェックしていただくこととなっております、こちらのほうで細かく確認をとるということはございません。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 基本的には入札等もあるときに、そのようなさまざまな条件があるかと思いますが、その点については、私はきちっと、何年間に一度でも結構でございますので、確認をされるべきではないかと思っております。

例えば、夜間は他の事業所で夜間勤務をし、昼はこの町バスを運転するという、そういうような、まあパート的、アルバイト的なような形となると、大変やはりリスクもあるかとも思っております。やはり命を運ぶ、このバスやその他の、町の関係する交通機関につきましては細心のチェック体制など、時に確認していただくことも重要かと思っておりますが、その点についてお伺いします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 町長の答弁にもありましたように、昨年9月に細かい要請文をつけて運行事業者のほうにチェック体制、それから管理体制のほうを再度チェックをお願いしますという文書を送ってございまして、今年度も同じような形で現地検査とか、また文書での要請とか、そのようなことを重ねてまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 町民の命を運ぶ、この安全な交通システムにつきましては、ただいま答弁がありましたことで一層慎重に要請をしていきたいということでありますので、これをもちまして終わらせていただきたいと思います。

次は、町内企業への支援であります。

町内にありました工場が操業停止することになるなど、町内の雇用情勢は大変厳しさを増しております。厳しい経営状況の中でも、町内で懸命に雇用を守っておられる、そういう企業などが多くあります。これらの地元企業に対しまして、融資や補助制度や経営相談などの、国や県、町の支援制度についてどのようなものがあるか、また、どのようなことを考えておられるかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

国内経済は、いわゆるリーマンショックに端を発した金融不安や同時不況から持ち直しつつあったわけではありますが、昨年3月に発生した東日本大震災と、その後の欧州各国の財政危機による金融不安と、歴史的な円高の進行など、再び景気後退が懸念されており、町内企業の経営、雇用環境は、このような影響を受け御指摘のような厳しい状況が続いております。

このような先行きの不透明な経営環境の中、国、県では各種支援施策に取り組んでおりますが、本町といたしましては、特に経営一般や商業、雇用、人材などの分野に関する金融制度や相談窓口、専門家派遣、補助金などの積極的な活用を推進してまいりたいと考えております。

金融制度では、国の金融円滑化法が一年間延長されたことを受け、県におきましても引き続き資金繰り不安の払拭と返済負担の軽減を図りながら、経営改善につながる取り組みを支援することとしており、町も、この支援と協調した単独予算措置を実施しているところであります。

具体的には、県中小企業制度融資による資金繰り支援と施設整備の近代化などのために受ける融資を確保するための毎年、毎年1,500万円の預託金の支出や同制度融資借入金返済に対する利子補給金200万円、また、今定例会で御審議をお願いしております資金繰り安定化対応資金に関する緊急信用保証料補給金250万円などです。

窓口相談等に関しましては、島根県におきまして、中小企業経営力強化重点支援事業による経営アドバイザー派遣や経営安定支援専門員配置、商工会等の経営指導員の支援能力向上に取り組んでおります。

そのほか、廃業などによる地域の商業機能が失われつつある中、自らの工夫した取り組みを行おうとする事業者を支援する地域商業活性化支援事業におきましては、県、町との協調補助により3分の2から2分の1の助成を行っております。

また、雇用の維持対策といたしましては、休業や出向を行った雇用保険の適用事業の事業主に対して、国の雇用調整助成金による休業手当や出向元事業主負担への支援がございません。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま答弁のありました地域商業活性化支援事業につきまして、具体的にどのような事業者を支援する、具体的にどのようなことを行うことを想定しておる支援事業かについてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） これは、主に県のほうで取り組んでおりますけれども、まずは昨年も予算措置をしたところでありますが、いわゆる空き店舗対策ということで、残念ながら廃業された空き店舗を使いまして、その新たな御商売される方に対する、いわゆるリニューアルの費用に対するの補助、それから、当然賃貸が発生しますので、それに関しますいわゆる家賃の補助ということで、家賃につきましては3年間補助をするということでございます。

それから、もう一方では、いろんな意味での小さな商業活動をされておられる方につきましては、例えば、買い物の支援対策ということで移動販売車、そういったような仕組みを新たに組み込んでいただいて、中山間地域の買い物対策ということに対する支援、そういったような資金的な補助制度ということで、これにつきましては町と県でそれぞれ補助率を定めまして、多いものでは、先ほど申し上げましたように3分の2の支援をするといったようなことで取り組もうとしておるものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 大変厳しい中で経営をしておられる事業者がたくさんございます中で、こうしてさまざまな対応策がありますことは、やはり、経営に大変不安、また先行き不安等、資金繰り等の不安をもっておられる業者にとりましても心強いことかと思えます。これらのことにつきましても、町内の業者等に、また、広報といいますか連絡をされ、また、いつでも相談にのっていただけるような、そういう窓口を開設をして対応していただきたいと思いますが、これは、基本的には商工観光課のほうの担当と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） この制度でございますが、いわゆるセーフティーネットの関係で、売上げが落ちておられる経営者の方、それから、新たな規模拡大といいますか、投資をされているというような経営者の方に対する支援でございますので、当然、県の制度資金を活用してまいります。したがって、基本的には商工会さんのほうでそういうふう

な申請をいただいて、セーフティネットの関係は町長のいわゆる認証といたしますか、それが必要となってきますけれども、基本的には商工会さんのほうから経営指導員さんを通じて個々の経営主さんとお話をされて、こういうふうな制度資金を利用しようということで、最終的に町のほうに参りますが、今の信用保証料以外につきましては商工会さんのほうで完結をしていくという制度でございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、このさまざまな制度につきましても、広く町内の業者の方々にお知らせいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、6番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で11時15分まで休憩といたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序3、4番、竹内志津子君。

○議員（4番 竹内志津子君） 議席番号4番、竹内志津子でございます。通告に従って4項目質問したいと思います。

1項目めは、定住自立圏構想についてです。今議会に、定住自立圏の形成に関する協定の締結について、という案件が執行部より提出されています。この件について、疑問に思っている点や懸念される点がありますので、質問したいと思います。

益田市を中心市として、周辺自治体である津和野町と吉賀町が連携自治体となり、定住自立圏を形成するという構想は、平成20年に総務省が出してきた構想であり、この構想を進める国の強力な方針があり、それを県が受けて、市町村に指導を行ってきているのではないかと考えますが、そのとおりでしょうか。

次に、取り組みの内容の三つの政策分野は、一つ、生活機能の強化、二つ目が結びつきやネットワークの強化、三つ目が圏域マネジメント能力の強化ということが国より示されており、それぞれの分野について、益田市が圏域の具体的な内容を入れて協定書を作成しています。これに益田市と津和野町、益田市と吉賀町が、それぞれ調印して協定を結ぶこととなりますが、津和野町の主体性は、どの程度認められるのでしょうか。

そして、総務省の基本的な考えの中には集中とネットワークとしてくくった中に、「すべての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難」というふうにあります。「中心市が、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を整備し、周辺地域と連携・交流する」とありますが、今以上に、益田市に生活機能が集中するのではないのでしょうか。その点を非常に懸念しております。

以上について御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、竹内議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

定住自立圏構想に関する御質問でございます。

まず、一つ目でございますが、定住自立圏構想は、総務省が所管する事業であります。県の取りまとめ窓口は、地域振興部市町村課となっております。

県内の中心市要件を満たす4市（松江市・出雲市・浜田市・益田市）すべてが中心市宣言を済ませており、共生ビジョン策定を済ませていないのは益田市のみとなっております。

二つ目の御質問でございますが、3月議会でも答弁をさせていただきましたが、定住自立圏の形成に関する協定は、中心市と連携自治体が対等な立場で協定を結ぶものであり、不都合が発生した場合には、協定を破棄できる拒否権を双方が持ち得るものであります。この事業に関しましては、町の主体性が発揮できるものと考えております。

三つ目の御質問でございますが、現在の医療を例に挙げますと、津和野共存病院に高度医療のすべての機能を持たせることは、医師不足や社会構造の変化により、大変困難な状況であることは御理解いただけるものと思います。中心市の益田市には、救急搬送の指定を受けていただいている2病院が存在し、津和野町民の命と健康を守っていくためには、1次医療から3次医療までにおいて、益田市と本町がさらなる機能分担と連携といった体制を構築することが重要であります。

また、医療関係以外では、体験型観光・滞在型交流の推進という項目があり、川を生かした観光や滞在型イベントは津和野町で受け持つこともでき、すべてが中心市に置かれるものではないと考えております。中心市と連携自治体が、それぞれが持つ優位性を生かし、連携していくことこそ、圏域住民にとって住みやすい環境へ発展するものと考えます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 過疎高齢化が進み、そしてまた財政難の中で、やはり近隣の市町村が連携していくということは、非常に大事なことだというふうに私も考えております。ですから、事務組合というようなこともありますし、高津川総合特区のこともあります。そういう面からでも連携が十分にできると思います。

この定住自立圏構想についてというこの構想が、国からおろされてきており、そして国の構想に従って、中心市、周辺市町村が取り組みをしていくということなんですけども、本来ならば、その市町村、周辺の市町村、それがみずからがこういうふうなことをやりたいと、だから国の支援をしてほしいと、そういうようなことを下から出していき、そしてそれを県なり国なりが支援していく、そういうものが本当の地方自治ではないかなというふうに、地方自治の理念を生かしたものではないかなというふうに思いますが、前回の合併についても、そして今回のこの定住圏自立構想についても、これは国からやはりおろされてきているものであり、国のある意図というのを感じざるを得ないわけです。

そして、国からの財政支援も中心市を重点的になされるということです。将来的には、生活機能は益田市に集中してくると思いますし、ネットワークも強化される、そして、人材も交流するということになる、津和野町だけ単独でできる事業というのは、本当に限られてきて、津和野町の主体性というものは、出されなくなるのではないのでしょうか。そして、そういうことが進む中で、三つの市町村が一つの自治体としての機能を果たすことになり、将来、合併の方向に進むのではないかと懸念され、予想されます。

また、総務省は中心市に都道府県の機能を移譲して、国の財政的支援も考えています。これらのことから考えられることは、国は将来、都道府県をなくして、道や州に集約していくということのをねらってるのではないかというふうに思います。国の仕事を外交、防衛、そして軍事、司法そういうものに限定して、小さな政府にしていく、一方、国民憲法にうたわれた国民の基本的権利である社会保障や教育など、そういうものを、皆地方に任せてしまう、国がこういう大事なことを責任を負わなくなってしまう、そういうふうな方向に進むのではないかと、これは私が考えるだけではなくて、世の学者の方たちが言っていることでもあります。協定書の締結に当たっては、慎重に対応すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 基本的に、これは国からおりてきてという、まず前段の部分の話でありますけれども、基本的には、我々はふだんからいろんな地域の問題というものを、国に声を出してきているわけでありまして。これはもう農林部門から道路の関係の国交省の関係部門、いろんな場面で、国に行っては県選出議員等も通じて、地方の、そして津和野町の厳しい実情というものを声を出してきておりますし、それを踏まえて対策を講じてほしいという要望も出してきておるわけでありまして。そういう中から、国は当然津和野町だけのための制度をつくるわけにはいきませんから、制度として地方が活用できるような制度をつくってくれているということでありまして。ですから、その制度を活用するかどうかというのは、まさにそれぞれの自治体の考え方であるということでありまして、今回この定住自立圏構想というものも、益田市さんと相談をして、ぜひ活用すべき事業であろうということで、申請を出さしていただいたということでありまして。

そのほかにも、総務省関係、自治省関係でいきますと、「緑の分権改革」であるとか、いわゆる地方のためになる、そういういろんな改革、制度、今回導入しました「地域おこし協力隊」なんかも、そうしたこれまでの地方からの声を取り上げて、国がつくってくれている制度でありまして、それを活用するかどうかは自治体の判断である。そういう前提の中で、この定住自立圏構想も進んでいるんだということを御理解をいただきたいというふうに思っております。そういう中で、益田市と津和野町が主体を持って取り組んでいる事業であります。

町も益田市も、今回総合特区等にも認められました。そういう中で、高津川の活性化を一緒に図っていこうという取り組みでもあります。そして、総合特区を活用していろんな事業

をやりますが、やはり川を守るためには、森林の整備等も必要だということで、総合特区の中でもやってまいります。そういう中で、やはり益田市さんと、そういう町の津和野にとっても役立つ山林の整備を進めていくためには、どうしても川上だけが頑張っても本当にその実現ができないわけでありまして、より大きな人口を抱える川下の理解なくして、我々川上のまちづくりというのは、特にその森林関係で、農業も合わせてだと思いますが、進んでいけないわけがあります。そうした面をやはり踏まえて、この定住自立圏構想というものも、また結んでいながら、より川下の川上に対する理解というものも深めていく必要があると思っております。

今回、総合特区制度を導入しました。そして、これを広域市町村圏で取り組むわけですが、そのときにだれが携わるか、そういう話し合いを益田市あるいは吉賀町とも合わせていたしました。益田市さんとしては、吉賀町、津和野町からも1人職員をつけてほしいと、専属で。そして、よりこの強化な体制でこの体制を進めていこうと、総合特区を進めていこうという提案がありました。当然町としても、本来ならば主体的に、1人職員を専任でつけてやっていきたいという思いがありましたが、先ほどからいろんな場面で議論がなされておりますように、職員がもうかなり減ってきておる中で、そこに専任でつけられるほど今の津和野町には余裕がないということで、農林課、地域振興課、そうしたかわる部署が、兼務で今携わるという形であります。そのかわり、益田市さんからは1人専任をつけていただいて、それが事務を今つかさどっているというような状況でもあります。そういう面から、やはりもう一体になって取り組みをしていかないと、津和野町のそうして総合特区の関係も進まないという状況でもあります。こうしたことを背景にしながら、今回人材の育成というものもこの定住自立圏構想の中に入っているわけですが、そうした面も、しっかり活用してやっていく必要があるだろうと考えております。

そのほか、これは繰り返しになりますけれども、やはり医療の問題、非常に重要であります。医療というのはもう命にかかわることでもありますから、津和野町の定住にとってもとても大切な分野であります。しかし、残念ながら御承知のとおり、医師不足の関係でなかなか救急告示もおろしております。そして、外科の問題、整形外科の問題、非常勤で対応しておりますが、なかなか常勤での十分な整備にもつながっていかない、それがなかなか救急的な医療の場合、2次医療の場合になってきますと、これはもう津和野町独自で解決ができない、それを国が今言われていることでありまして、圏域の中でやる、そして2次医療、救急医療というものは、そうした益田に、今現状見渡した中で整備をして、津和野はまさにその1次医療という部分をしっかり役割を持ってやっていこう、それが厳しい財政状況の中で、一番の生活圏を機能できる体制につながるという考え方の中でもあります。

そういう考えもありまして、例えば電子カルテの問題、これからもこれは津和野町、益田市さんと連携をして取り組もうとしております。今年度の中で整備をしていこうと思っておりますが、やはりこれらは、非常に大きな財源を要するものであります。県の交付金事業等も活用して、幾らかそういうものを活用しながら、町の負担も最小限にやっていこうと思っております。

この定住自立圏構想も、協定を締結しましたら、津和野町にも特別交付税で1,000万円の措置があるということで、そうした貴重な財源というものも、こうした医療の機能強化、連携強化に使っていけるというような、非常にメリットがあるものでありますから、そうした国の制度は、我々としては貪欲に活用して、この津和野町のために生かしていこうという取り組みでありますから、そういう面において我々は進めていこうということであります。

そういう観点の中で、合併や道州制というお話もありましたけれども、そこは町として主体を持って、町の考えがしっかりした中で進めていく事業でありますので、御心配というのは理解をしながらも、今回のこの定住自立圏構想については、町のために締結をさせていただきたいと、我々は考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 益田に生活機能、例えば医療など高度な医療などが集中するっていう、それを利用するという、それはもう今、現状ではいたし方ないことではありますけども、例えば産婦人科について考えてみますと、津和野町で診察していただき、手術等もしていただき、出産等もできた、それが不可能になって、いたし方なく益田の日赤へというような、そういうようなことになっていったわけですが、実際はそういうことを町民は望んではいないと思います。ですから、町独自で、例えば津和野共存病院でそういうことがきちっとできるような体制を町民は望んでいるはずですよ。

診療所、日原診療所についても、もっといろんな診療内容をふやす等すれば、日原地域の人たちは、近くの診療所で診ていただけるということになります。そういうことをこそ町民は望んでいるわけで、益田市が機能的に、益田市に機能が集中すること現状ではいたし方ないことですが、私たちはそれを簡単に容認してはいけないというふうに思います。町民の願う十分な医療、医療だけではありませんが、さまざまなそういうことについては、やはり町としてきちっと、国なり県なりに要求していくということが必要ではないかなというふうに思います。

2番目の質問に対しての答弁の中で、不都合が発生した場合には協定を破棄できる拒否権を双方が持ち得るものであります、この事業に関しましては、町の主体性が発揮できるものと考えておりますというふうにありますけども、今、当初の段階ではそういうことができるかもしれませんが、連携がずっと進んでいった段階では、不都合ですから町は外さしてもらいますというようなことには、簡単にはならないと思います。そういうことが、将来的な合併にもつながるという懸念があるので、やはり慎重にやっていただきたいということを言いたいわけです。現状でいろんなことが困難な中で、連携はいたし方ないと思いますので、町長が言われたように、今はそれを受けるべきであるし、そして高津川特区ですか、それとか、それから広域の事務組合を利用しながらやっていくという、それは必要なことだというふうに考えております。ですので、それと合併の話が出てきたときには、町の主体性を持ってというふうに言われましたけど、この場合、圏について最後にお聞きしたいの

は、合併の話ができたときに、もし下森町長がそのとき御在籍であれば、拒否されますかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、その医療の関係、具体例としてお産の関係も出たわけがあります。当然理想として、また近い将来ということで町でお産がまたできる体制、それは私自身も目指していくべきであるというふうに思っているわけでありまして。しかし、現実の今の対応として、産婦人科医がこの圏域に何人いるかということでありまして。それが津和野、益田分散をさせてしまうと、これは1人の体制ではお産はできないわけでありまして、ある程度集約をさせて、そこの中で現実としてお産ができる状況を考えていかなきゃならない、その現実論の中で現在は進んでいるということでありまして。

その後、益田市さんとも一緒に、この産婦人科医、本当にこの益田へふやしていかなきゃいかんということで、県にもお願いをし、また九州にも行くという中から、現在また産婦人科医が3名復活をいたしました。それに伴って、この春から津和野町も産科のほうも、また外来等が再開できるという改善につながってきているという状況でもありますし、今後また益田市さんとまだまだ課題はありまして、里帰りのほうもまだ制限中でありまして、そうしたことを一つ一つ解決をしていながら、そして国にもしっかり産婦人科医の不足を、これは全体として解決をしていただくということももちろんお願いをしていって、その暁に、また津和野町でお産ができる、そういう体制づくりを目指していこうという中で、現実的な今お話をしておるということで、特に救急医療も非常に大事でありまして、脳外科の問題等があります。それをじゃあ脳外科が足りない、益田市も足りない中で、津和野町に持ってくるのが、それが益田圏域の中で、本当に機能として有効であるのかどうかということで、まずは益田市さんの中で脳外科医を確保していただく、そういう中で、救急医療をまず講じていくということが大切であるということ、現実論として、今広域での取り組みが非常に必要なんだということの中で、それをやはり推進していくためにも電子カルテ等も必要であり、さらに連携体制を構築していくためには、財政的な優遇措置もあるこの構想に対して、締結をしていこうという考えで進めているという状況であります。

それから、合併に対して、私が拒否するのかということでありまして、私の考えは、現時点では益田市さんと合併をしようという考えはございません。ただ、それはあくまでも私の考えでありますので、このことについては、私自身の判断だけで、また拒否を表明するかそういうことではないと思っておりますので、当然議員の皆様方あるいは町民の皆様方、いろんなこれから御意見等も、これからというか、その議論が今出ているわけでもありませんけれども、いろんなことをまた御意見等伺いをさせていただきながら、判断をしていく問題だというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 現実として、非常に厳しい状況の中で認めざるを得ないという回答でありますけれども、どんどん進んでいったときの対応を、町がどうするかというこ

とをやはりいろいろ考えながら、一つ一つの事業等にかかわっていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。津和野町の製品の放射能検査についてです。

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響が、津和野町にも及んでおります。津和野製品の放射性物質の検査を、県外業者から生産者に求められたということです。当初生産者は、検査について、どこでどのようにしたらよいのかもわからなかったということです。生産者がどのように対応したらよいのか、こうした場合、生産者がどのように対応したらよいのか、相談する窓口を庁舎内に設ける必要があるのではないかと思います。

今回は、生産者が個人で検査機関にサンプルを送り検査をしてもらい、結果はセシウム134や137というような放射性物質はほとんど検出されず、その証明をつけて出荷したということです。サンプルをつくるにも随分手間もかかったようです。そして、検査料も2万1,000円ぐらいかかったということです。

今後、他の製品についても放射性物質の検査が要求されることがあった場合に、個々の生産者が対応するのではなく、県の段階で検査し、島根県産は安全ですという認証をするシステムを構築する必要があると思います。このことを県に強く要求する必要があるのではないのでしょうか。

次に、今回生産者が負担している検査費用や、サンプルをつくったりした労力に対して、東京電力か国に対して賠償するように要求すべきではないのでしょうか。また、今後においても、福島原発事故が起これなければ生じなかったすべての被害について、東京電力に全面的に賠償させるべきだと考えます。町としてはそのように対応されるのでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

5月に、首都圏スーパーにおいて行われたフェアに出品した緑茶商品について、バイヤーから、放射線量の検査を求められました。このため、出店者が厚生労働省に登録された県内検査機関において検査を行い、安全性を証明した結果、今後は検査を求めないとも聞いております。

このほか、西いわみ農業協同組合にも確認いたしましたが、これまで農産物について、放射線量検査を求められたことはないようでございます。

このように現在、事例が1件であることから、専門の相談窓口を設置するのではなく、現状どおり、関係する課において対応するとともに、関係課において情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

二つ目の御質問であります。放射性セシウムに関する検査料金は、1検体2万円前後となっており、今回の検査料金につきましては、町が出品手数料として2分の1、出店者が2

分の1を負担いたしました。今後は、輸出品に関する放射線量検査料金の10分の9を国が補助する制度もあり、出店者の意向に沿い、採択申請を検討しております。

三つ目の御質問であります。議員御指摘のように、県段階で放射線量の検査や製品の安全認証システムが確立され、市場が認定していただけるのであれば、これにこしたことはなく、県の対応方法を確認するとともに、要望活動を行ってまいりたいと思います。

国への賠償請求に関しましては、放射性セシウムに関する検査料金が高額でないことから、賠償請求等の経費を考えると、自己負担も発生することとなりますので、個々の関係者にお任せする以外に方法はないと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 今回の検査料については、町が出店手数料として2分の1、出店者が2分の1を負担いたしましたということですので、その情報については、私は初めて聞きましたが、それについても個人の負担、町の負担が生じているわけです。ですから、やはりこういう賠償というのは、本来なら事故を起こした東電が責任を負うべきでありますし、その責任について、国がやはり指導をすべきだというふうに考えます。

最後のところで、検査料金が高額でないことから賠償請求等の経費を考えると、自己負担も発生することとなりますので、個々の関係者にお任せする以外に方法はないと考えますというふうな御答弁ですけれども、大体、その東電の事故がなければ、こういうようなことは、この放射性物質の検査等は必要ないわけですし、生産者には責任のないことですので、生産者にとっては、負担する理由がないというふうに思います。このままでいきますと、生産者の泣き寝入りになってしまいます。東電の責任は明確です。なぜ生産者が自己負担しなければならないのか、理屈が通らないというふうに思います。賠償請求等の経費がかかるので、自己負担も発生するというふうにありますけれども、その自己負担の経費についても、賠償請求の経費、そのことについても、東電のほうに賠償させればいいのではないかなというふうに考えます。東電か、あるいは国に出させるようにすればいいのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、島根原発でもしも事故が起こったときに、松江市周辺でなくて島根県産というだけで農産物は売れなくなってしまいます。中国電力に対しては、津和野町も安全協定対象町村の中に、その枠に入れるよう要求すべきではないかというふうに思いますが、これについていかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 賠償請求の関係でございますが、賠償請求を請求する請求権をお持ちの方は、事業者の方、もしくは農業者、被害を受けられた方だというふうに思っております。

現在、県下のJAがといいますか、稲わらの関係、セシウム汚染の関係で被害を受けておられて、JAとして、そのあたりのところの損害賠償を請求しておるというふうにお聞きをしておるところでございます。どの程度、どういうふうになるのかというのを今、把握し

ておるところではございませんが、訴訟となると労力的なところも結構出てまいりますので、そのあたりを確認しながら、商工観光課と連携とりながら、該当者の方には情報をお伝えしたいというふうに考えておるところでございます。

町としてどうこうということではなくて、当事者の方がそのように対応されるかどうかというふうに判断をしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 島根原子力発電所の関係でありますけれども、中国電力さんとは、こうして今回の福島原発事故以来、定期的にいろいろ情報を送っていただくようお願いをしております、先般も益田営業所からお越しをいただいて、町長室のほうで、いろいろ現在の動向等についてお聞きをしたところでもございます。

そういう中、中国電力さんとしては今年度この夏に向けて、中国電力全体としては、電力不足に陥る現状の体制でもないということでありましたけれども、関西圏等の電力不足というものも考慮して、国全体としてやろうということもありまして、5%の節電目標を掲げておられるというようなお話でありました。

その中で、中国電力の管内も全体として5%の節電に協力をしていこうじゃないかという話をしてきたわけでありまして、その後は大飯原発が稼働ということになりましたので、中国電力さんもその5%を今後どうしていくのかということは、その後まだお話をしていないところであります。

ただ、そういう状況の中で、現在、中国電力さんにおかれましては、鹿島の原子力発電所が休止中でありまして、そういう中でも、電力不足に陥っていないという現状の状況ではありません。

火力発電所の耐久性の問題もありますので、それですべて楽観視するわけにはいかないわけでありまして、こうした状況の中で、この島根原子力発電所を再開をする本当に必要があるのかどうかというのは、私自身もそのときにもお伺いをしたり、またしっかり検討していくべきじゃないかということもお話をさせていただいた経過もあります。

そういう中でもありますので、また安全協定というのは、今後、この稼働の上でのまたお話にもなるということでもありますから、決して全く否定をするわけでもありませんし、今後もしろんな動きを見ながら、検討していくべき問題だろうというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） まずは、賠償請求についてですけども、JAの稲わら問題についてですけども、これはつい最近ですが、新聞に載っていたものでは、全額の賠償ではないけども一部賠償が決まったというような報道がありました。具体的な数字を今上げられなくて申しわけないんですが、この点は調査されれば、はっきりと数字も出ていたと思います。

それから、当事者が対応するというを当たり前のように言われますけども、これが当たり前じゃないと思います。生産者には責任のないことですから、やっぱりこの原因をつくったその機関なり、その当事者がやはり責任を負うべきであって、生産者が個々に対応していくという、それが当然だというふうに行政のほうを考えられるのは、これはおかしいのではないかなというふうに思います。

もっと、その生産者の立場に立って、しかも本当にこの周りの農業生産者というのは、そんなに大規模でやっておられるわけではありません。今回のことについても、行政のほうの一部経費を負担されるということになったのでよかったですけど、詳しく聞きますと「出荷したものはそれほど多くないので、この検査料を出してしまうと、本当に利益は上がらないのだ」というようなことも話しておられました。そういうふうに、生産者にとっては降ってわいたような被害ですので、それをやはり救うのが行政の務めではないかなというふうに思います。

それから、中電との安全協定ですが、もちろん再稼動がなければ、それにこしたことはありませんので、再稼動しないようにという、その運動をやっばり努めていくべきだと思いますし、再稼動がもしなされるような場合にあっては、安全協定をぜひというふうに要求していくべきだと思いますが、そういう事態に至らないようなことを私は望みたいと思います。

それで、賠償請求について、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 賠償請求の関係でございますが、御本人の意思がどうかというのを今確認しておりませんので、明確にお答えをすることができませんが、基本的に農業関係について、そういうふうなことで農業支援、農業担い手支援センター等に御相談がいただければ、こういう手続があるという、そういうところの指導というのは可能であろうかというふうに思います。町のほうで、はいじゃどうでも賠償請求をしてくださいという話にはならないということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） もちろん、その生産者が賠償請求する気がなければ、それはそれでいたし方ないと思いますが、そういう賠償してほしいというようなことがあった場合は、ぜひ相談に応じていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。3番目は、NHKのラジオ放送の受信についてです。

NHKラジオ第1放送・第2放送について、日原地域での受信困難を解消するようこれまでに何度も要求してきましたけども、町の取り組みは非常に不十分だと思います。

災害時の情報入手手段として、ラジオ放送、特にNHKラジオ第1放送は停電のときでも携帯ラジオで聞くことができますので、天気の情報や避難の情報など得るにはなくてはならないものです。町は、災害時のためにコミュニティFMを設置することになっています。これはこれで必要なことだと考えますが、これが使えないときの頼りは、やはりラジオ放送

だと思います。日原地域の住民の方からは、隋分前から要求が上がっています。ですから、私が何回もこの問題を取り上げておるわけです。

また、生活を豊かにする文化的な情報としても、必要性を感じている町民も多いのです。教養番組が多いので、家事をしながら聞いたり、農作業をしながら聞いたりする人も多いそうです。他地域から転入した人が、「NHKラジオ第1放送がよく入らないので驚いた。いつも聞いていたのに残念で仕方がない、今はあきらめている」というふうに言われています。

第2放送は、受験生が受験勉強で利用することが多いと聞きました。これを利用することができる地域の子供もたくさんいる中で、「日原地域の子供さんが利用できないというのは、これは差別ではないか」とまで言われた人もあります。文化的な過疎から少しでも脱却するためにも、受信難の解決に真剣に取り組むべきではないかと思います。

同じ津和野町内でも、津和野地域は受信できて日原地域が受信困難ということを、何年も放置しているのは町の怠慢ではないかと思います。私が何度も質問に出しているんですが、何度も出すということは、町民からの要求があるからなのです。早急に、この問題の解決に取り組んでいただきたいと思いますが、町長の意向をお伺いいたします。

また、町として、どの地域がどの程度の受信状況であるか調査したことがあるのでしょうか。本来なら、こういう声が届いたらNHKが調査すべきですが、やってくれないならば、町が調査して結果をNHKに突きつければよいのではないのでしょうか。私たちの税金を使って放送している公共放送です。すべての地域で受信できるよう求めるのは、当然の要求だと思います。中継のアンテナを設置するよう強力に要求すべきだと思いますが、この点について御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

NHKラジオ中継局の建設につきましては、議員からの要請もあり、NHKへ文章で要望し、困難である回答をいただいた経緯について、これまで議会においてお答えをしております。

過去に御説明をしてきた内容と重複するところもあるかと思いますが、日原地域の告知端末には、音声放送を4チャンネル選択できる機能を持っており、1チャンネルはセンターからの情報、2チャンネルはエフエム山陰、3チャンネルはNHK-FM、4チャンネルにNHK第1放送を組み込んでおります。日原地域は、ほとんどの方がケーブルテレビに加入されておりますので、どなたもこの機能を活用することができ、議員御指摘の文化的な情報を得ることは可能と考えております。

また、NHK第2放送であります。現在インターネットやスマートフォンが使える環境にある方であれば、ラジオ放送をネット配信しておりますので、そうした聴取可能な手段も合わせ、今後さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、災害時の情報伝達手段の強化といたしましては、今年度、コミュニティFM簡易放送システムを町独自に整備する計画であり、町としても災害対策について真剣に取り組んでいるところでございます。

二つ目の質問でございますが、山々が入り組んだ独特の地形をなす日原地域は、携帯電話の不感地域やラジオの受信難地域を多く抱えていることは存じておりますが、細かな調査は行っておりません。電波の伝達は地形に大きく左右され、議員御指摘のNHK第1、第2放送につきましては、AM波という電波が使われており、日中聞こえなくても夜間上空の電離層で反射して聞こえる場合もあり、実態をつかむことは難しい実情があることも御理解をいただきたいと思っております。前段でも申し上げたとおり、これまでNHKに対しては、受信困難の解消にかかわる要望を行ってまいりました。

また、本町の事業といたしましても、告知端末を通してクリアな音声で聞くことが可能な環境整備や、さらには町独自の災害情報伝達手段を講じるなどの努力を行ってきております。でき得る限りの対応を真摯に努めているつもりであります。今後も改善に向けた取り組みを継続してまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） さまざまな手段を講じているということをお答弁されておりますけれども、告知端末を通じてのことについて言いますと、自宅にいればそれは可能で聞くことができます。しかし、災害の場合は戸外に避難しているというような場合もありますので、告知端末からの情報を得るということは、困難になるのではないのでしょうか。

それから、AM波については、日中、夜間にかかわらず受信できることが必要であって、日中はできないけど夜間はできると言いますが、放送内容は異なっておりますので、日中であろうと、夜間であろうと聞けるということが必要です。それで、同じ町内であっても、旧津和野地域では受信が可能な地域がほとんどであり、旧日原地域では困難だということについて、町はどのように認識をしておられるのでしょうか。

以上のことをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 県内のNHK第1放送のアンテナの設置状況につきまして、申させていただきます。東部では松江、それから西部では石見、川本、浜田、江津、それから益田圏域につきましては、益田、匹見、津和野、六日市にNHK第1放送のアンテナの設置があります。

それから、NHK第2放送につきましては、津和野、浜田、石見、益田、松江、川本となっております。匹見、六日市については、第2放送のアンテナはない状態です。

このような状態の中で、我々もNHKに対して日原地域ということを上げさせていただいたんですが、アンテナの密度から言いますと西部には濃い状態になっております。ただし、アンテナを例えば日原地域のどこか一つに建てたとしても、日原地域全域をカバーすることは、大変困難だと思っております。

そういうことから、我々が持っております告知端末を通してすべての世帯に第1放送を流せるような、そういう環境をつくってきたつもりであります。その辺を、御理解いただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 第1放送については、益田、吉賀、それから匹見にもあるということで、そのすべてのところで受信ができるという、それは匹見にしても、吉賀についても、それはできないということは当然あり得ることだと思います。

ですが、ほとんどのところが受信困難であるこの日原地域については、そういう事実があるわけですから、やはりそういうところを置き去りにしては困るということを、強力にNHKに働きかけをしていただきたいというふうに思います。

町が、いろいろと努力しておられることは買いますけども、やはり究極的には、本当にNHKのラジオ放送に頼らざるを得ないということがあると思いますので、今後もしっかりと要求を強めていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。4番目は、野焼きについてです。

農業をする方から、野焼きについて規制が厳しく困っているとの苦情をよく聞きます。「広報つわの」の5月号を見たある人から、「違反すると5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金と書いてあります。我々百姓はやっていかれませんよ、死ぬということですよ」と、怒り心頭に達した感じで電話をしてこられました。町には、このような苦情は届いていないのでしょうか。

稲わらや雑草の処理のために昔から野焼きをしてきましたが、最近のごみなど燃やすことによる環境破壊や地球温暖化を防ぐために、規制が強化されてきました。特別な例外規定がありますが、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金等が広報に書いてあったり、煙に対する周辺住民の方の苦情があったりすると、焼きにくいと聞きました。

私たちの食料を生産する農業者ですから、私たちは多少の煙は我慢しなければならないのではないかと思います。もちろん、有毒ガスを発生するプラスチックやビニールなどを燃やすことは、当然許されないことですが、農業者が麦わらや雑草を焼くことに対して、町民の理解を得られるように町として手だてを講じるべきではないでしょうか。

この前、添谷地区で町政座談会があったときも、町長来ていらっしゃったのでお聞きになったと思いますが、地区の方から、この野焼きについての質問がありました。それについての、町長回答されましたけども、やはりこれは本当にたくさんの農業者の希望なのです。もっと自由に野焼きがしたいというようなことで、この農業者が本当野焼きしやすくなるような、そういう手だてを何らか講じていただくべきではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

廃棄物の野外焼却につきましては、御承知のように悪質な産業廃棄物処理業者等による野外焼却が後を絶たないことや、ダイオキシン類、塩化水素などの有害物質発生の原因となることから、平成13年度より罰則規定を伴う法律として定められたものでございますが、罰則の対象とすることになじまないものについては、例外規定が設けられております。

その例外とされるものに、御質問の農業者が行う稲わら等の焼却がございます。現在のところ農業者からの苦情はお聞きしておりませんが、焼却を含めた処理の方法等についての御質問をお受けすることがあり、法の趣旨と焼却を行う場合の注意事項等御説明の上、理解をいただいております。

反対に、野外焼却に対する苦情、多くは家庭ごみやプラスチック類、農業廃プラスチック等でございますが、そうした苦情は多くあり、法律制定後は、法の趣旨や罰則、例外規定等について幾度となく広報やCATVテロップ、出前講座等を活用し、周知を図っているところでございます。稲わらや刈り草等の焼却に便乗した家庭ごみやビニール等を燃やすことは絶対に行わないよう、また煙やにおいが嫌な方もおられますので、風向きや時間帯を考慮するとともに、御近所の方には事前に洗濯物の取り入れや、戸締まり等の声かけ等による配慮をされることをお願いしているところでございます。

さらには、農作業での稲わらや刈り草等は大量に発生し、焼却場での処理では対応できない場合もあることや、慣習として行われてきたことから、野焼きもやむを得ない処理であることを住民の方にも御理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 広報に厳しい罰則等も載っていたということで、随分ショックを受けられた方もおられるんですけども、そのほかに、やはり野焼きをしていると、住民の方からの通報が消防署なり、警察なり行って、それで調査せざるを得ないというようなこともあるようです。

ですけども、本当にやはり生産者が心置きなく生産するためには、その稲わらや刈った草の処理が十分にできるようにしてあげることも、やはり私たちは考えていかなければならないと思いますので、農業者の立場からの広報もしっかり行っていただけるようなことも考えていただきたいというふうに思います。

すごく大きな規模の農業者でなくても、自家栽培をしてるような方からも、やはりそういう希望というのはたくさんあると思いますので、ぜひともこういう物は焼いてもいいので皆さん御協力くださいとか、それからちょっと煙たいかもしれないですが、それは我慢してください。農業者にもっと、しっかり農作業にかかわっていただけるようにしてあげましょうとか、そういう本当に農業者の立場に立った心温まるような施策が必要ではないか、施策とまではいかななくても、やはり何かの手だてを講ずるべきではないかなというふうに思いますので、その点について、今後どのようにされるかというのを担当課長さんのほうから、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 野焼きにつきましては、先ほど町長が答弁しましたように、焼いたのを見つけて通報される、この分については事例から申し上げますと、まず交通規制、交通の分からの分もあります。

これは私の近所であったことでありますが、道路に風向きによっては相当煙がたなびいてきて、交通の妨げになるということで、お巡りさんに通報があったようでありまして、そこで焼いておった人がこれは許可ちゅうか法律外じゃないかということも説明をしたようではありますが、やはり交通の面から言うと、やっぱり煙が道路に来るようでは交通の妨げになるということで、少し時間的なものとかを考慮してというような御注意を受けたようであります。これは罰則にはなりません。

それで、広報の5月号の御紹介もあったわけですが、あくまでもこれは法律でありますので、違法の場合であって、野焼きは先ほど町長が申しましたとおり、罰則規定から外れる部分、要は除外措置の中でありますので、ちょっと考え違いをされておられる方もおられると、町長さんのほうには相当な御相談がいつとるようではありますが、先ほど町長言いましたように、町のほうには逆の分は余り来ておりません。来ないってことは、御理解をいただいているものというふうに考えております。

で、焼くことに住民の方も御理解をという分につきましては、先ほど来、他の議員さんもありましたように、地域協議会こういったものの中で、お互いがお互いを理解し合えるような、そういった地域づくり、住民づくりをされることも必要ではなかろうかというふうにも思います。

すべて、この逆の法律に反することを広報でお知らせするよりも、法律で除外されていますよ、しかしながら焼くごみの中に「プラスチックとか、あるいは農業用で排出されました、よくあるのが、肥料袋だとかマルチとかそういったものを一緒に焼きよるんじやが、どうかしてくれや」と、こういった苦情が町のほうに来るわけでありまして、こういうことがないようにお互いが理解し合えるような状況、環境をつくっていくように、農業者の方も御努力をいただきたいというふうに思っているところであります。

お答えとしましては、今、広報の関係であります、やはり法律の解釈を十分していただけるような、そういった方法で周知を図ってまいりたいと、こういうふうに考えておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 広報についてショックを受けられたというのは、やはり広報の仕方にも問題があるのではないかなと、そういう罰則があるというのは、どういう場合にあるのかということ詳しく広報するということが必要ではないかな、だから、農業関係で出た稲わら等に、そういう罰則に当たるような物をまぜて焼いたりというようなことは絶対ないようなというふうな、そういう親切な広報も必要ではないかなというふうに思います。

要するに、私たちの食料を生産する農業者が、肩身の狭い思いをするようではいけないということを、私は言いたいと思います。町民みんなで、やっぱりそういう人を、もちろん間違った焼き方をしてる人に対しては、そのことをきちっと言う。それから、やはり、わらや草だけ焼いている人に対しては、少しは周りの者も我慢するという、そういうようなことが必要ではないかなというふうに思いますので、行政のほうでもいろんな手だてを講じていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、4番、竹内志津子君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後1時10分まで休憩といたします。
午後0時14分休憩

午後1時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序4、5番、道信俊昭君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 道信俊昭でございます。

今回の質問は、まず、ユビナビっていうか、ユビキタスの件についてお尋ねしますが、これ、私、ユビキタスを取り上げたのは、ただ単にユビキタスだけという意味じゃなくて、これが、こういう事業が含むもろもろの行政の方向性とかいうものを最終的にちょっとお尋ねしたいということもありましたんで、具体的にユビキタスを取り上げてみました。

それで、このユビキタスというのは、普通の町民の方が、これが何かということはまず御存じないし、観光客が扱うもんですので、それは一体何だというふうに思われるとは思いますが、これは21年の、たしか12月の定例で、このユビキタスをリニューアルするという事で1度ここで議論があったというものです。

ユビキタスそのものは、平成たしか15年ぐらいに鳴り物入りで津和野町に導入されたというものでありまして、これを少し説明しておきますと、「音声を中心に、画像、動画、地図などであれこれ教えてくれる賢い専属ガイドシステム。手のひらサイズのガイドが『今いる場所』を察知し、町内の名所、旧跡に近づくだけで自動的にガイドをしてくれる。町内のお店情報も簡単に検索できる」というふうに案内ではなっております。

2010年に、国の100%補助だとはいえ、5,900万円でリニューアルしました。この後、県からも出たようなことを聞いておりますけど、それはそれほど大した問題ではありません。

ところが、このころからスマートフォンによるガイドシステムが急速に発達しまして、当時はアプリとして「セカイカメラ」というものを使って、これがインターネットでは盛んに宣伝されておりました、岐阜県の高山市で実証実験が行われております。

そこで、先月テレビで、私、NHKを見ておりましたら、これは5月の終わりごろだったんですけども、出雲市が「スカイウェア」というアプリを使って観光ナビを始めますよというテレビが生まれて、放送が生まれて、ちょっと、えっ、と思ってびっくりしたんですけども、それですぐに出雲市に電話を入れまして、そうしたら、出雲市の商工課じゃなくて、大社のほうだろうと思うんですけども、そこが中心になって観光ナビというものを始めるということを担当者と話をしていただきました。

皆様のお手元に資料としてお配りしておりますのが、この「スカイウェアの御案内」と「街歩き観光ナビゲーション」これはインターネットで引っ張り出したものなんですけども、これは当然この後にだあっとつながっておりますが、頭だけちょっと出して、これを見まして、それで私もすぐそのアプリを入れてみたんですけども、まだ、実際に出雲市に行かんとちょっと何かできないで、デモ機でもやっておりましたんで、それでちょっとやってみたんですけど、臨場感はちょっとなかったんですけども、具体的には、このスカイウェアというアプリを使って、出雲市の観光ナビを始めたということで、それで導入費というのが150万円。これはこのアプリをつくっているところへの導入費だろうと思うんですが、それと毎年要るお金が60万円と、この60万円というのを「どっから捻出するんか」というふうに聞いたら、加入、まあ、店舗ですけども、これに加入する、大体200店舗ぐらいが加入するらしいんですけども、してるらしいんですけども、そこに負担してもらっておりますということですから、実際には全くお金は要らないというふうになっておりました。「あと要るようなお金はあるんですか」とか、あるいは「補助金は、市とか県から補助金はもらったんですか」とかというような聞いてみたんですけども、そういうものは一切いただいてないと、何か宝くじか何かのお金があったとかなんとかいうのはちょっと言ってますけど、それは行政の出すお金じゃありませんので、現実には導入費150万円でオーケーと。

セカイカメラのほうはちょっと使い勝手が悪いので、私もあんまり、それからは突っ込んでは見てないんですけども、このスカイウェアというのは、これ、なかなかいい感じのものです。

それでさらに、県が「島根県観光ナビ」というものをつくりまして、そこへずうっとアクセスして行って津和野町にたどり着いていくと、津和野町の観光がそこからいろいろわかるというふうにして、いわゆるスマートフォンがもう既にもう中心になってすべてが動いてるなという感じがしました。

まず、最初の質問として、このユビナビについてまずお尋ねをしておきます。

充電器の耐用年数、これ電池を使いますからこれで充電をしなければいけませんので、充電器の耐用年数と、それから費用と、それと2番目にそのほかにメンテナンス費用はあるのかということ、それからユビキタス協議会というところに32万円負担しているという、毎年ですね、負担しているということを聞いておりますが、この32万円を負担している協議会というものは、一体どういう協議会なのかというのがよくわかりませんので、このことを三つ目。

それから、四つ目にイノベーションフォーજાપાન、今の4名ほどが津和野町に来ている
いろいろな観光をリニューアルするっていうか、イノベーションということは、刷新するという、
非常に高尚な視点で、学生4人が津和野町の観光に関していろいろ研究してるようすけ
ども、彼らのブログを見ますと、ちょうど見たときにこのユビキタスを使って観光して、そ
の後みんなで話し合うというところまで書いてありました。

じゃあちゅて、その後、じゃあ、どういう感想を持ったかということは書いておりませ
んの、ぜひこの場で担当課の課長に具体的な内容をちょっとお聞きして、彼らが見たユビ
キタスへの感想というものをお聞きしたいということを最初にお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、担当課の課長へというお話でありましたが、最初の質
問でありますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。5番、道信議員
の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町ユビキタス観光ガイド、通称ユビナビは、専用携帯端末機器を使い、町内各ポイ
ントにおいて写真・映像、音声ガイドなどによる周辺情報を提供し、楽しく「まち歩き」を
していただくシステムであります。

御質問の充電器の耐用年数につきましては、メーカーが提示するものではありませんが、税
法上、減価償却資産の法定耐用年数等によれば6年とされております。購入費用は25万円
掛ける3台、で合計75万円。メンテナンス費用は発生しておりません。

ユビキタス運営協議会の所在地は町観光協会、施設・店舗・団体に係る登録コンテンツ数
は合計193件であります。

また、町が支出するユビキタス協議会への負担金32万円の内容につきましては、端末機
の保険料25万円、1台1万円。利用者アンケートの実施集計費用として7万円、12人分
の賃金でございますが、これを見込んでおります。

イノベーションフォーજાપાન事業として雇用しております非常勤職員の感想でありま
すが、総じて好評とは言えない結果でありました。

具体的には、スマートフォンのユーザーということもあり、情報を得る手段としては、イ
ンターネットからの取得に手軽さを感じているようであります。また、ユビナビも含むガイ
ドシステム総体につきましても、「津和野は、ガイドのイヤホンをつけて歩くより、外の音
や静けさを感じながら歩くほうが楽しいのではないか」といった意見もございました。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 21年の12月の定例で、これは、たしか、あのときは6
名ぐらいの議員が、ちょっと疑問だよと、もうこれは時代おくれじゃないんかという、私は
そう思いました、もう既にこれは時代おくれだというふうにしてその時点で思っておりました
ので、当然私はその時点ではもう反対しておりましたが、その後の経過を見てみますと、年
間、これ昨年度ですけれども、年間の有料の、これを使った有料の金額が1万5,300円、
収入が1万5,300円ですよね。それが大体貸し出しの数に、これ300円ですから、年

間で1万5,300円ですよね。で、今月どのぐらいって聞いたら、今10人ぐらいというふうに聞いた、アバウトですけど、聞いたんですけども。私からすれば、やっぱり結果が出たなど、もう結果が出てるといふように感じたわけです。

それでまず、次の質問ですけども、お金のことですけども、先ほどの2010年の全員協議会、2010年の1月ですか、のときにユビキタスの職員を同席していろいろ説明会があったわけですけども、そのときに大体年間100万円ぐらいの維持費が町で必要になるというように聞いたように、ちょっと記憶ですけどもちょっとこの分は、それで今のこれが75万円のこと等にかぶさってくるのかなとは思ったんですけども。今どのぐらい、これ、もつんですかと、バッテリーがですね、耐用年数の、税のほうじゃなくて、あのときには大体耐用年数は2年ぐらいと、2年ぐらいというふうに聞いたんですよ。そりゃ、利用数が少なければ電池は減りません、傷みは少なくなるから、ですけども、2年からぐらいだというふうにお聞きしたんですけど、このあたりの耐用年数というのが、もう一度、見当がつけば、もう一度、再度お聞かせ願いたいということです。

それから次が、イノベーションフォーミュラ日本の学生たちですね。いわゆる時代の最先端を行ってる学生たちにとっては不評だという、不評だということをおっしゃいますが、この具体的な内容ですね、これで見ると、自分らがスマートフォンを持つとるけえ云々という、これちょっと、これでは答えになってないんで、彼らを感じたユビナビ、ユビキタスの不評の理由を、幾つかちょっとお尋ねしたいというふうに思っております。

2番目の質問をちょっとお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 端末本体の耐用でございますが、現状のところちょうど今3年目に入りましたけれども、全台数ふぐあいは生じておりません。

一般的に、当時の説明、私が把握はしていないんですけれども、5年程度はもつだろうというふうな見込みはしています。あとは、使い方だろうと思うんですけれども、例えば、雨に濡れてしまったとか、何か落としてしまったとか、そういうふうなことがあれば当然その機能が落ちてくるようなリスクもあるのではないかと思います。そういうために保険を1台1万円掛けていますので、ある程度の、事故といいますか、そういうふうなものに対していきますと、保険がございましてそれはそれでカバーできるのではないかなと思っておりますが、いわゆる自然劣化に対しましては5年程度もつんではないだろうかというふうに我々のところでは把握しておりますが、まだそこまで年数がいっておりませんし、現実そういうふうなダウンした機械はございませんので、今のところそれぐらいもつもんだらうというふうに思っておりますが、再度メーカー等とも詰めていきたいと思っております。

それから、具体的な学生の感想ということでございますが、いろんな受けとめ方もあるんですが、一つは、先ほど議員が申しましたように歩きながらという、歩きながらガイドを聞くというその時間ですね、時間が次のアクセスポイントに行ってしまうもんですから、要するにアクセスポイントが近いところだと立ってなきゃいけないということなんです。

その場で立ちどまってその話が終わるまではずっと聞いておかなきゃいけないということ、そのあたりで移動しながら聞けるんがいいんだというような感想。

それから、これも、やっぱり、スマートフォン、インターネットを使っていますので、どうしても視覚的に情報を得たいという、モニターを通してというような気持ちもあるんだろうと思いますので、なかなかイヤホンをつけるというのも少しなれてないのかなということもありますが、わざわざそのナビを借りてやらなくてもインターネット上から見られるような仕組みがあったほうがいいんだと、あるいは、これはもう機械の操作性によるんですが、ちょっと使われてない方には少しわかりにくいかもしれませんが、いわゆるタッチパネルでいきますが、例えば何かの検索をしたときに、次の画面が展開するまで時間が長いといったようなところで、そういうふうなストレスもあるんだというようなこともございました。

それから、何か途中で電池切れを起こしたということでありましたんで、機能的にどうなんだろうかというのがございました。これについては、私のほうでちょっと調べましたら、これは貸し出し側のほうの、まあ、日常管理といいますか、充電の対応をきっちりとしていなかったということがわかりましたもので、それについては常にそういう対応、有料ですのでおこななきゃいけないということで、指示をしていたところであります。

そのような具体的な感想を伺っておるところであります。一番は途切れ途切れになるよりはずっと流していたいというようなところが、彼らの気持ちではないかなというふうに理解をしております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 後の維持費がかからないのだったら、これでもいいかなと思うんですけども、年間32万円保険料が出て、またずうっとやっていって1年間に1万5,300円ぐらいしか使わないと、これは伸びる可能性っていうのはまずないだろう。限りなくゼロに近づいていくっていうものを、いつまで一体やっていくんかなあというところをお尋ねします。

私は、これをやり始めたことが失敗だから、そのことをどうだあだと言うことではなくて、そりゃ当時は2007年、21年ですか、このときはこれで、やっぱり当時としたら、あっ、画期的なものだろうなということがあったんで、そこに戻って、そうだったろうみたいなことを今ここで言うつもりはないんで、それできょうの質問は、もし、これだめだなと思ったら、ここでもう打ち切るということができるかできんかということですよ。

32万円のうち1万5,300円の収入ということは、30万円近いお金がだらだらと出ていくと、ユビナビを使わなくても、先ほどそこに資料として置いてますスカイウェアを使えば、幾らでもできていく時代にもうなってるし、もうスマートフォンを今の若い人たちはほとんど持ってますし、特に都会の子はもうほとんどがスマートフォンですし、私もスマートフォンに切りかえたらやっぱり、やっぱり便利です。もうこれでまたもとに戻るということはもうまずありませんので、こういう時代になっています。これは皆さんも、もうこうい

う時代になったなあ。電話のほうの会社も、もう新機種は全部スマートフォンでいってま
すのでね。

だから、どっかでこれストップかけんと、だらだらのお金が出ていくという、ここ、きよ
うの問題の確信は、ここでどっかで御決断くださいということを、ちょっとお尋ねしたいん
ですよ。

再度申しますが、いろいろな事業をやられて100%成功するなんていうことはあり得
ませんし、私なんか商売やってますんで、いろんなことを次々次々企画して出して、失敗し
いっていうことは、いやっちゅうほど経験しておりまして、大体商売人からすりゃあ2割当
たればオーケーというふうに思ってまして、それを行政の中でそれをそのままというわけ
にはいかんとはわかりますが、この分に関したらもうスカイウェア等に、スマートフォンに
切りかえていくお気持ちはどうですかということをお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） その情報技術の世界は、日進月歩でございますので、当然現在は
そうした、御指摘のようにスマートフォンが非常に普及してきているということです。

当初、このユビナビシステムを入れた2年前も当然このスマートフォンの普及というの
は全く想像してなかったわけではありませんで、そうしたことは当然想定しながら、それ
もその2年前に日進月歩の中で当時やれること、特に津和野町は町を歩いていただく
という、そういうその考え方が「まち歩き」というものがございましたので、そこに当時のシ
ステムとして、このユビナビというのは非常に有効性があるだろうということで導入を
図ったということでもあります。

この間、町もスマートフォン等の部分も環境が整ってきておりまして、例えばソフトバン
クさんが、町内の旅館初め民間各施設に無料でワイハイを環境をつけてくれております。そ
れから公共的な施設についても、これまたソフトバンクさんが無料でそのワイハイの環境
をつけてくれる。非常にその整備が町としてもまたこれは進めてきていると、一方でとい
うことで、そういう状況でもあるということございまして、そういう面で、今後もこのス
マートフォンというのは、当然我々もずっとこれまでも研究もしてきているということであ
ります。

ソフトバンクさんとは、そういう面で非常に連携が深まっておりまして、ちょうど去年、
1年ぐらい前だったと思いますが、私を初め、あと地域振興課の情報系の職員も一緒にソフ
トバンクの東京の本社へ行って、まさにこのセカイカメラというようなものもプレゼン
をしていただいております。

議員も御指摘になっておられたように、私もセカイカメラを最初見たときには、余り心が
実際動きませんでした。

そういう状況で、何かいろいろまたスマホを使ったこの観光への生かし方というのは、そ
れ以外にも研究してきているところでありまして、例えば、まだこれは検討段階であります

が、絶対やるとは申しませんが、実はこのユビナビを入れてきた、これは国交省との連携の中で無料で国費の100%補助でやってきたわけでありましたが。

そういうことで、やはり津和野、国にとっては津和野というのは、まさに観光へ情報技術を生かそうという、それを頑張ろうとしている町だということを認めてくれているわけでありまして、そういう関係から、国交省の中にあります、いわゆる観光をつかさどる観光庁、これと現在は連携が進んできているということで、昨今はその観光庁の御紹介で、スマホのアプリですね、それを制作する大変、全国でも3本の指に入る業者を紹介いただいて、いろいろ具体的なそうしたアプリを通しての観光への生かし方、それを実際提案をいただいているという状況でもあります。

ただ、町は、お金もかかることでもありますから、即、のるということにはなりませんので、現在、本当に津和野の観光に生かせるもんかどうかというのを、このスマホのほうの分野も生かそうということで現在検討しているということでもあります。

本当に必要だとあれば、また議会のほうにも提案させていただきたいというふうに思っておりますが、そういう動きをしているということでもあります。

ですから、この情報技術の世界、日進月歩であります。それで今スマホのほうは普及をしたから、このユビナビのほうは、じゃあ、もうそれで時代おくれで一切やめるのかということになりますと、まだ私どもとしては、そうは考えていないというところでもあります。

というのも、議員はいろいろ御研究されておりますから、東京の浜離宮の庭園に行かれたことがあるかと思いますが、そちらのほうは、まさにこのユビキタスを使って非常に今でも利用客が多いという実績を残しております。

これは、浜離宮庭園という一つの限られた、でも、そうはいつでも庭園ですから広い、外の町なか、町というか、自然環境の中になるわけでありまして、まず入り口があって受付があって、庭園を散策して、そしてその出入り口のところにまた帰っていくという、そういう環境の中で非常にこのユビナビシステムが生きているという状況があります。

ですから津和野も、当初は町を歩くという考え方の中で導入をしました。そして、今2年たつてこのスマホの環境も出てきた。そういうことを踏まえて、じゃあ、津和野はこの財産をどう次のステップに生かしていくのか、それはまたいろいろ検討材料であろうかと思っております。

例えばの話として、今、城山をいよいよ整備に入っていくという状況であります。ただ、財政も厳しい中でやりますから、一度に城山の整備が終わるわけではありません。10年ぐらいいのかけての整備をしていかなければなりません。

そういう中で、人によってはその整備をする過程を観光に生かしてはどうかという、大変貴重な御提言をいただいております。そういうときに、このユビナビを城山に限って生かしていけば、まさに浜離宮庭園のような使い方が可能なんではないか、そういうことも検討ができるのではないだろうか。

さらに、もう一つの案としては、安野光雅美術館に特化をして、その中で作品一つ一つを見てもらうのにこのユビナビを入れていくとか、そういう次のステップが検討できるんじゃないだろうかという、私自身の思いを持っておりまして、これを今後もう少し検討させていただきたいということでありまして、今すぐこれでやめるというところはまだ考えてないというような状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） いや、私も、大原美術館でユビナビを使いましたんでね。あれはよかったですね。ですから、今のような方向転換を図られるということは賛成ですんで、早目に、早目に今のようなことをしていかないと30万がずるずるずるずるというふうなふうに見られていきますので、ぜひ早目に方向転換していただきたいというふうに思いまして、この質問を終わります。

次が教育ですけれども、この教育問題というのは当然、前教育長、斎藤教育長も非常に力を入れてきましたし、彼と友人でもありますんで、彼の意気込みとかなんかも私はよく知っております。彼は新教育長が来られたときに、津和野町の子供たち、非常にお行儀がよくて、そういう云々も聞きました。で、そのことは前の教育長が一つの形をつくられたということで、置きまして、横に置きまして、今回は学力ということに特化して質問をしてみたいです。

学力はこれを出して、学力イコール学歴云々とかというふうになりますと、余りこの問題をよしと思わないという感じというのはどうしても今までであったんですけども、私はあえて、学力をつけて、その裏返しには学歴が入ってきますから、そうしてさらに資格を取ると、これは、医師の免許資格であったりとか、教師になるためには、やはりそれなりの学歴が必要だし、さらに試験があるということがありますので、それでこの学力というものをとにかくつけていこうということを決めたことを今回の大きなテーマとして話をちょっと進めていきます。

そういうことを考えたときに、平成23年度の県の学力調査における津和野町の小・中学生の学力は、24教科中17教科で県平均を下回っている。これが全国平均をどの程度かというのはちょっと私も、資料を持ってないんですが、そしてこの「教育ビジョン」を読みますと、この中には『全国及び世界に通用する普遍的な学力』と『地域に根ざした学力』を身につける」という非常に崇高な目標設定が書かれております。そういうことを考えたときに、今先ほど言いましたように県でのレベルがこの程度で、このような、「世界に通用する」というような言葉が使えるんかいなということを非常に危惧しておりまして、それでこのビジョンの中を、いろいろ具体的なことを書いてありますから、いろいろ読んでみましたが、その中で行政が主体となって学校の中だけのことでしたらこれはちょっとここで聞くわけにいかないんで、行政が主体となった具体策というものをちょっとピックアップしてもらって、今現実に取り組んでいるものをお尋ねしたいと。

そのまず第1が「学力を向上させる教育方法・方策について」、2番目が「津和野町の先人の生き方に関する副読本について」、この二つに関してまずお尋ねします。

それから2番目がですね、2番目にこういう問題を、「世界のトップレベルだった日本の学力が落ちている」と聞くが、地方の私たちには実感がないと、「文部科学省」での経験から教育長の感想を聞きたいと、こういうテーマを出したんですが、これまで私の経験では県の方が、大部前になりますが、助役として高橋さんが来られた、県から来られたということは、それでの大体のイメージはわくんですけども、今回国のほうからこうして津和野町の教育に、これを高めていく、特に今回のテーマである学力について高めていきたいということの意志を持って来られているわけですから、私は非常にそういう意味で興味を持ちましてこの問題は今回取り上げる、必ず取り上げてみようというふうに思いまして教育長、新教育長のお話を聞きたいんですけども、これはやっぱり町民の方と話をしているときも興味を持つ、興味という言葉がちょっとあれですけども、関心が、関心を持つですか、興味じゃなくて関心、非常に関心を持っておられます。それは国レベルでの話を聞きたいというようなこともありまして、ナンバー2の質問というふうに、まずさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 2点御質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、ビジョンでの具体策についてでございますが、「学力を向上させる教育方法・方策について」は、教育ビジョンの中でも最大の課題となっております学力の向上対策につきまして、本年度の取り組みとしましてTGP24、これは「平成24年度津和野町学力向上プロジェクト」をTGP24と銘打って児童・生徒の学力向上のための諸施策を考えております。

一つは、東京大学が中心となって実施している協調学習という授業方法を取り入れるため、昨年度より中学校2校の教諭にその研究員として授業研究を行っていただき、そのノウハウをできるだけ多くの先生方に普及するように考えております。

さらには、授業の効率化と児童・生徒の授業への興味を引き出すため、ICT機器の充実を図ります。また、中学生に対する、土曜日の補講塾や、夏休みのサマースクールなども計画しています。

また、現在具体的な予算化は行っておりませんが、小学校入学までの乳幼児に対し、「0歳児からの人づくり」として、脳科学的な子育てシステムができないかと考えておりまして、部署を超えた取り組みを行うことになるため、健康保険課と福祉事務所に協力をお願いしまして、事務レベルでの協議を始めたところです。現在のところ、毎月1回程度事務レベルで協議を進める中で、早い時点で専門的なアドバイスをいただける方をお願いできればと考えているところでございます。

続いて、副読本でございますけれども、この副読本につきましては、本年度の当初予算でも印刷費を計上させていただいておりますが、現在、小・中学校の教諭にも編集委員として御参加いただき、編集委員会を立ち上げて検討に入っております。

副読本の内容につきましては、津和野町の歴史をベースに、日本や世界の主な動きがわかるようなイメージができればと考えております。現在のところでは、第1回目の編集委員会を5月16日に行いまして、第2回目は今月の6月29日に予定をしております。

第1回目は、今後のスケジュールや編集方針の検討を行ったところでございますが、2回目からは具体的な執筆内容を示し、内容の検討に入る予定でございまして、現在のところ予定どおり進捗しているところでございます。

続いて、私の経験を問われておりますので、文部科学省におきまして、学習指導要領の改訂に関する業務を行った経験からお答えをしたいと思います。

学習指導要領を改訂する際に、各種調査結果をもとにしまして、子供たちの学力と学習状況について現状を把握し、課題を整理しております。

その調査の一つに、高校1年生を対象としました国際的な学力調査であるPISA調査がございます。これは、平成15年度と平成18年の調査結果からは、読解力に課題があること、また数学的リテラシーの平均得点が低下しているなどの課題が見られました。そのほか日本の子供たちは、数学や理科を好きと答える割合が低いという課題も見られました。

その後、平成21年にも実施されましたPISA調査の結果では、読解力、数学的リテラシーは前回に比べまして上昇しております。

平成18年の調査結果の課題をきちんと受けとめ、学校関係者が指導法等の工夫改善に取り組んだ成果が平成21年の調査にあらわれているように思います。大切なのは、調査の結果から児童生徒の状況を把握・分析し、教育指導や学習状況の改善に役立てることであると感じております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の1回目の質問に対するお答えからして、中高一貫教育という、教育委員会が非常にこのことを表に出しておられたんですが、この言葉がこの教育ビジョンの中にはないんですよね。で、津和野町ですから、高校教育云々というところはちょっとという答えになると私としてもおもしろくないんで、この中高一貫教育というのが一体どこへ行ったんかと、この精神というものをきちっと押さえておられるのかどうか、これをまず1点目にお尋ねします。

それから、この最初の答えの中に、最初のページの、中学生に対する土曜日の補講塾や、と書いてあるんですが、この内容をちょっともう少し知りたいんですけども、多分、ここに、新聞に、中国新聞の中に「塾のない町、山大生が一役」と津和野高校で土曜日に自習指導というのがここに記事としてあるんですけども、多分このことじゃないかと思うんですが、これは非常に重要なことなんです。これ、これは個人的な意見ですよ。なぜかという、これ、私自身の経験でもあるんですけども、永明寺で、うんと前に萩野先生が塾をされたときに私も行ったんですけども、そのとき、今の津和野高校100周年記念のときに出られた弁護士の方山崎さんもおられましたが、現役のとか、あるいは現場のそういう人たち、トップレベルの人たちから学ぶということは、話の内容だけじゃなくて、この息吹というか心という

か、そういうものが伝わってくるという非常に重要なものだと私は思ってるんですが、これをこれからもどんどん進めていくかどうかということと、もう一つ、せっかく I F J が来る。この人たちを生かさん手はないというふうに思ってるんですよ。

で、I F J の人と話をしたときに、「あんた、何でその大学入ったん」って聞いたら、「いや、周りがみんなそうだから」というふうに答えたんですよ。「周りがみんなそうだから」ということは、そういう教育環境ができてるということですよね。だから、津和野町も、ただ学校だけが教育じゃなくて、町全体が、教育、というか学力を尊重してる町だというふうになっていく、こういう環境をつくっていく、これが、養老館ができたときに数々の遺品が出たということは、彼らが特殊じゃなくて、出るべきして出たというふうに、まあ、これはこの前の授業のときに聞いたんですよ、出るべき人が出たと、いうことを聞きましたときに、せっかくこの I F J の生徒たちが来ておる、これを生かさん手はないということがあるんで、これを積極的にこの山大生と同じような形で何とか参画してもらいたいんだと思うんですけど、そのあたりをお聞きします。

三つ目が、一番最初に言いましたように、学力イコールじゃないんですけど、学力に点々がつくんですけど、約等しい学歴、約等しいで資格が要りますよね、医者とか教師とか。で、現実に今、この前行われた合格者数、先生ですか、大体津和野町から何人ぐらい、その合格されたのか、教師の試験に合格されたのか、今現実におられる小中学校の先生で津和野町出身という、アバウトで結構ですから、大体どのぐらいおられるかということをお聞きします。わかれば教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、ビジョンの中に中高一貫教育が入っていないということでありますけれども、これはビジョンの政策後に議会のほうの御報告を申し上げてはおりますけれども、基本ベースとしては策定委員会を立ち上げてまして、策定委員の皆さんに90、正式に何%までは言えませんが、ほとんどの中身を書きいただいております。逆に、教育委員会のほうで余り手直しをしないといけないという注文までいただきながらの中身の作成をしております。そうは言いながらも、教育委員会として必ず入れておかななくてはならない部分というのはありますので、その辺を入れさせていただきました。

で、中高一貫につきましては、津和野高校の後援会を中心にまた議会のほうからも県のほうへ要請をされておられる経緯もありますので、非常に重要なことは存じておりますけれども、向こう10年間の継続の中で、具体的にここへ組み入れるということが今の段階で本当にいいのかなという状況もあります。

といいますのはやはり県は全くそこ辺を関知をしておりません。現在のところ。

でその状態の中でうちのほうのビジョンとは言いながら県の立ち位置に踏み込んだところを書き込むわけがございますので、そこを明確にやっていくということがいがかがかなということはあるまして、もともとのベースにもなかったわけでありまして、うちのほうで入れていくこともあえて差し控えておるということでもあります。

で、中高一貫ができるできないという以前に、まず津和野高校の存続をどうしていったらいいかということをお一生懸命取り組みをしておりますので、その方向性がしっかりとできた後に、その時点でなお中高一貫が必要であるということであれば、その時点でまた見直しを図っていただければいいかなというふうに思っております。

ビジョンも、10カ年の計画ではありますけれども、途中半分ぐらいのところまでどっちにしても見直しを図らないといけないというふうには考えておりますので、その時点で見直しも決して遅くはないというふうに判断をしております。

それから、土曜の補講塾のことではありますが、これにつきましては、議員さんのおっしゃる高校の補講塾、新聞に載るとる部分はその部分でありますけれども、その時点で、この7月からを一応予定をしておるんですが、中学校の3年生も入れていきたいというふうにも考えておまして、先般の3月の議会のときにも若干触れておりますけれども、その辺での予算づけを高校のほうの補助金のほうへ位置づけをしております。ここへ位置づけをしましたのは、1点には、高校に中学生の方が、津和野町内の中学生の方ができるだけ足を向けていただきたいという基本的な考えのもとにその辺を設定をしておまして、津和野中学校、日原中学校の3年生を対象に補講塾の枠を広げるということを考えておるところであります。

それから、これについてのI F Jの方々の協力のことをおっしゃっていただいておりますが、もう現実的に、特に理数系の強い方もおられますので、その辺のアドバイザーというか、協力をしていただいて実際補講塾に参加もしていただいて津和野高校の生徒の皆さんと交わっていただいております、もう既にそういう取り組みをしていただいております。

それから、津和野出身の教員の方ということですが、ことし入った方というのはちょっと記憶にございませんけれども、今現在、津和野生まれで津和野育ちで現実津和野町内に勤務をされておる津和野出身の教員の方は4名ほどおられると思います。全体が約90人ぐらい、あつ90人ちょっと切りますね、おりますので、5%程度の割合になろうかというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 時間も余りなくなつたんであれなんですけども、やっぱり学力をつけてそれだけの資格をしっかりと取っていき、ということが、過去の偉人のあれを見てもですね、やっぱりその分野分野にたけていった人たちが日本を変えておりますんで…

で、特に今の資格のところの医師の問題なんですけれども、何で津和野出身ということをおこだわったかということ、先生に、お医者さんに津和野に来てください、来てもらいたいという気持ちというのは津和野町は持つてますけども、ですけども、よそで育つて、で、よそのお金を、まあ、奨学金使つたりとかして、よそでずうっとそれなりのものをつくられたお医者さんや看護師さんですか、「いやあ、津和野に来てください」これはちょっと身勝手だろうと、やっぱり自分たちの町で育ててそうしてその方に津和野に来てもらう、また津和

野に帰ってもらおうと、ということはこの学力というところをしっかりと津和野町がつけていかなければいけない、こういうように思います。

だから、先ほども最初にも言いましたように、学力と学歴とつけるとすぐちょっと毛嫌いされることもあるんですけども、それはもう背中合わせですから、ある意味での目に見えるものは、そこにある程度目標設定して、そうしてそういう町づくりを、ぜひ学校づくりっていうものをする。で、学校づくりをするということは、結局は町がそれに対してどれだけの意欲を持つとるかということになると思いますので、最後に町がそれに対してどのように教育に熱心かということで当然、今史談会、まあ、私、現実に史談会入ってるんですけども、勉強しておられる人がたくさんおられると、この人たちは、お年は、そりゃ、小中学生より上ですけども、この人たちにどのように参画してもらおうかというようなことを、もしお考えでしたら、ぜひ最後の質問としてお尋ねしたいというふうに思っております。ちょっと抽象的でしたかいね。（発言する者あり）抽象的でした。いいです。（発言する者あり）ええ。抽象的ですけども、意気込みで結構ですんで、よろしくをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員さんも直接その史談会に入っておられるということですので、いかかかなということも思いながらも、実際に史談会の方々、津和野町の歴史についていろいろと研究されて定期的に冊子も出されて長年ずっと頑張っておられる本当に津和野の歴史についてよく御存じでもありますし、研究もされておられると思います。せっかくそういった人材の方がおられるんで、それを無にするということは非常にもったいない話でもあります。

現実的には今から、先ほどの答弁の中にもありましたように、ことし歴史関係での副読本を作成しております。実際には事務局と学校の先生方とでベースをつくってやっているとありますが、実際にこれを活用するに当たっては学校の授業の中でやっていくわけでありまして、先ほどの話の中にありますように必ずしも町内育ちの先生ばかりではありませんので、よそから転入してこられたような先生方、津和野の歴史を語るにもその歴史のベースを全く知らないという方も結構おられます。その辺のところぜひ授業にもそういった授業をするときには応援団として参加していただけて重要なサポートティーチャーとして一緒に授業に参加していただけるようなことができればいいかなというふうに、まあ、お話を聞きながら思ったところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今、非常にいいアイデアというか、聞いたんですけども、私も前々から、NHKがやっている「ようこそ先輩」、あの番組を引っ張ってくるという、ほじゃから、今の津和野町の人もそうですけども、を含めて「ようこそ先輩」っていうのを、都会地から云々だけではなくて、まさに「ようこそ先輩」だろうと思うんですよ。で、津高の100年記念のときに前に壇上に山崎さんとか、山崎さん私の一つ先輩ですから、彼の優秀さというのはよくわかっておりましたし、そのほかにも下森さんとかいろいろおられた

と、まさに「ようこそ先輩」。これは非常にインパクトがあるんですよ。インパクトが。だから、自分もそのようになりたいという思いを子供たちに思わせると、思ってもらえるということが今、次長が言われたことをもっと拡大して、できたらNHKと交渉して「ようこそ先輩」をこっち側にやるという、誘致してくるというようなことも考えてぜひ学力を、津和野町から優秀な、世界に羽ばたけるようなそういう人材を輩出していただきたい。まあ、教育委員会の、ある意味では非常に大きな、特に教育長、国から来られてるんだし、世界とか国とかというレベルで物事を考えていただきたいと。そのためには我々自身がいかにかそういう教育に熱心であるかということが常に試されておりますので、そのあたりをぜひやってもらいたいということを今回の一般質問の最後と、言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、5番、道信俊昭君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で2時20分まで休憩といたします。

午後2時09分休憩

午後2時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序5、14番後山幸次君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、通告しておきました件について、逐次質問をさせていただきます。

まず1点目ではありますが、河川改修工事についてお尋ねをいたします。

島根県下でも郡部による土木協会は合併とともに廃止の状況にありましたが、県庁より一番遠いこの地域であります鹿足郡では、合併後も吉賀、津和野両町において現在も鹿足土木協会が存続されております。中山間地域の、また過疎地域にあります鹿足郡内では、町民の生命や財産を守るためにも道路改良や河川改修、そして砂防や急傾斜対策、また交通安全対策等は不可欠であります。

鹿足郡土木協会の組織は、中谷町長が今年度は会長であるように承っておりますが、そして下森町長、また両町の議長、建設課長と顧問に中村県会議員、強力な支援のもとに活動されて、今後も郡民の負託にこたえていただきますよう、県政に対しましても強力な陳情要望をお願いするところであります。

では、1番目に蕪坂川改修工事についてお尋ねをいたします。蕪坂川の河川改修工事は、墓地の移転等で長年中断をしておりました。下流の住民の方は台風や大雨のとき、また、土砂が流出いたしまして堆積するので、不安な生活を送っておられるのが現状であります。また、隔年ごとに堆積土砂は除去されておりますが、工事が完成しない限り地域住民の不安は払拭されることはありません。

数年前にも期成同盟会会長と建設課長と津和野土木事業所へ陳情しておりますが、その際、墓地の移転先の問題等があり難航しているとの県のほうから説明がありました。昨年、私も一般質問しておりますが、そのときの答弁の中に幸いに法心庵住宅も解体され、跡地には住宅建設の計画もなく遊休地の処分になりますので、改修工事に協力ができます。また、提言のとおり、分譲も考慮して、県とも協議をしていきたい。このような答弁をいただいております。

このような現状でありますので、我々議員が直接土木事業所へ陳情したいという思いもいたしておりましたが、段階的な手順として、再度建設課長を通してともに陳情することが筋道であろうというふうに私は判断しております。今後とも建設課長を通して、陳情していく考えであります。

これが、今後の対応の1段階として考えておりますが、2段階といたしまして、幸いに鹿足郡の土木協会が県に来月陳情されるようでありますので、蕪坂川の改修工事が陳情の項目に入っておれば、実現に向かって強力に要望していただきたい、このようにお願いをするところであります。また、要望書の項目に漏れておるようでありましたら追加をしていただき、早期着工、早期完成に向かっての要望、地域住民の代弁者の一人といたしまして、強く要望をいたすところであります。これについて執行部のお考えをお伺いをいたします。

2番目に、新橋下流の鯉だまりの土砂除去についてありますが、これは前にも質問はしておりますが、この施工当時、この河川整備事業で、浸水性護岸工事として川の中に中ノ島をつくり、低水護岸として護岸側の歩道がつくられております。中間に鯉を泳がす計画のもとに工事が実施された鯉だまりであります。鯉の町、津和野町の観光目的でつくられたこの鯉だまりの目的が果たされておられません。今は、土砂が堆積して何も、魚一匹泳ぐことができない状況にあります。

河川整備工事の最終段階である巨石の投入がまだ終わっていない状況でありますので、土砂が堆積するのは当然であります。当初は、南側との合流点付近より巨石を投入して水流を変え鯉だまりを確保する、このことが本来の姿であり、基本的な計画であったはずであります。最終段階の巨石の投入が終わっておりません。

この現状を踏まえていただき、堆積土砂の除去でなく、河川整備工事として再検討していただくように、この際、この問題も蕪坂川改修工事とともに、鹿足土木協会で陳情を強くしていただきたい、このように思っておりますが、執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3番目に、大橋下の鯉だまりの土砂除去についてであります。この件につきましても、私も同僚議員も何回か質問しておりますが、前中島町長の折に鹿足土木協会より陳情したことがあります。そのときには要望書にも記載せず、大橋付近の写真を提出いたしまして、口頭でお願いをした経緯がありますが、県のほうも津和野の観光のためにと配慮されて、堆積土砂の除去をしていただいた経緯があります。

今回も河川整備の観点からは、大変難しいというふうに思われておりますが、何らかの事業として実施の方向で陳情していただきたい。今回は、中谷町長には観光の町、津和野として理解をしていただいた経緯がありますが、何回も何回も言うのも私の顔も三度ということわざもありますが、今回も再度、観光の町、津和野の鯉のために堆積土砂の除去について、鹿足土木協会の要望趣旨とは異なることはわかっておりますが、あえて口頭でも強く陳情して実現してもらうように、町長のほうからひとつよろしくお願いをしたい、このように思っておりますので御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、14番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきますと思っております。

河川改修工事についてでございます。鹿足土木協会は町村合併以前より鹿足郡内の町村で組織した協会で、現在吉賀町と本町で毎年県要望として知事に直接面会し、さらには副知事、土木部長以下要望を重ねているところであり、本年も7月に実施をする予定であります。

まず、蕪坂川の改修工事についてであります。この蕪坂川は砂防工事として工事を進めていただいていたところでございますが、ここ数年、用地の確保ができず中断している箇所でございます。工事の推進につきましては、毎年要望書に掲載しお願いをしているところで、本年も引き続き要望書に記載の上、強く要望をしたいと考えております。

二つ目の新橋下流の鯉だまり土砂撤去についてであります。このことについては、津和野土木事業所へ要望、協議いたしました。明確な回答を現在いただいております。今後、さらに要望してまいりたいと考えております。

続いて、3番目の大橋下の鯉だまり土砂除去についてであります。この件につきましては、3月定例議会の一般質問にも商工観光課サイドからお答えをいたしましたように、県としては治水上の土砂除去については検討できるけれども、鯉だまりとしての土砂除去についての対応は難しいとのことであります。

しかしながら、趣旨は理解をしていただいております。町が施工することも可能であるとの見解もいただいておりますので、河川法の基準や大橋付近の河川断面の確保について、県と協議し、検討、協議を考えているところであります。

こうした状況から、鹿足土木協会の要望については、協会の要望趣旨とは異なりますので、要望書への掲載は難しいと受けとめておりますが、津和野土木事業所との協議は進めていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 大変無理なお願いばかりではありますが、やはり、津和野町が単独で陳情するんでないのでなおさら難しいとは思いますが、大橋下の堆積土砂の除去もひとつ町長、強力で県のほうへお願ひして、本当、観光のためにあそこへお客がこれからまた、だんだんあそこへ降りて鯉を見るようになりますんで、ひとつ最大の努力をお願いをしておきます。御答弁はよろしゅうございますので。

次に、駐車場についてお尋ねをいたします。後田地区の官場町にある駐車場は、町より共存病院使用の許可をされ、病院側は患者、職員専用駐車場として看板を設置されておりますが、現状では何か3通りの許可証が発行されているようであります。

そこでお伺いをいたします。イとして、共存病院が発行されている患者、職員専用駐車証、これは当然病院が出された、何ら問題はありませんが、ロであります、津和野町が発行されている許可証で、この車が津和野町共存病院駐車場に駐車することを認めると、このような許可証があります。これは、町はどここの団体に何台分許可をされておりますか、どのようないきさつでこれが発行されておるのかをお伺いをいたします。

ハとして、町の発行許可証のことでありますが、津和野町役場、津和野庁舎駐車場駐車許可証、許可番号第〇〇〇〇番というふうな許可証が発行されておりますが、津和野町役場というその文言は、本庁舎も入り、第2庁舎も津和野庁舎もこの三つが入るんじゃないかというふうに思っておるわけでございますが、本庁舎には2舎ある庁舎の前は一般車両が置けるようなスペースはありませんが、第2庁舎、ここには約40台ぐらいの駐車スペースがあるわけでございますが、この津和野町役場の駐車証というのはこの駐車場の意味をしておるのか。文言の中に津和野町役場と津和野庁舎駐車場と二つ書いてあるわけですよ。許可証の中に。津和野庁舎ちゃ津和野庁舎でわかるんですが、津和野町役場、津和野町庁舎、こういうふうな書き方がしてありますんで、これは一つ統一されてせんと何か私はおかしいような気がしておりますが。

この町が発行されております駐車許可証で、町の職員は共存病院の駐車場へ駐車は許可はされておるようであります、今度入られます医療対策課や包括支援センター、これらの職員は別でありますので、ほかの町の職員がどういうふうな形で置かれるのか、お伺いします。

また、津和野庁舎の駐車場はアスファルト舗装に改良されました。56台分が確保されておりますが、一般の車両が何台置かれるのか、町の職員の許可台数は何台分でありますか。また、職員に対して料金の徴収の考えはありませんか。

2番目に、共存病院の駐車場は73台分ですが、町職員の許可台数と駐車料金について、どのように考えておられるか、お伺いをいたします。

3番目に、共存病院付近に外来者用駐車場として32台分ぐらいが確保されておりますが、ここがちょうど殿町官場丁線と隣接しておりまして、大変交通量も多いわけでありまして、大変危険でもあります。このようなことで、橋井堂では民間の土地を借り上げられまして、患者用駐車場として20台分確保されておるわけでありまして、駐車場が不足している現状を踏まえ、橋井堂もこのような努力をされておりますが、この現状を行政はどのように受けとめておられますか。

4番目に、津和野町の社協のことでありますが、福祉センターについて、この建物はもとは勤労福祉センターとして建設され、多くの町民が利用されておったわけでございますが、現在は社会協議会が入居されております。現在、昼の間の会議室と軽運動場は一般町民が利

用されておりますが、ここも駐車場が12台分ぐらいしかありません。12台分は社協の方が利用されておりますので、一般の方の駐車は困難であります。また、町と社協とがどのような賃貸借の契約をされておられるのかわかりませんが、この駐車場も社協にという形で貸し出しをされておられるのか、両方とも町有地でありますので、そこらとこの境はどのようになっているのか。

橘井堂が民間の土地を借り上げられている場所を、例えば社協が利用されて、社協の付近は病院の駐車場に振りかえられることができれば、よりベターであると思います。病院の土地も社協の土地も町有地でありますので、そこらあたりの話し合いができないか。

なぜ、私がこのような駐車場にこだわって申し上げるか。今年度より津和野共存病院内に医療対策課と地域包括支援センターが開設されました。課長も議場にこの席を設けておられますが、医療対策、介護予防に対し、多くの地域住民がこれから相談に訪れるというふうに私は予測しております。そこで、一番問題になるのが駐車場の件であろうというふうに思っております。現在、病院の駐車場は満車状態にあるのは毎日私が見ておるのでわかっております。

また、特別養護老人ホームシルバーリーフつわのの、ここへ来られる来訪者の方も、現在、路上駐車されておるような状況であります。この際、町が中心になられまして、橘井堂、社会福祉協議会、シルバーリーフつわの等の方々でこの駐車場問題で、協議会とまでは申しませんが、そのような話し合いの場をつくられて、協議の上、善処されることを強く申し上げておきますが、執行部はどのように考えておられますか。そうしませんと、現状で今、せっかく医療対策課や地域包括支援センターが病院のところに事務所を開設されましても、患者が本当に足を運ぶことができない、このような現状が起こってくるというふうに思っておりますので、一日も早い対策を考えていただきたい。

参考までに申し上げておきますが、町長、益田市の市の職員は全員が民間の有料の駐車場を確保されて、市の駐車場には一切車はとめないというふうに、このような使用禁止の処置がされておると聞いております。そういった意味で、津和野町もどのように今後対応していただけるのか、それについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それではお答えをさせていただきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、津和野庁舎駐車場は56台分の駐車スペースを確保しておりますが、現在職員への許可台数は48台となっております。その内、20台分については各課で割り当て、共存病院駐車場へ交代にて駐車させており、その20台分のスペースとあわせ合計28台分を来客用等として確保している状況です。

料金徴収についてはこれまでも検討してきておりますが、本庁舎等その他の施設でも既設の駐車場を利用しており、料金を徴収する場合は津和野庁舎へ通う職員のみならず全職員に課することとなり、難しいと考えております。

共存病院駐車場における職員の駐車許可台数は20台であります。料金については徴収していません。医療法人橘井堂では津和野共存病院の患者駐車場として、玄関口駐車場8台、裏口側駐車場24台の計32台を確保されております。この台数の駐車場では補うことができないため、津和野町森村1026の土地を民間と賃貸契約し、20台の患者駐車場を確保されております。利用状況としては、平常もほぼ満車状態にあると聞いております。

福祉センターにおいては駐車可能台数は12台と、敷地内への空き地駐車スペース8台との合計で20台であり、そのうち職員の駐車台数は17台と伺っております。また、公用車を13台保有しておられますが、10台については職員が公用車へ乗りかえて出てまいりますので、現在のところは空きスペースはないとのことでありました。

以上を踏まえ、御指摘をいただきました駐車スペース、全体を通してどういうふうに確保していくかということでございますけれども、確かに医療対策課が地域包括支援センターともに共存病院に移りましたので、またその部分で利用客がふえてくる、そうすると、さらに駐車スペース等どういう問題が出てくるのかというのは、今後の検討材料でもあろうかというふうにも受けとめてるところでございます。

今日の御質問については、貴重な御提言ということで受けとめさせていただきます、今後、実態を調査して、そして十分なこの駐車スペースの確保に向けて、検討してまいりたいと考えているところであります。

それから、御質問にいただいたりしました許可証の形態の部分でございますけれども、これについては参事のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 許可証の名称等についてでございますが、私が知っておる限りでは、今、ハの、津和野町役場、津和野庁舎駐車場駐車許可証というのを所持しております、これは交代で20台の人が毎週変わってくるわけでありまして、そうした許可証を発行しておるというふうに認識をいたしております。

口につきましては、恐らく最初ごろに20台確保したときの許可証ではなかろうかというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長、もう1回御答弁をいただきたいと思いますが、町が発行されております許可証、これ、この車が津和野町共存病院駐車場に駐車することを認めるというふうな許可証を発行されておるんですよね。見られたことないですかね。町が発行されておるんですよ。なかったらこの問題、また後からでようございますが。

1番目の回答をいただいたわけでございますが、津和野庁舎の駐車場もほとんど多額の金をかけて舗装され、ようやく町民も道路の駐車場からいい駐車場ができたというふうに喜んでおられます。私は、これは来客用の駐車場であるというふうに思っておるわけでございますが、先ほど町長の答弁でも、56台分のうち28台分、その中で20台分は病院の駐車場のほうへ送るんだというような答弁でありました。

病院の駐車場も73台分あるわけですが、町の職員が20台も持っていかれますと、残り53台、これは病院の患者や、それと職員と、まだここにいろいろな団体の車が置いておられるので、ほんとに患者が使われるのは20台かそこそこしかない、これが現状であります。そういったことを踏まえまして、もっと実態をよく調査されまして、どのようにすれば駐車場の問題が解決するか検討していただきたい。

当然職員が町の駐車場へ置かれますと、病院の駐車場の駐車台数が減ってくるわけですが、津和野庁舎へ一応許可されとるんが48台分でありますか、そうしますと、この第2庁舎ここへ約40台ぐらいとめられますね。

車を乗って来られる通勤される職員に対して、料金の徴収することはそんなに私は難しいことじゃないと思っておりますが、町長、大変難しい問題でありますか。全職員に車を持ってくるようであれば、駐車料金は当然払わすというふうな方針にはできないでありますか。

例えば、私たちも私自身も病院の駐車場の近いところにおりますが、隣に駐車料金を払ってちゃんと駐車しております。そういったことを踏まえて、例えば民間の駐車料金の半額でも職員が納められるということになれば、町民の感情もまた違ってくるように私は思うんですが、そうしたことも、職員は襟を正して業務に励んでいるというふうに町民にいいような評価をされるように努力していただきたい、このように思っておるわけですが、通勤職員が全庁いろいろなところ本当置いておかれるわけです。そういった職員に、せめて無料ということは私はいかがかというふうに思っております。

益田市の職員も、市の駐車場へは一切置かないというふうに聞いておりますので、津和野町も絶対に実行できない理由はない、このように私は思っております。

それは、また、いろいろ町のほうで検討していただきまして、病院の駐車場利用の団体あります社協もおりますし、シルバーもおりますので、一度協議をされるお考えはありますか。そのことが1点と、私の質問で、3番、4番の答弁で利用状況としては、平常もほぼ満車状態にあると聞いておりますとかですね、現在のところ、空きスペースはないとのことでありました。

このような答弁であります。満車状況や空きスペースのことを私は聞いておるんではありません。病院へ診察に行かれる町民からいろいろな要望がありますので、その状況を本日質問し、解決されることの答弁を期待をしておったわけですが、大変残念であります。もっと、誠意ある答弁がまだ残されておるようでありましたらお聞かせをいただきたい。

このようにお願いをして、以上について御答弁いただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、料金徴収の問題でございますけれども、私自身が、基本的にその民間時代も含めて当時私もサラリーマンでありましたけれども、所属しておった企業で、その出勤をするのに車で行きまして、駐車料金を社員から取るというような経験がなかったものですから、そして今、行政の立場に立って、職員から料金を徴収するということ

が、私の今までの経験からはちょっとそういうことが頭になかったものですから、今までそういうところを考えたことがなかったわけでありまして、益田市さん等は、そういう事例もあるということでもありますので、その辺については、また益田市さんの事例等も調べてみたい、特に匹見支所、あるいは美都支所、そういったところも恐らくお持ちで、職員通ってらっしゃると思いますので、その辺の方も職員一律どうされているのかという部分について、またさらに調査もしてみたいというふうにも思っておりますが、まず、やはり1番は駐車スペースが確保できるというのが1番解決しなければならない課題だというふうに思っておりますので、この点をまず優先的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでもあります。

議員御指摘のように、少し私自身も考えが甘かったというところもあろうかと思えます。

医療対策課をして移しまして、当然医療対策課を移したということに非常に意義あることだというふうに思っておりますが、これまで駐車スペースということまで正直に申し上げて頭になかったところでもあります。

きょう、こうして確かにそれを御指摘いただきますと、その辺の問題も次のステップとしては考えていかなきゃならん問題だろうと思っておりますので、また、福祉センターの関係の社会福祉協議会あるいは橘井堂の方々ともまた話し合いをしていながら、今後駐車場のスペースを確保するということについて責任を持って協議をしていきたいと考えているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長より、駐車場については前向きな答弁をいただきました。

せっかく医療対策室があそこへ変わって行ったんでありますんで、やはり町民も期待しておりますんで、ひとつ駐車場がないのであそこへ行かれないというふうな声を絶対聞かれないように、ひとつ行政のほうで十分検討していただきたい、このようにお願いをして次の質問に入ります。

斎場の増築についてお伺いをいたします。

国道9号線も急ピッチに進んでおります。斎場への進入路の構想も大きく変わると思っておりますが、今年度斎場の増築事業計画はされております。進入路の方向に拡張されるようではありますが、面積的な問題はクリアできるのでありますか。

また、これから地盤調査や造成地の測量調査をされるようではありますが、その結果で、実質設計業務の委託はされると思うわけではありますが、町はどのような構想で設計を委託される考えでありますか。まず拡張される規模でありますか、現在よりどの程度の人員を収容される規模の計画でありますか。

また、通夜等に使用されます畳の待合室の増設計画はありますか。そして、町の基本構想のもとに設計業務に入られると思いますが、そういった青写真でも示すことができるのであれば、お示しをいただきたいと思えます。

もう1点です。設備のこれは問題であります、自治会や町内会組内の方も大変高齢化してきておりますので、社協が持つておられますような貸し出し用の祭壇の設置等が大変困難な状況にあります。この際、常設の祭壇の設置について整備計画を検討していただきたい、このように思っております。

ちょっと余談になりますが、例を挙げますと、Aという方がお亡くなりになりまして、それが、そこで斎場で式を挙げられました。そうしたときに、次の何が入ってたわけですか。私らその次の分のその担当で関係がありましたんで行きましたところ、前の方と1時間しかないんです。前の方の祭壇を片づけて、次に業者が違うんですから、前の方はAという業者の方から祭壇を借っておられました。私たちはBという会社の祭壇を借って、その入れかえが間に合わないわけですね。人数の不足と時間がないわけで、そういったそのことも起こった事例があるわけですね。

そういったことで、私は前から申し上げておりますが、常設の祭壇、今あるんですよ。ついこねえなのっぺらな祭壇が1本あるだけですが、あれは祭壇とは私は言いませんが、そういった常設の祭壇をひとつ建築のほうとは関係ありませんが、整備として、ひとつ用意していくように検討していただきたい、このように思っております。また検討していただきたい、このように思っております。

もう1点斎場の標識の件であります、斎場の建設につきましてはいろいろと紆余曲折もあったわけですが、地域住民の方々の御理解と御協力を得まして、きょうの斎場があるわけです。

このたび、新規に道路が改良され斎場も増築の運びとなっておりますので、この際、地元の方の了解を得て、案内標識板の設置を検討していただきたい。

よく皆さんからと申しますか、県外の方から、斎場の位置がわからないので通り過ぎたというお話をたびたび聞くわけですが、斎場の入り口というふうな看板がネーミングが悪いというのであれば、例えば、白鷺苑入り口とか、いろいろな名前があると思いますが、そういったことを関係の住民の方と理解が得られるような標識板の設置をひとつ検討していただきたい、このように思っておりますが、執行部のほうでどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

斎場の増築工事の規模につきましては、国道側のり面を切り取り造成した部分に約300平方メートルの増築を計画しております。内容は140席の式場、霊安室、トイレ等の計画で、現在斎場検討委員会を設置し、その場にて審議をいただいております。

議員御指摘の国道9号線工事につきましては、現段階では造成工事に影響はないと認識をしております。

斎場標識の設置につきましては、建設当時に看板を設置しない取り決めがあります。これまでの経緯も踏まえ、今後慎重に対応してまいりたいと考えております。

そして、御質問にもいただきました常設の祭壇の設置ということでございますけれども、この辺もこれから検討委員会等で御検討いただくというふうには思っておりますけれども、先日、検討委員会のほうで山口県のほうへ2カ所斎場を視察に行っておられます。その報告を聞いたところでは、やはり常設の祭壇の設置というのが、民業圧迫につながるということで、やはり設置をされてないところもあるというようなことも伺っている次第であります。

そうしたことも踏まえて、本町のほうで、どうしていくのかというのを、これまたとりえず斎場検討委員会のほうで御検討いただきたいというふうにも考えているところであります。

そのほか、これまでアンケート調査等を行いまして、いろんなその課題も寄せられております。

例えば、お斎の場合も、そうした会場がないということ、手狭であるということ、あるいは、お坊様がお見えになられて控室がないというようなこと、それから湯沸かし器の場所が非常に手狭であるので、その辺もどうかというようなところ、いろいろとそういう課題もありますので、現在その検討委員会にそうした議題を出して、さまざまな角度から検討していただいているところであります。

まだ、この検討委員会も1回目を終えて、次、視察をやったという段階でありますので、これから煮詰めていく予定であります。その辺のところをまたしっかり御検討いただきまいる、また町としての最終的な判断をしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。現在、斎場の検討委員会のメンバーはどなたがおられるか、お知らせをいただきたい。

特にお願いしておきたいことは、町長、あそこの斎場建設するとき津和野町と日原町の建設委員のことでいろいろ検討しました。

そのとき、いま畳の間がありますね、あの間をぜひ津和野町は希望したんですよ。ところが、日原町は公民館があるから畳の間はいらないというので、けんけんごうごうと本当、苦労してあの畳の間を何とか理解をしていただいて、日原の議員さんの方によくできた通夜をする畳の間であります。そういったことを私は今本当あの時に強引にお願いして本当やって正解だったなというふうにつくづく思っておるわけですが、今度からあそこで何回も増築というわけにはいきませんので、検討委員会ですっかり検討されて、もしできることであれば、そういった通夜の畳の間でそういったものが2組ぐらいは入れるようにぜひ検討していただきたい、このように思っております。

検討委員会で検討されるようでありますので、まず、検討委員会のメンバーをお知らせをいただきたい、このように思っております。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） それでは、斎場改築検討委員会の役職名と氏名を公表させていただきます。

津和野町自治会連合会会長の山本博照様、それから日原地域自治会会長の藤井茂治様、それから津和野地域審議会会長の斎藤勲様、それから日原地域審議会会長の大庭耕助様、津和野地域婦人会会長の有田キミ子様、それから日原地域婦人会会長の中村俊子様、以上の6名で審議しております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 私は、いま審議会の委員のお名前をお聞きしたわけですが、この方だけでこの斎場のこの大改造をお任せするというのはいかがなものかというふうに思っております。

町長も踏まえて、当然副町長、総務課長も中へ入って相談されると思いますが、悔いのない斎場建設にしていきたい、このように強く要望しておきまして、私の質問は終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、14番後山幸次君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で3時20分まで休憩といたします。

午後3時09分休憩

午後3時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序6、1番、京村まゆみ君。

○議員（1番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして、このたび2項目について質問いたしますが、1項目めの、協働のまちづくりについてですが、前段の8番議員の質問とかなり重複する部分があります。しかし、やはりよくわからないということで、再度質問させていただきます。

町長就任当初から目指しておられる、住民と行政の協働のまちづくりに向けて、今年度、まちづくり委員会の設置、地域提案型事業助成制度、職員の地域担当制度など、新たな取り組みがなされようとしています。しかし、この取り組みについて立場の違いで理解が違うような話を聞きますので、以下の点について改めて確認いたします。

まず一つ目、まちづくり委員会の設置の主体者はだれであるか。

二つ目として、職員の地域担当制度は、いつからどういう形で始まるのか、またその具体的な内容はということ。

そして、三つ目ですが、まちづくり委員会に公民館の職員はどういう形でかかわるのかということをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

協働のまちづくりに関する御質問でございます。

まず一つ目の、まちづくり委員会の設置主体者に関する質問でありますけれども、まちづくり委員会は、平成19年度に策定された「第1次津和野町総合振興計画」や平成22年度に実施した地域課題等概要調査結果、平成23年度の「住民と行政の協働プロジェクト推進会議」からの提言を踏まえて、自治会等の単位では解決できない課題などを、公民館等の範囲で検討する仕組みをつくることにより、地域課題の解決を図る目的で設置するものでございます。

まちづくり委員会の中心的な役割を担う自治会は、地域住民の自主的な意思による総意に基づき結成された任意の団体であるとともに、協働のまちづくりにおける重要なパートナーとして認識しております。

まちづくり委員会の設置主体者につきましては、その地域で活動をしている自治会や地域活動団体等の地域の実情を踏まえた団体で構成をすることとしており、地域住民の自主的な総意に基づき結成されるものと考えております。

二つ目の、職員の地域担当制度につきましては、8番議員さんにお答えをしたとおりということで、とりあえず、させていただきたいと思っております。

3番目でございますが、公民館職員についてでございますが、公民館職員は、業務としてまちづくり委員会に対する助言を行うこととしておりますが、まちづくり委員会の役員や委員の役は担わないと、ということとしております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） まず最初に、主体者についてですけれども、この協働という意味から考えたときに、まず最初に行政が主体的に動き始めました、ならば、形ができるまでは、ある程度、行政というか、が主導すべきではないかなと私は思っております。

前段の議員の質問でもありましたが、地域担当職員が、まず最初に一緒に説明会に出かけて、地域の方々の窓口になりながら、まちづくり委員会の設置段階から一緒に動くことが必要ではないかなと思っております。

ここで、もう一つ、ちょっとお聞きしたいのが、この地域担当職員の配置について、まちづくり委員会を設置したところに派遣するというお話だということになると、まちづくり委員会を設置しなかったところに対しては、職員を派遣をしないということなのかどうか、それと、その職員についてですけれども、11地区で大体2名から4名程度配属をするということになると30名弱か30名前後ぐらいかなと考えますが、この配置の仕方ですけれども、地元の職員を地元へ派遣するということなのか、全く違う、ばらばらであるということなのか、その辺をもう一度お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 2点ほど、地域担当制度に関する質問であったかと思えます。

まず最初に、まちづくり委員会、これを設置したときに職員の地域担当制度を導入するという方針でございます。まちづくり委員会というのは、1番の回答させていただきましたが、自治会等の単位では解決できない課題などを、公民館等の範囲で検討する仕組みをつくって、地域の課題の解決を図るというのが、今回の一番のこの仕組みづくりの根本になる部分です。

したがって、地域提案型事業であるとか、まあ、運営費補助金も当然そうなりますが、まちづくり委員会が事業主体者になるということで考えてます。そのまちづくり委員会に対する人的支援策というのが、職員の地域担当制度というとらえ方にしておりますので、議員が今、御質問なつたまちづくり委員会ができてないところに対してどうかという御質問に対しては、地域担当職員はまだ配置できないということになります。

それから、11地域でまちづくり委員会を設置するという案で、今、説明会のほうを行っております。配置の仕方につきましては、議員が御質問ありましたように、地域に住んでいる職員を重点的に配置するということになっております。ただ、職員によっては、やはり大きい地域のとこに固まっているような状況もあります。それから、町外から来られている職員の方もおられますので、その辺は、先ほどの8番議員さんにお答えしたとおりでございますが、役職、そういった地域的なバランス、そういったとこも含めて検討した上で配置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） この制度を導入する以前に、地域課題概要調査などされてますよね。その結果として、自治会の方々の7割が、地域担当職員制度を必要だということを答えておられると言われましたけども、その町民のイメージしている地域担当制のイメージと、このまちづくり委員会を設置したところへ職員を配置するというイメージが多分、全く合っていないんじゃないかなというふうに私は感じます。その辺の説明も、地域に出向いて説明されとる中に、地域担当職員についての説明というのは特になかった、あんまり大きくなかったっていう地域の話も聞いています。全部ではないかもしれませんが、職員に対しては、この地域担当制のことについての説明があったというふうに聞いてますけれども、その辺が全体が皆が共通認識が持てるような説明になってないんじゃないかなというように感じております。

それと、今、地元を優先してということですが、各地域に住んでいる町の職員は住民の一人として、今までも自治会や行事に参画してきているはずだと思います。その場合は、時間外もつかない、休日手当もつきません。もちろん、自治会長さんなんか手当もなしで、地域のために、それは自分たちのためだからやってくれるわけですが、その自分たちのためにやっているところに、職員にまた超勤手当がついたり、休日手当がつくという形になる

と、職員自身も気兼ねというか、なんかそういう制度ならちょっと難しいんじゃないかという声もちょっと聞いたりもしました。

プラスで、自治会の役を担っている方も、職員の中にはおられると思うんですね。だけでも、このまちづくり委員会の委員になった人は、その委員会の中では役にはならないというふうになってますけども、その辺も、もうちょっときちんと詰めないと、逆に、地域担当制を置くことによって地域の中で不協和音が生じるのではないかなという危惧がありますので、しっかりと話し合いを持って進めていかれないといけないんじゃないかなと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 地域担当職員につきましては、説明会等行いながら、業務の内容についても説明をしてきたところです。

もともと、この地域担当職員の制度につきましては、平成19年度で総合振興計画等策定した際も集落支援であるとか、自治会の支援であるとか、結成であるとか、そういった、町民と行政が一体となったまちづくりというのは、その当時から計画の中に含んでいたということでございます。議会でも、一般質問でも、この地域担当制度については、たびたび御質問もあったということです。

今まで、地域担当職員、置くということでいろんな町内にも検討組織をつくって、その役割等について検討してきた経過があります。

今回、まちづくり委員会という組織をつくって、そういった地域課題を解決する仕組みをつくるんだと、その中には集落計画の策定や、まちづくり計画の策定、あるいはそのまちづくり計画を基礎とした地域提案型助成事業等、まちづくり委員会を主体となってやっていると、その中の人的支援策として、職員の地域担当制度を入れていくという考え方の中で、職員に対しては今まで役割というのがすごい不明確で、実は行政側がその地域に入っても、地域に入って何をするのかと、議員御指摘のように、確かに住民として、ある地域の中で自治会の役員をやるとか、自治会活動をやられるとかというのはあったと思います。

ただ、そういった役割というのをその一つの地域に限って、地域に派遣をして何をやっていくか、受け入れたほうも、どういったことをやってもらったらいいのかというようなところも、なかなか明確になってなかったということでございます。

今回、まちづくり委員会をつくって、そういった仕組みをつくる、その仕組みの中に、職員が地域担当職員として、きちっと役割を持ってその中に入っていくというところで、この人的支援策の整理をしていますので、こういった部分については、職員にも4月の段階で5回に分けて、全職員が参加できるように説明会も開催し、役についても徹底をしているところです。

まちづくり委員会の地区説明会でも、地域担当職員というのが、人的支援策としてどういう役割でやるかというのも、まあ、御説明はさせていただいております。地域の方でなかな

かわかりにくいというところは、まだ、既に、1回目ということもありますので、あろうかと思えます。

きょうの8番議員さんにもお答えいたしました。今後もそういった地域担当職員としての地域のかかわり方、今回まちづくり委員会という組織をなぜつくるかというところで、設置目的等踏まえて、その設置目的を達成するための計画が集落計画、まちづくり計画、で、それに対する財政的支援策とか人的支援策を打っていくというところの部分、しっかり地域の皆さんに説明をすることが必要であろうかと思っております。

そういったところで、私も今、考えている仕組みを皆さんのほうに御説明をしながら、あるいはその仕組みに対する御意見もいただきながら、まあ、これはちょっと不都合なところもあるなというところは、柔軟に対応策を講じていくというようなスタンスで臨みたいと。で、8番議員さんにお答えしたんですが、設置主体者はどこかという議員さんの御質問あったと思います。設置主体者は、あくまで住民の皆さんが中心となって、このまちづくり委員会を組織していくと、当然、組織するまではまちづくり政策課もサポートするし、皆さんの招集等も当然行っていく、地域説明会にも出かけていくというような取り組みをするわけですが、そういったそのまちづくり委員会が主体となってやることです。こういったそのルールとか制度を決めて、皆さんのほうに説明をする、なかなかそれじゃあちょっとできないというところがあったときに、なるだけ多くの皆さんがまちづくり委員会に参画する仕組みをさらにつくっていくために、この説明会もやっているというところで、御理解をいただければと思っております。まだ、1回しかまだちょっと説明のほうをやってないので、議員さんには不十分なところあるかと思っておりますが、その辺は重ねて説明をすることで御理解を得たいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） やっぱり、難しいなと思って聞いておりましたが、いろいろ臨機応変に対応していくということですので、本当に理解を得られるような形で進めていく努力をしてもらいたいと思っておりますが、もう一つなんですけども、先ほどの前段の議員さんの質問のときに、人口割ではなくて、自治会割で30万ずつとかいうようなお話で、それについて町長の答弁で、山間部とか人口の少ないところほど手当が必要という認識、弱体化しているところにほど財政的サポートをしなければということも私も納得できます。

しかし、その考え方でいくんならば、この地域担当職員の配置人数については、逆に自治会の組織のない津和野地域なんかのそういうところを含んでいるところにこそ、手厚く配属すべきではないかと思えます。津和野地域なんかは、行政区21あって、人口2,570人に対して、公民館に主事がいて、担当者が4名というように聞いてます。例えば、須川地区にしても、左鑑地区にしても、行政区は6で、人口は200から300ぐらいのところですが、そこには主事が1人いて、地域担当制を2名置くと、余りにもこの辺がアンバランスではないかなと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 配置の人数につきましては、確かに、議員御指摘のとおり、2名から4名の部分で、これは、当初、計画をしたときに行政区の数で配置をしているというのが現状です。

地域に出かけてって、受けた感想としましては、やはり今の自治会を維持することが精いっぱい、このまちづくり委員会に対する負担になるところがすごく大きいというようなお声もお聞きしているところです。

また、まちづくり委員会の範囲につきましても、今回、御提案をさせていただいている11地域というものが、提案どおりできるかどうか、あるいは別れてできる、数が多くなる、そういったケースも考えられると思います。そういったお声には、柔軟に対応していきたいというふうに考えておりますし、その地域担当職員についても配置数として人的支援策のところで不足を生じるような事態があれば、当然増員していくということにしております。各まちづくり委員会で、地域担当職員を配置した場合は、その配置した職員をもって班長も決めていくようにしております。2名から4名のところで、職員を配置するところで班長を決め、班長については連絡会議等も設けながら、庁内で調整会議等も行っていくということにしております。その中で、そういったその地域課題解決に当たっての人的支援策の不足分等についても、いろいろその地域担当職員の役割等を報告をしていただく中で変更していくような手だても考えておりますので、今回は、2名から4名という当初の計画ということで御提案をさせていただいておりますが、まちづくり委員会の設置状況あるいは業務内容、それから地域の皆さんの負担というところも勘案しながら、この数字につきましては、状況に応じて変えていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 見直ししながら進めていくということですので、やはり最初からまちづくり委員会設置に向けての地域担当職員をぜひ配属ということを考えていくべきではないかなというのを提案としながら、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の、2項目めの質問に移ります。山村の田舎町津和野町ならではの子育て、教育資源を生かす方策はということで、質問させていただきます。

国においては、「子ども・子育て新システム」関連法案が提案され、総合こども園については廃案となりましたが、修正を加えながらも、保育や教育が一元化の方向に向かう中、津和野町でも保育所の統廃合が検討され始め、また町の教育ビジョンも2年をかけて策定されました。

そして、文科省からの新教育長御着任ということで、これからの我が町の子育て、教育の流れが大きく変わる変革のときとらえ期待しているところです。そこで、質問をいたします。3点ほど質問させていただきます。

まず一つ、教育ビジョンをもとにしたまちづくり、ひとづくりの理念や方向性、つまりはこの山村の田舎町津和野町でどういう教育をしていきたいのかということをお考えをお尋ねします。

二つ目ですが、学校再編計画により3校が閉校、統合されました。須川小学校、木部中学校、畑迫小学校、この三つの学校がなくなることで、地方交付税が合計4,000万円以上毎年減額となります。県費負担の教員16人もこの町の教育現場から減りました。再編計画で残っている1校、左鐙小学校に対する国からの今年度の交付税額は、概算ですが約1,880万円です。現在、県費負担の教員が4名勤務なさっております。閉校した場合には、学校再編計画は一区切りとなりますが、4校を合計すると、実に6,000万円近くの交付税が毎年減額となっていく予定です。さらに、県や国からの財源で雇用され、町の児童生徒のために働く教育のプロが、合計20人ほど減ることになりますが、その教育力をどのような形で補っていくのでしょうか。

21年の3月に策定されたこの学校再編計画を、丸3年経過した今、見直して修正して学校を積極的に児童をふやして残す、財源も教育資源も生かす、そういう方向を考えるべきではないかと考えますがいかがですか。

三つ目の質問として、「子ども・子育て新システム」では、幼保一元化の認定こども園についてのみ大きく取り上げられておりましたが、放課後児童クラブなどについても、教育と福祉の一元化がうたわれており、社会福祉事務所と教育委員会が同じ認識の中で連携を取り、体制を一本化していくべきと考えています。

今まさに先取りのチャンスで、統廃合で置き去られた山村の教育資源や教育力を生かす方向で、保育園や放課後児童クラブへの体制づくりを考えることが子育て世代への魅力発信につながると思いますがいかがでしょうか。

以上、3点についてお答えをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） まず、まちづくり、ひとづくりの理念についてでございますが、着任当時と変わっておりませんが、一つには、物や人を大切にし、そのよさを伝えることのできる人になれるような教育の充実を図りたいと考えております。

二つには、小中学校は少人数指導が基本でございますが、時には大人数の中で、磨き合い、高め合う教育も必要であると考えます。児童・生徒が志を持ち、目標に向かって努力することにより、将来、社会に出て活躍できる人になれるような教育を行いたいと考えております。そのために、津和野の自然や文化について、体験学習を取り入れた、ふるさと教育の推進、異年齢や学校間の交流学习の実施、効果的なICT活用や協調学習などの授業方法の工夫ができる教員の育成に取り組みたいと考えております。

続いて、学校再編計画についてでございますが、議員のおっしゃられるとおり、学校の閉校に伴って削減される地方交付税は、決して少なくはありません。また、その学校にかかわる教職員数も、学校が閉校になることで全員が解雇されるわけではございませんが、現実、町内の学校教職員数が少なくなることになります。

しかし、学校再編計画での論点は、極小規模の学校での経験がすべて悪いとは申しませんが、例えば、先生一人に対し、一人の児童で勉強することが、学校として本来の姿と

は思えません。毎日の授業の中でも、いろんな考え方を出し合い、友達の意見を聞くことにより自分の考え方を形成していく過程が日常的に体験できないことは、その子が成長する中で十分な体験ができていないとは思えません。少人数のメリットとデメリットを比較し、子供たちがこれから生きていく過程での長い人生設計の中で考えましたときに、極小規模ではデメリットのほうが大きくなるとの判断から、一定の基準として学校再編計画を策定しておりますので、現段階ではその計画を見直す考えはございません。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 3番目の御質問については、町長部局に関することですので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

「子ども・子育て新システム」については、国において審議されておりますが、急速な少子化の進行に当たって、子供と子育て家庭を社会全体で支援していこうとする制度であると認識をいたしております。

具体的には、1、保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充、二つ目として、0から2歳児保育の体制強化による待機児童の解消、三つ目として、質の高い学校教育・保育の実現幼保一体化の推進、四つ目として、総合的な子育て支援の充実、五つ目として、放課後児童クラブの充実、六つ目として、社会的養護の充実であります。

なお、このシステムの構築に当たっては、市町村が実施主体となって、地域のニーズに基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定、事業を実施していくこととなります。

計画策定に当たっては、地域のニーズをとらえ、教育委員会とも十分に連携、検討の上策定し、子供と子育て家庭を社会全体で支援していくべく進めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 学校再編計画の論点は極小規模でのデメリットについてということでしたが、確かに私もそれは感じています。たった一人で授業を受ける、それがプラス、マイナスばかりではないにしても、プラスでない、確かにデメリットだと思っています。しかし、では逆に、目の前の子供は日々成長しているわけで、統合しない、統合以外にどういう改善策を具体的にとっておられるのでしょうか。統合をするにしても、1年、2年、その間に子供たちは育っていきます。

そしてもう一つ、学校再編計画の論点として、今まで、財政負担があるという認識が町民の中にはあったと思います。たった数人のために、私たちの税金を無駄遣いするのはもったいないというような声を、私は実際に受けています。しかし、数字として出てきたものを見ると、決して少なくはないということではなく、本当にこれだけの学校に対して、これだけの予算がついていたのかと驚かされる場所があります。

先日、左鏡小学校に再編計画について説明に来られたという話を聞きました。そのときに、保護者たちが反対であれば進められない。人数がふえれば、16人という人数になれば、それは残せるわけだから、頑張ってください、みたいなようなことを言われたというふうに保

護者から聞きましたが、親が反対だから統合はできない、けれど、委員会として現状改善のための方策は統合以外にはとらない、だから自分たちで人数をふやせるんなら、チャンスを与えるから頑張りんさいよという感じで、でも協力はしないよという、悪者にもならないが協力もしないという、なんか傍観者的な感じを受けます。

学校再編計画を考えたときに、今年度の重点施策の一つに教育というものがありますが、教育ともう一つ定住ということと考えたときに、中央にとっては地方の学校への財政負担は荷物かもしれませんが、ねだらずとも交付される、地方にとっては、ありがたい財源だと思います。

インフラ整備や福祉の面では格差に不満を訴えて、教育については都会より恵まれた交付税を、文句も言わずに自分たちから返してるといような形なんですよ。

ちなみに、定住自立圏協定を締結した場合の周辺自治体には、まあ、周辺というのが津和野町に当たりますが、上限が1,000万円の交付税が、特別交付税がおりると言われています。これは、多分5年間はあるであろうという交付金です。

医療、電子カルテなどをやりたいということが主にあるから、この定住自立圏を締結したいというようなニュアンスを受けてますけれども、片方では定住、ふやすために働き、子育て移住者を募集したり山村留学を募集したり、個人的にしておりますが、それで移住者がいればラッキー、しかしもう一方では、田舎ならではの魅力ある教育を平気で手放す、減らす道筋、数の論理でいくなれば5年から10年後には1校になるという道筋をつくっているのではないのでしょうか。

新しい形の学校づくりをうたう教育ビジョンを具体化するんならば、策定から丸3年たった今、立ちどまって、次の学校再編も積極的な学校再編を考えていくべきではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 学校再編計画につきましては、先ほどの答えと変わりませんが、学校数が減りまして児童・生徒も減っております。その中で、交流学习、近い地域の学校の中では交流学习をしております、そこで子供たちは、日ごろとは違う体験をされておりますし、あと、近くに保育所があれば、その子供たちや地域の方がいらっしゃって、異年齢でやっていると。学校の中の児童だけではやれない教育を、近くのことを活用してやったりすることも、私は、小さい町ならではのちゃんと協力をいただいてやっている教育だと思っております。ただそこで、多分、それを準備される方々が物すごい努力をいただいで、その授業で成り立つような御準備がその陰であると思っておりますので、その辺は大変ありがたいと思っております。

少ないから全くそういうことができないではなくて、できる範囲で学校現場のほうが、ものすごく、春にいろいろなそういう計画を立ててですね、教師の研修会の場で時間をつくって、担当者がそこで集まって最初の打ち合わせをしたりとか、1年間かけてそういうことをされておりますので、機会の場を、小さいところの学校が全くそういう場を得られてないと

いうところが、逆に小さい町でも協力し合える体制がとりやすいところではあるのかなと、実際できているというところは一つあります。

あともう1点、私が4月にたまたま秋田に出張に行ったときに、秋田県の教育長ですとか、横手市の教育委員会ですとか、友人が教員をしておりましたので、時間をとっていただいて会ってまいりました。そのときに、全国の学力学習状況調査で常に上位である秋田県は、どんなことをやっているんだと、島根とさほど環境は変わりませんので、どういうことをやっているのかと素朴に聞きますと、皆さん、当たり前のことをやっぴらっしやる、当たり前のようにやっぴらっしやいます。

私自身は、その当たり前というところが、やはり日々の授業であるだろうと。プロが教える教科書を使って、教室、あとは体育館・運動場ありますけれども、その教育をどう充実するかというところを、秋田の皆さんはおっぴらっしてのではないかと思っぴらっしております。それをまっぴらっして、ちゃんと学校として、そういうところをきっぴらっしやることを考えたいなどと思っぴらっしておりますので、その意味では、小さ過ぎるところが、なかなか、先ほど議員もおっぴらっしたようなデメリットもないわけではない、というところにつながると思っぴらっしますので、計画自体は変えませんが、ただ、できる範囲の工夫は幾らでもできると思っぴらっしておりますので、それはただ、どうしても現場の方、地域の方の努力、無理にさせてもこれは大変なことになりますので、意味ある協力を得ながら進めていくのが一番重要だと思っぴらっしております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 協力をしながら、少しでも子供たちにとっていい環境を整えてやっぴらっしていかなばならないというところは共通の認識があると思っぴらっしていますが、私が最初の、この質問の最初に山村の田舎町ということが無理につけたのは、津和野町は、里山・田舎・自然、そういうものがほんとに豊富にあっぴらって、それは津和野町の資本であると思っぴらっしています。

前段の議員さんで自然エネルギーの活用というようなことを言われたり、森林を生かした町づくりというような話もありますけれども、そういうことを考えたときに、そういう資源を教育にこそ使っぴらっしてほしいなという思いがあります。

今の方向でいくならば、いずれは1校、多くても2校、そういう形に数合わせの再編ならば、いくんではないかなというふうに思っぴらっして、そこが、どこへ保育園を置くとか、どこへ小学校を置く、どこへ中学校を置く、そのもともとの理念に、この田舎の里山の資本を生かす保育や教育というものを、町づくりのビジョンに据えるか据えないか、それが町の方向性を大きく左右するのではないかなと私は思っぴらっしています。

その辺について、町長のお考えをお聞かせいただければと思っぴらっしています。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まっぴらっず、実際、現実の問題として、学校の再編計画というのがあるということでありまっぴらっす。この計画がもともともできた過程でありまっぴらっすけれども、有識者の方々、民間の代表やあるいは全国からの専門家の皆様、いろんな方々にお集まりをいただっぴらっいて、審

議会をつくって、そしてその中で何回も回を重ねて、話し合いをし尽くしてきた。その中でこの再編計画ができて、そしてそれを町の教育委員会に答申をされ、そして町も教育委員会としてその計画を認められた。

また、その過程では議会のほうにも御報告をされて、議会のほうでもある程度の理解を得られて、そして現在のこの再編計画があるということでもあります。

当然、町といたしましてもそうした町の教育委員会の方針を尊重する立場として、この再編計画が存在をしているという、この大前提だけは御理解をいただきたいというふうに思っております。

そして、その再編計画に基づいて、これまで須川小学校、それから畑迫小学校、そして木部中学校等説明に上がり、そしてそれらの地域については、保護者の皆様や地域の皆様が賛同いただいて、そして今回再編計画に沿って、今の状況でも続いているという状況があるということでもあります。

そうした中で、先ほどから議論をされております、いわゆる交付税等の問題でありますけれども、私もその当初の審議会のメンバーでもあったわけですが、全く議題に出てなかったと言えようそになるかもしれませんが、この再編計画を論ずるに当たって、町財政に与える影響ということからこの再編計画を考えたということは、それはほとんど重要視されてなかったというふうに理解をされております。ですから、その再編計画というのは、あくまでも町の教育がよくなるために出された結論でありますので、町財政に与える影響からどうかということは、私自身もそういう観点を優先的に論じるということは、余り私は尊重すべきことじゃないんじゃないかと、そういう立場に立っているという状況であります。

そして今後、その再編計画をどうしていくかということでもありますけれども、先ほども申し上げたように、そういう前段の過程からその計画に沿って今がある、ある意味では計画に沿って進んできているという状況の中で、左鐙小学校については、そうして保護者や地域の皆さんの御賛同が得られないということで、現在を迎えているということでもあります。

我々の考えとしましても、そうした保護者や地域の方をまず尊重していこうということでもありますから、御理解が得られない中を強引に統廃合へもっていこうという気持ちは、毛頭ございません。

その中で、しかしながら、再編計画を一つこれがあって、これを尊重していくということ、この土台だけは、我々のスタンスとしては変えることができないというわけでもありますから、左鐙のそうした皆さんが、左鐙小学校を残したいという結論を出された上においては、ある意味ちょっと冷たい意見に聞こえるかもしれませんが、ある程度左鐙の皆さんがその責任において、左鐙小学校を今後どうしていくのかということ、やっぱりまず考えられるべきではないだろうかというふうに、私自身は思っております。

その中で、左鐙の皆さんがどういうふうに左鐙小学校を生かしていくのか、先ほど議員もおっしゃられたように、里山の資源を生かしたことを取り入れてやっていく、すばらしいこ

とだと思えます。でしたらまず、左鐙小学校の中でそれを実践をしていただきたいと思えます。その中で町として応援ができることがあれば、幾らでも私としては予算をつけ、応援をしていきたいというふうに思えます。

ただ一方で、学区の問題ですとか、それはまた再編計画のその他の学校に影響を与えるものが出てくるとしたならば、再編計画を尊重するという意味において、なかなか応援できない問題もあろうかというふうに思えます。

そういう中で、左鐙小学校が残そうと地域の判断をされた。そして、これを今後存続させていくためには、生徒をふやしていかなきゃならん、そういう中で、今後も定住対策やあるいは特色ある小学校をやる、そういうことを地域の皆さんが、責任において実践をされていこうと、そういう部分においては、我々もしっかり応援をしていきたい、そういうスタンスでもあるという状況で、私自身は考えている次第であります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 今、左鐙小学校については、自分たちで頑張って人数さえふえればというようなふうにとりましたが、私は、町として、そういう周辺部、左鐙だけではなくて、周辺部の教育環境とかそういうものを生かした町づくりをしていくべきじゃないかなということ、もったいないなという思いからそれを言っとるわけで、例えば、今の子ども・子育て新システムで、里山資源を生かして、常勤化した各地区の公民館を放課後児童クラブと連携させたり、例えばですけれども、都会の子供たちは電車で塾へ通いますよね、それと同じようにというか、反対に、津和野町の放課後や長期の休業中は、自然の中での体験活動中心ですよというような、学校がなくなった須川とか畑迫、木部中学校などそういうところの周辺の自然と、地域の方々の協力を受けながら、町として、この町はそういう保育や教育に力を入れてますよ、みたいな姿勢をPRしていくべきじゃないかなと思います。

子供を育てるというのは、上からではなくて下から積み上げることだなというのを、私も感じてます。先ほど、学力ということを訴えられた議員さんの質問もありましたけれども、その学力の基礎になるものが、里山の資源を使った教育につながるのではないかなという思いがあります。そういう思いで質問しておるんですけれども、町全体としてそういうことを考えられるかという、考えるか考えないかということを教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当然、そうしたことは考えていかなければならないというふうに思っております。町全体にいろんな教育資源があるわけでありまして、それを当然生かして、津和野の特色ある教育につなげていく、当然そのことは教育ビジョンにも、考え方としては盛り込んであるというふうに受けとめているところでもありますし、また今後、この幼保一元化という中で計画策定を、先ほどのお答えもしておりますけれども、計画をつくってまいりますので、ただこの部分については、ちょっと認定こども園を含め、国会のほうでは暗礁に乗り上げておりますので、どういう動きになるかわかりませんが、ただ基本的には、その幼保一元化という中で、あと放課後児童クラブを含めた教育の方向性というのは、考

えていく必要があるかと思っておりますので、そういう部分において、いろんな面でこれから検討していきたいという、そのことは当然考えている次第であります。

ただ、そのことと、先ほど、きょうのこの質問の趣旨が、学校の再編計画の中の流れの中できておりますので、当然、その再編計画と、その我々の考えと、里山のいろんな資源を生かした教育をやるということとは、また別問題だというふうに受けとめております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 私の中では、それは一つの方向だというふうな認識があるので、それを聞いてるんですよ。だから、学校をこのまま、中央に人数が少なくなったらどンドンどンドン中央だけに集めていって、そういう教育方針でいくのか、それとも周辺部を生かした町づくり、教育づくり、教育体制づくりをするのかっていうことをお伺いしたつもりなんですけど、どうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） これを言い出すと、今度私が教育委員会の関係の見解を言ってしまうような形にもなってしまいますけれども、そういう観点で論じたならば、やはり再編計画が一つ土台にあるということを最初にも申しました。そうするとやはり、再編計画を一つ実現をした中で、やはりその残された学校、それだけでも津和野の場合は少人数でありますから、その少人数の中でどういう教育をしていくか、そこには周辺部の教育資源を生かしたものを、残された学校の中でどう取り入れていくかという問題になるんではないだろうかというふうに、私は考えております。

ただ、繰り返しになりますが、こういうことを言うのからちょっと優柔不断に受けとめられるかもしれませんが、左鐙で、地域がやはり残したいという中で、左鐙の中で残す、そしてその地域の皆さんが一丸となって、左鐙の特色ある地域資源を生かした教育をしていこうという部分について、応援ができることがあれば応援をしていくという気持ちは、一つ持っているということです。ただ、それが再編計画にかかわる応援というのは、町の土台はもう決まってるわけでありますから、方針は、そこは、覆してまでの支援はできないというふうに考えておるところであります。

ですから、我々のスタンスが少し傍観的で責任がない、冷たいというふうにお考えになられるかもしれませんが、あくまでも町は方針を出しておって、そして左鐙地域で、残そうという方針を出されておるとするならば、やはりある程度、その左鐙地域の責任において、まずは、やっぱりやっていくべきではないかなということを、私は考えているということになります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） ありがとうございます。いろいろ思いはありますが、答弁を受けながらまた地域へ持ち帰り考えたいと思います。

ただ、里山を生かして教育保育システムをつくっていくことは、町の定住施策にも十分貢献する、結びつくことだと思っております。私から言わせればそこを考えたときに、どうしても

この再編計画との間に論理矛盾を感じるんですけれども、どうかその定住にも教育が深くかかわるような施策の方向を打ち出してほしいなということで、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、1番、京村まゆみ君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後4時11分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成24年 第4回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成24年6月26日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成 24 年 6 月 26 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（16 名）

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	8 番 青木 克弥君
9 番 斎藤 和巳君	10 番 河田 隆資君
11 番 川田 剛君	12 番 小松 洋司君
13 番 米澤 宏文君	14 番 後山 幸次君
15 番 沖田 守君	16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	下森 博之君	副町長 ……………	長嶺 常盤君
教育長 ……………	本田 史子君	参事 ……………	右田 基司君
総務財政課長 ……………	島田 賢司君	税務住民課長 ……………	楠 勇雄君
まちづくり政策課長 ……	内藤 雅義君	営業課長 ……………	大庭 郁夫君
地域振興課長 ……………	久保 睦夫君	健康保険課長 ……………	齋藤 等君
医療対策課長 ……………	下森 定君	農林課長 ……………	田村津与志君
商工観光課長 ……………	長嶺 清見君	建設課長 ……………	伊藤 博文君
環境生活課長 ……………	長嶺 雄二君	教育次長 ……………	世良 清美君
会計管理者 ……………	山本 典伸君		

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続きおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番、竹内志津子君、5番、道信俊昭君を指名いたします。

日程第2． 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序7、3番、板垣敬司君。

○議員（3番 板垣 敬司君） おはようございます。私は、本町の今日の経済状態そうゆうなものをかんがみて、やはり山を生かした町づくり以外になかなか方途が見つからないというような観点から、森林資源を生かした町づくりの推進についてということで、質問をさせていただきます。

津和野町が、昨年、県下に先立って社会実験として3カ月「山の宝でもう一杯！」プロジェクト事業というのを展開されました。私は、この事業の内容なり趣旨を見たときに、やはりこれは大変これからの戦略的な産業振興の上で必ずや寄与するものと思って、積極的に研修会なり、さらに登録を済ませ、実績では237トンということで伺っておりますけども、そのうちの約9トンばかりを搬出し、みずからもってこの事業の難しさなり、これからの展開方策について自分なりに体験できればと思って、かかわったところでございます。

そこそこの評価については、周知のとおり大方150トンの目標に対して、そのような実績であったということで高く評価されております。

さらに、このようなものが、津和野町の取り組みが県下に知れ渡り、この高津川流域でも平成24年度から吉賀町なり、益田市のほうでもその取り組みがなされるやに聞いております。こうしたことが一日も早く実験レベルからさらに事業レベルへと展開していくことを望んでるわけでございます。

さらに、今回、まだ協定が結ばれておるわけではございませんが、益田市を中心として1市1町それぞれが定住自立圏構想のもとに形成協定を今度協定を結び、いよいよこの事業に向けて取り組みが始まるわけでございますが、その中に産業振興における流域産材の利用促進や新しいそして省エネルギーの導入促進が連携項目に上がっております。

私は、本町のみの取り組みにはやはり限界がある、この流域をもってこの事業の展開がなされれば、経済の活性、そして雇用の確保、定住化対策に必ずやつながると思っております、この辺について今日の現状の取り組みにおける課題と今後の展開方策について、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） おはようございます。一般質問2日目でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、3番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

昨年度3カ月間、社会実験として取り組んだ「山の宝でもう一杯！」プロジェクト事業を、今年度は1年間を通した本格的な取り組みとして、年間1,000トンの杉、ヒノキの間伐材を搬出することを目標に掲げて事業展開しております。

本町の取り組みは、林家の皆さんがかつてのように自分の所有林へ出かけて、間伐おくれの森林整備を行い、伐採した間伐材をみずから搬出し、搬出した量に応じて町内限定の商店で利用できる商品券を、町が上乘せ助成し、地域経済の活性化も目指そうとする事業であり、県内では初めての取り組みであったことから、県内の自治体からも注目をされております。

本町は、益田市を中心市として定住自立圏の形成に関する協定を締結する運びとなっており、その生活機能の強化に係る政策の分野における産業振興の項目の中で、流域産材の利用促進として、木質バイオマスの有効活用が掲げられております。さらに新・省エネルギーの導入促進としては、新・省エネルギー導入住民等への支援、所有施設への導入、普及啓発活動の取り組みが掲げられております。

また、流域は内閣府の地域活性化総合特区の認定を受けていることから、今後の取り組みとしては、流域の市町との連携を図りながら必要な施策について検討し、実施計画を作成する必要があると考えております。

昨年1年間、なごみ温泉において木質チップボイラーを稼働してまいりましたが、チップ材の含水率が高めであることから、効率のよい状態で運転するには含水率の管理が必要であり、今後の普及のためにも解決しなければならない課題であると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 私が去年1年間取り組んだ中で、それぞれ、山を持ちそれを切り出す側の課題、これからの問題、そういったことを、さらに受け入れ側で町内の業者の方が出された材料をチップ化し、さらにそれが消費として木質バイオマスとかボイラーとして、なごみ温泉に設置されたボイラーにそれが供給されて、そういう循環の中で、それぞれの立場でそれぞれの課題もあるのではないかと思います。

まずは、自分が感じたことは、やはりこのプロジェクト事業は、ただ山を持つてる、自分のように山を持つてる者にとっては、その6,000円というか、3,000円の木材価格と商品券としての3,000円です。まあ6,000円がいただけるわけですが、これを持ってない方に定住とか、新規の雇用確保のために就業の機会をふやそうとするならば、なかなか、

その山を持ってないわけですから、その辺については、非常にその事業展開が難しいのかなというふうに考えております。

さらに、山を持ってる者にとっても、条件がいいところは搬出は楽なわけですが、林内作業道等まだ十分な整備がなされてないところについては、これの搬出についても非常に難しい点もあろうかと思えますし、さらにやはり所有者が年齢的な制約もあろうと思えます。これから50代、60代、高齢者の方にとってその山を切り出すということもなかなか容易ではないというようなことで、それぞれ、これから搬出する側の課題もあろうと思えます。

もちろん、この平成24年については、林内作業道の、町単として、簡易作業路の設置に関する補助事業も要綱として盛られておりますので、私は町の姿勢は非常にいいものだと思っておりますが、いずれにいたしましても、これから切り出す側の課題もあると、さらに受け入れ側のことでございますが、昨今、町内に今までチップ材として加工していただいた業者の方が少しいろんな諸般の情勢から、町内での操業を縮小するやに聞いておまして、けさほども少し責任者の方とお会いしましたが、もろもろの状況の中で町内からの事業縮小をせざるを得ないというような状況をお聞きした中で、この辺をどのように町長は受けとめておられるか、その辺もお聞きしたいところでございます。

さらにまた、ここの先ほどの回答でもありましたように、チップ材の含水率が高くて当初のもくろみのようなエネルギーの省エネルギー化につながってないというようなこともあるし、効率のよい状態にするために課題としなければならないというふうに答弁がありましたが、この含水率そのものも確かに減らすための方策としては、ストックヤードで出された木材を貯木する、そして貯木期間がどのぐらいでその含水率目標の約50%になるのかということになりますと、半年やそこらかかるというようなことも伺っておりますが、その辺をコストとしてどのように吸収するかというようなことも、受け入れ側というか、加工業者にとってのコスト負担だと思えますが、その辺で今後の事業展開で大きな課題になるんじゃないかなと思っておりますが、その辺について、とりあえずこの事業の展開で、出す側とそれを町内で加工する側においてもいささかの課題があるやに思いますが、その辺についてどのように執行部のほうでは受けとめておられるか、まずはお聞きしたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 議員の御質問にお答えをさせていただきます。

出すほうと受けるほうというふうなことでございましたが、出すほうといいますか、林家のほうで今、課題といいますか、どうしても押さえておかないといけないということは、事故が起きないということでございます。山の事故というのは、大変大きなものに、人命にかかわるようことになるというふうなことでございますので、まず安全に作業が対応できるかどうか、そういうことで今講習会等も開かせていただきながら、事故が起きないように万全の措置をとるとというのが一番であろうというふうに思っております。

昨年の実験事業の中で、やはり道がないといけないというふうなことでございますので、道のほうも町単もつけておりますが、国の事業等をやはり活用しながら道を入れていくと、高密度の作業路を設置する必要があるのではなかろうかというふうに思っておるところでございます。

それと、やはり今、社会実験を終えて今年度から本格的な実施ということでございますので、まだまだ量的にはたくさん出てないという状況でございますので、やはりこれを定着させるということが重要なことであろうというふうに思っております。

高知県等の事例のように、自伐林家の方が搬出をするというふうなことが定着するというふうになれば、木材量もさらにふえてくるのではなかろうかというふうに思っております。その木材量がふえないと納入業者のほうも町内の事業を縮小するというのは、やはり量的なものもあるかと思っておりますので、量的に確保してく形をとっていかないとけないのではないかなあというふうに思っております。

納入業者のほうで今2社にお願いをしておりますが、実際にはもう1社おられまして、ことし受け入れをちょっと検討したんでありますが、なごみのほうのその規格に合わないというふうなことで、ことしは一応やめておこうというふうなことでございましたが、その辺のところ、さらにほかの業者の方が参画されれば、また、すそ野が広がるというふうなことになりますので、その辺のところも検討していかないとけなかつたというふうに思っております。

最後にもう一つは、やはり流域としての取り組みというのが重要であって、津和野町が突出して物をやってもなかなかそれは難しいというふうに思っておりますので、高津川流域の市町が同一歩調をとりながら対応するという必要があろうかというところでございます。今年度、吉賀町なりも6月限定で社会実験等も今行っておられますし、秋にはまた継続的な取り組みも行おうとしておられますが、益田市のほうもこのあたりのところを対応していただくというふうな形になればというふうに考えておるところでございます。

大きくなればなるほど、その財源をどうするかというふうなところもまた出てまいりますけれども、今は、まずは取りかかりでございますので、取り組みのすそ野を広げていくということが重要ではなかろうかというふうに思っておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 含水率について、ちょっと御説明させていただきます。

これまで、地元のチップ製造会社のほうから、チップのほうを供給していただいたんですが、どうしてもチップ製造会社のほうは、パルプ用の材料を製造するというので、余り含水率については考慮していただくことが難しいということがありまして、含水率が高かったり、低かったりということが実際には起こっております。で、工場自体も今はチップ化をやめてしまっておりまして、今後の対応を考えなければならぬというところになっております。

議員がおっしゃった放置・風乾してどのぐらい水分が下がるかという、文献でちょっと調べましたら約3カ月で30%台になるということがあります。ただ、その3カ月をストックできる場所を設け、さらに今チップ会社がチップの製造をやめておりますので、それをどのように自分たちが供給できるような体制がとれるかというのを、総合特区のほうでいろいろと検討していこうということにしております。その中で、風乾だけでは間に合わない場合には、木質燃料を使った乾燥の方法も検討しながら、今後対応していこうと、で、将来的にチップボイラーをふやすためにも、この現在あるチップ施設がちゃんと稼働しないと、次に進まないものと思っておりますので、その辺をぜひとも達成していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 農林課長の答弁の中にもありましたが、やっぱりこの流域でやる、そのぐらいの事業だと私も思います。

そこで、今、定住自立圏構想の中で進められる部分と、総合特区で地籍調査を積極的に取り組んで、山を有効活用するための前段として、この総合特区を利用しながらしていこうということではありますが、その首長たる下森町長初め福原市長、吉賀町長その3者における共通認識が大変重要だと思うんですが、今の状況はどのような共通認識を3首長がお持ちなのか、その辺をちょっとお聞きしたいということと、やはり、まずはやっぱり津和野町、下森町長がその3名の首長さんの中でも、この優位性を、積極的に牽引役として引っ張っていただきたいという思いもあります。それで、その辺についての現在の共通理解のことについてちょっと町長にもお聞きしたいと思いますし、もう一つは、定住自立圏構想は1,000万の特別交付税があると、それは1,000万程度といえば話し合い経費か何かの中でついおさまってしまうわけですし、医療のこともありますので、この木質バイオマスを進める上で1,000万の特別交付税で何かができるという問題ではないと思いますが、新たにその特別交付税以外の国の財政支援を受けるためには大きなその木質バイオマスプロジェクトというようなものも計画して国のほうへ上げていかなければ、補助対象にもならないのではないかと思います。その辺の、まだ私が理解しておりませんので、定住自立圏構想の1,000万だけで、これ以外には財政的支援は受けられないのか、その辺をちょっと担当課長にお聞きしたいなと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 先ほども説明の中で総合特区のほうで検討していくということをお話ししましたが、まさに総合特区につきましては、補助金を調査し、その補助金をつけていただくという事業に展開していくものであります。

それから、さらに今、地域通貨券、商品券というものを町の財源で充てておるわけですが、その辺を、CO2を多く排出する会社からのカーボンオフセットという制度を使って、財源を確保できないかということも総合特区のほうで検討中であります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長(下森 博之君) それでは、首長としての共通認識ということでもありますけれども、当然、この高津川を守り、生かす、そのために流域の森林整備が非常に必要だということ、そして具体的には、まず山林境界確認事業を進めようと、それから作業路を開設を入れていこうと、そういう目的を持って、実際これまでもこの総合特区、これは1市2町で共通して一緒に申請したのものでもありますし、また定住自立圏構想も益田市と津和野町、そして益田市と吉賀町という形で締結をしたいという方向の中に、この山林の整備というものも中心的に盛り込んでいるということでもありますから、そういう面でその三つの首長が共通認識に立っているということは事実であるというふうに申し上げたいというふうに思っております。

ただ、この「山の宝でもう一杯！」プロジェクト、これはやはり今後、流域でやっぱり事業としてやるということも、これから念頭に置いていかなきゃならないというふうに思っています。そこの具体的な部分ではまだ3人で話をしたということはこれまでありません。ただ、先ほども議員がおっしゃられましたように、津和野のそうしたものを一つのモデルとして、それぞれの町も今後取り組んでいこうという、そういう計画でありますから、今後また話し合いをすれば、そういうところも展開が開いていけるんじゃないだろうかというふうに考えているところであります。

先ほど担当課長も、すそ野の広がりをやっぱり大切だという話をしておりましたが、私も本当この事業はそれが非常に大事であると思っております。

去年、ああして津和野でモデル事業やりまして、流域でもこうして取り組むわけですが、県内も、私が覚えておる限りでは、奥出雲町ですとか、そのほかもう少し複数の自治体で今年度から津和野の事業をやっていただけということで、大変これはうれしいことだというふうに受けとめているところであります。

そういう中で、仲間が広がることのメリットという意味で申し上げますと、例えば、この今回自伐林家に補助をしている事業であります。町が3,000円出すわけであります。そうすると、広がりを見せれば見せるほど、今度は財源が大変になってくるという、そういうこうジレンマがこれから出てくるという部分もあるわけであります。そういうところをどう確保していくかとしたときに、やはり国のほうにも制度として、こういう自伐林家を助ける、そういうものをやっぱり創設していただかにゃいかんという気持ちがあります。

そういう中で、毎年、年が変わってすぐ1月か2月というところで、県内の市町村長、いわゆる首長とあるいは森林組合長さん、それから国からは、東京でやるんですが、農水相、林野庁、そうしたものの幹部担当者一堂に会して、いろんな意見交換会をやっております。ことしもやりまして、そして私は津和野のこの事業を紹介をして、そして、この自伐林家への補助を国としてやってほしいということを強く訴えて帰ったということでもあります。

残念ながら国というのは、今は間伐事業については、集約化あるいは団地化をして、少し大規模なものに補助を出していこうというのが考え方ありますから、そういう中でなか

なか自伐林家というような小さい規模のものへ補助を出していこうという考えないという状況であります。

そういう中で、ことしの春にも我々としては我々の立場で訴えたわけではありますが、いかんせんその段階ではまだなかなか私ひとりが訴えているという状況で、やはり地方の広がり意見として、国にまだまだ届けていけるという状況になかったということでもあります。

そういう中で、今後、県内の自治体にも、こういう動きが、いわゆる山の宝でプロジェクトという自伐林家への助成事業が始まってまいりますと、そうするとやはり一緒に訴えてくれる仲間がつくっていけるというふうにも考えているところでありまして、そういう面から私自身は、この事業が広がっていくということを大きく期待をしているということです。そういうことから、この高津川流域においても、三つの首長が連携してやはりやっていくということの大切さを、非常に強く認識をしているという次第であります。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） ありがとうございます。こうしてチップということを取り組みがスタートしておりますが、やはりその木材をどのように利用するかという中には、チップ以外にはペレットという方法、さらに木炭、もちろんまきということもありますが、そういうすべての使い方をもって森林資源の有効活用が図られたらいいなということで、まあ、ペレットについては、客観的に見て何かを加工するがゆえにそのコストもかかるし、それを燃やすもの自体もまた電気が必要だとか、もろもろ、私の知る限りでも若干問題があるやに聞いておりますが。

今回、山の宝のプロジェクトの延長で、何とか森林資源が有効活用できないかと思って、同僚議員と一緒に高知、さらに岡山の真庭市、行ってまいりました。そしてもう1件、岩国市の美和町というところにもペレットの工場がありますので、そこへも出かけてまいりましたが、岡山県の真庭市については、非常に、レベルというか、規模というか、大変大きな企業のレベルでして、さらにそれが外国の輸入材をもって集成材をつくる、その集成材をかんなをかける、そのかんなくずをもってペレットをつくってる、ホワイトペレットというようでございますが、その事業を見せてもらったときには、ああ、これは津和野町ではちょっと難しいなあと思って、余り喜んで帰りませんでした。

岩国市の美和町の山口県森林組合連合会の取り組みは、やはり私どもが思っていたように杉、ヒノキの間伐材をバーク、いわゆる皮つきのものをそのままペレットにする全木ペレットということで、確かに色はホワイトということよりも茶色いような黒いようなあれですけれども、そういうものを加工して事業として展開しておられました。

やはりその岩国の事業が一番我々のこれからの一つの目安になるのではないかなと思って、たまたまそれはペレットストーブを普及したいという思いの方の御案内で伺いましたが、そのペレットストーブの今日までの認識を新たにしようなお話も伺いました。

やはりこれから、森林の出すほうも使うほうも、やはりチップということになれば、少し大きなボイラーが必要ですので、そうそう設置するにも初期投資もかかります。何千万、何

億円というようなこともかかるかと思いますが、ペレットストーブはやはり、まあ、そうは言うても5万、10万じゃなくて20万前後、20万以上するかもしれませんが、それにしても何とか少し環境問題とかエネルギー問題を考えたときには、その20余万円がそれぞれの世帯で波及する、普及するようなそういう施策があれば、川上の山を切り出すほうにも多大な影響があるというふうに私は意を強くしてまいりましたが、ペレットをつくる工場にしても採算が合わなければ、慈善事業するわけにもまいりませんので、その辺は非常にシビアに考えなければなりません、今日灯油がリッター90円ぐらいするかと思いますが、木質ペレットが1リッターでどのぐらいのエネルギーがあるかと言いますと、灯油は約8,000キロカロリーあるようですが、木質ペレットは1キロで4,000キロカロリーしかないわけですから、同じエネルギーを出そうと思えば2キロ要るわけです。そうすると、2キロをペレットを使うということになれば、そのペレットは石油と単純に比較したら45円までで抑えなければならないというのが現実かと思いますが、ただ使うほうの論理だけじゃなくて、全体の住民が生きるために、山が生き、環境が伸びるということから言えば、その45円が、もしコストとしてそれ以上かかるものならば、それを少し財政支援する、そういうようなことも国民の理解を得られるのではないかなと思っておりますが、昨日の6番議員の質問の中でも、回答として積極的にペレットストーブと具体的にはなかったかもしれませんが、その辺について、「国・県の財政支援も受けながら検討してみたい」というような御答弁でございましたが、具体的に来年度25年度に、エネルギーということで検討していただけるものかどうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） まず最初に、補助制度につきましては、昨日の答弁の中でも、今年度から取り組めれば取り組みたいということで、これから検討に入りたいと思っておりますが、先ほどのペレットの生産につきましては、私も山口のほうの県信連のペレット工場にも行ったことがあります、ペレット成分のためには、またさらに含水率を下げる、10%以下にしなきゃいけないということがありまして、それには強制的な乾燥が必要になってくると。

そういうものを通した中で、ペレット化したときの単価がどのようになるかというのは、今後、検討していこうと思っております、それが何とかなるようであれば、ペレット生産もこの地元でできれば、この地から原料がとれて、それでそこで働く人がいて、例えば、先ほどの同じ値段で灯油にかわるものとしてエネルギーになるものであれば、当然、経済効果がこの地に残りますから、そちらのほうがいいに決まっておりますので、そういったことも考えながら、今のエネルギーの対策についても検討していこうと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 岩国市に行ったときの参考資料にもありましたが、やっぱりそのペレットをつくるコストは絶対量というものをつくらんにやいけません。初期投資のこともありますので。そうするとやっぱり1,000トンぐらいはつくらんにやいかん

し、2,000トン近くつくらないと、なかなか採算ベースに合わんのじゃないかと言われてます。

そういう中で、ペレットストーブは1台当たり1年間に、平均的にはどのぐらい使われるかといいますと、約1,000キロとも言われておりますが、そうすると、1,000トンを消費しようと思えば、1,000台のペレットストーブが流域に設置されることが望ましいわけです。

津和野町3,000世帯ですが、単純に言えば3分の1がペレットストーブにかえることで、消費が確保される。消費が確保されれば、ペレットを生産する工場のとりあえずのコストが吸収される。そういう机上の計算ですから、その辺はよりシビアな計算していただきたいと思いますが、需要と供給をしっかりとかがみながら、この事業展開に今後とも積極的に流域で取り組んでいただきたいと思います。

続いて、2番目の質問に入りたいと思います。

平成17年の7月14日ということですので、まだ記憶に新しいところですが、私のふるさとというか、畑迫地区にある旧堀氏庭園が国の名勝指定を受けました。そして、国の支援のもとに4年数カ月の歳月をもって、昨年4月にリニューアルオープンし、うれしい限りでございますが、今回また、その名勝指定の範囲の中にある畑迫病院というのが、関係者の御努力によりまして、修復されることになりました。

3カ年で実施されるということでございますが、いろんな名勝を散策したり見学したりする会のもとで、いろんな意見が出まして、畑迫病院が修復されることは、まずはうれしいことだと。国の支援のもとにありがたいことだということは、共通の理解でございますが、できれば何か、せっかくあのものが修復されるものならば、何か住民のもとで有効活用ができるなら、この上ない喜びですなあというような話も聞きまして、ことしの予算審査の中でもそういう議論がありましたが、その辺について、現状と今後の展望について、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

国指定名勝の旧堀氏庭園に含まれている畑迫病院につきましては、堀氏に関連するさまざまな遺構の導入部として重要な位置を占め、大正時代の建物はもちろん、その前庭や旧建物跡前のロータリー部などが、庭園的要素として位置づけられております。

建物の修理は、管理団体である町が文化財として専門的見地から行うこととなりますが、修理後の適正な保存・管理のあり方につきましては、現在、学識経験者や地元代表の方などによる「旧堀氏庭園保存管理計画策定委員会」で検討を行っております。

御指摘の保健、医療・福祉施設としての活用につきましては、現在のところ、町内部では具体的な検討は行っておりませんが、解体格納工事にあわせ、組み立て工事の設計を行いますので、それまでに活用方法について具体的な御要望があれば、その中で検討することも可能であると考えております。

いずれにしても、完成後は、旧堀氏庭園の主要な施設の一部として公開する計画ですので、文化庁や島根県の御指導のもと、地域住民の方々と連携をしながら、積極的に活用を考えたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 昨年4月から、既に1年が経過いたしました。入館者の実績なり、さらにその入館者の町内さらには町外、そういった区分のもとに入館者数がわかれば御回答いただきたいと思っております。

それと、今の回答の中にもありましたが、管理計画策定委員会で鋭意検討がされておられるようでございますが、ことしは、いわゆる解体するために仮の屋根を設けて解体するよと、そして、その解体する過程において、使えるものは使います、だめなものは新しくしますよというようなことで、それが「設計」ということだと思っております。さらに、その回答の中にあるように、解体しながら組み立て工事の設計を行います、その設計工事に生かせるためにちゅうか、もし地元の具体的な要望を、それじゃあ、いつまでにどの程度の要望として上げれば、その設計に反映してもらえるものなのか、その辺を少しお聞きして、せっかく地元で、今後の病院の改築後に、もし何かとして運用するならば、運用するという強い意思がなければ、要望もなかなかできんわけでございますので、ああやってほしい、こうやってやってほしいとは言いながらも、さて要望はしたものの、できたものはだれがやるんだというようなこともありますので、やるからには受け皿としてしっかり、法人格を持った者がやらざるを得ないと思っておりますが、そういう機運というか、そういう手順を踏むのに時間もかかると思っております。設計とそういう受け皿を、要望を受け皿としてそういう形にするためには、時間的な制限もあると思っておりますが、その辺は今後どのように、地元というか、これからの活用をしようと思えば、進めばいいのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） そう言いますと、まず、入館者の数字であります。昨年1年間で1万2,891名の方に御来館をいただいております。そのうち、町外からが1万2,763名、町内からが128名という数字になっております。

それから、今の施設の改造に当たっての要望なり、方針をいつごろまでという件でありますけれども、設計自体につきましては、解体をしながら、議員さん言われるように、残せる、組み立てのときに使える部材と、もうこれは使えないから新しく違うものをやっていかないとけないという部材とを仕分けながら、基本的には復元ですので、もとのところに戻すような形を考えております。

ただ、いわゆる重文であるとか、国宝であるとかいうように、全く同じ形に戻さないといけないという施設ではありませんので、有効利用を図れるための施設改造を、外的な部分は別として、内部の構造として、底値を図れる要素は残っておりますので、その辺でもし、地元でこういった事業をやってみたいというような御要望がありましたら、それが可能な部分での、設計の中へ組み込むことは、十分可能だろうというふうに思っております。

実際、来年度の予算を組み立てるに、予算要求を出していくのが年明け早々になりますので、具体的な予算との絡みを考えますと、遅くとも年内には方向性が定まってないと、具体的な行動には移せないかなというふうに思っております。年内に予算を出すということになれば、逆に言えば、秋のところで、10月ぐらいのところには、ある程度方向性が出てないと、設計の中にそれを組み込んでいくということは、なかなか難しくなってくるんじゃないかなというふうに思います。

仕様の中身が、実際どういう形になるかによって、その設計ももちろん変わってまいりますので、簡易な設計変更で済むようであれば、その辺はもっと期間的に延びてくるというふうにも思いますけれども、その全体のバランスの中で、できればそういった形の時期に要望がいただければ、設計に反映ができるのかなというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 答弁でもありますように、今回のこの修理の対象になる病院は、所有がまだ町の物ではない。管理団体として、今回の修復にかかわるということでございますが、今度有効活用するというので、だれかがその物を借りて使おうと思えば、所有者との関係はどのような形になるのかなと思ってみたり、大局的な観点から言えば、今でも、名勝の中にあるすべての物が町の物ではないし、いろんな事情があつて、管理団体として町が管理させていただいておる部分もあるというふうに聞いておりますが、全体を一括して、公園として、庭園としての管理・維持、さらに病院周辺の維持・管理、そういうなものもできれば一括管理が望ましいし、やはり入館者をお迎えする津和野町の観光の一つの拠点として成り得るべく、思いをやっぱり一つにしなければ、部分部分にええところ取りをするようなことでは、なかなかいいものにはならないなと思って、この辺についてまだまだ今後どういうふうに、和楽園、道路のこちらから行けば左側が和楽園という園になってますが、今後のその修復とか、何か当面、さわるというか、改修せにゃいけんようなことはないんでしょうか。

その周辺の山の部分にだって、松の枯れたものやら、風倒木やら、やっぱり整理するとかそういう問題があるのかどうか、その辺についてもお聞かせいたしたいと思いますが、まずはその辺で。

今後のこれで、病院で修復は終わりなのか、今後、まだ計画の策定委員会では、こういう課題もあるんだよというものがあれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、所有者と、もし事業を行った場合での関係ということになりますが、今、議員さんがおっしゃいましたとおり、所有権が町にあるのはいわゆる母屋のところになります。ほかの部分については、民間の方が所有されておりますので、管理団体として、町がそこを委託をして全体の管理を行うというスタイルをとっておりますので、あくまでもその全体の管理、新しく建てかえた建物についても、管理自体は町が行うと

いう形になりますので、いろんなその事業についての再委託というか、そういう形での委託契約を結ぶような形になるのではないかというふうに思っております。

それから、現状で、ほかの施設について修繕とか修復とかがあるかということですが、今のところ、具体的にこの建物とかこの場所をという部分はまだ出ておりませんが、ただ懸念される部分として、今、和楽園側の山、山全体が若干回遊式でもないですが、庭園的に散策ができるような形をとっております。そこの辺のところ、いわゆる若干足元が悪くなっておるとか、そういったところはありません、そこら辺については、立ち入りができないように今、規制をしております。普通の風倒木とか、枯損木が生じた場合には、今管理をお願いしております大谷さんのほうで切っていただいたり、それから、庭園管理をお願いしております業者の方のほうへお願いをして切ってもらったりというような形で、現状のところは維持・管理をやっておるような状況であります。

災害等で大きな工事が必要になりますと、当然、その部分では発生いたしますし、今後、ほかの建物の中で、とりあえず今、修復を緊急でやらなくてはいけないというふうなものについては、当方のほうでは伺っておりませんが、今後、指定範囲が拡大をされる中で、その中に該当するような建物がある場合には、その部分も生じる可能性は、今からあるかなというふうにも思っております。この部分については、今後のことになりますので、具体的に、その協議の中ではまだスタートしたばかりでございますので、審議をしておりますのが現実でございます。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 質問があつちこちして大変あれですが、まだ時間がありますので、もう少し（笑声）。

いわゆる地元で使いたい要望があれば、その要望におこたえますよということで、これは、またうれしい話なんですけども、もう一方、町のことしの3月に配っていただきました老人保健福祉計画なり、たしか、その中でも、現在の介護保険の関係で現状はこうだと、そして今後、どのようになるから、どのようにしなければならないというような計画が出されておりますが、その中を少し開いてみますと、やっぱりこれから団塊の世代の方が後期高齢者になって、少しずつそういう介護保険の施設利用というものがふえていくというようなことが、数字の上で上がっていったようでございますが、地元の要望があれば、そういうものでもいいよと、例えばデイサービスでもいいし、ちょっとした、言葉は違うかもしれませんが、小規模多機能居宅介護施設というようなこともあるようですが、そういうものにも向ける、さらには共同作業所というような、そういう利活用の視点で、行政として、地元の要望じゃなくて、行政としてあれを何とか生かそうという考えはないのか、少しお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 担当部署といたしましては、やはり、建物自体を単に修復をしてそれで終わりというのでは、余りにももったいないというふうに思っております。

具体的に、ここでこういうことをやるというふうに考えておるといふ発言ができれば一番ベターなんですけれども、実際のところは、そこまでの具体的な案件は出ておりません。ですが、二、三検討をしながら、うちのうちなりに、話し合いは担当部署のほうで持ちながら進めてはきております。

ですが、ああして、地元の代表の方も、この審議会の委員の方にも入っていただいておりますので、そこに、その方につきましては、せっかく地元のほうでの公的な施設になるので、有効利用がもしできれば、そういったことを考えていただければ、お互いで協力し合って有効利用していきたいというふうにもお願いもしておりますので、そこら辺のかみ合わせの中で、具体的なものを出していきたいなというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） いずれにいたしましても、国がこうして指定をしていた、本当に町民の財産だと思いますので、これを有効活用することが、住民福祉の向上につながると思いますので、住民一体となって、ええ知恵を絞ってまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、3番、板垣敬司君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時10分まで休憩といたします。

午前9時54分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序8、9番、斎藤和巳君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、通告に従いまして、2点ほど今回一般質問をさせていただきますと思うわけです。

まず、最初でございます。官民一体による行政についてということでございますけれども、昨日来、同僚議員の質問と重複する点があるとは思いますが、私は私なりの質問をさせていただきますと思うわけでございます。

町長は、就任以来、平素より官民一体による協働の行政を行いたいと常に申し入れておるわけでございます。町民を初めとして、国民皆様の税金をいかに有意義に利用することが必要と思うわけでございます。町の少ない財政の中で、いろんな住民の要望にこたえていかなければならない立場にあるわけですが、いろんな諸事情により、全部御期待に沿えることができないということは重々わかっておるわけでございます。

そこで、私は、ぜひとも町長が言っております、官民一体の協働によりまして、少しでも多くの皆様方の町民の要望を集約し、実現化に向けていく必要があるだろうと思うわけでございます。その点におきまして、いろんなまちづくり事業におきまして、かなりの金額を

出され、それを公民館単位において集約し、それを実現化に向こうとって、今、検討段階に入っているということでございます。

その中において、いろんな形のものが相談されると思うわけでございますけども、その中において、いろんな要望のする中、その中には、やはり中山間地直接支払制度あるいは農地・水対策事業等で対応できる諸問題も数あると思うわけでございます。それと併用しながらやっていこうと、そのように推測しておるわけでございますけども、私が特に今回申し上げたいことは、それにのらない事業をどのようにするかということございまして、町は町ですることば町でやっていただき、民にやっていただけるものは民にお願いするということができるのではないかと思います。そういうことで、町と民との連絡を取り合い、信頼性を置かれるわけでございます。

そこで、町としてはどのような方法で、官民協働体での事業を進めようとしているのかという質問に対しては、まずは前段と重複する点があるわけです。全体的な分野において、協働、一体的な面もある程度、今までの事業推進の中で見える面もたくさんあるわけですが、まだまだ、先ほど申しましたように予算の都合により、これを吸い上げられない事業というのが、まだまだたくさんあるように思うわけでございます。

私が、今回に主に官民とって少ない予算の中で、有効ある事業執行するためには、やはり官と民とが協働になって事業を進める必要があるとです。ある事業一つにしても、これは官がやらなくてはいけない、これは民がやらなくてはいけない、これは官と民と一緒にやらなくてはいけないというような、予算の配分上、そういう選択肢をせざるを得なくてはならないというような部分が出てくるのではないかと思いますので、そういう点に關しまして、全般的な官民協働体の推進のあり方について、まず最初にお答え願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、斎藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

津和野町を初め、地方においては、過去、住民生活に資する社会資本整備を中心に、これまでさまざまな事業を行ってまいりましたが、その結果、道路や上下水道など、私たちの生活環境は飛躍的に向上してまいりましたが、これらの事業に伴って、借金である起債の残高も多くなっており、そこに国、地方ともにしての財政難が近年の課題として浮上する中、地域主権・地方分権の推進と、地方の自治自立がこれまで以上に求められるようになってまいりました。本町といたしましても、国の財政難の中で過去の起債の償還を行っていく責任が重くなり、一方で、社会構造の変化や過疎・高齢化の進行に伴う住民ニーズの多様化に対応していくためには、新たなまちづくりの仕組みが必要であり、まさに官民一体となったまちづくりが本町の将来の浮沈にかかわる重要なテーマであると認識をしております。

当然ながら、これまでににおいても、本町では自治会や婦人会、シルバー人材センター、商工会を初めその他まちづくり団体、さらにはボランティアの皆様など、多様な組織、個人の御支援をいただき、官民一体となったまちづくりを行ってまいりました。

一方で、人口の減少とともに、自治会では限界集落化、担い手不足、まちづくり団体等においても会員の減少が顕著になってきており、これまでのような活動を継続することが困難な状況になりつつあります。また、厳しい財政状況の中、少ない資金を効率的に配分し、事業の費用対効果を高める観点からも、いま一度官民一体となったまちづくりの仕組みを再構築する必要性を認めている次第であります。

こうした考え方において、今年度より地域提案型助成事業を創設し、住民と行政の協働のまちづくりを進めるべく取り組みを開始しております。事業の内容については、前段お二人の議員の御質問の中で申し上げており省略をさせていただきますが、この事業に私が期待をかける三つの視点を持っておりますので、これを申し上げお答えとさせていただきますと思います。

一つ目は、各集落が有しておられるさまざまな地域課題を住民の皆様と行政とでいま一度整理し、行政がやること、行政と住民の方とが一緒にやること、住民の皆様で解決いただくことなど、役割分担を整理・確認する機会とできればと期待をしているところであります。

二つ目は、各集落が活力を持つため地域おこし活動を推進し、町民の皆様からまちづくりのアイデアが出され、行政からもまちづくりにかかわる情報を提供させていただいたり、民間と行政とがつながり、連携を深める機会づくりになることを期待しております。高知県で、葉っぱを活用したビジネスが地域に活力をもたらしている先進事例は、皆様もよく御存じのとおりであります。津和野の資源を掘り起こし、新たなビジネスモデルを創出する取り組みを、全知全能を挙げて実現していくことができたならば、すばらしいことと願う次第であります。

三つ目として、まちづくりの新たな担い手を各集落で育成していただく一助となればと期待しております。住民と行政との協働のまちづくりは、「つぶやきが形になるまちづくり」とも考えております。これまでまちづくりに関心があり参加したいと思っけていても、その方法がわからなかったり、ちゅうちょされている方々がおられるとしたならば、その受け皿となり、当事業の実践活動を通して次の人材へとつながっていく、まさに、「まちづくりは人づくり」を具現化する機会となるならば、意義あることと受けとめている次第であります。

以上、長くなりましたが、こうした三つの視点を実現する意味からも、現在進めております地域提案型助成事業を核とした、各集落の支援策をぜひとも軌道に乗せたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 改めて質問させていただきます。

先ほどの御答弁の中に、人口の減少とともに自治会では限界集落、担い手不足といういろんな諸問題が浮き彫りになっている状況であると、そこでいま一度、官民一体となったまちづくりの仕組みを再構築する必要性を認めているというような御答弁をいただきました。

そこで、お聞きしたいんですけども、新たな担い手づくりということに関します、また地域のリーダー的存在の育成にいろんな格好で援助したいということでございます。私は、いろんな格好で限界集落、集落維持が非常に大変厳しいという中におきまして、やはりその地域が活性化するために、今、リーダー的な人材が必要であるとそのように思っております。

ましては、このように公共事業が大変厳しくなった中、津和野町の住民をふやすためには、農業にある程度重点施策を持っていかなくては、津和野町の人口は減る一方だとそのように思っております。私も木部地区という田舎におるわけでございますけども、長男の方が都会に出て、帰りたいけども就労の場がないから帰れないというような状況でございます。その中において、公共事業が盛んであれば働きながら、今まで両親、祖母が守ってきた田畑を継承し、生活できるならそのようにしたいというわけでございますけども、どうしても就労の場が少ない。そこで、どうしてもそういうところには、農林業のほうへ力を入れざるを得ないだろうというように考えております。

町長も農業を発展するためには、商工と一緒にあって、その農業でできた作物を商品化し、町の商店の方々と協力して、それによって外貨を稼ごうというのが基本的な理念を持っておると、そのようにもお聞きしておりますので、まず、農業分野におきまして、そういうような支援策をぜひとも今後構築していただきたいと、そのように思います。

前も、中堅的農業者を支援していただきたいというような一般質問をさせていただいたことがあります。いろんな核で法人化ができ、かなりの津和野町は法人化が進んでいるわけでございますけども、どうしても法人化が難しい地域あるいはできない地域、その中におきまして、中堅的な農家の方がそこにおられるわけでございます。その人たちは、いろんな格好で制度資金を活用しながら、農業、農機具の更新とかいろんな格好でやってきたけれども、それも制度資金にのらないということございまして、それを援助するのが行政のあり方だろうというように私は思っております。それが、その地域のリーダーを育てる一つの策であるという、個人的に予算を出すので大変厳しいとは難しいとは思いますが、地域を守るためにはそれぐらいの覚悟がなくてはやれないだろうと思うわけです。津和野町全員が法人化に向けて、それが進んでその法人が全部その田畑を耕作してくれるという裏があれば別にいいんですけども、法人の中におきまして、前回は質問で申しましたようななかなか全面受け付けは難しいというような状況であります。

そうした中において、中堅農家の育成のためにも、ぜひとも官民協働体ということで、まちづくりの大きな柱で担い手を育成とかいうような旗印がありますので、そういう方面にも今後の検討課題の中にひとつ入れていただきたいと思っております。

また、新規就農者に限りましては、いろんな補助制度がありまして、そのような援助があるわけですけども、既存の農家の方、新規就農者ではなくても既存の農家の方が、やはりこ

ういうものをつくりたいということで、今からハウスを導入してハウスをつくって、基盤をつくって、将来的には息子がそれを継承してくれるならば、そういうような施設もやりたいという方もおられるわけでございます。そうした中において、やはり津和野のパッケージブランドの商品として、今、メロンとかクリとかあるわけですけども、それに匹敵するような作物を農家の方がつくりたいということなりは、それには積極的ないろんな制度資金を活用しつつ、町は町でいろんな予算を組んでもっていく必要があるだろうと、かように思っております。

やはり、一つの農産物をつくるためには最低五、六年はかかるわけでございます。五、六年かかるまでに、ほとんどの方が挫折するというような形のものが今までの中で多かったです。全部ではございません。やはり、その中においてメロンとか、いろんな格好でハウスで成功されている事例もあるわけですけども、全般的に集落を守るためには、ある一つの集落である程度のリーダー的なものを育てるといったような形の観点から、いろんな要請に対してこたえる必要があるんじゃないかと思うわけでございます。

それで、その点、先ほど申しましたように、そういう点からなしてれば、個人的な方に援助するというのはいかがなものかというような思いもしつつも、やはり地域の担い手を養うということになれば、それを盛ったような予算を組む必要があるんじゃないかという点等を、まず最初にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、中堅農家の育成あるいは新規就農者の支援策、そうしたのも具体的なところは、後ほど担当課のほうから説明してもらおうというふうに思っております。

まず、前段の部分の根本的な担い手の問題であります。今回のやはり事業を通して、三つの期待ということで、最後三つ目に、次の後継者を育てるといった期待を申し上げたわけがあります。しかしながら、特に中山間地域に行くと、育てようとするもう担い手さえ、その存在さえそのものがもうないという話もございまして。そういう中で、やはりその集落にどういったふう担い手を存在させていくのかということになるわけでございますが、そうするとやはり農林業を中心とした、まさにそういう産業があつて、そして、その中で糧を得ながらまた地域の担い手になっていくという、これが議員の御指摘のとおりだというふうにも思っているところであります。

こういう中で、我々も農林業を中心に定住対策、いろいろと仕組みをつくっていかうということでこれまでもやってまいりました。そして、この地域提案型助成事業を通して、その解決方法を導き出していきたいという思いでもあります。それが、期待をする視点ということで申し上げた二つ目のところでありまして、地域おこしをしていくために、いろんなこのアイデアが出される場にこのまちづくり委員会をしていければ、そういう期待を込めているという次第であります。

繰り返しになりますが、高知県の葉っぱビジネス、そうしたものが津和野町でも展開できるのではないかと、そのためにやはりこれまで津和野で生活をされて、そしていろんな経験や知識を持っていらっしゃる方々、こうした方々にも参画をいただいて、そしてもう一度この津和野の地域資源を掘り起こしてみよう、そしてどういうものが高知県の葉っぱビジネスにかえられるようなもの、津和野として取り組めるのかということも考えていく、そういう機会ができれば素晴らしいことだろうというふうに思っているところであります。

現在、農林業ということを入力を力を入れてやっていますが、現実として、農林業だけで、一人の方が一年の所得を上げていく、生活をしていく、非常に厳しい状況であります。こういう中から、もう一度、以前の田舎のライフスタイルがそうであったように、兼業をもってやっという考え方があります。これは、島根県も今非常にそのやり方を取り入れて進めているところであります。津和野町といたしましても、同じ考えのもとでこれを進めたいというものであります。

そうしますと、農林業プラスアルファのやはりサイドビジネスが必要になってくるわけでありまして、そのビジネスモデルをつくらなければならないということでもあります。そして、それを今回のこの地域提案型助成事業の中で、多くの町民の皆様からアイデアが出てくる、そういう機会にもさせていただきたい。そしてそれを、それぞれのまちづくり委員会で取り組んでいただくことも可能でありますし、町も職員の地域担当職員が、それぞれの委員会に出ていくわけでありまして、そうしたいろんなアイデアを情報としていただいて帰って、そして農林施策あるいは商工施策、そうしたものにもつなげていく、そういう中で町の取り組みとしても兼業のプラスアルファの部分の施策にもつなげていきたいと、そういう思いも込めてこの地域提案型助成事業を進めさせていただいているという状況であります。

こういう中から、兼業の中で一人の生活が実現できれば、その地域に担い手をつくっていくということにも、つながるのではないだろうかと考えている次第であります。

あと、具体的なところは担当課長のほうから回答させていただきたいと思っております。（「担当課長は」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） そこで、一つ提案として申し上げたいのは、いろんな格好で集落話し合いをされます。

その中において、やはり集落の維持管理、景観等を考慮したとき、いろんな町道でやれちよっと崩れたとか、やれ町道の側溝に担当の方が側溝の泥を上げたりする方がおられるわけですが、それはやはりなかなか順番的に待って、全部把握できる状態にはないというような形の中で、やはり我々が町道で道刈りをするにしても、やはり側溝に物すごい泥がたまって側溝から物すごく草が生えていると、そういうような状態の箇所が多々あるわけですね。

そういう中でものをやりますと、いろいろな中で、地域ものづくりの事業では、なかなか予算的に難しいというような面も浮かんできます、いろんなものによっては。物によっては、ある程度地元でこれだけのことをするから、残りは行政でやってくださいと、予算化してくださいというような形のものを、今後さらなる検討の課題の一つとして、やっていただきたいというように。地元でできることは地元でやります、しかしこれ以上のことはできません、予算的に難しい、人的に難しいというような点があった場合には、いろんな要望の中でそれにおこたえしていくのが官民協働体のまちづくりだろうと思っておりますので、いろんな事例が今後出てくると思います。

その中においては、これはまちづくり事業の中の範囲内です、これはちょっと金額的に無理だからと、それ地元でどのぐらい範囲ができますかというような形のものをお考えいただいて、その残りはそんな行政で何とかしましょう、例えば材料代はここへ出しますから、あとはあなた方でやってくださいと。

今の地域バスのバス停もしかりでございます。材料代は出すけども、建てるのは地元で建ててくださいというのがあります。ある集落で、このたび2件バス停をつくりました。材料代はありました。2件建てて60万円というお金が要りました。そんな高い建物ようつくったねというぐらい。でも、地元としては、材料まで出してくれるんだから、地元はそれだけの協力をしてやっていこうというような形も、そういう形こそが、私が言う官民一体の協働体と、このように思っておりますので、いろんな問題点が浮上してくる中で、今後の課題として大いにそういう点を考慮していただきたいと思うわけでございます。

それでは、続きの質問に入らせていただきます。

町営住宅についてでございます。町営住宅につきましては、昨年9月に全く同じ質問をさしていただいております。その中で、町営住宅を今後どのようにするのかという点に関して、質問をさしていただくわけでございます。

古い建物がある津和野地区は、特にそういう住宅多いわけでございます。築30年から50年経過した耐用年数もふえ、経過した団地が元藩庁初め、小川団地を初めとして51戸72棟、率にして35%という住宅が今現在あるわけでございます。

そうした中におきまして、前回と同じ同様ですので、細かいこと言いませんけども、今後の改修、建てかえ、払い下げ等についての計画を改めてお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

2番目といたしましても、今、医師医療従事者住宅が駅前の駐車場の一面に建築されておるわけでございます。その工事の進捗状況について、まず初めにお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきますと思います。

まず、町営住宅に関する御質問であります。住宅の修繕、建てかえ等につきましては、ライフサイクルコストの軽減を図るための「公営住宅長寿命化計画」を今年度策定することと

しておりますので、これにより改善、建てかえ事業を導入し、耐久性の向上や躯体の経年劣化の軽減を図り、住宅の長寿命化を図っていきたいと考えております。

これにより、次年度よりこの計画に沿って、財政と協議しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

払い下げにつきましては、同じく今年度「地域住宅計画」が策定されますので、あわせてこの中で検討してまいりたいと考えております。

続いて、医療従事者用住宅の建設事業進捗状況に関する御質問でございます。

平成23年度に着手いたしました津和野町医療従事者住宅建設工事は、津和野町後田イ46番地7、津和野駅前駐車場の北側の一面に住戸数12戸の鉄筋コンクリートづくり、3階建ての医療従事者用共同住宅の建設を行うものであります。

平成23年11月に、実施設計・工事監理業務を事業費661万5,000円にて百合本建築設計と請負契約を締結しました。また、平成24年2月25日に、工事請負契約を堀建設株式会社と事業費9,555万円にて締結し、8月31日までの工期で事業を進めているところであります。

町、設計工事監理者、請負業者の三者による工程会議を2週間に1度開催し、これまでに8回の会議を実施しております。これまで地盤改良工事、土工事、鉄筋、型枠、コンクリート工事、電気・機械設備工事を工程計画どおり実施しております。5月末の現状といたしましては、2階までの建物の枠組みとなる躯体コンクリート打設が終了し、6月末には3階の床まで完了する状況であります。7月には瓦ぶきや外壁塗装が施される予定であります。6月20日現在の医療従事者住宅建設工事進捗率は、33%で工程表どおり実施をされております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、改めて質問させていただきます。

前回、9月20日の一般質問におきまして、同じ質問をしました。今回も、内容的にはほとんど同じ内容の質問したわけですが、残念ながら、御回答も前回の9月の回答とほぼ字句が若干変わるだけであって内容的には全く変わってない。全く変わってない、町長が2回も同じような答弁をしなくてはならないということに対しまして、町長の心境はいかなものかと思う次第でございますけども、改めて再質問させていただくわけでございます。

この中に、前回の質問のときに担当課長は「今年度中、町営住宅の管理計画を定めます」と言っていました。「今年度中ちゅうのは、23年度中でそれでこの3月31日ですね」と言って念を押したわけでございます。そのときに担当課長は「はい、そうです。3月31日までは計画書を出しますので、現時点では詳細な回答ができませんことをお許し願いたい」と、このように答弁さしとるわけでございます。

しかし、それから私は、3月末にそういうようなお約束があったんだから、多分、私の質問に対して「こういうような計画を持っております」というような答弁が今回は返ってくる

だろうという思いで再質問したわけですが、残念ながら全く同じような回答である。ただ、計画を立てて検討するという言葉が続くわけでございます。

その中におきまして、公営住宅長寿命化耐震計画、また地域住宅計画というような文言が出るわけですが、町の計画策定の中に、平成3年度旧津和野町で、広義的な意味から住宅環境整備を町の活性化を図る目的で、地域住宅計画というのが平成3年度に策定されておるわけでございます。

また、平成16年度には、雇用——耐用年数を50%を超える中で、高齢者に配慮した設備・設計をするための計画を目的とする改善策として、津和野町住宅ストック総合計画が策定されているわけでございます。もうそれは随分策定されて年数がたっておるわけでございます。

その策定された結果を、今回も同じような文言で計画策定、計画策定で検討するという、同じことを言っておるわけですが、平成3年度、平成16年度にこのような計画が策定された中について、どのように検討されているのか、まず初めにお聞かせ願いたい。

医療住宅問題に対しては、町営住宅が終わってから再質問させていただきます。まず、その点についてお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど御指摘いただきました平成3年度の計画あるいは平成16年の計画、確かにそうして計画づくりを行っているわけでありまして、それらの計画につきましては、旧津和野町時代のものでありまして、その後日原町と合併をした中で、現在の津和野町でのそうした計画というものがまだないという状況でありまして、今回、これまでに旧町時代——津和野町時代につくったそうしたものを、一つの、もう一度そこを再考した上で、そして今度、旧日原町の住宅の状況、そうしたものを加味して、このたび新たにこの地域住宅計画をつくっていかうという計画でございます。

当然、当時の計画というのは御承知のとおりであります。やはり、非常にボリュームのある計画をつくっていかなくやなりません。そして、その計画が今後きちっとものをつくるのが、県のほうからいろんな事業を取り入れていく上で正式に認められるということで、補助金の導入にもつながってまいりますので、今回つくる地域住宅計画、それから地域公営住宅長寿命化計画、こうしたものは、今回、当初予算等にもお認めをいただいとるわけですが、コンサルさん等も入れながら、きちっとしたものをつくっていきたい、そういう計画を考えておりますので、前回の質問と今回は余り答えが変わってないということで、この点は恐縮に思いますが、今年度についてはそういう状況でありますので、確実にしっかりとしたものをつくるという計画で現在進めている次第であります。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 平成3年、平成16年に策定されて旧津和野町時代だからと言っておりますけれども、そういうようなものを合併という組織で継承して二つの町が一

緒になったわけでございます。それが津和野町時代のことだからってちょっと知らないというようなことでは、私としては納得できないというように思うわけです。

その中において、平成3年度といたしますと、もうあれから二十数年たつとるわけで、平成16年からでも七、八年たつとるわけでございますけども、その中において、同じように古い建物があるので計画性を持って、いろんな制度資金を借りながらやっていこうという形の計画なので、その中の、せめてこういうような地域住宅計画をやったんだというようなものが、何らかの形で残っているだろうと思つとるわけです。

ましては16年度については7年前でございます。そうした中において、住宅のストック、総合的なもので高齢者に配慮したちゅうのは、若干、そういうところでバリアフリーとかいろんな格好でそれをやった経緯があるわけですけども、そういうようなものに対しての計画だけで終わってるような感じがしとるわけでございますけど、その中身がもしわかれば、具体的にお知らせ願いたいと思うわけでございます。

私が特に今回申し上げたいのは、どうしても耐用年数が過ぎた数件の住宅でございます。ましては藩庁跡とか鉄砲丁、中座、中島団地、旧日原地区と比べますと、津和野地区のほうがはるかに住宅としては、前回は申しましたけども、私としては、町営住宅としてはみずばらしい住宅であると、そのように伺っております。津和野地区にも清水、山根団地のような立派な住宅ができれば、私はそれ以上のことは申しませんが、余りにも地域間の格差が、同じ町営住宅でありながらあるというところを主に申し上げたいところです。

ですから、耐用年数の過ぎた住宅、あるいは払い下げが可能な住宅等はそのような形でやっていただいて、皆様方が、町営住宅もなかなか住み心地がいいよと、きれいよというような生活環境を整えることが必要だろうという思いで、同じような質問をさしてもらっているわけですけども、今後、その分を3月末に担当課長は計画書を出しますのでという言葉信じて待つとつたんですけど、いまだ出ない、改めてきょうはいつごろまでにはそういう計画書を出すというような御返答を願いたいと思うわけでございます。

できなくてはいけませんよ。いろいろな財政を見ながら、この10年間は町営住宅を改修ほどして、建てかえとはとても内容的にできませんちゅうならそれでいいわけですので、検討するちゅう言葉で終わってるから検討内容どのように検討したんかちゅうのを言わざるを得ない。そういう点に関して見ても、いつごろまでに計画書が出されるんなら御返答願いたいというわけです。

もう1点、教員住宅に関してでございます。長野に教員住宅が多分6戸ぐらいあるんじゃないかと思えます。今現在、個人の方が1戸入っておられます。生活しております。震災の関係上で再度津和野に来られた方でございます。その方が入っておられます。あと残りの教員住宅に関しては、長野の自治会の方々から、余りにも空き家でみずばらしく管理が大変なんだというような御意見も聞いております。

町が管理するのが難しいのならば、自治会でせめてこれだけのことは年に数回の草刈り等を管理していただきたいというような形で、自治会が受けてもらえるんなら、そのような形で維持管理をやっていこうというような考えがしとるわけでございます。

そうした中において、地元の方から、草はぼうぼう生えとる、障子は破れとる、廃家同然の住宅がいつまで行政についてはほっとくのかと、町の所有であれば、せめてある程度の管理は空き家であろうとやるのが当たり前ではないかというような御意見も聞いております。

その点に対しまして、今後空いとる廃家同然の教員住宅——長野に関してですよ——をどのような形でやっていただけるのか、その点についてまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今年度予定しております地域住宅計画の進捗状況、あるいは先ほど具体的に御質問いただいとる長野の関係、そうしたものはまたほど程担当課長から回答してもらおうと思っておりますけれども、前段の部分で、決して平成3年と16年につくったものが旧町時代のものだから関係ないというふうには、我々は考えているわけではないので、このところは御理解をいただきたいというふうに思います。

仮に旧津和野地域の住宅計画、旧日原地域の住宅計画という考え方でそれぞれつくるのであれば、それは旧津和野時代につくったものも当然その中で生かしていくということになるかと思いますが、やはり合併をして一つの町になりましたので、津和野町全体としての住宅が現在どれぐらいあって、そして今後の人口を考えたということもいろんなことを考え合わせながら、どれぐらいの住宅供給をしていくのかということ町全体でまとめていかなきゃならんということでもありますので、平成3年、平成16年につくったものを一つの土台にしながらも、今度は旧日原時代の現在ある住宅も一緒に考え合わせて計画をつくっていかなければならないと、そうしないと県のほうにもその計画が認めてもらえないということもあるというところで、現在を進めているというところであります。

ことは、そうしたようにコンサルを入れてきちっとした計画書をつくらなければなりませんので、それをやってきているという状況にあるということ御理を解いただきたいというふうに思っております。

そして、昨年の段階では、もう一度、現在町が持っております町営住宅は当然であります、あるいは医療の関係の住宅、それから教育委員会が所管をしている住宅、いろいろそういう町関連の住宅がありますので、昨年度の段階では、そうした住宅をすべて一括ピックアップをして、そしてどの部署でとりあえずの例えば使用料とか、あるいはそういう部分の管理をやるのかということ、昨年度の段階ではとりあえずまとめたという状況であります。

そして、今回のこの修繕とかあるいは払い下げとか、そういう大規模なものを伴う計画については、これはもうコンサルさん等の力をかりていかなければなりませんので、今年度につくるという計画を今進めているという状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 平成16年にできました住宅改善、ストック改善事業でございますが、この事業につきましては、津和野町の改良住宅と、ちょっと1件は名前を忘れましたが、津和野で2団地と日原の土井敷住宅で実施しております。

それから個々の計画でございますが、当初予算でお認めいただいておりますので、今年度早期に発注いたしまして、考えられる早い段階の中で計画の策定をしていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員御指摘の長野住宅であります。一応教員住宅として2棟ございまして、1棟につきましては言われましたとおり震災で避難をされて来られた方が入っております。実際、2棟のうちその1棟部分しか現状のままで使用は無理だということで、古いほうのもう1棟については入居もありませんし、手を加えておる状態ではありません。

周りの草の管理であります。昨年、個人的に議員さんのほうから御指摘いただいた中で、すぐに現場に赴いて担当と話をしたところであります。そのときちょうどそのお隣で土地の所有をされておる方がおられまして、その方とお話をさせていただいて、まだ自分がまだこうやって管理できるけど、そろそろ限界だというようなお話をいただいております。

実際には、まだ自治会等の協議は行っておりませんが、担当者のほうにはそういった状況を加味して対策を練るよという指示は出しておりますけれども、現在は、今の土地の所有者の方のボランティアでの草刈りに頼って、草刈りというか、草抜きに頼っているような状況でありまして、建物の、もしあのまま利用することであると、かなりの大規模な修繕も必要になってまいりますので、解体も含めて検討していかなくてはいけないかなというふうには思っております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） もう1点ほど。3月末の全協におきまして御説明がありました効率的な管理・運営を行うために、管理者代行制度により外部委託を検討すると、そのような全協での報告がございました。内容的にはどういうことなのか、外部委託というのはどういうものが外部委託になるのか、効率的な運営を行うということに、管理代行制度について内容的なものをお示し願いたい、このように思っております。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 住宅管理につきまして、いろいろ御指摘をいただいております。先般の全協で申し上げた内容、まだ具体的には正直なところ進んでおりませんが、県の住宅供給公社がございまして、今県内でも各市は一体的な管理、特に家賃等も含めて管理をしております。ほかに、町村ではちょっと具体的な例がございませんが、益田市等もやっておりますので、昨年になりますけれども、住宅供給公社の益田の事務所のほうへ出かけていまして、町全体の部分を、一部の部分もありますけれども、管理をしたらどうかというふうな相談をかけております。

金額も具体的にはお聞きしてるんですけども、状況によってはかなり高い金額にもなるかと思しますので、それとどのような形態で委託なりして管理なりを進めていくかということを検討しておりますけども、まだ現場のほうから具体的にこうなったということは聞いておりませんが、なるべく早く、そうした維持管理につきましても、賃貸の家賃につきましても、その辺で委託できないものかと検討をいたしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 外部委託ということで、今、かなりの予算を伴うということでございます。それで除いても住宅の未収入金はかなりあるわけでございます。それに対して、まだ外部委託として金額によりますけども、金額によっては、これはあきらめるとか、いろんな線引きも考える必要があるんじゃないかと思うわけでございます。

外部委託に関しましては、予算の都合上、またどのような内容的なものを十分考慮してさらに検討をしていただきたいと、このように思っております。

それでは、医療住宅の件に関しまして再質問させていただきます。

工事の進捗状況は工程どおり施工されているというような御答弁をいただきました。予定どおり工事が計画されている中におきまして、私があるところから情報が入ったところによりますと、鉄骨が少なくて疑問だと、大丈夫なんかいなというような疑問符を投げかけた工事があるというようなことでございました。

それが設計ミスなのか何かちゅうのはわかりませんが、そういうような疑問がわいているというような情報を得ましたので、改めてここでお聞きしますけども、その疑問に対しまして町と設計屋さん、設計業者3者で話し合いをしたと思います。この答弁書によりますと、設計、工事管理者、請負業者3者による工程会議を2週間に1度は開催し、これまでに8回の会議をやっているということでございます。

その中において、それまでの疑問を抱いた点に関しまして、ここで答弁できる範囲内で結構でございますので、どのような形のものか疑問ができたのか、またそれに対してどのような解決といった語弊がありますけども、どういう形で今現在おさまっているのかということ、その点に関しましてできることなら詳しくお知らせ願いたいと。いろんな格好で後から問題になるようなことになってはいけませんけども、ここ内でお話できる程度の分をここでお話し願えたら、このように思っております。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 3月28日の第3回の工程会議におきまして、鉄筋数量が図面において示されているものから算定すると少ない、またカタログについても同様に少ないという意見がありました。

町も設計監理者と御相談をして、対応策として設計監理者から、鉄筋数量を拾い出し計算書を業者のほうへ渡し、それに基づき、数量対表を提出を願いたいというところで、今報告を受けるところであります。ただし業者からはその数量対表はまだ提出されておられません。

町はこのことに関しまして、再度、設計監理者のほうに鉄筋数量に間違いはないかと確認をしたところ、数量には間違いはないとの回答を受けております。なお、第8回の6月20日現在においても、請負金額の範囲内の中で対応できるということまでは現在のところ確認をしているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） と申しますと、やはり設計の段階ではその中で今の建物が十分建設できるというような形のものですね。そして、私がいろんなところから聞いておるしこれはやはり設計のほうで若干疑問が生じたので、ひょっとしたら工事の変更契約が出されるんじゃないかというような疑問も伺っております。

そうした中において、従来どおりの設計で今工事が進んどるということに対して、全く、町といたしましても問題ない建物で、設計どおり予算の範囲内でできるというような解釈にとられるわけで、そのような形で思っでよろしいわけですね。もう一回お聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 現在のところ、算定数量に対表の停止をされておられませんので、町は設計監理を委託をしとるわけでありまして。それはやはり専門である設計監理者でありますので、現時点では問題はないということで、町としては現時点ではそういうふうにとらえております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 医療住宅に関しましても、いろんな問題が、吹聴がとびかっている中、問題ないということをごここで明確に御答弁いただき、また変更の工事請負計画もないような形でございますので安心しとるわけでございます。

以上をもちまして、私の一般質問をこれにておきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、9番、斎藤和巳君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で11時15分まで休憩といたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序9、11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 11番、川田剛でございます。通告に従いまして、大きく5項目質問をさせていただきます。

まず、観光協会の移転について質問させていただきます。観光協会の総会が本年5月30日に開催され、観光協会事務所の移転が承認されました。津和野町として、観光協会に対し今後どのようにかかわっていくのか、まずお伺いします。

次に、観光協会が移転した場合、現在、観光協会が事務所として使用している桑原史成写真美術館の運営を今後どのように行っていくのか、考えをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町と観光協会との関係につきましては、道路や施設整備などの観光インフラ構築及び新たな資源開発や市場開拓等は町が行い、具体的な商品化や誘客、情報発信などのいわゆる「営業」を受け持つのが観光協会であると考えております。

また、地域経済の位置づけ的には、本町経済の約70%を占める第3次産業の中でも、観光関連業種は高いウエートを占めており、観光消費額の動向が農業や運輸、食品等の製造など幅広い業種へ影響を及ぼすことは御承知のとおりであり、まさに観光産業がこの町の経済の命運を握っていると考えております。

しかしながら一方では、さまざまな対策や関係者の御努力にもかかわらず、入り込み客や消費額が伸び悩んでいることも実態であります。こうした中、新たに策定した津和野町観光計画におけるテーマの実現を目指し、改めて町と観光協会がより一層連携を密にして、取り組みを強化していかなければならないと考えております。

特に、従来の、旅行会社が造成するツアー型商品「発地型」だけでは限界であり、地元が地元のために地元でつくる旅行商品、いわゆる「着地型」旅行の推進が大きな課題であると考えております。

御承知のように、観光協会は、この2年間で法人化による社会的信用力の向上と、ふるさと雇用等の各種補助事業を活用したスタッフの充実と着地型旅行の推進を本格化したところであり、町といたしましてもこの動きを確実なものとするため、事務所移転に関しましてもこの取り組みの一環だと考えており、何らかの支援策を検討してまいりたいと考えております。

続いて、桑原史成写真美術館につきましては、教育長のほうよりお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、2点目の御質問にお答えいたします。

桑原史成写真美術館の運営につきましては、現在も教育委員会が直接運営を行っており、受付業務及び日常の管理業務のみを観光協会にゆだねているところであります。

したがって、仮に観光協会が移転したといたしましても、これまでどおり教育委員会が直接運営を行っていくという方向に変わりはありませんが、観光協会にゆだねていた日常管理業務等の対応を考える必要が生じるかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、観光協会の移転につきまして、再質問をさせていただきます。

まず第一に、この観光協会の移転の以前に、観光協会が一般社団法人化されているわけがあります。これにより、実勢が伴ったと感じてるわけなんです、この社団法人になるに当たって、この社団法人化は観光協会が主体性を持って行ったのか、それとも津和野町あるいはほかの関係団体から指導があって社団法人化したのか、まず、この点を確認させてください。

次に、この観光協会の移転によって期待することは何か、ということをあえて申させていただきますが、施設を有効に使いたいというのは観光協会の考えであります。観光に携わる観光業者のみならず、町民もこんな施設ができてよかったと思えるものでなければならぬ、これが観光協会の移転に期待されるものだと思っております。

夜神楽を楽しめる場所であったり、町内経済の刺激となる場所、観光の複合施設となる場所、駅前の景観をよくすること、SL館を使用すること、そういう期待も込められていると感じております。

しかし、現在、移転しようとしている中身は何なのか。別にSL館に移転しなくても、現在の施設を観光の施設として有効利用できることで、十分事足りるのではないかと。現在の施設というのは桑原史成写真美術館のことを指しております。

観光地というのは、親が子供の手をひいて、子が親の手をひいて行きたがる、そういった町、それを津和野町は目指すべきではないでしょうか。津和野の魅力を紙媒体だけではなくて、写真や映像などで伝えてここに行ってみたい、ここに行くにはどうしたらいいかと。

現在の城山、これは現在リフトでございましてけれども、これがゴンドラになることによって一緒に家族でともに楽しめる、そういった展示、そういった紹介をすることで津和野を周遊したい、歩き回りたい、そういった施設が観光協会の新たな施設に求められていることではないでしょうか。

今手元に、津和野町観光協会の総会資料があるわけなんです、この店舗の移転についての課題、まずスペースが狭いということであり、入り口付近が狭いですとか、ポスターの掲示依頼が多数あるけれども張ることができない。そして、広域連携が進む多数のパンフレットやポスターが送付することがあるが、それも設置できない。

そして、大きく今後の展望が描けないとあります。じゃ、SL館に移ったから、展望が描けるのか。これは、観光協会の本音ではないと思います。観光協会の本音は何か。この桑原史成写真美術館に残るだけで、十分この課題が解決できると私は感じております。

桑原先生の作品を否定するわけではない、これは、何度もこの場で申し上げておりますが、桑原先生の作品は大事なものであります。現在、町民は無料で見れる。そして無料で見れるのであれば、あの施設に展示するのではなくて、あらゆる津和野町の町有施設に展示し見ってもらうことで、桑原先生の財産、写真である財産が守られていくのではないかと感じております。

こういった流れで話しておりますと、どうしても教育委員会と町執行部側と、そして観光協会と3者が入り乱れるわけなんですけれども、町民からすればどれもおなじであります。

どこが、S L館を買うか、今後まだわかりませんが、あの施設を税金によって何らかの形で改修やもしくは小売などをして、そして観光協会が使う、その後その使ったお金に対してどれだけの元が取れるのか。これを町民は注視すると思います。

桑原史成写真美術館を今後も存続させ、観光協会がいなくなって教育委員会が人を雇い、そして1日3人平均のあの施設。人を雇って空調をつけて、そして水道光熱費いろんなものがかかって、こういったものが町民の方に理解していただけるのかどうか、ここに私は懸念を感じているわけであります。

ここは一つ、町がしっかりと腹を据えて、桑原史成写真美術館ここを観光協会に開放し、そしてS L館の交流というのは、まだ時間をかけて検討すべきではないかと考えておりますが、その点について所見をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 施設の利用につきましては、後ほど教育委員会次長及び町長のほうから答弁があらうかと思いますが、私のほうからは、まず法人化のいきさつについてでございます。

これにつきましては、御承知のように、いわゆる公益法人のあり方、あるいは公益法人制度の改正に伴いまして動きが出たというふうに理解をしておりますし、町長答弁でも申し上げましたように、いわゆる法人格を持たない人格なき社団法人というところではなくて、観光地津和野としていろんな意味での窓口なり、情報発信をしていく、そういう主体性を持たなければいけないということで、これは、町の指導というよりは、協会さんみずからそういうふうな御判断をされたというふうに思っておりますし、山口県、島根県でも大きなところでは、そういうふうな流れの中で法人格を取得をして行っているという、いわゆる時代の流れというのもあったのでないかなというふうに私どもは考えております。したがって、町のほうからというふうなことではなくて、自主的にそういうふうな協会さんが御判断されたものであるというふうに思っています。

それから、もう1点、S L館等の具体的な建物についての御論議もあらうかと思いますが、大局的には、いわゆる津和野の玄関口である駅前、まだまだ我々とすれば、観光インフラ的には整備をしなければいけない。いろんな意味でそういうふうな課題を抱えているというふうに判断をしておりますので、そういうふうな観光協会が、仮に移転をしたとしても、移転を希望されておるといふことも、そういうふうな、いわゆるハード整備の一つというふうに、町とすれば課題として位置づけているというふうに担当部局では考えております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 写真館を観光協会にあっさりかえたらどうかという御提案でございますが、教育委員会の立場といたしましては、桑原先生の今までの御功績、まだ現役

でバリバリ活動もされておられる先生でございます。それを、あっさりそうですかと言って、この場で写真館を廃止をするというようなお答えをすることはできません。

現状の方針といたしますと、やはり観光協会がその場を出るということでありまして、何らかの形でその後の補てんをして、館を存続しようという立場で考えております。

もともと観光協会が入ります前には、町が直接臨時の方の受付を2名雇って管理をしておったところであります。もちろん経費がかかるからということで、観光協会もそういった事務所の経費がかかるということで、双方の意見が合致をしたということで、受付業務を観光協会のほうでやっていただくということで、場所の提供をします。お互いがその時点でメリットがあるということで、現在の形になったわけでありまして。

ああして法人化をされて、観光協会が自分で独立をして経営をしていくには、今の狭いスペースでは足りないという観光協会のお考えでございますので、もし出られるということであれば、それは仕方がないというふうに我々は思っておるところでありますけれども、後の写真館を現在のところですぐ廃止というお答えは、今のところではできかねます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、その観光協会が出ていくのを希望しているからってというのは、僕はちょっと違うと思います。出なければならぬ状況になっているといいますが、一般社団法人化して、これは自主性で自分たちでやるということになったということでございますけれども、今後、一般社団法人化して観光業務をやっていく、そしていろんな広域連携の中で、いろんなパンフレットを載せていきたい、それでは手狭だからと。じゃあ貸してくださいってことじゃないんでしょうかね。あのスペース、せめて夜だけは石見神楽を上演してもいいじゃないですか。もう少し、入り口側のスペースといいますか、通路側のスペース、あそこにポスターの掲示でもいいんじゃないでしょうか。

そういったちょっとした柔軟性を持たせることで、じゃ出るか出ないかという判断にはならないと思うんですね。まずは、ちょっとでも譲ってあげる、ちょっとでも使ってもいいよという柔軟性があってもいいと思うんですが、そういった柔軟性については検討できないんでしょうか。そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） うちの立場からしますと、あそこはあくまでも美術館、写真美術館でございます。桑原先生の写真を展示するのがメインの施設でございます。譲ってあげるのができないかということでございますが、入り口周辺を見ていただいたらおわかりだと思いますが、観光協会の看板の設置から、入り口付近のデザインから、ある程度、自主的に自由に観光協会のほうでレイアウトをしておられます。

本来であると、あくまでも写真館として、うちのほうも注文をある程度つけてもいいんですけれども、その辺は配慮ということで、観光協会の自主性を尊重させて、今のような形をとっております。ですので、譲る範囲というのが、中の展示スペースまでどんどん譲ってあげなさいという御意見でございますけど、そうしていくと写真館の意義がだんだんなく

なってくることとなりますので、そこを譲るといことはやはり困難ではないかというふうに、現在のところでは思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 最後に1点だけ、では提案させていただきますが、夜神楽ですね。夜神楽をするスペースがないという現実があります。体育館があるじゃないか、公民館があるじゃないかと思われるかもしれませんが、広過ぎたりですとか、狭過ぎたりですとか、たすきに何たらってというような感じでごさいますして、そこであのスペース、観光協会の周辺には住宅ってというのはそんなにないんです。

あそこでやることによって、いろんな方を呼ぶことができる、津和野の中心地でもありますし、先生の作品を見ることができる。あのスペースを夜神楽の時間、営業をしない時間に使わせてあげるという、こういったことはできないんでしょうか、夜神楽の時間ですね。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 今、まだその展示のイメージが、ちょっと中身が急なことなので浮かんでできませんが、写真ですので横壁スペースはもちろんあります。あその中で、神楽を舞われるとしたときに、観客の方のスペースというのは、かなり狭まってくるんじゃないかというふうに思います。

写真、展示してある写真とかに、当然傷つけていただいたら元も子もない話になってしまいますので、その辺で舞われる方が仮に一生懸命踊られれば、当然踊る範囲も広がってくるというふうに思いますが、そこを気をつけながら踊ることで、十分なその舞う、何ていうんですか、スタイルがとれるかどうかというのも、ちょっと疑問に感じます。かといって、毎たび写真を外して夜神楽のためにかけかえをするということは、ちょっと物理的にお互いが不可能ではないかというふうに思うんですが。

スペース等もう一回再度見ながら、可能であるかどうかというのは、検討が余地がないというわけではないわけですけども。ちょっと想像しただけの中では、ちょっと厳しいかなというような想像はつきますけれども、検討はもう一度、せつかくの御提案ですので、可能かどうかというぐらいのことは、うちのほうも検討させていただきたいというふうには思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 今のは、ひとつ夜神楽という一つの提案でありまして、ほかの可能性についても検討していただければと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。サイン計画であります。

サイン整備計画報告書が4月に策定され、統一的なサインによる津和野らしさの表現・景観の向上、町内の複数の観光資源に関しての回遊性の向上・活性化を目的に、景観計画に準じたサインを順次整備していくとあります。

そこでお伺いしますが、まず一つ目に、以前一般質問で取り上げました車載ナビゲーションシステム、いわゆるカーナビが示す津和野の位置が日原周辺になるという問題について

は、国道187号線日原大橋の東詰付近に誘導案内看板を設置することで解決できるのではないかと申し上げましたが、この計画を機に、誘導看板を設置するべきではないかと考えますが、そのあたりをお伺いたします。

二つ目に、町外の方が津和野町の斎場を訪れる際、看板がなくわかりづらいという声を私も多々聞いております。斎場増築にあわせて津和野町斎場「しらさぎ」に誘導するサインも必要ではないかと、先日、同僚議員も同じ質問をしておりますが、ここであわせて御質問させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

観光で本町を訪れる際に起こる車載ナビゲーションシステム問題につきましては、御指摘の箇所に誘導看板を設置すべく、現在、県へ補助事業の採択を申請しており、財源が確保できれば本年度中に実施する方向で考えております。

また、観光協会のホームページにおきましても、ナビゲーションへの目的地入力方法に関し、例えば、津和野庁舎の電話番号での入力やJR津和野駅などといった入力の仕方をPRしていくことも、あわせて取り組みたいと考えております。

続いて、斎場に関する御質問であります。14番議員の御質問にお答えをしたとおりであります。斎場標識の設置につきましては、建設当時に看板を設置しない取り決めがあります。これまでの経緯も踏まえ、今後慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） では、再質問させていただきますが、車載ナビゲーションシステムの問題につきましては、前進したということで、大変喜ばしく思っております。

斎場のことでございますけれども、確かに建設当時の看板、あらゆる経緯があったということをお聞きしておりますが、中には、住民の方にもそろそろいいんじゃないかと言っていた声も、私も耳にしております。中には、やはり立ててもらっては困るという声もあるわけなんです。

サイン計画の中で、いわゆる上が白壁といいますか、白で、下がなまこ壁のサインが統一していくということなんです。例えばその場に設置しなくても、いわゆる青い国道の標識があつて、その下に――議長、これ見せてもいいですか。

○議長（滝元 三郎君） いいです。

○議員（11番 川田 剛君） サイン計画で、こういった看板があるわけなんですけれども、サイン計画のポールのところ、何メートル先に行けば斎場がありますよという看板。こういった看板でしたら、その場につけなくとも、あと何メートルで斎場なんだということがわかると思うんです。斎場と書くというのがだめなんでしょう、同僚議員も申したように「しらさぎ苑」でもいいと思うんです。

そういった外部から津和野に来られる方に対する配慮、特に斎場で行われる催し物というのは最後のお別れのときでありますから、その瞬間に立ち会えないというのは非常に残

念なことになると思うんですが、その場に立てられないのであれば、入り口といたしますか、例えば9号線沿いの看板にあわせて設置するだとか、いろんな検討の余地があると思うんですが、そのあたりを再度質問させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 建設当時から既に13年ばかりたっております。この施設について、今回増築ということで進めてまいっております。その増築計画、これが図面ができ上がりましたときに、地元と再度御相談に伺いたいなど計画はしております。ただ、そのときなかなか、交渉ですので、スムーズに進むとは思われませんので、今川田議員がおっしゃられた善後の策を考えてまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 課長からは善処するという対応でよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の質問に入らせていただきます。島根原子力発電所と、また再生可能エネルギーでございます。これにつきましても、同僚議員と同様な内容があるかもしれませんが、通告しておりますので質問をさせていただきます。

昨年10月以降、島根県から中国地方4県に対して、島根原子力発電所、原子力災害時における「協力要請」及び「広域避難所の調査」が実施され、この結果をもとに、松江市を含む島根原発から30キロメートル圏内の市に対し、広域避難先割り当ての案の大枠が示されております。津和野町は、松江市の避難先の一つに充てられており、この秋には、松江市は暫定的な避難計画を策定すると伺っております。

しかしながら、先般配布されました「津和野町営住宅一覧」を見る限り、この津和野町には保有する空き家は、定住促進住宅以外にほとんどないということをおも認めております。

そこでまず、松江市が策定する避難計画について、県及び松江市からの相談は既にあつたのか。

二つ目に、また原子力災害等による町外からの避難者を受け入れる際は、津和野町地域防災計画風水害等対策編第3章25節を準用し、いわゆる仮設住宅を建設するのか。

次に、島根県再生可能エネルギー導入促進協議会は、去る6月11日に再生可能エネルギーの普及を目指した大規模太陽光発電の立地候補地の調査を行う方針を示しております。

この立地候補地の要件について、2ヘクタール以上でおよそ20年以上継続使用できる土地について、市町村自治体が県に報告するというところでありますが、津和野町は、この大規模太陽光発電所、いわゆるメガソーラーの立地候補地の回答について、どのようにされたのかお伺ひします。

そして、県はまた、この9月ごろに小水力発電の現地調査を実施するとの考えを示しております、水量豊かな津和野町にとって、小水力発電は検討の余地があると感じておりますが、いかがお感じになっておられますでしょうか。

また、公共施設での木質バイオマスエネルギーの導入、太陽光パネルの設置など、わずかでも再生可能エネルギーを導入し推進していくべきと考えますが、いかが感じておられますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

島根県原子力発電所の原子力災害時における30キロメートル圏内の住民避難の受け入れ協力要請について、県から打診があったところでございます。県としては、県内の市町村を優先的避難先として位置づけ、収容し切れない住民については県外に要請するとのことで、松江市住民の避難先として割り当てたいとの説明を受けてはおりますが、具体的な計画については今後策定するとのことで、現段階において避難計画等具体的な説明は受けてない状況です。

続いて、原子力災害時の避難先としては、町内にある116カ所の避難所を受け入れ対象施設として協議をしておりますが、応急仮設住宅などの建設に関しての協議はしておりません。

御質問の地域防災計画に掲載されている応急仮設住宅の建設については、町内で発生した災害を想定したものであり、町外からの避難者の受け入れに対するものではありませんので、仮設住宅の建設については考えておりません。

今後、県より具体的な内容が示されると思われまますので、町といたしましても可能な範囲で協力することとしております。

続いて、津和野町では、メガソーラー候補地の選定を内部検討しておりましたが、日照条件等で効率よく発電できるまとまった土地が見つからず、提案できる候補地はないものと考えております。しかし、小中学校や公の施設が保有する屋根を活用した太陽光発電については可能性が高く、本年度より国の助成事業を活用して整備をしていく方針です。

続いて、太陽光発電や風力発電に比べ、24時間稼働が可能な水力発電は、発電効率が最も高く、急峻な地形を持つ津和野町にとって、エネルギー供給源としての活用が望まれております。これから始まる県の調査に対しても、積極的に協力をし、モデル地区に選定されるよう働きかける方針です。

最後になりますが、御質問であります、6番議員の御質問にもお答えをしたとおり、公共施設の屋根を活用した太陽光発電については、整備するための財源を確保しながら順次整備していく方針であります。

木質バイオマスエネルギー利用につきましても、公共施設での積極的な活用や、町民の皆様への普及を目指した補助制度の準備を開始することが必要と考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、2点目に質問いたしました避難先についてであります、これは県から相談があった場合は対応したいということで、今、待ちの姿勢だということを受け取らせていただきます。

メガソーラーというのはやっぱり津和野町、土地がありそうで実はなかったりするのかなと私も感じておりました、この太陽光発電、何とかしてできないものかなと思っておりましたけれども、現時点ではないということで大変残念に思っております。

ただ、小水力発電につきましては同僚議員も申し上げましたとおり、やはり、これは津和野町が保有する大事な財産だと思っております。常に稼働できる太陽光や風力に比べて24時間稼働できると町長も認められておりますが、重要なエネルギー資源となると思っておりますので、ぜひ、この再生可能エネルギー推進に向けて努力していただきたいと思っております。

島根県も、ホームページにおいて、この津和野町が木質バイオマスエネルギーに取り組んでいると大々的に自信を持った形で何か報告をしていたようなんですけども、ただ実際、津和野町民からすると、そんなに大した木質バイオマスエネルギーを活用しているというふうには感じていないところが事実でありまして、実際、風力発電、太陽光発電、小水力発電でどれだけのエネルギーが賄えるかといいますと、実際にはどれだけ財源を確保して投入したといっても、そんなに電力は賄えると私も思っておりません。

ただ、津和野町公共施設が太陽光パネルや、メガソーラー、風力発電や小水力発電を導入していく。そのことによってさまざまな発電機の単価が下がっていく。そして、町民も太陽光パネルを設置しやすくなっていくというきっかけづくりになります。これは本当に費用対効果を求められないかもしれません。そんなにエネルギー対策にはならないかもしれません。しかしながら、町が全力を持って取り組んでいくことで、津和野町が再生可能エネルギーに取り組んでいるんだという姿勢を、全国にアピールできる場になると思っておりますので、ぜひともこれは、真剣に取り組んでいただければと思っております。これは、答弁はいりません。

では、次の質問に入らせていただきます。こちら重複する質問になるわけなんですけど、住宅整備について質問させていただきます。

公営住宅長寿命化計画が本年度策定されるということですが、先般、全員協議会の中で、これは定住自立圏構想の中での話でありましたけれども、働く場が益田市であるとしても、住むなら津和野とっていただける環境づくりが必要だというような旨の発言をされております。しかしながら、津和野町の先ほども申し上げました町営住宅一覧を見る限りは、空き家はやっぱりほとんどなく、空き部屋になったとしても老朽化が激しく、法定耐用年数を経過したもの、今後10年で経過するものなど多々ございます。住むなら津和野ということであるならば、長寿命化計画にとどまらず、きれいな住宅に整える必要があるのではないかと質問をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

住宅の修繕、建てかえ等につきましては9番議員にお答えをしたとおりでございますが、住宅環境の整備につきましても、新たに総合的に整えることを目標に、地域住宅計画を今年

度あわせて策定することとしております。さきの公営住宅長寿命化計画とあわせ、地域住宅計画をもとに、現在の住宅ストックと新たな住宅環境を整えるべく財政状況も勘案しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 先ほどの9番議員と内容がほぼ重複するとは思いますが、先ほどちょっと確認をさせていただきたいんですが、まず、平成3年に地域住宅計画を策定しております。平成16年に津和野町住宅ストック総合活用計画が策定されておまして、この24年において公営住宅長寿命化計画を策定すると予定されております。今の御答弁の中では、さきの公営住宅長寿命化計画とあわせ地域住宅計画をもとにとあるわけなんですけど、この地域住宅計画というのを具体的にわかりやすく言うとうどういったことを指すのか、お伝えいただきたいと思います。

そしてもう1点、これは町長にはこの聞きたい本心というのが、これからコンサルタント入れて計画をつくっていくと、きちっとした計画をつくっていくということもこれも大事なんですけども、町長御自身として、この津和野町内の住宅、ほぼ空き家ありません。土地があるかないか別にしながらも、この津和野町に住んでいただきたいという思いの中で住宅がないんですね。住む住宅がないのにどうやって住むんだというのが疑問が私あるわけなんですけれども、今後新たな住宅を建設していくのか、それとも既存の住宅を改善していくのか、いくのかといいますか町長がどう感じておられるのか、いきたいのかどうなのか、そのあたりをお伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 御質問になりました地域住宅計画でございますが、この計画でございますが、住宅の質、現在どういう住宅が必要とされとるのか、そういう住宅、大きくいいますと環境についての計画でございます。これは、県におきましても、島根県住宅生活基本計画を18年に作成し、現在第2次島根県住宅生活基本計画という県の住宅マスタープランを立てております。これに準じて、市町村もそのマスタープランを立てなくてはいけないということで、これに準じて、ニーズ、住宅の形態等々の計画を立てるものでございます。

長寿命計画につきましては、現在ある住宅の維持管理していく上で、維持管理コストをいかに下げていくかというものでございます。そこの辺をすみ分けとして策定していく予定でございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私の考えということでありましてけれども、当然、町の政策で進めております空き家の活用があります。空き家バンク登録制度を始めたところでもありますので、そうしたところ整理をしながらどのくらいのこの空き家を活用した住宅の供給体制がとれるのかということが一つあると思います。

それから、当然、雇用促進住宅を買い取りしておりますので、ここの部分についても入居者の推進を務めていかにやきやならん。

それから、もう一つは、やはり民間の新しい新規の住宅も促進していくべきだろうと思います。旧日原地域側は割とここ数年で、そうした面で民間主体のアパート等が建ってきているわけではありますが、津和野もお話によると1件今建とうとしていることでありますけれども、なかなか新しいものが民間サイドで建ってこない。その辺をもう少し分析をしながら、それを促進する方法があるのかどうかということも検討していかなきゃならん。そういうことをいろいろ総合的に踏まえながら、またこの地域の町営としてどういうものをつくっていくのかということも、今後検討していくべきだろうというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 今のその地域住宅計画のニーズというのが、いわゆるどういった町にどういった住宅が求められているかであって、それを含めて住宅をどういうふうに整備していくかということによろしいのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） そのように理解していただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） そうしますと、この地域住宅計画の策定というのは、本当重要なことになってくると思いますので、コンサルを入れてきちっと計画をしていくことも大事ですが、町としての主体性、どういうまちづくりにしていきたいのかということも、しっかり組み込んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。地域おこし協力隊の展望についてお伺いをいたします。地域おこし協力隊制度を活用しましたイノベーション・フォー・ジャパン事業のフットパス計画及び自由課題の進捗状況、また、この約3カ月間の都市部の学生である4名の学生の活動に対してどのような評価されているのかお伺いをいたします。

次に、4名のこの若者の活動が津和野町にもたらすものは地域の活性化であるということとは言うまでもございませんが、この3カ月間、町長報告会などで実際に町長が彼らと接してこられた中で、改めて具体的にどのようなことを期待されておられるのか所見をお伺いをいたします。

そして、農林課及び商工観光課で採用される地域おこし協力隊の募集の結果と、結果を踏まえた今後の展開をどのようにされるのかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

イノベーション・フォー・ジャパン事業では、4月1日から慶応大学より2名、国際基督教大学より1名、東京工業大学より1名の合計4名がそれぞれの大学を休学し、津和野町の非常勤職員として1年間雇用されて、本町の活性化に取り組んでおります。

取り組みの中で、まず、町より活性化に向けた具体的な指示を出しております取り組みの一つにフットパス計画があります。フットパスとはまち歩きという意味で、津和野町をゆっくりと散策しながら楽しんでもらうことのできる新たな視点でのルートづくりを目指します。現在3カ月が経過し、一つ目のルートである水をテーマとした水の散歩道（案）の素案ができあがり、今後はこの型をベースにシリーズ化し、その他のテーマにおいてルートをふやしながら、津和野を訪れる皆様のさまざまな関心に応じられるルートづくりと楽しみ方を提案しながら、津和野観光の課題である滞在時間の延長と若い世代へのアプローチを推進してまいりたいと考えております。

また、4名のそれぞれがみずから本町の課題を取り上げ、解決に取り組む自由活性についてであります。空き家の廃材を活用し家具を創作、販売し資金の循環を図る廃材で町をつくるプロジェクトや、津和野の地域学を学ぶ私塾津和野大学プロジェクトなど、それぞれにテーマを定め取り組んでおります。

私といたしましては、非常勤とはいえ雇用され、仕事として取り組んでいる身分であることを決して忘れず、結果にこだわってプロとしての成果を期待している旨の投げかけを常に行っているところでございます。

今日までの評価についてであります。さきに申し上げた業務を遂行する上で、4人全員が通常の勤務時間以外にも昼夜、休日を問わず、積極的に町内のさまざまな地域に出向き、交流することからさまざまな知識や情報を得、業務に役立てており、そうした行動力は称賛に値すると評価をしております。休学をしてまで津和野で頑張ろうとする彼らの決意が表れているとともに、その情熱と行動力はさまざまに明るい活気をもたらす影響をも与えてくれるものと期待をしております。

続いて、農林課と商工観光課関係の御質問でございますが、今回採用予定の地域おこし協力隊の応募結果であります。応募人数は計8名で、内訳は農林課5名、商工観光課4名となりました。うち、1名は重複の応募でございます。

今後につきましては、6月27日に応募者との面接を行い、直ちに採用者を決定し、なるべく早い時期に津和野町へ転入手続きを行っていただき、それぞれの業務についていただくこととしております。具体的には農林課の2名につきましては、冬虫夏草プロジェクト推進と連携した桑葉の生産拡大業務を中心にしながら、他方では本町における農産物の出荷体制の構築へ向けた提言や実証に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

また、この取り組みを通じて桑葉の生産拡大が推進されることにより、町内の耕作放棄地や遊休農地の解消、活用に期待をしているところでございます。

商工観光課に採用する1名につきましては、主に町観光協会やまちなか再生推進協議会の取り組みと連携し、町観光計画の推進組織である津和野町観光推進連絡協議会（仮称）の運営サポートを通じて、同計画のテーマの一つである、おもてなし力向上による観光・交流の盛り上げに期待をしたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 一般質問の途中ではありますが、チャイムが鳴り終わるまで暫時休憩いたします。

午前 11 時 59 分休憩

.....

午後 0 時 00 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11 番、川田剛君。

○議員（11 番 川田 剛君） まず、イノベーション・フォー・ジャパンの4名に対することですが、現在このフットパス計画というのが、実際計画されているようなんですが、私自身も調べてみますと水の散歩道というようなことにとどまらず、昔からの小道を使った住民にも愛されるという、来た人だけでなく、住民にも愛される道であるということが上げられると思います。こういったマップというのは今まで確かなかったものですので、これはぜひともつくっていただいて、成功事例の一つとしてあげられればいいかなと思っております。

ただ、彼らも町長も申し上げたとおり、昼夜を問わず休日を返上してまでいろんなところに出かけております。それに関しては私も称賛に値する、よく動いていると思うわけなんです。時に、彼らを労働力のような形で使っているというわけではありませんけれども、労働力になってしまっているかもしれない。いろんなイベントに行くことによって、彼らも若いとはいえ体に限界がくることもあると思います。1年間とはいえ、ずっと働くことで体を壊すようなことがあつては、元も子もありませんので、そういった体調管理もしっかり見てあげることが大事だと思っております。

今後、来られる地域おこし協力隊についても同じでございまして、余りに期待をかけ過ぎると、彼らが来て何をやるんだという町民の方の質問というのが結構あるんですけれども、それに対して、桑の葉の生産拡大業務をするんだと言ってしまえば、1年間でそんなことができるのかと、急にきてできるのかと変な期待を持たせてプレッシャーを与えることにもなりかねませんので、そういったことも含めて配慮していただければと思いますが、御答弁があればお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） イノベーション・フォー・ジャパンの学生4名の件でございます。先ほど議員さん言われたように、彼らが確かにいろんなところでかけておりまして、少し重労働と申しますか、過剰なほどの体力的に状況であるというのは私も若干感じております。そういったことで彼らにも当然私も言うておりますし、私の方に連絡も入れていただくこともあればいただかないと伝わってこない、後で聞くというものもあるわけなんですけれども、そういったこの職員管理につきましては、私も少し気をつけていきたいと思っております。

先般も、少し風邪気味でそれぞれが休んだりということも実際ありましたので、これから暑い時期でもございますので、労働力としてという一つの体験ということなんで、境界というのは非常に判断しがたいとこですけれども、彼らが無理をしないようにということではこの1年間頑張ってもらわにやれませんので、そういったことに関しては私の方でも気をつけたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、私の一般質問終わりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、11番、川田剛君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） ここで後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午後0時05分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序10、13番、米澤宥文君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 13番米澤宥文でございます。通告に従い、2点質問をいたします。

まず、1点目に安野光雅美術館の駐車場拡張案であります。安野美術館の観光客増員の対策として質問をいたします。

安野光雅美術館は、平成13年度オープン時には8万5,000人の入館者、1日平均にして234人がありました。毎年減少を続け、10年後の平成23年度は2万1,000人、1日平均52人であります。オープン時の4分の1の入館者となっております。この貴重な美術館の来館者増員策として、次のことを質問いたします。

平成13年3月にオープンしました安野美術館の駐車場は、美術館前に一般車両5台、身障者車両駐車場が2台で、計7台であります。これに、1台に4人乗車で来館されたとしても、一度に入館できるのは28人です。これは、歩行での来館者はちょっと入れてありません。来館者の集中する1階の常設展示場、そして企画展示室、エントランスホール、ホールロビー、ミュージアムショップの消防の収容人員は248人で、駐車場からの来館者は約1割の方であります。この消防の収容人員といいますのは、248人、これは、床面積を3平方メートルで割った数であります。そして、一度に248人を算定しまして、消防設備や防火管理者等の基準を算定していきます。ですので、実際にはこの2倍や3倍は入ります。入場制限はないはずですよ。

現代の車社会の中、駐車スペースが少な過ぎるのではないのでしょうか。近くに県道を隔てたJRの一般車両7台、これはあくまでもJRの駐車場であります。そして、200メートル先に町営駐車場があります。一般車両44台、大型車両3台のスペースがあります。だれ

しも、町営駐車場は200メートル離れております、ここから道路を2カ所も横断して安野光雅美術館に行くのは望まないと思っております。

今上天皇、現在の天皇のことですけれども、明仁天皇陛下と美智子皇后陛下には、山陰の小京都津和野町に、皇太子そして妃殿下時代の昭和42年10月に御夫妻で御来町をいただき、国民宿舎青野山荘に1泊されておられます。

さらに、全国でもまれな2度目の御来町を平成15年10月にいただいております。まことに誉れ高く栄誉なことと思っております。そして、平成15年10月に御来町の折には、安野光雅美術館に御入館をされ、安野光雅先生の作品などを鑑賞されておられます。津和野町が全国に誇る美術館だと思っております。

この美術館のさらに大幅な来館者アップの対策として、すぐ隣に津和野警察署つわぶき安全センターがあります。これは、以前は駅前交番と呼ばれておりました。このつわぶき安全センターの閉所を島根県警察と津和野警察にお願いをして、跡地を津和野町に譲渡していただくよう申請またはお願いをされて、安野光雅美術館駐車場として整備し、来館者の大幅アップを図られてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、13番、米澤議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

1点目は、安野光雅美術館に関する御質問でございます。

安野先生でございますけれども、大変町にもお世話になっておりまして、私も3月に開催された京都高島屋での展示会初日に伺ったわけでありまして、本当に多くの人出でにぎわっておりました。また、後から聞きますと、期間中、初日のにぎわいというものはずっと継続をされておったということでもございます。

この間、津和野のビデオというものも流されておったわけでありまして、そういう面で、非常に津和野のPRになっているというふうにとめて帰った次第であります。また、今後もなれば、大阪、あるいは東京、そうしたところを中心に展示会も開催されることを聞いておりますので、さらなるPRになるかと思っております。

また、10月1日でありましてけれども、文京区さんと森鷗外を通じての縁が始まっていることは御報告をしておりますけれども、10月1日の日に、文京区さんのほうで生誕150年の記念シンポジウムをやるということで、ゆかりの地、津和野からも文化人を1人来て講演をしてほしいというお願いがあったわけでありまして、安野先生ふだん御高齢でもありますので、講演等は一切お断りになっておったわけでありましてけれども、今回は、そういうことなら津和野のために一肌脱ごうということで、お体を押して、今回シンポジウムにも御参加をいただくというようなことになっている次第であります。本当にありがたいことだと受けとめております。

その拠点となる安野光雅美術館、これからもしっかりと改革に務めながら、整備も推進していかなきゃならないと思っております。

駐車場に関する御質問でございますが、詳しくは教育長からお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、駐車場の件についてお答えいたします。

つわぶき交通安全センターにつきましては、その設置において町も深くかかわってきた経過もございます。また、そこに警官が常駐していなくても警察の施設があるということで周辺の防犯効果は高いものがあると考えております。

一方では、議員御指摘のように現行の美術館の駐車場が狭いため、現行では駅前町の町営駐車場を利用しながらの運営形態となっております。

どこの施設でも同様に、駐車場から入館するための動線がわかりやすく短い距離であることは、館の運営にとって大きなメリットであると考えております。今後は、御指摘の件も含め、いろいろな角度から検討をしてみたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 津和野警察署の、少し、設置当時からの歴史といえますか、現代までのことをちょっと触れさせていただきます。

津和野警察署は昭和34年に殿町に設置されて以来、53年間、今日まで鹿足郡の治安に当たられており、住民の安心・安全の源となっていると思っております。おかげさまで、私の記憶の中には大事件、大事故の発生はありません。

殿町設置の23年間に、須川駐在所が廃止されております。そして、昭和57年に森村に移転されてから現在までの30年間の間に、県下全体のバランスと人口減少のため、朝倉、左鐙、福川、小川、畑迫駐在所が廃止されて、合わせて6駐在所が廃止されております。約9年間で（ ）カ所の廃止となっております。

現在ありますのは、吉賀町では倉木、六日市、七日市、柿木の4駐在所。津和野町は、日原、青原、木部の3駐在所であります。計7カ所とJR駅前のつわぶき安全センター、それと吉賀町の朝倉安全センターであります。この2カ所については無人で、警察官の立ち寄り所となっております。

津和野町の人口は、これからまだまだ減少することが十分過ぎるくらい予測されております。したがって、駐在所や安全センターの縮小もこれから十分考えられます。

JR津和野駅前のつわぶき安全センターと津和野警察署の距離は、わずか1キロ600メートルであります。緊急車両でありますれば、1分30秒かからない程度の距離であります。

そして、たとえ、つわぶき安全センターが廃止されたとしても、3年前の平成21年から——これは畑迫駐在所が廃止されたときからの年であります——住民の警戒心高揚のため、パトカーが赤色回転灯を点灯して随時警らをしておられます。また、ミニパトカーなども移動時などはほとんど赤色回転灯を点灯しておられます。また、自主的に朝、夕方の交差点での交通指導と子供たちの見守りなどもされておられます。

このことは、警察の職務であります、責務の一つであります犯罪の予防と、そして公共の安全と秩序の維持に大きくつながっていると思います。そして、つわぶき安全センターが廃止されたとしても、この活動によって十分カバーができていると思われま

す。もしもの話になりますけれども、つわぶき安全センターが廃止が可能であれば、安野光雅美術館の直近の駐車場に、一般車両が、区画の引き方にもよりますけれども、15台から20台、観光バスなら3台か4台が駐車可能であります。

観光立町、津和野町の観光客増員のため、そしてまた、駅前開発の大きな一つとなることを御理解をさせていただきよう、重ねて要望されることをお願いしたいと思いますが、いかがでありますでしょうか。

それともう一点、日本の象徴であります、天皇・皇后両陛下が安野光雅美術館に御来館いただいたあかしが館内にも館外にもありません。安野光雅先生の御高名もさることながら、両陛下に御来館いただいたことを表すことが可能でありますれば、観光業者や観光客の関心も高まり、来館者増員につながると思いますが、いかがでありますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） まず、駐車場の件につきましては、実際お持ちの相手もあることとございます。あと、私どものほうで台数等ですね、あと入館者数等との数、それから売上等もございますので、その辺はきっちり検討をして、要望するに当たっても、きっちり検討した上で要望を進めるようにしたいとは思っております。

少しでも、やはり館としましては、お越しいただく方が本当に何度も足を運びたいと思っております。少しでも、やはり館としましては、お越しいただく方が本当に何度も足を運びたいと思っております。

2点目につきましては、安野先生の作品を見ていただく場所でもありますので、その雰囲気

を大事にしながら、どのようにできるかということは少し考えたいとは思っております。余りお答えになってないので、済みませんが。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） まずは、観光客が来やすい駐車場を直近に確保することが町内の観光、また農林水産業、商業などの活性化にもつながると思っておりますので、よろしくお願

いしたいと思います。2点目に行きます。町営バスにふるさとの歌をとということで、ふるさとの歌を大切に長く

存続させるため、町営バスにふるさとの歌を流せないものか、質問をいたします。津和野町営バス全車両に、CDなどの音響装置を取りつけてはいかがでありますでしょうか。島根県の御当地ソングとして10曲あります。その中に、津和野町は3曲もあります。一つ目に島津悦子さんの「津和野川」、二つ目に森昌子さんの「津和野ひとり」、三つ目に神園さやかさんの「風の思い出」。で、10曲中なんと3曲が津和野町の歌であります。津和野町は歌になる町であります。

ほかに、島根県の御当地ソングとしては、美保関の「美保関潮歌」、島根県の「恋歌の里」、大田の「石見路ひとり」と「望郷神楽ばやし」、隠岐の島町の「都万の秋」、出雲市の「日御碕灯台」、西ノ島町の「隠岐の恋歌」で7曲であります。

参考までに中国五県の御当地ソングは、鳥取県9曲、岡山県14曲、広島県33曲、山口県9曲であります。町の歌としてあるのは、鳥取県が一つの町です。島根県に、さっき言いましたように、隠岐の島と西ノ島に一つずつであります。あとは全部、市であります。町として三つあるのは津和野町だけであります。

津和野を歌った歌はこのほかにも、水田かおりさんの「つわの川」、川野夏美さんの「つわのつれづれ」があります。また、津和野町民が作詞作曲の「つわの音頭」、「つわの小唄」、「にちはら音頭」、そして、町内のプロ歌手が歌う「鮎愛会音頭」。これは鮎と愛と会社の会、会うという漢字で音頭と読んでおります。そして、なごみの里音頭などもあります。

残念なことに、神園さやかさんの「風の思い出」というのは、どこを探しても見当たりませんでした。これは、何年か一つも歌う人がいないと消されるそうであります。

以上のような津和野の歌を車内に流し、乗客の子供から大人まで楽しんで町営バスに乗っていただき、子供が成長して町外に出て行っても、津和野の歌を思い出し、山陰の小京都、津和野を自信を持って宣伝していただけるようされてはいかがと思いますが、どうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

議員におかれましては、津和野町にゆかりのある歌について調査の上、御提案をいただき感謝申し上げますとともに、これほど多くのふるさとに関する歌がつくられ、歌われてきたことを再認識し、町民挙げて誇りにしなければならぬとも受けとめている次第であります。

さて、こうしたゆかりの歌を町営バスの車内で流しては、との御提案であります。町営バスは公共交通であり、全国の公共交通の中でそのような音楽提供は聞いたことがなく、また、公共交通であるがゆえに、あえて音楽配信はしていないものとも認識をしております。車内に流れる歌を楽しまれる方が多いとは想像しておりますが、一方で、中には音楽を聞くことを望まれない乗客の方もおられることも予想されます。

また、音楽配信をする場合は、著作権の問題などクリアすべき課題もあり、現時点では、実行は難しいものと考えております。御期待にこたえられる回答とならず、恐縮ではあります。町営バスの車内ではなく、ケーブルテレビを通して、これらの楽曲を紹介することは可能と考えますので、検討をしてみたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宏文君） 町営バスやスクールバスでのふるさとの歌の配信は一考を要すとのことでありましたけれども、ちょっと無理があるかも知れませんが、可能であれば、イヤホンで視聴できることができないものかと思っております。

また、集じん車など、屋外スピーカーを取りつけて町民の皆さまになじんでいただければいいかなものでしょう。以前は、集じん車においてはされていたとのこともあったようです。これをしていただくことによりまして、ごみとか、そういう大型ごみ等の出し忘れの告知にもなるのではないかと考えております。

そして、町おこしの一つとして、津和野町民余芸大会で、津和野町の歌をのど自慢の一つの目次に加えてはいかがでしょうか。さらに、町民の方に津和野町の歌の作詞・作曲を募集してみませんか。意外と大ヒットが誕生することもあるかもしれません。期待はできると思います。そして、これにはほとんど予算はかからないと思います。

以上、質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 通告のない質問でございまして、返答も検討しておりませんでした。まことに申しわけない状況であります。収集業務につきましては、委託しておる業者に委託しております。そういうこともございまして、明確な御返答はいたしかねる。申しわけございません。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 車内でのイヤホンで視聴が可能ということではありますが、設備的に少しコストがかかり過ぎるんじゃないかと思います。いずれにしても、車内での放送というのは、いろんな面で課題が多いと思われるので、我々の課としましては、ケーブルテレビのほうで紹介するほうをちょっと力を入れていこうかなと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 津和野に関する歌を、作詞・作曲を含めて、全国募集してみてもどうかという御提案でもあったわけでありませうけれども、これにつきましても、いろいろと検討してみたいとも考えております。いろいろ町民の皆さんからそういうアイデアも、私のほうにも寄せられておりまして、例えば、SLのいわゆる写真コンテストですね、こういうものなんかも全国にSLのファンがいっぱいいるので、そういうことなんかもインターネットで募集してみれば、議員御指摘のように、お金もかからないし、それも一考じゃないかということもいただいております。きょう御提案いただいたことも含め、また、観光協会とも相談をしてみながら検討していきたいというふうにも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宏文君） 最近津和野町の歌を聞くこともそれほど多くはありませんが、「つわの小唄」という歌を聞くことは最近全くなくなりました。昔、昔ですが、何回か聞いたことがあります。短い曲ではありますけれども覚えております。すばらしい曲だと思っております。

津和野町の歌を長く存続させるためにも、町民の方に広く知っていただくためにも、さきほど言われましたケーブルテレビでの合間とか、町の行事の合間とかでも流されてはいかがかと思っております。

短くはありますが、以上で質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、13番、米澤岩文君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で、1時40分まで休憩といたします。

午後1時28分休憩

.....

午後1時40分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序11、7番、三浦英治君。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

3項目についてですけれども、まず教育ビジョンについて。

まず1項目めは、食育とはということなのですが、この食育とは非常に幅広い内容を含んでいます。何を問題として食育に取り組むかは、そのときの問題意識によって大きく違ってきます。食育に関していえば、健康福祉課、農林課とも関連してきますが、きょうは教育ビジョンというところで学力との関係で質問させていただきます。

まず一つ目、確かな学力をはぐくむためには食育は大切な要素であると思いますが、食育の重要性をどのように考えているのかをお尋ねします。

二つ目に、天領の記述は一行半であり、旧津和野町イコール合併後の津和野町のように思えてならないふうに感じてしまいます。編集段階で意見はなかったのか、またどのようにこれをとらえているのかをお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、三浦議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

食育に関する御質問でございましたけれども、津和野町も食と農のまちづくり計画というものを策定もしております、これは農林課サイドであります、そういう中、地産地消の推進とともに食育のことも盛り込んでいるという次第でもあります。また、福祉事務所の関連するものも出てこようかと思いますが、そうしたことで教育委員会のみならず町長部局も一体となってこの食育の問題を進めてまいりたいと思っております。

では、きょうは教育の観点からの食育についての御質問ということで、詳しくは教育長から回答させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、教育ビジョンについての御質問についてお答えいたします。

まず1点目の食育でございますが、食は子供たちが健やかな体と心をはぐくむためには、必要不可欠なものであると考えております。教育ビジョンの中にも、現状と課題の中で、近年の食生活の乱れに対し正しい知識と食習慣を身につけるよう食育の推進に触れており、今後の重要な取り組みの一つと考えております。

2点目の天領の記述でございますが、実際ビジョンでは幕領でございますが、これからの教育を考える教育ビジョンであり、「はじめに」で町の歴史的事実の一部分教育や先人などについてを紹介するため記載しており、議員のおっしゃられるような旧町を意識したものではありません。

また、編集段階では、具体的に日原地域出身の先人の紹介もしてはどうか、との御意見もございましたが、さきにも申し述べましたとおり、あくまでもこれからの町の教育の方向を定めるための教育ビジョンでございますので、「はじめに」の記述で過去の歴史を比べ合うことにページを割くことはいかがかということ、策定のとおりの内容となりました。

なお、25名の策定委員のうち、日原地域から10名、津和野地域から8名、町外出身の方7名の委員の方での協議ででき上っておりますので、地域に偏ってのビジョン策定をしているとは考えてはおりません。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 1項目目の回答に対する再質問ですけれども、まず重要な取り組みの一つとして考えるなら、教育ビジョンの具体的な取り組みの中の子育てのところ、食育に力を注ぎ家庭生活の見直しを促進しますとなっておりますが、どこが具体的なのがわかりません。

私は、食育への取り組みが学力向上へのワンステップではないかと考えております。近年、食育という言葉が改めて広く聞かれるようになりましたが、そのルーツは大変古いものです。御存じでしょうか。まず、これだけを質問します。

それと、次の教育ビジョンを一読して、二つの言葉が浮かんできました。私の勝手な頭の中で浮かんできた言葉なんですけれども、一つは「国をなくすには記憶を消してしまえ」という怖い言葉です。そうしてもう一つの言葉は、「合成の誤謬」という、これは経済学の言葉の一つなんですけれども、個々人としては合理的な行動であっても多くの人とその行動をとると好ましくない結果が生じる場合のことをいうわけなんですけれども、学校教育部会、社会教育部会、文化振興部会の三つの枝が思い思いの方向に太くなって折れてしまうのではないかと感じました。それだけ、それぞれの部会で熱い協議がなされたものだとは思いますが、枝が折れないためにも教育委員会はさまざまな角度から検証して、支える具体的な方策を持ってこの教育ビジョンを確かなものにしていただきたいと思います。意見を積み上げることに終始した結果、このような感じ方が私1人だけではないと思うんですけれども、したのではないかなという気がしてなりません。今、言ったことのどう感じたか、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） まずルーツにつきましては、そもそもというところはちょっと存じ上げておりません。ただ、昨今基本的な生活習慣ができていると学力的なところはいいというような関連もあるようなところは伺っておりますが、そもそものところは私は存じ上げておりません。

それとあと、ビジョンにつきましては、部会でそれぞれつくられたということは存じ上げております。ただ具体的に進めていく時に、関連をしながら一つのことをやったら両方の部会で目指しているものがクリアできるというような形でもっていくことも、ものによっては可能だと思っておりますので、でき上がったものについてはそれに沿って進めていくのが一つと、10年かけてやるというのが一つと、具体的にやりながら途中で、もうこの要素は一緒にやっていけるのだとか一緒にやることができましたというような形で実行しながら、また違う方法をまたとるということもやりながら考えられる部分もあるのではないかと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） まず、食育という言葉はもう100年以上も前になります。明治31年、食養医学の祖と称される石塚左玄という人が本の中で一説述べているんですが、「今日、学童を持つ人は、体育も智育も才育も」、才育というのは「才能」の「才」に「育」なんですが、「すべて食育にあると認識すべき」、こう述べておりますし、その5年後の明治36年には、村井弦齋という、これ報知新聞の編集長なんですけども、この連載人気小説の中の食道楽の中で、「子供には徳育よりも、智育よりも、体育よりも、食育が先。体育、徳育の根元も食育にある」と記述しております。この言葉に触れたのがちょっと数年前になるわけなんですけども、私もPTA活動とかちょっといろんな役の中で子供に関わる機会が多くなる中で、この食育それも後でまたメディアも出ます、その関連がすごく重要だなということで、ちょっと一部個人的な活動の中でしておるわけなんですけども、この歴史的の長い間、食育はどの家庭でも子育てとしつけの基本であったということは間違いのないと思います。それが戦後の歴史、食文化の歴史をずらずら述べて長くなるんで、はしよりまずですけども、簡単に言いますと、1990年代後半になって食育が大切であるという食意識の転換が行われたわけです、全国的に。その大きな要因が三つあります。一つは家庭での食事が健全な形を維持できなくなった状況、二つ目に軽食の増加などにより学童のそしゃく回数が著しく低下したこと、三つ目に若年層の血糖値の高数値化と糖尿病予備軍ともいえる状況。こういう流れの中で、2005年6月10日に食育基本法が制定されました。そして新学習指導要領の小学校23年度完全実施ですが、食育の推進が位置づけられたということになっております。

活動していく上でよく感じるのが、学校の現場の先生らと話しておって思うのが、学校から帰って子供たちはテレビも見たい、ゲームもしたい、宿題もしなければならぬ、就寝時間が遅くなる、朝が起きれない、朝食も不十分、学校でぼうっとしてしまうという、こういう悪循環を繰り返す子供たちが出てきております。

今回の質問で、以前質問したこのメディアの問題を織りまぜて質問しようと思いましたが、ちょっと時間の関係でこのメディアの問題はちょっと、はしょらせてもらいます。とともに、ちょっと発議のほうで、アウトメディアによって豊かな時間、心、つながりを目指す決議についてというのも上程されております。ここで、メディアのことをやるとこれに対する賛成討論になりますので、メディアに関してはちょっと置かさせていただきますが、そういった食育とメディアという密接に関係したものがあられるわけです。子供によってはその負のスパイラルに陥っている。家庭の問題と言ってしまうとそれなんですけども、この生活習慣の乱れに起因したことによる理解度の低下を大変危惧しております。

教育長も在籍されていたのではないかと思います。国立教育政策研究所の平成15年度調査によりますと、毎日朝食をとる子供ほど、ペーパーテストの得点が高い傾向にあるという報告がなされています。学力向上対策についての一つの方向性として私なりの意見を言いますと、成績の向上イコール学力の向上だけとは思っておりません。中高一貫教育いろんな部分が出ますけども、エリート教育といえますか、そればかりやっておると津和野町に子供はいなくなります。指標となるべきものがほかにないから、どうしても学力といえれば成績となってしまうがちになりますが、基礎的基本的な知識や技能これはもちろんなんですけども、これに加えて学ぶ意欲、考える力、判断力、表現力などを含めた幅広い学力を育てることが必要だと思っております。

また、これは全国的な国際的な学力調査でも、今日の日本の子供たちは、学ぶ意欲や判断力、表現力に課題があることが指摘されております。確かな学力を、教育力の底上げを、この食育これを絡ませた中での方向性をちょっと取り組んでいただきたいなと思います。これはもう朝食ということにも尽きるんですが、リズム、これによって先生方の負担も逆に助かるのではないかと、せつかく教えとつても頭に入らないということは拒否している状態なんですから、これを一定のリズムにもっていくためのちょっと家庭の問題でよく片づけられるんですが、ちょっと踏み込んでやっていただきたい。どうかと思います。この点の所見もちょっと伺いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 確かに私自身は朝御飯よく食べましたので、と、多分秋田のほうでもお米どころなので、それは食べる子も多かろうと思います。それで実際食べないと、お子様や親戚とか御家族でお子さんがいらっしゃる時も、朝食べないと学校に来て授業は頭に入らないと思います。運動するにも力が出ないということもございます。やはり、その子が朝から5校時目、6校時目ぐらいまで授業を受けるのであれば、ちゃんと朝も昼も食べてきっちり勉強してもらえれば、おのずとつくべき力がついてくると思っております。食べることによってどういう力になるかというのもちゃんと授業の中でやりますし、あとはその本当においしい物、それからこの辺の地域の物を食べるということで、ここで育つことはうれしいなと感じることもできますので、周りの大人が、学校教育の中ではそれはやりやすいんですが、御家庭のほうでも恐らく朝を食べるといことはお知らせもできると思いま

すし、そこの辺はいかに大事かということを知ってもらって、御家庭から送り出していただいて、学校では給食がある学校種では、きちんとそこでも食べるということについてのほんとにほんとに理解をしてもらえるような形で子供がよく食べられるような全町としての環境ですね、そういうふうなことはとても重要じゃないかなと、それで教育委員会としてもなるべくその辺の大切さは町の皆さんに知ってもらえるような形を、踏み込む踏み込まないというよりは、ほんとに大事なんだと恐らく大人はみんな思っておりますので、その辺は努力できる部分は努力をしていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） また、この食育に関しては、健康福祉課と食生活改善推進委員さんも努力されておりますし、各地域においては学校等の地域の一つのパイプ役にもなっております。ほんとに頭が下がる思いもしております。ぜひ連携をとって、食育ということを進めていっていただきたいと思っております。

続きまして、学校教育について。これも2項目ですけども、今年度から中学校の学習指導要領が完全実施になりましたが、その中で武道とダンスが必修化されました。指導者、施設、用具の観点からどのように取り組まれているかをお尋ねします。

2番目に、県の事業である「しまねっ子！元気アッププログラム」を活用している学校がありますが、その中で益田圏域は捨ておかれているような気がしてなりません。また、挑戦しようにも用具——登り棒ですけども——がない学校があります。ちょっと感想をお聞きしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 御質問いただきましたまず1点目、武道とダンスの必修化でございますが、議員がおっしゃられたとおり、今年度から新しい中学校の学習指導要領全面实施となりました。この中で、体育の授業で武道とダンスの必修化がされましたが、実施に当たっては、当町のような小規模の町村では指導者を初め施設や用具の面で十分な対応をすることができるかと危惧していたところでございます。

当町では日原中学校、津和野中学校とも、事前の段階で武道は柔道を選択し、畳や柔道着などの準備を行っており、当面の施設、用具面での対応はしているところでございます。

一方、指導者面では、津和野中学校の教員につきましては柔道の有段者と聞いておりますが、日原中学校につきましては柔道の専門的な指導ができる教員がおりませんので、体育の教員が安全な授業ができるような指導内容を考えながら授業を行っているところでございます。

また、ダンスにつきましてはストリートダンスを経験している指導者はおりませんが、体育の教員自ら自主的な練習を行いまして、既に、昨年度より大型のテレビにDVDの映像を映しながら、生徒とともにダンスの授業を実施しております。

また、「しまねっ子！元気アッププログラム」の活用についてでございますが、議員の御指摘のように、島根県では平成18年9月より「しまねっ子！元気アッププログラム」を事

業展開しております。この事業は、友達と一緒に記録の向上を図ったり自分の記録を伸ばしたりすることで運動することの喜びを味わわせ、進んで運動しようとする態度を育てることを目的に実施されております。

平成20年度からは「しまねっ子！元気アッププログラム」に取り組んだ学校の中から最優秀校1校と、優良校6校を選定し、賞状と運動備品の贈呈を始めました。

また、平成21年度からは株式会社ローソンの協力により「しまねっ子！元気アッププログラム」の普及啓発を図るため、「しまねっ子！元気アップカーニバル」が実施されまして、会場校には株式会社ローソンより運動用具3万円相当と記念品が贈られることとなりました。今年度も意向調査に基づいて「しまねっ子！元気アップカーニバル」が開催され、県内18校が参加し、鹿足郡内からも津和野町1校、吉賀町2校が参加しております。なお、昨年度は参加校は18校で、そのうち吉賀町1校、益田市1校が参加しております。

「しまねっ子！元気アッププログラム」では、参加種目として、松江城！忍者8の字とび、隠岐の牛突きかべ突きパス、島根県民思いやりの対面パス、奥いずもおろちみんなでジャンプ、水産浜田とびうおキャッチ、江の川マラソン、石見銀山間歩フープくぐり、三瓶山登頂登り棒、出雲ドームブリッジ、宍道湖一周一輪車の旅の10種目が用意されております。

御指摘のように、学校に整備されている用具によっては参加できない種目、例えば三瓶山登頂登り棒の登り棒などは、あるのは事実ですけれども、ほとんどの種目は既存の施設を活用し、参加できるものと考えております。また、確かに益田地域に関連したネーミングがないことは少し寂しい感じがしております。

なお、本事業への参加は学校側の意向に基づくものですが、運動することの喜びを味わわせ進んで運動しようとする態度を育てることは重要なことでもあります。津和野町でもこの事業に参加していなくても、学校独自で目標設定しながら運動する取り組みをしている学校もあり、今後は積極的に参加するよう教育委員会として働きかけたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） まず、中学校における柔道の死亡確率は他のスポーツに比べて大変高い数値になっております。18歳以下の学校管理下における柔道による死亡事故は、28年間で114名。これには部活動も含まれているわけなんですけれども、今年の2月に全国柔道事故被害者の会から文部科学大臣に対して、安全確保の点で要望書が出されております。武道必修化を否定するものではありません。ただ、安全な授業が行われるために質問します。

津和野中学校では体育館で授業が行われていますが、日原中学校では柔道の授業は2階部分の柱がある中で実施されているようです。この安全面の配慮は考えているのかをお尋ねいたします。

またダンスについてですが、ストリートダンスを経験している指導者がいないということですが、ストリートダンスを経験している教員に私は出会いたいと思います。ダンスが必修化されているのであって、ストリートダンスが必修化されているわけではありません。昔

は、ダンスホール、そしてディスコの時代になりまして、今はクラブと、クラブと上がるそうなんですが発音が、そういうことを言うらしいんですけども、ただテレビ番組等でダンス甲子園とかさまざまなことがあります、その影響かはわかりませんが、ストリートダンスを経験している指導者はいないと言われれば、教育委員会がメディアに冒されているのではないかと逆に心配になります。どういう意図で、このストリートダンスを経験している指導者が、という言葉が出てきたのかお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、日原中学校の柔道指導の安全面でありますが、基本的に今のところ、柔道の指導の中で投げたりとか危険な行為をしないような受身の練習とか寝わざの練習とか、そういうような余り危険にならないような練習の仕方です。今対応しているように聞いております。

それからストリートダンスを経験しているという表現ということでございますが、これはやはり実際に自分であくまで指導できるレベルということですので、ついテレビで見ているそれを経験と言うには幾らなんでもおこがましいというふうに思っております。自分で指導できるほどのレベルを持った経験を持っている教員がないというふうに私は理解をしておりますので、そういう表現の仕方をさせていただいております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） ダンスに関しましては、小学校の運動会、中学校、高校では体育祭ですが、その中の応援合戦では、昔は太鼓をたたいて3・3・7拍子とかそういった形が多かったんですが、もう現在では子供たちが創作ダンスを踊っています。そういった面では抵抗なく取り組むと私は思っております。中学校の先生方、それもちよっと年頃の子なんでそれを心配する向きもありましたけども、こういう面はちよっと心配はしていません。

それとも柔道のことなんです、日原中学校が使用する体育館は町の体育館という形になっております。学校の施設ではない中での不便さがあるのではないかなど。ちよっとこの点が気になりますのでお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 実際使用の昼間は中学校が主に利用して、夕方から社会人のほうで活用するというような形で体育館を利用しておるわけですけども、そういった時間的なものはほとんど昼間での使用というのは、通常の一般社会の中ではありませんので、そういった部分については余り不自由はないと思いますが、施設として一般社会人向けの建物を基準につくっておりますので、中学生に対して若干大きめという部分はあるかもしれませんが、それに伴って施設の整備が中学校に必要な部分で不自由なものがあるかということですが、基本的に中学校からこういうものが絶対にいるんだよというものについては、できるだけ予算化をして整備をするようお願いをしておりますので、今のところそれによって不自由だというようなことは聞いておりません。

で、新たにこういった新しい教科に取り組むわけですので、これで何とかできると思ってやっておっても、いざ始めた段階でやっぱりこういう形がいいというような変化もあらわれるかもしれませんが、そのときはまた相談に応じて対応していきたいなというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 柔道に関しましては、十分な安全面、これを学校でも協議されていると思いますし配慮されていると思いますが、いま一度確認していただければと思います。

それと、体育館。今、少子高齢、子供が少なくなって学校再編成の関係で地域とのかかわり、いろんなもの出てくるわけなんですけども、小川体育館、小川公民館、あの隣接して形、これは、私20年前ぐらい、そういったものができないかっていうちょっと理想を掲げて、ちょうど当時非常勤の主事をやっていて、当時教育長と随分言い合ったりいろんなことがあったんですが、いずれ青原小学校もなくなると、そういう準備をそのころからするべきじゃないかなという部分を、ほんと先走ってやった時期があるんですけども。

小川体育館、ちょっとほんと理想だなんて思うのが、やっぱり体育館施設、公民館、その学校、子供が少なくなっていく中で、やっぱり地域、学校がなくなるとどうしても精神的な支柱が失われてしまう、そういった部分がどうしても出てきます。それをどうカバーするかというのは、その体育館施設並びにその公民館のあり方で大きく変わってくると思っております。そういった面で、日原中学校——町の体育館施設ではありますが——これは、土地の関係で、当時どういうふうないきさつでそういうふうになったかちゅうのはわかりませんが、今後、地域を考える上では公民館のあり方とともに、体育館施設っていうのはすごく重要になってくると思います。

ということで、次の質問にまいりたいと思います。あ、次の質問じゃないわ、その次があった。

まず、この「しまねっ子！元気アップ・プログラム」です。とにかく、これを見たとき、私、本当、とにかくびっくりしました。子供が持って帰ったから知ったわけですけども。

この事業を知ったときの率直な気持ちは、ICT機器を活用した事業——電子黒板——この事業を初めて見たときと同じように驚きました。もうこういう時代になってきたのかなと、もう自分の頭がついていけないんじゃないかなという気がしております。

特にこの「しまねっ子！元気プログラム」は、メールまたはファクスで参加するわけですが、パソコンを開いてクリックすれば登録ができて、県の保健体育課ホームページを開けば、そのランキング、各種目上位100位の記録がペンネームとして見られるというものです。

小学校では、交流学习の機会を設けて、今さまざまな事業を展開しておりますが、このメールを利用して、児童と児童、学校と学校、ただ連絡業務じゃなくて、そういう結びつきができないか。例えばテーマを設けてやりとりができないか。

各学校にはパソコンが整備しています。また、子供たちもそれに携わっております。工夫次第では、移動することなく交流ができると思います。事業とまでは言いません、委員会活動、さまざまなものがあります。また交流学习、また学校間ではスポーツ少年団、いろんな子供らの交流もあるわけですから、これをちょっと津和野でちょっと考えていけば、ちょっと違った形のものができるのではないかなという気がしました。どうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） なかなか発想の豊かな御提案をいただきましてありがとうございます。

今、議員さんが言われるように、津和野町内の各学校それぞれインターネットも通じますし、ICT機器も充実をしております。テレビカメラで映しながらでも、いわゆる学校間の交流は十分考えられますし、実際、そういったことも学校のほうにやったらどうかということも常々伝えてはおります。

実際、なかなか、やるとなると、毎日ということには多分ならないだろうと思います。それぞれの学校の進捗度とか、授業の組み方が違ってきておりますので、その辺も、そういった学校間交流を今からどんどん進めていく中で、カリキュラム等も町全体でカリキュラムをつくってはどうかというような意見も、教育委員会のほうから学校のほうへ提案をして、できるだけ全体の学校の中で、同一歩調で学校間の運営ができれば、そういった取り組みもスムーズにできるんじゃないかというような発想の中で、そういったことも伝えております。

一つの案として、今議員の御提案いただいたようなことも、また一つ、学校のほうへ投げかけてみようとは思っています。ここで、できるというお約束はできませんけれども、一つの提案としては一つのアイデアだなというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 何でそれをこう思いついたかというのは、この元気アッププログラムもなんですけども、メディア問題に触れないと言いつつ、少し触れますけども。

今、携帯電話——特にスマートフォンが出てきてから、低年齢化がすごく問題になっております。調査したらわかると思いますが、すごく持ってますよ。もう怖いと思うぐらい。だけ、その利用、その放課後、そのメールのやりとり、そういうところに転換してその生活のリズムを変えていかないと、今の現状は、本当大変な状況です。

昔は、袋菓子を与えない運動というのがありました。おやつを手づくりでつくろうとか、当然、試用結果いろんな問題があるんですけども、与えることによって子供のじらを——じらっちゅうて言うていいのか——子供のわがまを抑えてしまう、教育長、じら、覚えてください。それを安易に与えてしまう、これまた父性と母性の関係とかいろんなちょっと言い方できるんですけども、それが今スマートフォンになってきている現実があります。大変怖い。

それと、中学校の犯罪率の上昇。これは、まあ、こちらではあんまりないんですが、松江なんかではそれが上がってます。というのは、年齢的に考えてもゲームとかそういったものの影響、メディアの関係ってというのがすごくあるんじゃないかなと思っております。そういった部分で、ちょっとこういう提案をしてみました。検討してみてください。

次の質問に行きます。まちづくりについてです。質問順位が11番ということで、同僚議員の質問に重複することも構わずに質問します。

11の地域のまちづくり委員会設置に推進していますが、地域にはさまざまな団体が入りまじっている中で、町民にとって新たな負担にならないかを危惧するところです。また、地域担当職員の資質で評価が決まる危うさを心配します。各地域で説明会が順次行われています。これまでの経緯と感想をお尋ねします。

2番目に、医療対策課が新設されましたが、今後、組織改編・機構改革について、分散と集約も検討されているのかをお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

住民と行政の協働のまちづくり事業に関する地区説明会の経緯につきましては、8番議員さんにお答えをしたとおりであります。

地域担当職員につきましては、全職員を対象とした「津和野町住民と行政の協働指針実施計画説明会」を4月に開催し、制度内容の周知徹底を図ったところでございます。今後も、補助事業等の制度内容に関する研修会、地域課題解決のための先進事例研修、島根県自治研修所等が主催する研修会への派遣などにより、職員によってまちづくり委員会の取り組みに差を生じないように、地域担当職員の資質を高めてまいります。

また、地域担当職員として地域に出向き、地域課題について住民の皆様と一緒に考え行動することで信頼関係が深まり、職員の人材育成にもつながっていくものと考えており、住民と行政の協働のまちづくり推進に当たって、地域担当制度を全職員が一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

これまでの地区説明会を終えての感想についてでございますが、8番議員の御質問の中で「高齢化等により、現在の自治会を維持をすることが精いっぱいという地域の厳しい状況の中で、まちづくり委員会設置に対する負担を訴える意見が多く出されています」とお答えをしたとおり、想像以上に各集落に担い手が少なくなっており、人的支援策の拡充を講じないと当事業が進まないとの印象を強く持った次第であります。

当事業の仕組みの理解も、一度の説明だけではまだまだ深まっていない状況でもありますので、担当課が説明会以降も各集落での説明会にも出向いて努力をしているところでもございます。

続いて、組織の改編、機構改革につきましては、第2次行財政改革大綱にも盛り込んでおりますとおり、平成24年度に検討し、その結果をもって平成25年度より実施する予定としております。

町長に就任して間もなく、公約実現のため、まちづくり政策課、地域振興課、営業課を新設し、目的を持って取り組んでまいりましたが、今年度で3年を経過し、一定の成果を認めているところでありますので、次のステップとしてより機能的、効率的な運営をしていくために、組織改編、機構改革は必要と考えております。

課の統合を図り、集約した組織の中で適材適所に人材の効率的な配分を行うことは、合併後職員の減少が進む中で重要な視点であるとは思いますが、一方で、まちづくりの先進事例とも言える海士町のように、目的に合わせてより課を細分化し、実績を上げている町もあります。

今年度を通して、さまざまな角度から検証し、いずれにしても何らかの形での組織改編、機構改革を行う必要性は認めている次第であります。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） まず1項目めですけれども、まちづくり委員会に関して、これ確認ですけれども、6月27日までに地区説明会を終了するということですが、今後のタイムスケジュールとして、委員会設立した時点で担当職員を配置し、課題に対して検討し、計画立案となっていくと思いますが、早いと思われる地区でまちづくり委員会の設立はいつごろなのか。今現在、感じているところでちょっとお聞かせ願いたいということと、機構改革についてですが、執行部は一つ席がふえて18名になっております。議員は16名ですが、現在、議員定数等特別委員会で協議されている中で、どうも流れが反比例しているような感じがしてなりません。今年度は始まったばかりなので、今後の推移を見守りたいなと思っております。

初めに質問した、設立はいつごろになるのか、早いところで。おおよそでいいですのでお願いします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 5月の末から地区説明会を日原地域のほうから開催をしております。で、昨日で10地域を終了したということで、あした、残る1地域で終了ということになっております。

で、最初に地区説明会等をやったところの状況を言いますと、一応今回のまちづくり委員会の設置あるいは地域提案型助成事業、そういった部分で説明会を終了後にその連合体の自治会で、自治会長さん等がお集まりになってお話をさせていただいたと。

で、その結果として、一応まちづくり委員会を設置したいということで、お話を聞いた地域が1地域ございます。で、このいつごろ設置かというところにつきましては、6月いっぱい、まあ、各地域に要望があれば出かけていくということで、それぞれの地区説明会では言っているんですが、6月はとにかくまだ地区説明会全体終わってないので、7月以降でそういった部分については、重点的に対応するというようなお答えもしているところです。

したがって、最初のところで委員会を設置したいというお考えもお聞きしたところなんですが、具体的に、そいじゃあ、いつからというところについては、まだ確認はしてない

と。設置はするよということだけ決まったということで、報告があったということでございます。

今後、7月以降に各地域にも、要望があった際には出かけていきます。で、大体の地域が、今回の説明会を聞いて、各自治会に持ち帰る、あるいは各地区の連合自治会的なところで話をするというので、その場を終了しておりますので、そういったことで言いますと、7月、8月ぐらいの取り組みの中で、順次いろいろ御意見あるいは設置に関する御回答というところも、お聞きするのではないかとというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 職員地域担当制では、役員や委員の役は担わないとしていますが、館長、主事も職員として助言しかできない。本来地域課題の解決のための公民館が、助言ということは負担に思うことがあるからで、それを住民に求めることは、何のための常勤かわからなくなるのですが、それだけ公民館の業務がいっぱいいっぱいなのかなという気がしておりますし、公民館職員の負担感、それこそが地域課題になるのではないかなという気がしております。

まちづくり政策課が、立ち上げるまでは携わるということなんですが、いつも大きな問題が事務局ですよね、この委員会の、それをサポートをどのようにやっていくのか、これがすごく大きなことになると思うんですよね。

この点についてちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 各地域で、人的支援策としての方針を皆さんのほうに御提案をさしていただいています。職員につきましては、地域担当制度ということで設けるという部分、それから公民館長、主事さんもかかわっていただくところ、議員御指摘のように、その部分については、そのまちづくり委員会の役員あるいは委員の役は受けないということで、御説明をしてきているところです。

で、先ほど最初に町長答弁したように、まちづくり委員会の設置に対する負担感というのは、今の現状が厳しい中でさらにまた新しい組織をつくると、で、事務局がどうこうではなくて、それを設置すること自体がなかなか負担になるよという、まあ、率直な御意見を聞いております。さらに、事務局職員が、地域から担わなければならないということで、そういった部分につきましては、人的支援策というところで再検討することが必要であるというところは、8番議員さんのところでもお答えをしたとおりでございます。

で、公民館の職員の方につきましてはの今回のかかわり方については、町長部局と教育委員会部局で話をしました。議員御指摘のとおり、公民館としての業務、ここの部分がやはり今手いっぱいというような状況もあって、業務として今回かかわっていただくんですが、委員とかああいった事務局はなかなか受けられないという実情も、教育委員会のほうから聞いております。

さらに、職員の地域担当制度のほうですが、そういった部分でいいますと、今回派遣をします際には、業務として派遣するというようにしております。どんだけの、まちづくり委員会の中で、地区担当職員が業務があるかというところを含めて、まだちょっと想定のつかないところもあって、時間外対応というところの部分も含めて、なかなか、今きちっと見通せる形というのがなかなかないわけなんです、そういった意味で職員に対しては、先ほど答弁ありましたように、4月に実施計画の説明会をしました、その際にもきちっと業務として行ってもらおうということと、委員の役は担わないということも含めて職員には説明をしているところです。

で、地域担当職員は人的支援策として、当然、行政職員として補助金の制度等熟知した上で、きちっと地域に対してはアドバイスしていくというところは、研修等を通じて対応していきたいというふうには考えています。ただ、そういった職員の業務の管理上の面、あるいは公民館のそういった今までの業務のところの兼ね合わせのところ、実際は、こういった状況の中で、まちづくり委員会の設置について各地域で御提案をさせていただいているという状況でございます。

で、国の制度では地域おこし協力隊ということで、今回、営業課あるいは農林課、商工観光課で国の交付税等も使いながら、そういった地域課題解決のために、いろんな募集もかけて配置していくというような計画でおりますが、今回人的支援策としてさらに集落支援というところを、国の制度の、まあ特交扱いになるんですが、そういった制度を活用しながら、今回のまちづくり委員会の事務局を担うところについていえば、そこへ導入していけないかというところを、今10地域終わった段階ですが、庁内部では今検討しているということです。

さらに言いますと、あしたで11地域すべて終了ということになります。で、今まちづくり地域コーディネーターという方を3名委嘱をさせていただいて、地区説明会のほう回らせていただいているんですが、その3名の方と庁内部で今までの11地域の御意見を集約をして、で、今後の対応策というのを、まあ、7月の初旬、中旬ぐらいまでには検討をして、対応策を講ずる部分を検討していきたいというふうに考えております。

したがいまして、そういった事務局を担う人的支援策については、再度検討をさせていただくようなことで対応していきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 役場は、町内でいえば大企業です。職員で補完し合える仕組みづくりが必要であり、新たな事業が生まれれば、無駄を追及して職員の負担感を減らす努力が必要になってくると思います。思い入れが強ければその負担感も軽減される部分もあります。

これは、町長のリーダーシップ、いかに発揮するかという点にかかってくるかと思いますが、まず職員こそがこの土地をまず好きになるというか、ふだんの、職員というより住民の一人としてどれだけ地域とかかわりを持ってきたか、どういう活動をしてきたか、中に

はいろんな活動されている方もおります。かといった何もしない人もおります。そういった部分では、どれだけその土地に誇りが持てるようになるか、これは職員に限らず一人一人がどう感じるかによってくるわけですが、特に今年度は町長にとっても天王山になろうかと思えます。津和野町にとっても大きな改革の年になるよう期待しております。

というところで、最後の議員さんに締めをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、7番、三浦英治君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で2時50分まで休憩といたします。

午後2時36分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序12、2番、村上英喜君。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 6月定例会の一般質問の最後になりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

通告につき質問をさせていただきます。

最初に、水稻の減反政策、最近では生産調整といいますが、それについてお聞きいたします。23年度前は原発事故により米が足りないとの予測もあり、米価は少し高値で取引されておりますが、思いに反しまして、今年度の減反面積は前年度よりふえましたが、その要因について伺います。また、今年度の津和野町の作付面積は99%に調整すると聞きましたが、調整の状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、今年度の生産調整面積、いわゆる減反面積がふえた要因についてでございます。

平成23年度より農業者戸別所得補償制度が本格的に実施ということで、昨年度、島根県市町村の生産調整格差を今後3カ年で是正しようとする取り組みが開始されました。

平成22年産生産調整割合の最も高い市町村は松江市で44.6%、最も低い所が奥出雲町17.1%、その格差が27.5%もあり、この格差を18.7%までに段階的に解消しようとするものでございます。

津和野町の場合、平成22年産38.4%、平成25年産33.8%に生産調整割り当てが緩和される予定でありました。

ところが、今春、県より前年産生産実績が99%を下回った場合、その実績が翌年度の生産目標数量の上限となるとの通達があり、格差是正が行われず、生産調整割合が増加することになりました。

本町の水田農業推進協議会委員も担当者も知らない99%ルールでございましたので、関係機関に異議の申し立てを行いました。覆すことはできず、今年度産について生産調整割合が38.5%（前年比で1.2%増）となっております。

続いて、今年度の作付面積、調整状況についてでございますが、6月19日現在、生産目標数量の99.2%となっており、御質問の99%ルールは達成する見込みでございます。

内訳としては、津和野地区1,510トン（297.8ヘクタール）の目標に対して1,525トン（301.0ヘクタール）で達成率101.1%、日原地区548トン（114.7ヘクタール）の目標に対して517.2トン（108.2ヘクタール）で達成率94.4%となり、合計2,058トン（412.4ヘクタール）の目標に対して2,042トン（409.2ヘクタール）で達成率99.2%となっております。

今月中には作付面積を確定し、県及び地域センターへ報告することになります。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 先ほどの答弁では、今年度の作付面積の調整はうまくできたということで大変安心しておりますが、生産調整の格差が県内で27.5%もあるということですが、私も集落の推進委員を十数年やらしていただいております。そうした中で、こういったことを初めてお聞きしました。

本当に強い怒りを感じておりますが、この格差の要因は何があるのかお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私も、この県下の生産調整率を聞きまして、ある程度一律のものであろうというふうに思っておりましたが、これほどの格差というのは初めて認識をしたというふうなことでございます。これが出てまいりましたのが、戸別所得補償制度で国の国費が入ること、ある程度均等に農家の皆さんに配分しないといけないということで、県下の情勢が出てきたというふうなことでございます。

実際、その計算式というのを私持っておりませんが、これまで会合に出ました中で聞いた範囲で、こういうふうな優遇措置で、この格差がついておるといふような説明がございましたので、それをもってお答えとさせていただきますと思っております。

まず、優遇策には四つ大きく分けますとございまして、一つ目が中山間地への配慮ということで条件不利地への配慮ということでございます。中国山脈のふもとの市町村には優遇的にその割合を当てはまる、これは津和野町にも当てはまるというふうに思っております。

それから、2番目として担い手の配慮ということで、水田農業ビジョンでいきますと2.8ヘクタール以上の農家を収穫農家というようなことで位置づけてございまして、その構成人数によって配分が変わっておるといふふうに聞いております。

それから、三つ目として、売れる米づくりへの配慮ということでございまして、結局共販に出す量が多いということは自分で売れないというふうなことでございまして、単協等で

さばけるその能力、つくれば売れるというふうな産地については、優遇するというふうに聞いておるところでございます。

そして、残りの一つが、特に奥出雲町等でございますけども、種もみの委託栽培をこれまで受けておったというふうなことでございまして、それについては減反のその生産調整をかけないというふうなことで、特に奥出雲町についてはそのあたりのところで優遇されておったということでございまして、町長が答弁いたしましたように奥出雲町が17.1%というふうな根拠は、そういうふうになっておるといふふうに聞いておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 格差の要点については、先ほど4点ほどあるということがあります。津和野町に当てはめると、4点のうち3点は当てはまるのではないかと。中山間地であり、担い手であり、売れる米ということでヘルシー元気米ということで、日本で初めて台湾のほうへ輸出したということで全国的にも知られている米があるという中で、津和野町は38%の減反率ということになっておりますので、その奥出雲地区と比べてもあまりにも私は格差があるのではないかとこのように考えております。

そこで、来年度の減反面積がまたふえるようでは、もう我々農家としても経営が成り立たない、県の格差をなくするというところでありますので、県に対してしっかり働きかけていただくよう、来年は減反面積は減るように努力を提言して、次の質問に行きます。

次に、教育行政について2点ほど伺いをいたします。

最初に、廃校の校舎の後利用について、私もこの件につきましては、前回12月の定例会で質問をさせていただきましたが、木部中学校の後利用は地域の要望等を聞いて、検討を行っているかどうかお聞きします。また、要望等もあるのか、その後の進展をお聞きします。

次に、津和野高校の中高一貫教育開設について、平成21年に請願審査特別委員会で協議し、議会としては県に対し、創設するよう意見書を提出した経過があります。その後、全くといって進展がありませんが、教育長として今後の対応と中高一貫教育についての所見を伺います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 2点御質問いただきましたのでお答えいたします。

まず、木部中学校の件でございますが、木部中学校はことし3月で閉校になり津和野中学校と統合いたしました。木部中学校施設の後利用については、平成22年1月18日の地元説明会で統合の確認を行い、閉校後の施設利用につきましては地元での検討をお願いいたしました。

その後、地元では平成23年6月に木部地域の各団体の代表者等17名で組織する木部中学校施設利用検討委員会を立ち上げ、9回の検討委員会と地元アンケート調査を行っております。検討委員会では、福祉施設への転用等いろいろな意見が出たようでございますが、最終的には検討委員会では、小学校の移転との結論を出しておられます。

今年に入りまして、検討委員会としての決定を教育委員会へ要望として出されました。

教育委員会としましては、地域の要望をできるだけ尊重したいと考えておりますので、小学校へ転用する方向で検討を進めております。しかし、小学校と中学校では施設の規格の基準が異なりますので、すぐには転用ができません。例えば、階段の高さや踏みしろ、手洗いの高さ、トイレの高さなど、基準を満たすように改修工事が必要になります。

今後の予定としましては、今議会に改修のための調査費を計上しており、予算成立後すぐに、どこの箇所の改修が必要か調査し、おおむねの概算予算の検討をしまして、改修可能な状況であれば、本年度中に設計費の予算を計上したいと考えております。その後、設計ができ次第、改修工事の予算化を行いたいと考えております。

続いて、2点目の中高一貫教育学校についてございますが、津和野の中学校を卒業した生徒の進学先である津和野高校を大切に思う町民の方々が多くおられることは存じ上げております。また、津和野町議会として、中高一貫教育の学校開設について県知事並びに教育長に要望され、さらに高校の後援会からも同様に要望されたとうかがっております。しかしながら、県教育委員会は難色を示しているようでございます。

教育委員会に津和野高校支援係を置き、これまで生徒への学習支援、国際交流や小中高の教員間の交流への支援、部活動の活性化など、さまざまな支援を行っており、今後も魅力ある津和野高校となるよう引き続き支援してまいりたいと考えております。

なお、中高一貫教育の実施形態につきましては、中等教育学校、併設型の中学校・高等学校、連携型の中学校・高等学校の3通りございますので、議会の希望された併設型について、どのような教育課程の編成を希望するか、どのように教員・生徒間交流等の連携を深めるか、また、高校の入学者選抜方法をどうするかなど丁寧に確認することにより、最も効果的な形について考えたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 中学校の後利用につきましては、小学校の移転を考えておられるということですが、12月にも質問しまして、校舎の後利用ということで、タモギタケを栽培したらどうかという提言もさせていただきました。

私は、やはり校舎の後利用は必要だというように思い、これからも推進をしていきたいなというように考えておりますが、そうした面でやはり移転がいつごろになるかというのが一番気になるところでありますが、移転の日時は大体いつごろを予定しておられるのかお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 今、教育長のほうの答えの中でもありましたように、本議会のほうで予算化をお願いをしております事前の調査費があります。これは、小学校へ中学校の規格変えるためのどこを修繕をしていけば小学校が入れるかというための調査でございます。そのものがわかりませんと工事のボリュームが全くつかめません。

簡単に今聞いておりますところでは、先ほど教育長がお答えしたような内容が該当するんではないかと思うんですが、実際に調査をしてみないとその結果としてのものが出てきませんので、その出てきました調査内容に基づいて全体の改修の計画を立ち上げますので、どうしても今年度というわけにはなかなかいかないということは確かだと思っております。

できるだけ早い時期に工事を行えるようには努力したいとは思いますが、なかなかいつからそれが可能になると、ここではちょっとお答えすることは困難かなというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君）今の段階では、移転については時期がわからないということではありますが、やはり後利用等考えていく上では、早い時期に移転を計画していただいて、地元の人には早く通知されるようお願いをいたしたいと思えます。

中高一貫教育について再質問させていただきますが、答弁の中では中高一貫教育学校の形態が3通りあるとのことではありますが、最も効果的な形について考えていきたいというお答えですが、併設型以外の形態を考えているのか、その点を伺います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君）中等教育学校と併設型の中学校・高等学校の場合は、県立になりますので県の財政が必要になります。連携型の中学校・高校であれば、町立の中学校と県立の高校になりますので、経費がかかるところは、そこも課題ではありますが、中身として県のほうにお願いするときはどういう高校で、後は中学校と高校をどのようにつながりを持ちたいか、6年と考えるかと、後はその地元の中学校と高校の3年、3年をどういう形で結びつけるかということで、それぞれいろいろ生徒の数がさほど多くない状況で、現状を踏まえて一つ一つ整理をすることが必要と思えますので、今のままで財政面なんかを考えますと連携型は現実かと思えますが、少なくともいろいろ一つ一つ、もし、中高一貫をやるとするとこういうふうにやりたいというものを持っておらないと、その先にお願いですとか、こういうふうに変えてみたいというところに至らないと考えておりますので、その意味で3通りあるので、それぞれで丁寧に考えていけたらいいのかなとは思ってはおります。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君）やり方として、いろいろ考えた方がいいというような御答弁でありましたが、我々議会は、併設型中高一貫教育についての請願審査をしたという経過もあり、県のほうにはその旨で意見書、要望書等を出した経過があります。

やはり私は、そういった経過の中で、あくまでも中高一貫教育を県のほうへお願いしていくのが筋ではないかと、また、我々が現地調査で山口県のほうへ行きました。

これから、1時間半ぐらいで行けるとこの学校であります、その学校は山口県の高森高等学校と高森みどり中学校が県立としてスタートしております。これは、山口県では平成15年にこういった形の学校がスタートしているというのがありまして、我々も現地視察を

した中で、大変すぐれた学校であるということを認識して、請願審査の中で、全員一致、賛成で審査したという記憶があります。そうした中で、やはり我々も関心あるのはやっぱりこういった併設型の一貫教育学校が必要なのではないかとというように強い思いがあります。

また、これがやはり請願に出たのは、津和野高校が生徒数が減ったということで後援会のほうから請願が上がったという思いがあります。

先日も報道で佐田分校が閉鎖されるというような報道も流れております。そういった高校を維持するのに本当危機的な状況が、ますます続いていくのではないかと危惧しております。

もう一度教育長に確認しますが、県に対して併設型の中高一貫教育を進めるよう請願等するおつもりはあるかどうか伺います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） もし、町立の学校についてほかから何か言われたら私もどうかなと思うと同じように、県立の学校の設置者に向かって学校をつくってほしいと言えるかどうかといわれると、私の立場では言えません。済みません。

○議長（滝元 三郎君） 二番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 大変難しい問題を要求したようで申しわけありませんが、やはり議会としてもそういう形で津和野高校を維持していきたいという方向で、我々も議会活動しておりますので、教育長もその点を酌んでいただきたいというように思います。それと、教育長は文部科学省の出身でございますので、経験を生かして、ぜひ津和野のために頑張ってくださいよう大いに期待しております。

それでは、最後の質問になります。町営バスについて3点ほどお聞きいたします。

1点目としまして、津和野地区の町営バスがスタートしてから、いろいろ要望等もあるかと思いますが、このあたりで見直しの計画があるのか伺います。

2点目に、地区によっては停留所の建設計画をしている地区がありますが、それに対して町として補助金等は検討されているのか伺います。

3点目に、石見交通のフリー停留所がありますが、町営バス停として現在使われているのか、この3点について伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町営バスに関する御質問について、お答えをさせていただきます。

津和野地区の町営バスにつきましては、運行開始以降さまざまな意見をお聞きしておりますが、即座に解決できるものや協議が必要な課題もあり、解決に向けて検討しているところでございます。各路線につきましては、予想以上の利用者数となっている路線や利用率の低い路線が存在すること、また新たな路線を望む声があるなど、全体のバランスを考えた変更が必要と認識をしております。

続いて2番目であります。昨年7月に津和野町バス待合所設置費補助金交付要綱を制定しており、町営バスの運行沿線で、バス待合所設置に要した経費の3分の2または10万円のうち、いずれか少ない額の補助金を交付する内容としております。昨年度は1件、今年度これまでに2件の申請を受け付けております。

三つ目でございますが、石見交通のフリー停留所につきましては、町営バス運行にあたり譲渡を受けており、石見交通の運行時と変わらず活用が可能な状況になっております。これまでどおり御活用いただきますようお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） この件につきましては、変更は必要と認識しているという答弁でありましたが、その変更について、いつごろやる予定があるのか、また利用される方から停留所をふやしてほしいという要望がよくお聞きしますが、フリー停留所をもっと増設したらいいんじゃないかというように考えておりますが、その点について伺います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 町長答弁しましたように、現在そういう変更、それから新設等いろんな声を聞いておりますので、その検討に入っておりますが、時期的にいつということは明確には言えませんが、大幅な変更になりますと、今度は地域公共交通会議等かけて内容を審査していただくことにもなりますので、そういうものを集めまして、その後、変更の方法を検討するということになるかと思えます。ですから、今時点で変更をいつからということとは明確には申すことはできません。

もう一つ、停留所をフリーにということですが、フリーというか設置箇所をふやすとか、フリーとかいう話があるんですが、これは停留所につきましては警察のほうとの協議が必要でありまして、見通しの悪い所とか、交差点に近い所は停留所をつくることはできません。その辺をあわせて検討しながら、設置できるところについては設置をするような方向で考えております。まだ、これも検討段階でございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） フリー停留所を増設したらという提言したわけですが、やはり私、バス路線を見て歩くのに、畑迫地区には100メートルおきにフリー停留所が設置されている地区があります。その経過はどうかということは承知していませんが、やはり木部地区では新たな路線をバスが経由しております。

そうした中で、集落で1カ所程度の停留所しかないという中で、要望の中で、やはりあそこよりうちの前に停留所をつくってほしいという要望の方が大変あります。そういうのはやっぱりバスをよく利用される方がやはり一番大事なのではないかと。バスを利用される方は大変お年寄りの人がおられます。そういった方の御意見等も踏まえて、木部地区等では道路改良も進んでおりますので、見通しの悪い所はあまりないように記憶しておりますので、積極的な見直しを考えていただきたい。

次に、質問ですが、先ほどの答弁では、バス待合所の設置に要する経費補助金であります
が、3分の2または10万円のうちいずれか少ない額の補助金を交付するということであ
りますが、私この少ない額を補助金にするということ、ちょっと意味がわからないのでもう
少し説明をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） この補助金につきましては上限が10万円となっております。
上限が10万円ですが、10万円のできたバス待合所につきましては、その3分の2
しか補助金としてお出しすることができないという表現になります。ですから、10万円で
つくられても100%補助はできませんよという意味で考えていただいたらいいかと思
います。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 実際に待合所を設置した集落の話をお聞きすると、工事費が
38万円程度かかった中で10万円しか補助金がなかったというような話も聞いておりま
す。集落で、自主的に待合所をつくっていくということでありますので、私はなるべくなら
やはり助成をふやしていくべきではないかというように考えております。

次に、再質問であります。石見交通のフリー停留所が譲渡されたということでありま
すが、まだ看板等見てみますと石見交通の文字が残っている、また停留所の名前が消えて見
にくい状況や、看板等が傾いているというような所もあります。町営バスの利用される方は、
ハッキリした看板、目印というのは必要ではないかというふうに考えますが、修復の計画は
あるのかお伺いします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 私ども調査しましてここに写真があるんですが、確かに
石見交通の文字が残っております。この辺につきましては、すぐにでも対応したいと思っ
ております。

見ますと、畑迫から木部地区に6個のこのフリー停留所というのを石見交通から譲り受
けておるようでありますので、早速見直しのほうをしていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） このたびの補正予算の中でバスの購入費というようなこと
が上がっておりましたが、何台購入されるのか、確認と。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 今回購入のバスは1台であります。それで、木部地区が
昨年バスから乗車定員が18名で座れない方がいらっしゃるということで、日原地区の
バスを持って行きまして運行しておったのですが、それが壊れてしまいました。28人乗り
のバスを購入する予定になっております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） このたびの一般質問において、職員の地域担当制等についての質問等も多くありました。今年度からそういったことがスタートされるということがあります。地区民の要望を聞いていただきまして、お年寄りに優しい行政サービスをされるよう強く提言して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、2番、村上英喜君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

午後3時28分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成24年 第4回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）

平成24年6月27日（水曜日）

議事日程（第4号）

平成24年6月27日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第68号議案 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第3 町長提出第69号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第4 町長提出第70号議案 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第5 町長提出第71号議案 小型動力ポンプ積載車の取得について
- 日程第6 町長提出第72号議案 外国人登録制度の廃止に伴う関係条例の整理について
- 日程第7 町長提出第73号議案 津和野町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定について
- 日程第8 町長提出第74号議案 津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第75号議案 津和野町産業後継者育成基金条例の制定について
- 日程第10 町長提出第76号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第77号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について
- 日程第12 町長提出第78号議案 津和野町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第13 町長提出第79号議案 平成24年度津和野町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 町長提出第80号議案 平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 町長提出第81号議案 平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 町長提出第82号議案 平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 町長提出第83号議案 平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 町長提出第84号議案 平成24年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 町長提出第85号議案 平成24年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 町長提出第86号議案 平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 町長提出第87号議案 平成24年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第 22 町長提出第 88 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 23 町長提出第 89 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 24 発委第 1 号 津和野町議会委員会条例の一部改正について

日程第 25 発議第 6 号 『アウトメディアによって豊かな“時間” “心” “つながり”をめざす』決議

日程第 26 請願第 3 号 町道高田線の改良新設に関する請願書

日程第 27 請願第 4 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願書

日程第 28 議員定数等調査特別委員会の閉会中の継続調査について

日程第 29 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程第 1 発議第 7 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書（案）の提出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 68 号議案 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

日程第 3 町長提出第 69 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 4 町長提出第 70 号議案 消防ポンプ自動車の取得について

日程第 5 町長提出第 71 号議案 小型動力ポンプ積載車の取得について

日程第 6 町長提出第 72 号議案 外国人登録制度の廃止に伴う関係条例の整理について

日程第 7 町長提出第 73 号議案 津和野町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定について

日程第 8 町長提出第 74 号議案 津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について

日程第 9 町長提出第 75 号議案 津和野町産業後継者育成基金条例の制定について

日程第 10 町長提出第 76 号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正について

日程第 11 町長提出第 77 号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について

日程第 12 町長提出第 78 号議案 津和野町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程第 13 町長提出第 79 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 町長提出第 80 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 15 町長提出第 81 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 16 町長提出第 82 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 17 町長提出第 83 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 18 町長提出第 84 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 19 町長提出第 85 号議案 平成 24 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 20 町長提出第 86 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 21 町長提出第 87 号議案 平成 24 年度津和野町診療所特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 22 町長提出第 88 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 23 町長提出第 89 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 24 発委第 1 号 津和野町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 25 発議第 6 号 『アウトメディアによって豊かな“時間” “心” “つながり”をめざす』決議
- 日程第 26 請願第 3 号 町道高田線の改良新設に関する請願書
- 日程第 27 請願第 4 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願書
- 日程第 28 議員定数等調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 29 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第 1 発議第 7 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書(案)の提出について

出席議員(16名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1 番 京村まゆみ君 | 2 番 村上 英喜君 |
| 3 番 板垣 敬司君 | 4 番 竹内志津子君 |
| 5 番 道信 俊昭君 | 6 番 岡田 克也君 |
| 7 番 三浦 英治君 | 8 番 青木 克弥君 |
| 9 番 斎藤 和巳君 | 10 番 河田 隆資君 |

11 番 川田 剛君
13 番 米澤 宏文君
15 番 沖田 守君

12 番 小松 洋司君
14 番 後山 幸次君
16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） それでは、改めましておはようございます。引き続き、おそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番、岡田克也君、7番、三浦英治君を指名いたします。

日程第2． 議案第68号

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、議案第68号定住自立圏の形成に関する協定の締結について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、議案68号について質問いたします。

この定住自立圏の形成に関する協定の締結なんですけれども、全員協議会から電子カルテを導入するというものであります。

電子カルテを導入することによって、住民の医療の安心、安全が守られるという部分に関しては、私はいいことだなとは思っているんですが、このたびこの定住自立圏形成協定以外にも電子カルテという言葉がさまざまところで出てきております。

例えば、過疎地域自立促進計画の中にも1億3,600万円、そして病院の特別会計のほうにも1億4,000万円の金額が上がっているわけなんですけど、この益田圏域、またこの津和野町内において電子カルテを導入することで、大方どれぐらいの予算がかかっているか、そして、どこの診療所もしくは病院に電子カルテを導入して、最終的にはどういった構想をこの電子カルテで持っているのか。

例えば、鳥取県でありましたら、中央の大学があって地域の診療所と結びつきがある、地域の医療で診てもらっても大学に行ったら同じ情報が大学に行っているといった、そういった情報を耳にしたことがあるんですけども、この電子カルテというのが益田圏域内でおさまるものなのか、それとも出雲地域の病院に行っても情報が相互に伝わるようなものなのか、どこまでの電子カルテと、どれぐらいの規模でどれぐらいの予算のものを見ているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 電子カルテの新規導入にいたしました、まず今回の病院事業会計でも計上しましたように1億3,300万円。今、議員さんがおっしゃられた、まずは島根県の病院間いわゆる病院間でのまずは連携を図るもの。その中で益田圏域として、日赤、医師会等にはもう導入をされております。その中で六日市病院、津和野共存病院、松ヶ丘病院という状況ですので、すべての島根県内の医療機関の中でデータをそれぞれ見ることができるという状況であります。そして、町内との病診連携ではありますが、これは今後、例えば診療所の場合には電子カルテを導入したら、今度は津和野共存病院と診療所の関係がインターネット回線で、いわゆるCT等の読影等、そういう部分も将来的には把握できるというような状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この病院間というのは、大きな病院と小さな病院があると思うんですけども、いわゆる民間の病院、例えば小児科ですとか、整形外科ですとか、そういった小さな病院とも連携を図るんでしょうか、それとも基本的におっしゃられた病院だけになるのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 島根県が今考えているのは救急告示病院、これは県内には23病院あります。その中で現在21病院がもう導入をしております、この6月から飯南病院、そして今回の六日市病院で、すべての救急告示病院にこの電子カルテが導入されます。そして、民間病院と言いましても、やはり病院となれば当然その病床数がある、そこは島根県が現在の電子カルテ導入の事業をやっておりますので、そこで今回は4億4,100万円ほど県のほうが計上をしております。その中で1病院当たり4,410万円という補助金を出しておりますので、この24、25年度に10病院を一応予定をしていると聞いております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 11番議員さんの関連をまず最初に。

島根県内のみというふうに申されましたけども、これは益田市との提携部分でなりまして、益田市の住民も鹿足郡内の住民も当然島根県の津和野における立地からしますと、山口県への診療等もかなり発生していると思われます。よって、将来的には山口県の個人病院とまでは言いませんけれども、大きな病院とのそういう電子カルテでの連携というのが、特に津和野にすれば望まれるわけですけれども、そういった部分も含めて協議の中に盛り込んでいけるのかどうかということもまず1点。

それと次に、地域文化振興の件であります、この伝建地域を指定をしてその文化財の保護及び活用をというふうなことでありますけども、もう既にまちなか再生なる事業の中で橋北地域を指定をして、伝統的な築後50年をたった家の活用というものが、もう既にコンサルタントの指導のもとに話合いがなされております。

それらとどういうふうな関係があるのかということと、あとは一方的に枠を、網をかけられた地域内の人たちの理解というもの非常に大切になってくると思われますけども、おたくはもう伝建地域だから、おたくの木は切ってはいけませんよ、それは審議会にかけないと大変なことになりますよ、というのでは。

○議長（滝元 三郎君） 10番議員、伝建は次の議題になります。

○議員（10番 河田 隆資君） そうか、そうか。68番ですか。（「過疎地域の」と呼ぶ者あり）済みません。それでは、1番の問題だけお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、島根県の医療情報ネットワークを利用した今回は電子カルテ導入でありますので、まずは島根県内の医療機関間の情報の電子カルテ導入ということでありまして、議員さんが言われました山口県あるいは広島県等におきましては、今後また、県等にそういうことができる依頼をやっていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませぬか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 電子カルテを中心にした医療の連携という意味では私も賛成できますが、この基本方針の中の2条のところでは協調や連携を図るという前に相互に役

割を分担してとありますが、この役割分担については、どのような津和野町が分担をするというお考えでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 一般質問の中で町長が答弁したと思うんですが、例えば医療関係で言えば、益田市に今、医療関係の総合的な病院があると、その部分は益田市にゆだねると。観光的な部分、例えば川に触れ合うとかそういった部分で言えば、ここ津和野町がそれを担うことができるんじゃないかという部分で説明しましたが、津和野にあるもの、吉賀町にあるものを中心に、この圏域で何かをやっていくという部分は当然出てくると思いますので、そういう部分をお互いが分担しながら担当しながら進めていくという内容だと理解しております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 一般質問でもいろいろと述べましたけども、圏域の中でいろいろと連携をしていくということは、現状においては非常に大事なことだというふうに思います。ですから、個々のこの中に盛り込まれた個々の連携について、私は決して反対するものではありませんけども、この定住自立圏構想の自立圏の形成に関する協定を締結することについては、反対したいと思いますので、討論に参加します。

定住自立圏構想は将来、都道府県を廃して道州制を敷くための基礎自治体をつくる構想であり、益田市、津和野町、吉賀町を、益田市を中心とした一つの自治体に合併することをねらったものであると考えます。島根県の持っている権限を圏域に移譲して、県を廃し、やがて中国じゅうに集約していくための基礎自治体づくりをするというものだと考えます。

圏域で協定を結び、主として三つの分野の政策に取り組むことにより離脱は難しくなっていくだろうと想像されます。そうなると、おのずと合併の方向に進まざるを得なくなるのではないかと思います。今よりもさらに大きな自治体になっていくと、周辺部への政治の光はますます当たりにくくなっていくと思いますので、以上のようなことから益田圏域の定住自立圏の形成に関する今回のこの締結については、反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 賛成の立場で討論させていただきます。

現在でも益田圏域で消防やごみ等連携して行わなければならないものもたくさんあり、また益田圏域としてこうしてまず医療というのも、もう既に医師の方々だれもが口にすることでありますが、一病院だけで完結する時代ではなくなってまいります。圏域でしっかりと連携をしながら医療を守るといふ、そういう時代に来ております。その中でこうして連携をしながら医療を守り、また高津川を中心としたさまざまな地域特産物等の開発、それもや

はり連携して行くべきだと思っております。同僚議員も、例えば今後は観光の面で山口市などとの連携というようなことも言っておられたかとも思いますが、例えばSLの保存そして観光などで、また山口市とも定住自立圏構想ということも考えていけると思うことでもあります。

私は、やはりこれは定住自立圏構想を、補助金もあるわけでありますので、きちっとこのことを圏域で連携をして、そして医療やそしてこの流域として振興を図っていくということが大切だと思っておりますので、賛成の立場として討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 竹内議員が言われたとおりに、これは明らかに将来の合併を前提とした協定だというふうに思っております。これを、中身、この中身に関して逐一やると書いてあることを読んでいって、先ほどの電子カルテがどうかこうかということとは、別にこの定住自立圏の協定を結ぶ必要も全くないし、こういう目の前のエンジンに食いついていくというような形でやると、必ず将来に合併として、このことをあんだのとは協定に判を押したじゃないかということが出てくると私は思っております。

何でかと言うかと、私は津和野町と日原町が合併したときには議員ではありませんでしたので、その過程はあまりよく知らないんですけども、大体こういうような感じで進んでいったんじゃないかなというようなふうに、傍聴席にはいましたので、だから大体同じような過程で進んできたなあというふうな感じでおります。

こうなると、もう認識の違いですから逐一ここはだめでああでっていう、ここは法律に反してるとか何とかということはないですから、これがどういうふうになるかというのは最後の賛成、採決によりますが、私が今回、一般質問でなぜユビキタスを取り上げたかと言うと、結局ここにあるんですよ。この定住自立圏構想の将来の合併というところが基本的な考え方としてありました。

当時2010年の12月にユビキタスを導入すると、リニューアル、これをするときに議事録をちょっと読んでみたんですけども、賛成の意見の中に、こういう画期的な時代を先取りした画期的なものはすべきであると、という大体ニュアンス、こういうことが書いてあったんですよ。だから、その当時はあれは100%の国の補助だから、だからこれに乗らん手はないというような感じで賛成意見が載ってました。

まさにこれも一緒なんですよ。同じような形でこの電子カルテというようなものがあるからいいんじゃないかというようなことで、またここに乗っていくと。だから将来を見越すということは、今この段階では、人それぞれによってそれぞれの思いがあるので、これはどうすることもできないんですけども、私自身は、これは将来の合併に対する一つの筋書きだろうというふうに思ってますので、反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第68号定住自立圏の形成に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第69号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、議案第69号津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、これより質疑に入ります。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 私が先ほど申しましたことは、議案第77号のその条例のところであって、ちょっと言ってみたくはありますが、この69号につきましては、伝建地域のその設定という中に、津和野の橋北地区というふうに限定がされております。

私は昨日の一般質問の中にもあったと思いますが、畑迫地域、今現在では堀氏庭園及びそれに附属する診療所だけを指定をしております。しかし、その上下に上堀及び多々の堀家の親族が住んでいた家々が貴重な財産として残っております。とするならば、その畑迫地域も将来的にはもう入れるべきだろうと思います。そういったお考えがあつてのことなのかどうなのか、ここにその津和野橋北地区というふうな、もう限定された地区だけしか書かれてありませんが、そういったお考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 今のこの伝建地区の指定につきましては、まだ決定でもないわけでありまして、最終的に審議会を開きまして、その中で審議をして地域の指定をしていくという運びになるわけでありまして、今のところは、この過疎地域の計画にありますように、目安としては橋北地域をまずは指定として考えたいというふうに構想では思っております。

議員さんのおっしゃいます畑迫地域でありますけれども、ここにつきましては、いわゆる名勝として今指定をしております。ここの範囲を今のいわゆる指定外に今なっている旧堀さんのお宅等の部分も含めて、追加認定をしようということ、今教育委員会のほうでは動きをとっております。

実際にこの伝建地域というのは、一定のある程度の数量で古い家屋等がつい1軒、2軒という単位ではなくて、集合的に群としてまとめられる程度のやっばり量が必要であるということがあります。それから、町並みも武家屋敷であるとか町屋屋敷であるとか、ある程度

統一感の持てるようなイメージを集合体として指定をするわけでありますので、もし指定をするとすれば、一定のそういった古い町並みが形成できるものが必要であるということ。それから、その地域地域で、いわゆる家屋のジャンルが変わってくると思いますので、そこから辺はそういった場所が認められれば、今後の検討の中で追加で地域を指定していくということは十分可能であります。

ですので、今のところはその畑迫地域を指定をするという考えは、現在のところは持っておりませんが、議員さんの言われる指定については、別の形での指定をまた考えておりますので、その旨をお伝えをしておきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第69号津和野町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第70号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第70号消防ポンプ自動車の取得について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第70号消防ポンプ自動車の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第71号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第71号小型動力ポンプ積載車の取得について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 前の消防ポンプ自動車の売買契約のときがたしか92.6%の落札率だったとそういうふうに向っております。小型ポンプにおかれましては85.7%とあって、同じ、吉谷さんですか、受注者の入札された方が。その中で説明があったかもわかりませんが、同じ会社の方が片や92.6%、片方は85.7%ということございまして、入札の参加の件数によってこれだけの差が出たのかどうかかわかりませんが、前段の分と今回の分によって入札業者の加入者の違いがあったのかどうか、その点も説明があったかもしれませんが、もう一回教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 議案70号のほうの入札の会社と今回の71号のほうの入札の会社は全く同じでございます。それで、これだけの入札率の差が出たということでございます。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） いや、その分は同じ会社が落としたというのは、これを見ればわかるわけですね。同じ会社であって、最初の分は92%の分で落ちてると、それでも小型車のほうは85.7%で落ちてるという御説明があったと記憶しております。そうした中で同じ会社が落とすのなら、同じくらいのパーセントが出てくるだろうと私は思ったんですけども、競争相手が小型車に関して多かったので、若干下げなくては落札できなかったのかなというような思いがありましたので、入札業者の違いがあったのかどうかと、1件だけだったら若干ちょっとおかしいなというような感じもいたしましたので、その点をちょっと確認のためにお聞かせ願いたいということです。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 消防ポンプ自動車のほうと今回のほう、同じ会社が3社ありまして、入札のことにしましては、ちょっとこちらのほうでわからないんですが、結果的には余り差がないということになっております。ですから、たまたま85.7%でこの動力小型ポンプ車のほうは落ちたということですので、前回の92%ばかりで、今回が85%というのは業者の判断だと思いますので、こちらではちょっとそこまでは理解できません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。本案件を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員です。したがって、議案第71号小型動力ポンプ積載車の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第72号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第72号外国人登録制度の廃止に伴う関係条例の整理について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 一応確認をさせてください。この中にいろいろと、何か所か片仮名表記が云々とありますが、その片仮名の表記の仕方は、本人が書いてきたそのまままでいくのか、例えば具体的に申し上げますと、「ブ」なんかについては「フ」に点々とか、「ウ」に点々とか最近いろいろあります。「バ」にしても「ハ」に点々とか、「ウ」に点々にちっちゃい「ァ」を表示するか、そういったことについてはどのように考えておりますか。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 議員の質問にお答えします。

○議長（滝元 三郎君） まだ指名をしておりません。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 済いません。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 大変済いません。

この表記につきましては、「通称または」と書いてございます。このことについては、詳しい分をその部分についてはまだ条例上決まっ、規則上明記されておられませんので、詳しいことはまだ存じておりません。今から運用が始まって初めて出てくるのではないかと考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第72号外国人登録制度の廃止に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第73号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第7、議案第73号津和野町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第73号津和野町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第74号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、議案第74号津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） このことについて、読んでも、ちょっと調べてみてもなかなかわからないんですけども、特別児童扶養手当というのは精神または身体に障害を有する児童に支給されるものということですけども、福祉医療費というのは、身体障害者と障害のある人に対する医療費が助成されるという条例ですが、この中詳しく読んでみますと、「特定扶養親族」を「特定扶養親族等」という「等」がつく、そういう、ちょっとした改正

というように私は受け取ったんですけども、これによって、その福祉医療費助成を受ける人が、今までと同じように受けられるのか、それともまたこの改正によって受けにくくなるのか、そういうことが知りたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 質問に答えますけども、これにつきましては、読みかえによるということで附則をつけておりますけども、22年の所得税法改正によりまして、今年の7月1日より、22歳以上23歳未満の扶養親族のみが特定扶養親族となっております。それで、このたび、昨年23年12月28日に公布されました、国民健康保険施行令の一部改正によって、特別障害者手当等ですけども、これにつきましては特別児童扶養手当、それから障害者福祉手当及び経過的福祉手当等を含みますけども、これにおける所得制度限度額の算定に当たり、16歳以上19歳未満の扶養親族についても特定扶養親族と同様に加算することができるようになったということで、その1カ月間、法の間を埋めるための経過措置的に設けたものでありまして、国民の皆さんにそういった制度の格差が出ないようにするための処置でありますので、そういうことでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第74号津和野町福祉医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第75号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第9、議案第75号津和野町産業後継者育成基金条例の制定について、これより質疑に入ります。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） これは、旧日原町時代にあった産業後継者の育成の基金の活用ですけども、これは旧日原というのをのけて、津和野町産業後継者にしていったわけですけども、農林業者の育成にだけとどめておりますが、商業者等々の育成等も当然必要になってこようと思っておりますが、なぜ農林業者だけに限定をされたのかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、御質問にお答えをいたします。

もともと、旧日原町の産業後継者育成基金の趣旨というものは、農業の多面的な機能といえますか、農業を行うことで自然環境を守るとか、そういう部分も含みながら営農する、それとあと定住の促進というふうなところでございまして、このあたりのところで、3月に農政審議会等も開かせていただきまして御審議をいただき、そして、日原地域の審議会等でも、このあたりのところを出して御理解をいただいたというふうなことで、これまでのその条例を踏襲して、今回も対応するというふうな形で御了解をいただきましたので、今回こういう形で出させていただいたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 執行部にお伺いをいたしますけども、今回の条例の改正は、旧日原から範囲を旧津和野まで含めたという、エリア拡大だけのことであります。しかしながら、津和野の町内における商業者たちの後継者問題というのも、大きくクローズアップされておりますが、その点についても、この基金等と、まあ、別になるかもしれませんが、そういったその拡大のお気持ちがあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当然、商業者も含めて、そうした後継者の支援というのも考えていかなきゃならんだろうというふうに思っております。

今回のこの条例につきましては、旧日原町時代からの条例をもとにやって、基づいてやってきているものであります。

2年前か3年前にも一度、そのときに、対象範囲を広げたいというそういう、審議会等で、議題も設けて御検討いただいたというような経緯もあったというふうに伺っております。そのときにはまだ時期尚早ということで、旧日原町だけに限定をしてやってまいりました。

今回もう一度、審議会にもうそろそろということで、全町的に対象を広げさせてもらえないだろうかということをお諮りをしましたら、まあ、やはり、合併ももうして6年もたちということでありますから、全町に今回広げていこうということでお認めをいただいたということもありまして、今回の議案の上程をさせていただいているという状況であります。

まあ、一つ一つ一歩一歩でありますので、またこうしたこの条例を、そうした商業者ほうにも範囲を広げるかどうかということも今後の課題としながら、またいろんな面で検討してまいりたいと、そのように私としては考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 同僚議員の質問から、農林課長、町長の今の、ある意味では答弁なんですけど、これは、今お話しのように、旧日原町で独自につくったものを、合併後、まあ、これまでの一般質問でも私何回か申し上げた経過がありますが、広く新しくなった津和野町の後継者のために使わにやだめではないか、というような趣旨のことを申し上げてきておりますが、農業者という限定というように今お話しなんですけど、確かに、見ると

農林業というようなことが明記してありますが、これまで旧日原町時代でも、農業者だけに使ったという経緯ではないんです、これは。

産業後継者育成基金ということですから、産業育成のためにということでの交付を受けて、そして後継者となられた方々、たくさんおいでになります、ということですから、これは今回即というわけには、今回上程されておりますから、河田議員が言われるように、商業者であろうと農業者であろうと建設業者だろうと何であろうと、本町の産業のために育成が必要だということになれば、これは限定をするというのはちょっと問題があるというふうに思いますので、今議会で云々というのは難しゅうございますから、次回には、町長、ぜひですね、広範囲にとらえて本町の産業後継者の育成のためにということに、ぜひとも改めてもらいたいということをお願いを聞いていただきたいと、このように思いますがいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 産業後継者育成基金の関係でございますが、基本的には、この後御審議いただきます、新規農林業就業者の支援事業に使ってまいっております。そのほか産業後継者派遣研修については、単費で対応しておるといふふうなことでございまして、この基金については、農林業を限定して使っておるといふふうなことでございます。

（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の議論を聞いておりますと、第1条に規定する産業後継者の育成というぐあいに明記してございますけれども、それとあと、いわゆる農業基盤強化促進法による認定農業者というぐあいに規定されてございますが、ここで明記してある産業後継者というのは何を指すんですか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 産業後継者については、農業以外の部分も含まれてまいるといふふうには思っております。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 先ほどの説明と非常に矛盾をいたしますが、次の議案ですので触れることはないとは思いますが、このことは、いわゆるその農業のことに限って使ったということになりますけれども、そうしますと今回の基金条例というのは、いわゆる枠を広げたという解釈になりますが、それでいいですか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 枠ということが、日原地区限定から全町になったといふふうなことで、枠を広げたといふふうに私は解釈をしております。

そして、今、この基金条例をもとにして、この基金をもとにしてお金を支出するといふふうなものについては、新規就業者の支援事業に今限っておるといふことで産業後継者の育

成ができるというふうに書いてございますが、今、条例、要綱、例規に関しては、農業関係だけに特定されておるといふような現状があるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それ、現状ではそうだろうけども、今、基金条例を、今、審議しとるわけですよ。で、今新しく出された基金条例でお尋ねしとるわけで、ここでいう産業後継者というのは、最初御説明がございました、農業者以外も含むということよろしいかどうかということです。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） そのとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） じゃあ、今の質疑の関連で確認をいたしますけども、例えば今現在もう既に、菓子屋さんが、菓子ですね、菓子は農産加工品だという解釈をすれば、当然、その技術習得に1日ほど行く、その旅費等を宛てがっていただきたいとか、例えば酒屋さんが、これも、米ですから農産加工品であると、そういうふうに拡大すれば、そういう基金の適用をお願いできるのかどうかお伺いをいたします。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 私は農林業でございますので、商工の関係は関係がございませんが、今これは基金を積み立てるといふような条例でございます。で、使用するといふものではないといふふうに考えております。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 基金条例の、この、何ていうか、農林業者に限ってといふふうに農林課長、まあ、確かにこの条例その、条例っていうか基金条例そのものは限定をしておりますが、旧日原町時代にでも、この基金条例をもって産業後継者の育成ということに、農林業者だけではなく適用してきた経緯があるんです。

したがって、私は、今条例は、即座にこれを変更するいうてもきょうはやりませんから、町長に、これは近々広く産業後継者に使われるといふふうなものにしていただきたいということ、今私は申し上げたんでありまして、そうでありますが、農林課長は、あくまでも農林業に限定をして条例があるんだからといふふうな答弁ですから、ここはね、町長の答弁をいただかないとね、解決しません。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 条例につきましては、こうした形でうたっておりますので、あとは運用の問題だろうといふふうに思っております。そこはもう、規約であり規則の問題であろうと思っておりますので、仮に商業者に適用するということにしたときにも、この条例については、条文として変わってこないだろうといふふうには受けとめているところであります。

で、そうした中で、じゃあ、どういう運用をしていくかという問題でありますけれども、これにつきましては、きょうこうした議会の御意見等も踏まえて、また検討していきたいと思っております。

そして、その上で、当然、この条例を今回津和野町に広げたときにも、その審議会がありまして、審議会の皆さんにお諮りをして了解をいただいて上程をさしていただいているものでありますので、またそうした審議会のほうにも、もう一度この商業のほうにどうするかということ、こうしたことも諮っていきながら結論を出していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） この基金条例を提案されるに当たって、運用がまだ定かでないというようなものが提案されておるから、こういうような質疑が出てくるのであって、この産業後継日原が今までやったようなものをの流れを尊重して、運用拡大にやるっちゃうのが、初めから産業の後継者にもするという格好での答弁があるんならええけど、運用を今から考えるというたんでは、条例を発案したときに内容がないものを取りあえず出しとこうっちゃうような格好しかとれんので、運用面に関しては、先ほど町長が言いましたように、産業後継者という格好でいろいろ多方面にわたっての運用を、審議会の中でやっていただきたいと、そのように思っております。

そうした中におきまして、経過処置として現金、有価債権、有価証券等はこの条例に積み立てた基金とみなすゆうて、今現在、どれぐらいのその三つの財産があつて、それを基金へそのまま移行するのか、この三つの、現金、債権、有価証券、この内容を、今現在の形のものをお知らせ願ひたい。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 議員の御質問にお答えをいたします。

現在といいますか、3月、今年3月31日現在の残金でございますが、4,306万円ということになっております。（「全部現金ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） 全部現金ですか。――農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 濟いませぬ、内訳までは確認をしておりませぬ。

○議長（滝元 三郎君） 会計管理者。

○会計管理者（山本 典伸君） 有価証券、定期でございます。（「全部定期」と呼ぶ者あり）そうです。全額定期でございます。（「現金なしで」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 先ほどから農林課長が答えておりますけれども、これ、全体の問題であるのに、農林課長の許可を得るような感じで物事が進んでるんですけども、何でそういう形になっておるかっちゃうのが非常に、第1条を読んだら明らかなのに、そのあたりの答弁の仕方を変えてもらえませぬか。

それと、先ほど、規則に書いてある、要綱か規則か知りませんが、条例のほうが上に来ますので、先ほどのあれでは要綱のほうが上に来て条例が下のほうになってるような感じで聞こえたんですけども、そのあたりはどうなんですかね。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 当然でございますけども、条例のほうが上位法律ということになっておりますので、そのもとに規則や要綱ができておると、議員さんがおっしゃるとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） だから、運用は、次の条例でやるとしてあるわけじゃろ、規定されとるんやろ。（「運用」と呼ぶ者あり） うん。だから、基金の条例と運用条例と別個になつとるということをはっきり言わんからわからんのよ。（発言する者あり）

いや、だって、次のでこれを、基金を運用する条例でしょ、これが。（「運用条例か」と呼ぶ者あり）

うん、その、次のがあれでしょ、76号が、この基金を使ってこういう運用をするという条例でしょ。運用条例じゃないけど。

下じゃないんですよ、もちろん。だけど、基金の条例と、これは……（「別のもの」と呼ぶ者あり） いや、別は別じゃけど。あれじゃろ。（発言する者あり）

この基金によって、これ、こういうことをやるつちゅうことやろ。じゃろ。じゃけ、この基金、こういう基金を設けるという条例で、この基金を使ってこれをこういう事業をやるつちゅうことやろ。その整理が入ってないんじゃ。（発言する者あり）

はい、暫時休憩といたします。

午前9時56分休憩

.....

午前10時11分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 済みません、先ほどの発言を訂正をさせていただきます。私、きのう、認識が間違っておりまして、本基金について産業後継者派遣研修の財源としてどうも使っておったようでございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第75号津和野町産業後継者育成基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第76号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第10、議案第76号津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正について。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第76号津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第77号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第11、議案第77号津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について。

これより質疑に入ります。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 先ほどは勇み足をして申しわけございません。

この伝建地域の指定についての条例でありますけれども、この条例案をつくる時に私も何かこう一度か二度参加した経緯がありまして、いろいろな諸問題が発生するだろうということを提言をしたことがあります。その中で特に私は言っておきたかったのは、住民の周知と、そして住民理解というものがないと難しい、例えばを申し上げますと地域に指定されたならば非常に住みにくいと言っても、まあ、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、制

約が非常に入ってくる、自分の家の敷地内の立ち木一本を切るについても審議会なるものを通していただかないといけないというふうになってきております。そうすると、その家が破れても木は残せというふうになってくるわけですから、そういった住民の理解というのが大前提であろうと思いますが、その周知徹底について、また、やむなしという部分について、また罰則規定について、どのようなお考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、地区設定であります。先ほどの過疎計画の中で若干触れておりますので、その辺が中心になってくるだろうというふうには思っております。ただ、教育委員会サイドではそこだけでない範囲もまた次の段階では考えていかななくてはいいかなというところもありますけれども、当面イメージをしておるのは過疎計画の中で出ておる地域をイメージをしております。ただ、厳密な、いわゆる線引きにつきましては今から審議会を経て決定をしていくということでもありますので、今それで確定というわけではございません。

それと、いわゆるその地域に指定をされた家についての制限と、逆に補助金等のメリットでありますけれども、ここの第2条の定義の中で、伝統的建造物群という部分と、それからその下のところに伝統的建造物群保存地区という表記がそれぞれしてあると思います、いわゆるこの群に当たる部分につきましては、まあ、古い、昔から建っておる貴重な建物というイメージを持っていただけたらと思います。ここについては個々に指定をさせていただいて、もちろん所有者との具体的にその指定を受けるかどうかという協議もしながら指定をしていきたいというふうに思っております。

それから、この保存地区になりますが、これは、いわゆるエリア指定になりますので、地図上にここのエリアだという部分を表記をしながら指定をしていく形になります。この中に入ります、いわゆる群に指定されていない一般の住居につきましても若干の、いわゆる制限が加わってくるということです。ですので、これは、いわゆる修景をメインにした補助事業でございますので、そのエリア内に指定されたものについては色であるとか形であるとか若干の、修繕をされるときには協議が必要になってきます。そのかわり、その部分につきまして補助金が国のほうからも一部出ますので、そういった部分でメリットの部分も生じてくるということでもあります。

ただ、議員さん言われますように、いわゆる指定を受けた区域と線引きから外れた区域のぎりぎりの境のところ、逆に、なぜうちを指定してくれなかったのかという部分の線引きでの、いわゆる住民間の格差が出てくるという部分での指定の慎重さというのは今後必要になってくるかなというふうにも思っております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 今、御答弁をお伺いして、私がなぜ呼ばれたのかなというのがやっとわかりました、本町通り商店会の会長であったがために呼ばれたわけですが。

私も倉吉という地に行ってみりました。そうすると、先ほどの御答弁の中に個々の家の部分と町並みというそのストリートの部分と、倉吉においては町並みを格子戸で統一しましょうというふうな雰囲気町のづくりがなされていた、それは当然新しい家も協力をしてそういうふうになっていったと。個々の家は当然補助金、例えば外装部分については約5%自己負担で、95%は、じゃあ、文化庁なりそういうところから出しましょうとか等のそういうふうなニュースもいただいた、委員会の中でいただいたわけですけども、町としてはどこまでのことを想定をされているのか、倉吉のように町並み保存というのならば、当然、今、本町通りにおいてもシャッターというものが非常に目につく、それを協力していただきたいという旨の通達をしながら、格子戸のような町並みをつくっていかれるおつもりでこういう条例を制定されたのか、その辺を少し伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 指定の区域によって、いわゆる町屋の風情が似合うところについては町屋の風情に統一をするようなスタイルでの形になると思いますし、いわゆる普通の民家的な住居が多いところについてはそういったレトロな民家風の形での景観をつくっていくと、そういうエリアエリアで変わってくると思います。その詳しい内容につきましては審議会の中でこういう形でやった方がいいんじゃないかというのを検討をしながら具体的なものとしていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 第14条の罰則規定のどこなんですけども、私らがこの罰則条例違反に対するのをテレビで、ポイ捨ての、東京でポイ捨てやったときに腕章した人がばっと近づいて行って「はい、罰金2,000円」みたいな、これは見てるんですが、条例違反の罰則っていうのがちょっとイメージとしてつかないんですけども、これはだれがどのようにしてこれを認定するのかというのが、後のこの規則で定めるというふうになってるんかもわからんですけど、ちょっとあらましイメージだけ教えていただければと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 罰則につきましては審議会等に諮って教育委員会のほうで、その該当になれば対応していくような形になると思います。

この罰則にならないことを祈るばかりでありますけれども、基本的には国のほうもこの罰則規定については、うちのほうもそこまで必要かどうかというのを協議をしておりますけれども、国のほうとしてはやはり罰則規定がないと有効なものにならないおそれがあるということで規定は設けてほしいということでこの罰則規定を入れさせていただいております。

それから、規則でありますけれども、今予定をしております規則については、許認可等の様式であるとか、その様式に付随してどんなものを添付して出していくのかといったようなもの、それから実質の運用に係ります具体的な交付の決定の手順であるとか、取り消しの

手順であるとか、そういった事務的な内容が規定の中で盛り込もうというふうに計画をしております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） ちょっと基本的なところの答えが抜けてるんですけども、だれが認定するんですかっていう、この、違反だっていうのをだれが認定、どういうときにだれが認定するんかというところをちょっとはつきりしておかないと、そこをちょっとお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 基本的には町長になると思います、最終的な認定につきましては。罰則でしょう、罰則については。

○議員（5番 道信 俊昭君） 見張って、違反だよって言うのは。

○教育次長（世良 清美君） それは、先ほどの審議会の中で協議をします。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 協議は審議会がいいんですけど、警察のあれでいきやあ警官がぽつとやりますいね、要するに、逮捕なら逮捕とかというこういふのをです、例えば、木を切った、切ったというのは、切ってからどっかへ持っていったら、要するに現行犯じゃないとだめでしょ、これは、細かいこと言いますけども、だから、だれがそれをぽつと見た瞬間のあれをするのかというのを、審議会の人が見るわけじゃないし、町長がまさか見とるわけじゃないし、そこです。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 罰則にかかわる部分ということになるとかなり悪質な部分になってくると思います。その現物が、例えば申請をされた許認可の内容と違うものに建てかえられたとかいうことになると、その現物がもう明らかに見えてきますので、それで木を切ったとかいうのも、もともと指定をしておる木でありますので、それがなくなった、その理由が、いわゆる罰則に該当しない条項に当たるものであれば、例えば枯損木を切ったということであれば全然関係ないことでありますし、その認定はもう現状にある部分の変更になってきますので、それを確認をした中で審議会のほうで諮って決定をします。だから、担当者が確認をとりあえずしますよね、その中でこれは現状とは申請とは違って来るよ、そういったものの判定を現場それぞれと地区、それぞれの現物と比較をして判断をしていくような形になってくると思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） ただいまのにちょっと関連しますけれども、第6条で許可制度になっております。許可となると罰則が発生します、届け出になると罰則は発生しません。罰則規定ですね、例えば無許可で工事をした場合5万円払えばそのまま済むわけでしょう。（発言する者あり）いや、そのところちょっと心配なもので。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） そう言われると元も子もないところがありますが、逮捕までの部分は今のところ設定をしておりますので、極論を言ってしまいますとそうなりますけれども、そうならないように努力をし、また協力をお願いをするしかないかなというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 大賛成です。

ただ、ちょっと、先ほど罰則のところをあれしましたけど、これが風評的にば一っと広がると拡大解釈されたりとか、これが怖いんですよ、そうすると二の足を踏んでしまう、ここで。だから、くれぐれも説明をよくして、本当、これでもかというぐらい説明をしておかないと、風評で、まあ、うちはもうやめとこうみたいになるとこれが生きてきませんので、ですから、ぜひ、そのあたりを力を入れてしっかり説明して、結構緩いんだよ、みたいなのところも、言葉の文言の横に、これ書くわけにいかんですけえ、文言の横にはそういうことを言うとかんどこだけ見ると野焼きと一緒になんですよ、ぎゃーっとなってしまうとみんなが尻込みしてしまいますんで、だから、そこのあたりを上手にやってください。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第77号津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第78号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第12、議案第78号津和野町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第78号津和野町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

それではここで、後ろの時計で10時45分まで休憩いたします。

午前10時32分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第13. 議案第79号

○議長（滝元 三郎君） 日程第13、議案第79号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第2号）について、これより質議に入ります。質議はありませんか。

10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 一夜漬けではありますが、昨日、一睡もせずに勉強してまいりました。

まず総務費からお伺いをいたします。ページ数、19ページ、コミュニティー助成事業補助金であります。ピックアップして出された説明書の中には、鷺原八幡宮のおみこしが鷺原自治会へ、また鷺舞衣装等で祇園町自治会へというふうになっておりますけども、鷺原八幡宮の、私はこれを読んだときに、みこしというのは神が乗るものであって、政教分離とかなり微妙なものがあるなというふうに思っておりましたけども、インターネット見ますと、みこし等々つくったという前例があるようですので、なかなかこれは言えませんが、受け皿となる鷺原自治会のものが、どういうふうな経緯でもって、それを財団に向けて申請をされたのか。私もおみこしを担いだ経緯もありますけども、これは広域にあたりまして、高田及び、いろんな自治会の方々が連携をしたものでありますので、本来なら、その次にあります鷺舞の衣装等も同じでありまして、鷺舞の場合は、鷺舞保存会なるきちとした指定されたものがあります。なぜ鷺原自治会という単独なところに向けて出されたという報告があるのかどうか、まず1点お伺いをいたします。

次の鷺舞衣装についても、祇園町自治会というふうになっておりますが、祇園町で鷺舞保存会に所属しておられるのは3軒でありまして、ほかの会員外さんたちには余り関係のない事柄かなど。受け皿とするならば、鷺舞保存会という、指定を受けたそこが受けてきちっとすべきであろうというふうに思っておりますが、その辺の経緯について、まず1点お伺いをいたします。

その次の21ページであります。国際交流費の中でありまして、コンサート開催というふうになっておりますが、200万円。これは昨年来たベルリン・フィルなるものと呼んで、また再びしようとしているわけですが、どうも昨年のやった実績等々が庁舎内で話し合われて、そして、このたびの補助金になったのか。余談ではありますが、米消費拡大がまた今年も米粉パンかいというふうな思いを持っておりますけれども、これもどういう意図でもってまたそういうふうになったのか。昨年それに携わった人たちの感想を聞きますと、スタッフは非常に苦労されたようでありますし、もう二度としないという声が多かったわけでありまして。そういう中で、また再びそういうふうなものをすると、どういう考えなのかなという疑問を持っておりますが、そこら辺を私の納得のできるような御答弁をいただきたいと思っております。

その次、その下の地域振興費であります。説明によりますと、工事請負費の中に備品類が含まれていたために、工事請負費と備品購入費とを振りかえるんだと。これだけから連想しますと、間違っって工事請負費の中に備品費が入った。じゃあ備品費が入った工事請負費がそのまま入札にかけられて、となると、高い買い物をしたという感じが否めません。備品費を抜いた金額から8割ならもっと安い買い物できたはずなのですが、その辺がどのようにになっているのかお伺いをいたします。

次のページ、23ページであります。これも道の駅管理費の中の備品購入費で、カヤックを買うというふうになっておりますけれども、これはもうすでに日原にも私設の業者さんがおって、それがカヤックを何台か持っておる。それを借りながら活動をしているわけですが、それを別に道の駅がそれを買って求めて、管理をするわけですが、よくあるのがですね、買ったそこでの管理体制です。いつの間にやらカヤックがなくなった、津和野でもよくあるわけですが、管理体制はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

その次に、31ページ、障害者福祉費であります。これは津和野小学校の共同作業所に対してクーラーをつけるというふうなことでしょうけれども、あそこは全てに関して小学校、当然クーラーつければ電気代というものが発生しますね。その電気代等は、小学校の中の電気料として相殺するんだというお考えでいいのかなのか。また、電気代が発生するならばそれなりの補助も必要かと思っておりますが、その点についてお伺いをいたします。

次が、43ページであります。医療対策費であります。この説明文書がちょっとわからないんですけど、コピー機リース料が10万6,000円、公用車の購入費が105万円、そして、積み立て分というのが、予算書から見ますと24万円というふうになっているわけですが、返還分というのがどのような経緯で発生をしたのか。

恐らく、いろんな病院等を見ますと、看護師の引き抜き等々が発生をしております。好条件、たとえば、津和野町はあなたに対しては貸し付けをしているのだから、何年間かは就労しないといけませんよ、という義務でもってその人を拘束するわけですけども、それも、そういう金ぐらいは簡単にうちの病院が出してあげますからうちへ移動してくださいというのも、当然今の看護師不足の中では発生しております。そういった中で、積立金が簡単に戻ってくるようではいかがかと思いますけども、もう少し、倍返していただきますよとか、そのくらいの感覚があるかどうか、お伺いをいたします。

次に、49ページ、商業振興費の中でありますが、日原商店街の駐車場の金網等の修繕80万円が計上されておりますが、私が過去に聞いた例によりますと、これは商工会の建物の下の駐車場だろうと思っておりますけども、そこを地権者は商工会が借りたいというふうに申し込んだ場合に、商工会では物足りない、町のお墨つきがあればお貸ししましょうということで、町が駐車料金を徴収し、地権者に払っているのが現状だろうと思っております。

ですけども、振り返ってみますと、基本的には他人の土地であります。本来は、町はそれをしません、集金業務をしませんと言えば、本来ですと商工会がその網を直すか、それとも、所有者が直すべきことなんです。それを何でその、町が80万円も出して、他人の土地の金網まで直さなくてはいけないうふうな疑問を持ちますので、その点をどのように解釈をしたらよいのか、お伺いをいたします。

次の観光費であります。49ページ一番下の35万円の調査委託料であります。元来これは観光協会がSL館を買うという、総会において決議がなされた。しかし、まだ買っていない。現段階では他人の家であります。そして、観光協会が買ったとしても、町民の財産ではない、観光協会の財産であります。

だとするならば、人の財産をそういうふうに調べて、将来的に改修はうちが見てあげるんですよという裏約束があるにしてもですね、それは少しちょっと度が過ぎるのではないかというふうに私は感じております。それが発生するならば、うちの調査もしてやと言えどもまかり通るのかなという感もします。その点、どのようなお考えでこの委託業務を出されたのか、お伺いをいたします。

次に、(発言する者あり)55ページであります。55ページの、町道森野坂線舗装工事で、下水道事業の処理です、路面舗装部分において1,700万円もの一括舗装をすることによって浮いたんだということですが、それがわかっているならば、今後もそういうふうな施策をしたほうが、町財政厳しい折、非常に有利なことになるんですが、このたび初めて、そういうふうに突発的に発生したものなのかどうなのか、私の解釈が違うかどうか、ちょっとお伺いをいたします。

そして、その次は、道路新設改良費であります。これは5月の交付税の確定によって発生したんだと思っておりますけども、6路線を断念をしてのこの金額なのか、それとも6路線はやるんだけど、規模をどうしても縮小せざるを得なくて、6,805万円が発生したのか、その点をお伺いをいたします。

いよいよ最後の質問になりました。75ページであります。これは、文化財保護費のところではありますが、この委託料の中に、平面図作成業務委託料、伝建地区報告書作成委託料なるものがここにありまして、これは何を目的として、何のために活用するのか、その点をお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 19ページの総務費まちづくり製作費のコミュニティー助成事業補助金についてお答えいたします。

このコミュニティー助成事業補助金につきましては、財源として雑入の方で500万ほど受け入れることにしておりますが、事業の主体は、財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として行う事業ということでございます。

この事業につきましては、島根県の、4月から改変されましたしまね暮らし推進課というところが所管をしてこの事業を行っています。昨年10月に平成24年度事業実施分について募集がありまして、ケーブルテレビ等で広報いたしました。今回上がったこの2団体について申請があったということでございます。

このコミュニティー助成事業につきましては、今回、一般コミュニティー助成事業というのをどちらの団体も補助事業としてとられたわけなんですけど、事業実施主体というところが、コミュニティー組織及び市町村ということになっておりまして、このコミュニティーの組織の定義というのが、市町村がコミュニティー活動を行っていると認める自治会、町内会等の地域に密着した団体であると。宗教団体、営利団体、公益法人、そういった部分については対象団体から除くということになっております。

当初、議員御指摘のように、実施主体者である鷺舞保存会であるとか、鷺原天満宮のおみこしの会、そういったところが組織としては申請されたところなんですけど、この事業の趣旨等から、自治会等の地域に密着した団体というような県からの指導等も受けて、こういう形で祇園町自治会、あるいは鷺原自治会に対する補助として、今回計上させていただいたものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） それでは続きまして、21ページの国際交流イベント補助金でございます。

このイベントでございますけども、議員さん言われました、去年は鷗外150周年ということで、ベルリンとの関係性、そして地域に根差した音楽祭というようなものも含めて記念すべき年ということで、第1回目を開催いたしました。

そういった中で、スタッフの関係でいえば、確かに去年は大掛かりなライトアップも行いましたし、そういった意味でも多くの方々に御協力いただいた中でできたものだというふうに、私たちも思っております。いろいろそういう中で、反省の中で個別には出た部分はあるかと思っておりますけども、私たちは総じて、実行委員会の中などで聞く中では総じて好評であ

ったというふうに理解しておりますし、それほど大きく苦情的なものはないかなという気が私自身はしております。今年も鷗外150周年の年でもございます。そういった中で、今年度もそういったことで行いたいというふうにも考えております。去年の反省的なことをいえば、もう少し規模を小さくといいますか、スタッフの関係も大きく見直したり、ライトアップについても見直しながらということで、金額的にも継続していけるような感じに、民間といいますか、自分たちでつくり上げていけるような音楽祭にしていくべきでないかなということで、今年は少しその辺を工夫しながら、行ってまいりたいというふうに考えているものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） それでは、地域振興費の備品購入費につきまして説明をいたします。

当初予算では、携帯電話基地局建設事業、2基地分なんですけど、全ては工事不用費に乗せておったんですけど、この事業の性質としまして、携帯電話事業者が持つ送信器、アンテナ等々につきましては、その事業者との間で随契で備品購入するというのが建前となっております、その部分と一緒に入札することができないということがわかりまして、今回の予算項目の変更をさせていただいたところでありまして。ちなみに、下横道、一ノ谷につきましては、ドコモのみの事業者になっておりまして、そのドコモとの契約になってきます。

それからもう一点であります、23ページの備品購入費であります、道の駅が建設前になるんですけど、日原カヌークラブというのを立ち上げておりまして、そのカヌークラブに教育委員会がカヌー10艇分を購入して町民に広く川に親しむことを推進していこうということでスタートしたわけですが、そのカヤックも現在では20年を迎えておりまして、非常に扱いにくいものとなっておりますということを、カヌークラブの方から聞いておりました。

それで今回、定住自立圏に合わせてということで、先走ったような予算計上とはなっております、この夏を、それを使った広く交流人口拡大を目指すものとして使っていきたいという思いがありまして、古くなった10艇分を更新する目的で、地域振興課のほうで予算計上をさせてもらっております。これはカヤック、それからライフジャケット、それからパドル等一式を、10艇分を予算計上しております。

それで、管理体制ということではありますが、あそこのカヌーの艇庫につきましては日原カヌークラブが管理しておりまして、引き続き日原カヌークラブのほうで管理していただくように話をしております。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 31ページの障害者福祉費の地域生活支援事業の工事請負費の関係でございますが、それに伴う電気料についての御質問であったかというふうに思います

が、これまで津和野小学校の空き教室を利用して作業所を使用させていただいておるわけですが、建物賃借契約書というのを契約しておりまして、その中で水道、光熱水費等については、年間3万円を今、津和野小学校のほうへ支払うようにしております。ただ、こうしてクーラー等の設備が加わりますので、この点については少し変更していかなければいけないのではないかというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 43ページの積立金について御説明をいたします。

地域医療推進基金の積立金ということで、この方は、いわゆる准看の学校に入学をされた方が卒業しまして、免除申請は、学校を卒業して即時に公的医療機関、いわゆる津和野町でいえば津和野共存病院あるいは日原診療所に勤めていただければ免除申請がありますけれど、一応、歳入のほうでも貸付金及び収入ということで、2万円の1年分の24万円ということで、その貸し付けを行った部分の積立金であります。町としましては、やはり、医療従事者をいかにして津和野町のほうの公的病院に従事をしていただくかということでありますので、やはり、育てる取り組みとしてこの奨学金制度は設けております。議員さんが倍にしてはどうかということはあるんですけど、あくまで育てる取り組みとしてこの奨学金制度を設けておりますので、今の考え方で、一応元金だけを返済をしていただくということであります。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 商工振興費の商店街駐車場補助金の経緯につきましては、御指摘のような経緯であります。

なぜ町が出すかということではありますが、もう少し時系列的に御説明させていただきますが、平成15年のところで、旧日原町と旧日原町商工会の間で、駐車場の管理業務委託を締結をして運営をしておったということがございます。その後、町あるいは商工会の合併によりまして、改めて平成18年4月1日付で、この駐車場の管理業務委託をしておるということがございます。

その中で、管理の委託契約書を締結しておりますが、この契約書の中で経費の負担という項目がございます。駐車場の補修が発生した場合は、見積額1件10万円以上の場合は津和野町が負担するが、この金額を下回る場合については商工会が負担するというような条項が一項ございます。

今回、商工会さんからの見積もりによりますと、大体概算で約100万円ぐらいかかるということになっておまして、町のほうでは、それではこの委託契約に基づいて80万のところの一つ予算を組まさせていただこうということになっておまして、残りの20万については商工会のほうで負担をしていただくというような経緯でございます。したがって、管理業務の委託契約の中の条項に基づいて今回予算をお願いしたという経緯でございます。

次に、観光費の調査業務委託料に対する考え方ということでございますが、昨日も町長が一般質問のところで述べさせていただきましたが、町の観光に対する立ち位置ということで申し上げますと、観光に関するインフラの整備は行政の役割であるという、まずは第一段階の位置づけというふうに考えているところであります。いろんな事例があると思えますけれども、いわゆる観光協会につきましては、営利を目的とする民間の企業活動、そういったような団体と違って、いわゆる公益法人として、津和野町の観光振興、そういうふうな業務を現場として担っていくという位置づけの中で、町とすれば、そのような観光協会が、その施設が必要としているということであれば、行政としての観光インフラ整備という位置づけでございますので、まずはそういうスタンスをとっているところであります。

それから現場的に申し上げまして、買う順番のことですが、観光協会の総会の決議では、あくまでも町が予算化をした段階で購入するというような条件付きの決議でございますので、買う前からという御指摘でございますが、そういうふうな順番でなっておるということでございます。

それから以前の全協でも御報告させていただいた中でも御論議をいただいたところでございますが、当然町として多額な支援をしていくということでもありますので、町が責任をもって主体的に取り組みをしていかなきゃいけないということで、例えば、法定外公共物等の位置関係の問題でありますとか、当然耐震の部分もございまして、こういったような調査については、町として責任を持って仕様書の中身を決めていきたいし、現場の確認をしたいというような思いで、いわゆる直営である委託料ということで御審議をお願いしたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 続きまして55ページの道路維持費でございます。

町道、森野坂線の舗装工事の1,700万円の件でございます。この工事は、もともと森野坂線、大型車通行などにより路面が非常に悪いところございまして、ということでありまして、当課でも、オーバーレイをかけて路面の修整をと考えていた工事箇所でございます。

たまたま、この路線で下水道の工事が入ってきまして、下水道工事の行われる、掘り返す片側車線については当初環境生活課のほうで舗装復旧をすると、残りの半分を当課で舗装を新しくするという考えで予算を組んでおったんでございますが、なかなか環境生活課のほうも補助事業の中で他事業と一緒にやるということは当初はなかなか難しいところもあって、そういうふうに二本立てでおったんですが、環境生活課のほうのいろいろな御配慮により、一括発注ができるのではないかとということで、一括発注をすることにより経済性も上がってきますので、このたび環境生活課のほうへ1,700万円を振りかえて、環境生活課のほうで一括発注をするものでございます。

それから、道路新設改良費でございます。前年度もこれは、社会資本整備交付金を使った事業でございます。前年度も当初予算を決定いただいたのちに、国よりの交付額が決まりまして減額した経緯がございます。

今年度につきましては、前年度はああいうふうで大震災があった影響でということで理解しておりましたが、今年度は県とも概算要望の中でいろいろ打合せをしながら、当初予算で認めていただいたように、7路線に対しましての要望を行って当初予算で認めていただいたところでございますが、国からの交付決定が、県が要望いたしました県に対する交付決定が68%ぐらいの、要望に対しての交付決定でございました。もちろんそれから町村への交付決定でございますが、幸い津和野町には26%減の交付決定でありました。

そういうところで、やむなく、当6月議会によって補正で対応しなくてはいけないことになりまして、7路線中、笹ヶ谷線につきましては、当初予算を減額でいきますと、ちょっと工事の内容からいきましてなかなか工事を進めるのに厳しいということがありまして、笹ヶ谷線を本年度はお休みする。もう1路線につきましては、円ノ谷線でございますが、これも山側が国有林でございます。国有林との協議が、当初計画しとったことよりちょっと難しくずれ込む予想となりましたので、この路線もお休みをするということで、そのように、後の路線に、減額といいますか、このたびの補正をしていただいたところでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 75ページの委託料であります。平面図作成業務委託料につきましては、伝建地区の国への申請をするために必要な建物等の平面図の作成業務と、都市計画図の新しいものへの修整が必要ということで、その作成業務が該当になります。

それから、下の伝建地区の報告書作成業務の委託料につきましては、この名のとおり伝建の指定申請をする際に報告書を作成する必要が生じますので、その作成業務の委託料ということになります。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） だいぶ、折り目がなくなりましたが、数カ所ありますので。

まず、19ページ。受け皿は県の指導によってそういうふうになったというのはわかりましたけども、それではその収支報告ですね。きちっとした領収を添えた収支報告は町に出るんですか、それとも県に出るんですか。

それと、次の21ページ。どうしても納得できない部分の一つでありますけども、この国際交流の部分であります。課長の御答弁ですと、実行委員会の中では大変好評であったというふうに言われましたけども、実行委員として参加した人たちが、前回もこの場で言った記憶がありますけども、汗水たらして片づけをし、そして夜中の12時半を過ぎて家に帰った、疲れたんだけど、思ったより人がいなかったという報告を私も本人から受けております。もう来年からは二度とせんよ、というふうな気持ちも聞いているんですが、その人たちの後からの感想を聞いてみますと、汗水たらした人たちは12時半に、1時近くになって帰り、じゃあ、実行委員と称される人たちはどこへ行ったんかという、ボンムスフレへ行って、打ち上げの一杯を飲んどったと。それが後から聞かれば、これは本当腹の立つ話ですよ、

一生懸命汗を流した人たちは。それで、もう二度と受けない。それが、前回そうやられたのが、商工会中心で実行委員会を立ち上げてつくられた、その中に賛同する人たちが、かなりの方が賛同していったんですけども。そういった実態があるにも関わらず、またやるのかいなという。

で、商工会に、またそういうふうな、当然向こうからの要請文書が、お手紙が来ているんだ、どうだろうかというのを前回委員であった人たちが呼ばれたと。私たちは二度と受ける気がないから、私は断ったというふうなこと、そして、商工会も大変だったのでうちもやりませんということであったんですね。

じゃあ、恐らく別の実行委員会を立ち上げて、これを通せばやらざるを得ないんでしょうけども、そういった裏の声が本当に伝わっているのかどうか、津和野の中においては文化をたしなむ人たちはたくさんいらっしゃいますよ。そして、200人収容ぐらいの文化ホールが欲しいなというのはたくさんいらっしゃいます。そして、自分たちの芸を披露したり、また、そういった町外からの一流のアーティストを呼んでの場所が欲しいなというのは、女性群を初めとしてたくさんあるわけです。そして、まちなか再生のこの中においても、伝統文化を継承し、披露する、今でいえば神楽を御披露できる場所が欲しいという声もあるわけです。

そういった中で、これがまた再び、それじゃあメンバーは誰ですかと聞けば、また去年来たメンバーですと。それでは、皆さん納得できない、そりゃいろんな日本にいる一流のアーティストが毎年来るというんだったら、それは協力をされるでしょうけども、いつの段階でその人たちと縁を切るおつもりなのかどうか、再度お伺いをします。

次に、カヤックの問題ですけども、カヤック連盟ですか、そういう団体があり、そこへ向けて10艇が支給され、それを活用されていると。私もケーブルテレビの中において、いろんな教室が開かれたというものは情報として知っております。子どもたちもいろいろやっておりますが、そのカヤックなるものが町の財産なのか、会員のそういったものなのかということを、きちっと明確にしておかないと、私のものです、それを持って、他のイベントに参加をしたりというのは許されるかどうかということをいま一度お伺いをします。

次に、先ほどの3万円、年間払っていたということですが、あそこの団体は3万円といえども、本当に厳しい運営をなされているはずであります。これはその要望文を含めてであります、その年間3万円、そしてクーラーがつけばそれ以上のものを要求されるかもしれませんが、教育委員会のほうで何らかの対策をとるおつもりがあるのかどうか、お伺いをいたします。

次の49ページの日原駐車場の件ですけども、契約が云々ということですが、これはもう旧日原時代に発生したものをそのまま右から左にというのは、もう元来町がやるべき仕事ではないんじゃないかと思うんですね。本来は商工会がそれをやり、そして商店街の人たちが望んで商店街のための駐車場をというふうになってきたわけですから、商工会が本来はそれをもってやるべきことだと思っておりますが、その点をもう少し精査し

て、商工会にそういう管理、委託はもうどうでしょうかというふうに持ちかけるおつもりがあるのかどうか。

それから55ページ。工事請負費の片面舗装等々で発生した、何かわけのわからない、私はなかなか理解できなかつたんですけども、片面舗装を建設課及び下水道の管轄である環境生活課で今までは片面ずつやってたけども、一括して発注すればその分だけ浮いたんだということですが、それじゃあ、その今までの下水工事の中においてそういうふうなものが、知恵を出せば発生したのかどうか、いま一度伺いをいたします。

以上であります。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 19ページのコミュニティー助成行政事業の補助金についてでございます。議員の御質問の収支報告と、どこに提出するのかというところの御質問であったかと思えます。交付申請あるいは実績報告、そういった部分につきましては町にまず提出していただく、それから島根県のしまね暮らし推進課のほうに町から提出します。で、そこから実施主体の財団法人自治総合センターへ行くというような流れになっております。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 国際交流費のほうのイベント関係でございますけども、議員さんも申されました実行委員の皆様方のそういった声というのは、最後の細かいところも今お聞きしたわけですけども、当日スタッフとして私たちも一番最後までおったつもりですけども、そんなに総じて皆さんがポンムスフレで早く行ってやってたという事実はなかったような気がしますし、私たちが最後までおったものでございまして、役場の職員の方がかなり残っていたというふうにも理解しております。実行委員さん、それぞれ確かに女性の方々が最後までおっていただきましたので、そういった一部声があったのかと思えますけども、その面についてはおわびを申し上げなければならなかったかと思っております。

そういったことで、先ほど申し上げましたように、そういったスタッフをもう少し、去年初めてでもありましたし、あれだけ大がかりなものでございましたので、そういったあたりも反省しながらということも含めて、もう少し簡素化して、やっぱり地域の手づくりの音楽祭としていくということが今回考えているところでございます。

それで、やはり先ほど申し上げましたように、今までやはりベルリンというミッテ区の関係性、こういったものをせっかく今まで築いてきた経緯がございます。それで、新たなまた交流をやるうというような昨年の1月の区長とのお話もでございます。そういった中で、やはりそういった文化交流的なものは私は必要かと思っておりますので、継続をしていきたいということでございますし、個性ある町づくり、よそにはないやはり津和野らしいということで、こういったものは継続したいということはあるわけでございます。ですから（発言する者あり）ああ、そうですか。

そういったことで、いつごろまでということよりは、私はこのドイツとの繋がりの中で、私たちは国際交流を担当する部局としては一つのよそにはない、津和野らしい継続的な音楽祭というのをやっていく必要があると考えて上程をしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） カヤックのことですが、先ほども説明をさせていただきましたが、今まで持っている10艇のカヤックにつきましては、町のほうで購入したものでありまして、その更新という考えで思っております。教育委員会が主催で開催するカヌー教室、それからいろんな地域の子供会等が教室に来られる場合もありますし、それから先ほど定住自立圏ということも出しましたが、今度は益田、吉賀のほうからも多くの方に来ていただいて、それを活用していただくということも想定しております。日原カヌークラブだけでは、なかなか手が回らないということも考えられますので、今フレンドリバー協議会というところで資格を持ったもんもおりますので、そういった協力も得ながら活用をしていきたいと思っております。

それから、外への貸し出しであります、今まで2年続けてきておりますシートゥーサミットというイベントがあります。そういったときには、今までも地元参加者でカヤックを持ち得てないものは貸し出し等も行っておりますので、そういった活用も考えております。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 森野坂線の道路舗装のことでございます。再度の質問ですが、1,700万円は環境生活課の舗装工事のほうへ振りかえこの路線につきましては、今までで初めてのことでございます。説明しましたように、森野坂線につきましては当初より、もう路面が悪くて建設課のほうでも路面補修の計画をしておりました。そこにたまたま下水道工事が入りまして、下水道工事で掘り返した片側車線については環境生活課が、どこの工事でもそうですが、環境生活課が掘り返したところについては舗装補給するんですが、うちも路面が悪いということで、もう反対側の車線も計画しておりましたので、当初は別々の事業といいますか、工事で発注する予定でしたが、環境生活課のほうでいろいろ御相談いただきまして、一括発注ということができたことになりましたので、うちの予定しておりました工事金を環境生活課のほうへ振りかえをして、一括の工事として発注したということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 古い時代からの契約ということでございますが、平成18年に新町になって、改めてまた契約締結をしているということでございまして、当然一般論になりますけど、商店街の振興策ということで町も位置づけてこのような判断をして、現在までに至っているというふうに理解をしておるところでございます。いろんな問題で、空き店舗でありますとか、対応に伴ってやっぱり商店街がこれ以上衰退してはいけないというような町としての判断で現在に至っているというふうに私は理解しておるところでございます。

それから、運営費につきましては、駐車場の収入で地権者さんに地代をお支払するという
ことでございますので、お聞きしますと年間では商工会さんのほうが持ち出しをして行か
ざるを得ないというような話も聞いておりますもんですから、決して町が丸抱えをしてや
っているということではありません。お互いに、商工会さんなら商工会さんでそういうふう
なみずからの振興ということで努力しているというふうに思っております。

そうは言いましても、金額の問題でありますとか、いわゆるその大規模な修繕等発生した
ような場合も想定もできますので、全然このままというつもりではございませんが、もう少
し現状の実態も見ながらしばらくはこういったような形で町としては取り組んでいきたい
というふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 障害者福祉費の津和野小学校の新たに発生する光熱水費であ
りますけども、基本的には請求書は一本で津和野小学校費のほうへ入って請求されますの
で、そのふえた分については一時的には小学校費で払わざるを得ないと思います。当初予算
では、それは想定されていない光熱水費で当然組んでおりますので、その部分が不足を生
じるおそれが十分あると考えられるわけではありますが、そこについては、今後財政、それか
ら福祉事務所と協議をして、どういう形で精算していくかというのを協議をしていきたく
いと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 済みません、先ほどちょっと御質問いただいた中で、事業の
実施主体と申しますか、昨年はああいった実行委員会という形でやりましたけども、今、今
年考えておりますのは、観光協会と話をさせていただいておまして、観光協会が行います
11月のシーズンのライトアップとの関係を持ってやりたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はございませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 13ページの教育債のところですが、教育債の一番下のと
ころに、緊急防災。減災事業債として青原小学校の体育館分が1億7,990万円という説
明がありました。

青原小学校建設に関しては、教育総務費の国庫補助金のほうで学校設備環境改善交付金
として3,151万5,000円が充てられるようになっておりますが、緊急防災。減災事業
債ということですので、小学校の体育館がその小学校の授業だけに使うという目的より、ほ
かに避難所としての体育館という役割を担うために、こういう事業債を使うということな
のではないかというふうに思うんですけども、それならば、純粋に体育館という設備だけ
ではなくて、避難所に使うときにいろいろな設備が入ってくるのかなというふうに思いま
すが、その辺の具体的なことをお知らせいただきたいと思うんですけども、いかがでしょう
か。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 青原小学校の体育館の設計につきましては、今からのことでございますので、予算を認めていただいたのちに設計士を選定していただいて、それから細かい詰めに入っていきます。

当然新しい体育館になりますので、災害の避難場所等にも十分対応できるように考えていかないといけないとは思っております。ただ、予算にも限度がありますので、その中で可能な部分はそういう形をとっていきたいと思います。

ただ、この減災、緊急防災とかいう起債の基準については、また後で総務財政課長のほうから詳しいことは言うことがあると思いますが。耐震がもともとの発想の中で建てかえをするという部分が、これもやはり防災の関係になりますので、そういった区分の意味としてはあるんじゃないかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 青原小学校の体育館におきましては、今、次長が申しましたように、耐震が最初出発でございます。財政係としましては少しでも有利な起債を使いたいということで、現在県下内では過疎債を充当しているのが多くの市町村でありますけれども、津和野町としましては減災、防災を使うことによって80%の、補助事業に対して80%の交付税の措置があります。ですから、こちらのほうを町としては使いたいということで、減災、防災で青原小学校を対応していきたいということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） この緊急防災、減災を使われているという意味はわかりました。それで、せっかく建てかえるわけですからやっぱり避難所としても十分機能するようなものにしていかないと、後でいろいろ追加するというようなことになると思いますので、その点をしっかりお考えの上で、避難場所としてやっぱり必要な部分というのが設備的にあると思いますので、教育委員会のほうで、これとこれとこれぐらいは入れたいというような、そういうものがあればその考えをお聞きしたいんです。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 具体的にこれという、個々のものは持ち合わせておりませんが、例えば、今はどうしても御高齢の方がおられますので、通常ですと体育館のトイレなどは、今までですと和便でつくっておったような部分がありますけれども、やっぱり洋便器のようなものが必要になってくると思いますし、できればそこにシャワー等も入れていけば、いざというときにそういうことの利用もできるのかなということも思っております。ただ、全体的な予算の部分がありますので、どこまでができるかというのは今からのことになると思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 2点ほどお伺いしたいと思いますけれども、ページ数は19ページですが、企画費の委託料ということで21万円が水の水質事業ですか、これにかかる委託費ということで計上をされておられますが、これは前年度ですか、100万円ほど水の

資源を有効活用して事業化できないかというようなことで取り組まれて、品質的に今、ミネラルのあれがあって、水としての商売ができるのではないだろうかという水質結果の報告があったように思いますが、この事業と関連があるのかどうか、そして、この21万円の事業の委託はどのような目的でされるのか、そしてこれはどの程度の期間をもって事業化をしようとしているのか、そしてそれは民間に事業化を期待しているのか、そんなところをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、同じく19ページに関連をしますが、行財政改革措置費ですか、あの中で301万8,000円というものが行財政改革推進に関係することで、旅費なり講師報償費なりいろいろ出ておりますが、大変重要な行財政改革を進める上で必要な研修かと思いますが、職員がこぞって大名行列のごとくどっか出かけて、何を見て、何を研修されるのか、その先なりその内容。

そして、もう一つは、こういう大事な行財政改革を強力に進めようと思えば、本来ならその目的は当初予算に上がってしかるべきであろうと思いますが、これが補正として上がるというのは、いかにもその後ろ向きの予算のような気がしますが、それはなぜ補正予算として対応せざるを得なかったか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 19ページの水事業の関係でございますけども、議員さんも申されましたように、今回のこの委託料につきましては昨年からの継続費でございます瀬戸水源地区のものでございまして、今回新たにこの業務委託料に何しましたのは、今年の3月でしたか、ミネラルウォーター類の関係の原水の検査ということでやっておりますけども、さらに今回はpHなり、硬度なりそういったものを含む検査をということで、ちょっと検査を、清涼飲料水の製造に使用する原水検査という項目を入れたところでございます。

というのは、今後の展開といたしまして、事業化をしたいというのがもともとございまして、これらの結果をある程度公開する中で、水のいろんな活用の仕方の範囲が広がるということで考えておまして、そういうことで検査を行うものでございます。

それと、これにあわせて、排水溝口をきちっとかぎをするというかふたを、今、テープでとめた形になっておりますので、それをきちっとしたかぎのかかる形でおくということで、それとあわせた委託でございます。そういったことで21万円ほど計上させてもらったものでございます。

それから、今後の予定でございますけども、先ほど言いましたようにいろんな水の活用ということで、ホームページ上で公開をいたしまして、いろんな御提案をいただくという、そういった一つのたたき台になるような検査をやるということで、それで、ある程度そういったものに興味を持たれる業者さんとのプロポーザル的なもの、そういったものをやりながら、それを9月くらいまでにはそういうようなものを済ましながら、実際にいろんなことが要望事項等もありましようし、それに関連する事業をやらなければならない場合も出てく

るかもしれませんが、いろいろなケースを想定しながら、実際にいい話になれば来年度から事業化へというような考え方でスケジュールを今のところ考えております。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 19ページの行財政改革推進費の御質問にお答えします。

まず、どこへというようなところで研修先等についてでございます。最初にこちらに講師を呼んで行う研修、あるいは自治研修所等が実施する研修に派遣する研修、そういった部分で今回予算として項目立てをしている内容について概要を御説明させていただきます。

まず最初に、報償費の講師謝金でございますが、この27万5,000円につきましては、昨年度から本格的に実施をしております行政評価制度のアドバイザーとして関西学院大学の稲沢教授という方にアドバイザーになっていただいて、いろいろ、昨年度は研修も行ってありますが、今年は5月の事務事業等について、職員のほうでそういった評価の仕方等アドバイスをさせていただくという部分と、それから全体研修をする、そういったことで今回来られるときの謝金をこの27万5,000円を計上しているということです。

それから、普通旅費につきましては後ほど御説明をいたします。

それから、会議費につきましては派遣研修として、例えば千葉県にある市町村アカデミー、市町村中央研修所、それから滋賀県にあります市町村国際文化研修所、そういった広域的に全国の市町村が設置しているそうした中央の研修に行く際の会議費ということで、資料代等を入れております。

それから、次のページ、職員研修委託料であります。これは日本経営協会のほうに毎年人事評価の研修の委託を行っております。今年につきましては、3年間管理職の人事評価研修を試行する中で、評価研修として日本経営協会から講師に来ていただいて、本庁舎の庁舎で研修を行っているんですが、今年につきましては、当初予算で20万ほど計上させていただきました。一般職について能力評価を実施する予定にしております。どちらも、一般職、管理職ともに試行的な取り組みということでございますが、人事評価の研修委託料の追加分として4万円、それからモチベーション等意識向上研修というのを本庁舎のほうで、津和野町のほうで行うということで、講師に対する委託料が10万円というので14万円を計上しておるといことです。

それから、使用料および賃借料につきましては、先進地視察等行うということで、駐車場の使用料あるいは高速道路の通行料というのを計上させていただいているところでございます。職員研修の普通旅費、大体どこへ行くかというところの部分ですが、まず、なぜ6月でこの補正予算を出すかというところについて御説明をさせていただきます。

今回、雑入のほうに13ページですが、まちづくり政策課ということで774万6,000円を計上させていただいております。この774万6,000円のうち500万は先ほど御説明をしました、宝くじ関係の補助事業分という部分と、あと残り274万6,000円というのが、職員研修に係る事業分の雑入ということになります。その事業につきましては島

根県町村会、こちらから190万円。それから、残りの部分について島根県振興協会から補助金が出ております。それぞれ、そういった制度というのが、要は年度当初にまだ確定をしていないというところがございます、毎年6月の補正予算でこういう形で研修の旅費等を出さしていただいているということでございます。

旅費の内訳で言いますと、職員研修の部分で言いますと、先ほど言いましたような行政法化制度研修の部分で、国際文化研修所というところで、滋賀県であるんですけど、そういったところに派遣をする研修、それから先進的視察研修ということで、例えばグランドゴルフの建設に係る視察研修、伝統的建造物の保存に係る視察研修、そういった旅費、それから町長研修補助金として、町長研修に対しても補助金が町村会から出ますが、それに対しては防災に関する研修に参加するというようになっております。

あと残り、振興協会から出る補助金につきましては千葉県各市町村アカデミー、それから、今年、自治大学校のほうに職員を研修させる予定となっております。自治大学校のほうは税務専門徴収事務コースということで44日間、東京都立川市のほうにありますがそちらのほうに行く研修、そういった部分で職員研修旅費を計上させていただいているという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 今、職員研修のことでいろいろ説明がありましたが、もし差し支えなければ各研修先に何名程度派遣するのか、その人数をお願いしたいと思えます。

それから次に、23ページのグランドゴルフの関係で、認定コースの指導云々ということで12万7,000円が予算化されたわけでありましたが、もしこれ認定されましたら、その認定の有効期間とかもしあるものなのか、あれば何年間ぐらいかということをお願いしたい。

それから、45ページの農業振興費のところ負担金補助及び交付金ですか、96万円が産業後継者派遣ということですが、どのような部門で何人、どこのほうに派遣をされるのか。

それから、51ページの伝統文化館費ですか。委託料のし尿処理浄化槽で58万8,000円が上がるとるわけですが、これ当初では41万2,000円、3カ月たってすぐここで58万というようなこれ、こういった委託については年間の契約だと思えますが、なぜここで上がったのかをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 職員の派遣研修の人数でございます。研修先もいろんな研修、今先ほど御説明したのは主だった研修ということでございますが、まず東京の自治大学校、これは1名です。それから、千葉市にあります市町村アカデミー、これにつきましては2名を派遣する予定にしております。それから、先進地視察研修でいいますと、伝統的建造物分保存に係る先進地視察研修、教育委員会からですが11名。それから、グラン

ドゴルフ建設に係る先進地視察研修が5名、行政評価制度研修につきましては1名という
ような形です。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） グランドゴルフの認定に関わる御質問であります
が、認定期間等々についてはちょっと存じておりませんで調査してみたいと思
いますが、基本的には認定の制度の改正がない限りは、ずっと認定が続く
のではないかと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、45ページ。農業振興費の補助金の関係
でございます。産業後継者派遣研修補助金の関係でございますが、内容的
には農業の関係で、新規就農の方が益田市の農家のほうで研修をする
というものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 伝統文化館費でございますが、これにつ
きましては、当初の委託がいわゆる通年的な管理委託でございまして、御承
知のようよりいわゆる抜き取りですね、汚泥の。これに係るものでござい
まして、通常1年に1回やるんですけど、ここは残念ながら利用が少ないとい
うことで、抜き取りについては2年に1回というペースで行っておるところ
でございます。したがって、本来なら当初のところできちっと計上を
しなければいけなかったのですが、我々も……。

○議長（滝元 三郎君） 課長ちょっと。

答弁の途中ですが、暫時休憩といたします。

午後0時00分休憩

午後0時01分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 本来でありますと、当初で計上していかな
ければいけない内容のものでございます。この点についてはおわびを申し
上げたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 1点ほどもう一回。農業振興費じゃけえ多
分農業ちゅうのはわかるんですが、部門ちゅうたのは米か野菜か何とかとい
うところを踏み込んで聞きたかったのですが、それとあと何名行くのかとい
うことをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 済みません、1名の方が一応予算上は8カ
月ということでございます。

聞き漏らしておりました。内容的には、野菜、わさび、それからトマト、キュウリ、施設園芸の関係を研修するという事で、今後もそれで生計を立てたいという事でございます。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続けます。質疑はありませんか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 先ほどの、18ページの行財政改革推進費の続きで質問させていただきますが、204万円の旅費の部分で財源が雑入の島根県の町村会などで、職員研修に使われるお金だということで理解はできるんですけども、先ほどの説明で教育委員会が11名とか、そういうふうにたくさんの方数を言われましたが、それだけの職員が研修に出ることが業務に支障を来さないのかということとか、あと今までも毎年こういう研修を繰り返して行われているのではないかと思います。机上の勉強で今までそれが行財政改革に役立っているのかどうか、ということと、そういう机上の勉強以外の方法の、例えば職員の交換研修とか、そういう研修にはこのお金は使えないものなのかを教えてください。

それと、あと2点ほど伺いたいんですが、20ページ、21ページの国際交流費のコンサートの200万ですけども。これについても先ほど同僚議員に質問と説明がありましたけれども、これも去年やっているということは、当初予算でも計上できなかったのかなという思いがあって、特に地方債を起債して200万円を使うということなので、その辺の説明がつけば教えてください。それから、74ページの森鷗外記念館費の、これは説明があったかもしれないんですけど、ちょっとはつきり私が記憶しなかったので、申しわけありませんが総工費、総工費高って言われたと思うんですけども、その説明をもう一度お願いします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 19ページの行財政改革推進費普通旅費関係の御質問でございます。

まず最初に、業務に支障を来さないのか、という点についてでございます。平成20年度に本町におきましては津和野町人材育成基本方針というものを作成しました。その中で、職員が伸びる職員研修の実施ということで、職員の人材育成を通して住民の皆様に住民福祉の向上をさらに推進をしていこうという中で、職員の知識、技能を身につけていくというような目的の中でこの職員研修を行っています。

で、この流れでございますが、先ほど御説明しましたように、4月の当初予算の時点では補助金を頼りに行っているということになっとるんですが、その町村会なりの総会でこの

事業が確定をして、庁議のほうでことしの職員研修計画というのを配付しております。今回その、先進視察研修あるいは市町村アカデミー等を行う派遣研修。そういった部分について各課でこの研修計画を回覧をしていただいてその要望に基づいて今回その予算措置をしているものです。

その要望といいますのは、どういう目的で、どういう研修に行くかというところをですね、まずは担当課というところで検討していただいて、その所管課長の公印をついたものをうちのほうに流していただくというようなことで、この研修に行ってくださいようなことにしておるわけなんです。まあ、業務に支障を来すかどうかというところの判断につきましては、その課の職員。あるいは担当する管理職である課長等がその研修期間等踏まえて決定をしているものというふうに考えておりますので、その辺については業務に支障を来さない範囲の中で職員研修を各課長さんのほうでさせていただいているというふうに認識をしています。

それから、机上の勉強でどうなのかということでございます。

確かに、今回研修に行くところにつきましては、市町村職員中央研修所あるいは全国市町村国際文化研修所、自治体学校というようなところで座学中心というようなところはあるかと思えます。まあ、物によっては実習というような部分も含めて研修所の中で企画はされているかと思えます。

平成20年にこういった人材育成基本方針を策定してことしが24年度ということで、毎年こういう研修をしております。したがって、議員御指定のようにこの研修が役立っているかどうかというところの部分の検証はやっぱりしていかにやいけんというふうに考えています。今回、事務事業評価というような、まあ、行政評価というような制度も取り入れながら実際に事務事業として人材育成が効果を上げているかどうかというところでは評価をしていきたいというふうに考えてます。

なるだけ、最終目的というのは、職員の資質を高めて地域住民の福祉の向上をしていくんだという思いがありますので、その辺でやはり、まだまだ職員に対していたらん点があるところは研修等でカバーする必要があるというふうに考えております。

それから、人事交流につきましては、島根県等からは毎年、県と町村とで交流しませんかということで要望が来ます。その部分につきましても各課を通じて職員に回覧をして、大体が2年ぐらいの任期の中で、30歳代の職員を人事交流として町からは県へ、県からは町へというような仕組みがあるわけなんです。これにつきましては津和野町になって一度もそういうことをやった事例はありません。職員からもそういった、行ってみたいという声があるというところないということです。で、機会としては、島根県との人事交流というのをやっておると、制度としてはそういうものがあるということでございます。

補助金が使えるかどうかということにつきましては、これについては職員の研修に係るものということになっておりますので、人事交流等については使えないということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 21ページの国際交流イベントの関係でございますけども、議員御指摘の、なぜ、当初予算に上げられなかったかというところでございます。

まず、当初予算建てをするときに全く考えなかったわけではありません。ある程度、こういった企画は必要だという考え方は持ってたわけでございますけども、まあ、ことしの、ほかの課といたしますか、いろんな関連のイベント等の状況を見ながら、私と課のこともございますけども、ことしは文京区とのいろんなイベント等も企画されるというふうに聞いておりましたので、余り無理をしなくてとも思うような考え方も基本的にはございました。

ただ、まあ、いろいろな予算に出たのを見たり、それから鷗外150周年の実行委員会等に出た中で、どちらかという到着地型でなしにことしは文京区のほうへ出かける事業が多くて、実際に津和野においていただくような仕掛けが少なかったということは大きなところでございました。そういった中で、やはり継続というのは必要であるということもありますし、まあ、ことしはまだ鷗外150周年の3年目というようなことで、定着させていくということは大事であるということでございます。そういったところでもって、それと、まあ、事業実施主体をどう持っていくかという、先ほどの河田議員さんの御質問にもありましたように、やはり、いかにして皆さんの負担を少なくするかということも、ある程度固まった中でという考え方もございました。そういったことでなかなか煮詰まらなかったというのも、ところもありまして、今回の補正に出ささせていただいたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 75ページの森鷗外記念館の備品購入費でありますけれども、この草稿というのは森鷗外が自筆の原稿で長谷川辰之助氏という名前で原稿を書かれておるものがあります。それが市場に出てきたということでもあります。まあ、森鷗外の生誕150周年という記念すべき年に当たって、まあ、何年もこういった原稿が出てきてなかったわけですが、ことし、こういったものが突然出てまいりまして、ぜひこれは記念館に貯蔵すべきもんだらうということで、予算をお願いをしたもんであります。

原稿は13枚から成るものでありまして、長谷川辰之助というのは、いわゆる二葉亭四迷の本名でありまして、まあ二葉亭四迷といえ、浮雲等の有名な小説等書かれた著名な作家でありますけれども、それに当たります原稿を記述したものであります。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。ほかにございませんか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 23ページの生活バス対策費と43ページの課の公用車購入の件で入札業者の予定、これは町内の業者とは思いますが、何社の予定であるかということと、税の滞納者がこの中に今まで入ったことがあるかどうかを聞きたいと思っております。それから、49ページの建築物基礎的調査業務委託料、これ35万円でありまして、この建物に対して町が購入し賃貸借をするという選択肢はありますでしょうか。といいますのも、もともと町の補助金で買うのであれば町が購入されてもおかしくはないような気がしますがいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 町営バスについてはうちの担当ではありますが、入札については町内業者に指名する予定にはなっておりますが、今までにということでしょうか。

○議員（13番 米澤 宥文君） 今までも含めてで。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 今までも含めて滞納であるからといって外すという事例は今まで私のほうでは経験したことはないように思います。指名願が出されて業者名が登録してあれば当然、そういう滞納がないものとして扱ってきたように思っております。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 公用車ですが、町内業者を予定しております。今のところ一応登録の指名、登録業者を一応総務財政課の方ほうでやっておりますので、それでそこに町内業者の部分が該当すれば、町内業者で一応見積もりのほうの入札を予定しております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 観光協会の事務所につきましては、観光協会のほうで購入をするということで、先般の総会におきましても400万円の借入金を起こして購入をするということで議決をされておられます。したがって、町のほうで補助金を出すと、か、そういうことではございません。

○議長（滝元 三郎君） はい、13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 滞納者のことをちょっと言いましたけれども、聞いたことがあります。といいますのも、チャイルドシート、ベビーシート等借りても厳しく、滞納はないか、と言われて貸し出しをされておられますので、もしこういう事実があれば、ちょっとおもしろくないなと思っております。

それから、49ページの建築物の基礎的調査委託料、今、商工観光課長、回答がありましたけれども、当初は1,500万とか1,000万とか随分高い値でありましたが、このたび随分安くなっておりましたので、そういう選択肢があるかどうかという確認をしたわけがあります。

○議長（滝元 三郎君） 答弁はいいですか。

○議員（13番 米澤 宥文君） はい、いいです。

○議長（滝元 三郎君） はい。ほかにございますか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 55ページ。まず、土木費の道路維持費、道路新設改良費。午前中の議員とちょっとかぶるところもございますが、まずは、道路維持費の中で当初予算を、例えば町道森野坂線の舗装工事で下水道事業が一括発注したから1,700万の減額になってというような、差額をもって工事請負費の減額600万ということですから中身が非常にわかりにくいんですが、これは、言うなれば、当初予算を600万減額をして、あ、その上にまず委託料がありますが、委託料、この400万については、添谷農道橋修繕に伴う地質調査100万と脇本沖線工事に伴う測量委託料が300万円と、これで400

万だと、そして15番の減額600万は、前段の議員の質問やら質疑の中に出たように一括発注によって1,700万という減額が出たから、そして、新たに脇本沖線拡張工事で1,100万と。これはこの説明の中にないからわかりにくいんですが、中身はこういうことだという説明がありました。で、私が申し上げたいのは、工事費が1,100万の脇本沖線、そしてこれを工事に伴う測量設計が300万と。まず工事費が1,100万で設計委託料が300万と。ここにいささか疑問を感じることを丁寧に説明を願いたい。

それから、本来、この脇本沖線というのは、現在まだ町道ではないと私は認識をしておりますが、農道を道路維持費でもって、拡張工事費ということで工事をされるという、こういう解釈になりますが、ここら辺に別に問題はないんだという解釈なのか。

そうしてもう一つは、お話を若干担当課で聞きますと、お二方が無償提供を今回、この拡張工事に伴ってされると、したがって当初予算等には計上されずに急遽、降って湧いたように補正で対応されるということですが、こういうふうな形で無償提供者が出ると拡張工事を初めとしていずれこれは町道認定路線認定ということで提案がなされるんだろうと予測はいたしますが、こういうことがあってしかるべきなのか、適切な答弁を願いたい。2遍も3遍も聞きませんから、克明な答弁を、よく理解ができるような答弁を願いたい。

それから、55ページの中の、今度は、道路新設改良費であります。これも昨年、当初予算で計上されたものが6月補正で1億という大幅な減額になつとる。これ一般質問でも町長に質問いたしました。昨年の説明は、東北のあの震災、原発事故等々の影響で、国からの社会資本整備交付金の大幅な減額になったからやむを得なかったと、こういう答弁でありました。まあ、ことしは事情がそうかということで多少は納得いたしました。この道路新設改良7路線については町長が施政方針で述べ、そして当初予算に各路線に、十分とは言いながらそれぞれ振り分けられたという、こういう経過の中で、午前中の議員の説明では、2路線は完璧にことしはお休みをするんだと、こういうことあります。それから、中には日原添谷線については、ささやかに、200万ほどは当初予算を残して用地購入や補償費に充てるけれども新設工事費はゼロ、こういうような説明でありました。まことに私は遺憾であると思いました。これは事情は、いろいろ聞きましたからやむを得ないかなとは思いますが、少なくとも当初予算で広く、この地の人たち、関係地域の人たちは、ことしからいよいよ、去年は減額になった事業もそういう事情ならやむを得ないが、ことしから事業着工に入ってくれるんだなという、淡い期待を完璧に崩してしまうというようなこの補正であります。ここもきちっと理解ができるように、2編も3遍も質問しませんから、きちっと1回で理解ができるような説明を願いたい。こう思います。

それから、今度は教育関係の67ページであります。ここで、まことに結構で補正で津和野中学校の修繕改築、あるいは青原小学校体育館の新築工事、ここで3億2,730万という補正を計上いただきました。まことにありがたい限りであります。私がこれから申し上げたいのは、このことはまことに結構、午前中の議員の中にもあったから、そういうものも加味して、これから設計その他をやっていただきたいというのは当然であります。今日

の一般競争入札のあり方は、全く一般競争の入札の態をなしておらないということが申し上げたいのであります。過去何回か、工事請負契約が出ました。そして、入札を実施されました。結果を聞いて?然とするようなことがたびたびありました。今、入札の基準は4,000万以上は一般競争入札にしていきますよ、まあ、その他測量等については1,000万円の一般競争にしますよと、こういうふうな取り決めであります。今回も大きく、教育関係で工事請負がこの後、いつの定例会に、あるいは臨時会に上程されるかは存じませんが、順次手順どおり出てまいります。そのときに現行の一般入札のあり方というのを見直してもらわないと、私は大勢の町民が非常に不可思議な思いをされるということをおし上げておきたいので、執行部においては善処されるかどうかを、今回、この補正に絡んでこの機会に申し上げておかないと、機を失しますと入札が終わったりというようなことになってから、一般質問のようなことになっては相なりません。この機を機会に執行部のお考えをちょうだいしたいと、このように思います。

以上、説明をいただきたいと存じます。

○議長（滝元 三郎君） はい。建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それではまず、脇本線の補正について御説明申し上げます。

この脇本線につきましては、平成23年7月22日に脇本自治会、西いわみ農協、フロンティア日原、デイサービスホリデイより、幅員が狭小なため交通に難を来している旨の改良の要望がありました。その前段で、当該要望地に先立ち、西いわみ農協所有の道路敷地122平米の寄附採納願が提出されております。その後9月20日、同じく要望地に係る地権者安見氏から雑種地80平米の寄附採納願が提出されました。同じく9月22日、上記2名からの寄附採納を受理したとごさいます。

この、公共といいましょうか、西いわみ、フロンティア日原、デイサービスホリデイは違いますが、その自治会からも要望が出ております。当初予算での要望も考えたのですが、予算枠等々の関係がございまして、なかなか組み込むことができません。この6月補正に財政と協議いたしまして、お願いしたとごさいます。

委託料の300万円につきましては、この改良は延長50メートルでございまして。委託料につきましては基準点測量、線形の決定、中心線の測量、縦断の測量、横断測量の路線測量に加えて道路設計業務及び用地測量の業務を含めた300万円でございます。

工事費につきましては、構造物の設置としてプレキャスト擁壁約60メートル、暗渠の継ぎ足し、または舗装約320平米を予定して完成したいものでございまして。

財産購入費につきましては、道路設計に伴い、若干、寄附採納、いただいた土地以外にも、幾分用地を取得する必要がありますので、用地費に10万円を計上しておるものでございまして。

それから、道路新設改良費でございます。前段で御説明しましたように、当初の要望に対しまして約74%の交付額の決定でございました。金額にして減額が6,600万円余りとなりまして、この7路線の中でいろいろ検討したわけでございますが、笹ヶ谷線についまし

ては、当初、山切りを予定しておりました。この山切りを実行するには、当初予算より減額されると途中で終わってしまいますので、工事の関係上ここはちょっと、予算がしっかりついた中で一括で山を切っていかななくてはならないということで、今年度はやむなく休みということでさせていただきました。

日原添谷線につきましても、当初3,000万円の事業費を見込んだんですが、減額等によりまして減額されますと、この路線につきましては交通を、通行どめ、全どめをしないで工事をしなくちゃいけませんので、その辺のやりくりをするためにはどうしても当初の事業費は確保しないとできないということで、やむなく今年度は、来年度のために用地購入を先行して200万円という減額にさせていただきました。

それから、円ノ谷線につきましては、当初、冠水対策といたしまして、道路のかさ上げ、それから落石防の対策もしなくちゃいけないので、その二つを考えておりまして、この落石の工事をするためには国有林の許可が必要でございます、この国有林との協議が殊のほか難航しておりまして、時間がかかるということで、やむなく、ここもことしはお休みということで、あと、木毛線に3,000万のところ4,000万、平台線につきましても3,000万のところ4,000万、それから日原停車場線につきまして1,200万円を1,400万円と予算を調整をいたしました。

椀井谷につきましては、当初とおおり、去年減額されたものを椀井谷でお休みしましたので、ここも緊急性を要しますので、今年度は何としても完成をしたいということで、当初どおり8,000万円で工事をしていきたいというところでございます。

○議長（滝元 三郎君） はい。町長。

○町長（下森 博之君） まず、社会資本整備交付金、減額になったということ、非常に残念であるというふうに受けとめております。

国のほうの当初予算も国交省関係では社会資本整備にかかわる事業費というのは、昨年並み程度に確保されとるという話は聞いておりましたが、ただ、実際、東日本大震災の災害復旧というものが、わずか1年で終わるものではないわけでありまして、あれだけの、もう御承知の大規模な災害でありましたから、現在も復旧が続いているという状況で、この24年度予算もその災害復旧費に、かなりのものが充てられているという情景で、いわゆる我々のようなところのこの社会資本整備交付金は、その影響を受けているというのが、去年に引き続いてのことしの状況でもあるというのが大きな背景になります。ですから、ああして災害を受けて痛みを、我々もやはり分かち合っていかにやいかんという観点に立てば、なかなかそこに向けて、災害復旧費をまた削ってこちらに下さいということも非常に言いづらいという側面もあるわけでありまして、まあ、期待するところはこうしてきょうも、きのうか、消費税の増税法案も通りまして、まだ参議院の審議が残っておりますが、野田総理もこれから経済対策をしっかりやるんだという言葉はおっしゃっておりますので、今後やっぱり、そうした面で、これから国の補正等でこの部分を期待をし、また我々としても獲得に向けて努力をしていきたいというふうにも考えているところであります。

それからもう一つであります、一般競争入札の関係であります。まあ、もう御承知のとおりであります、町も財政再建に取り組んでまいりました。まあ、その一方でやはり、かなりの公共投資を減らしてきております、そういう中、町内の建設土木中心に事業所がやはり、非常に衰退をして雇用が支えられなくなってきている。まあそれが人口減少にもつながっているというようなことから、やはりできるだけこの町内の企業を、まあ、公平公正なルールが担保されるという、その大前提の中で、できるだけ町内企業を守るということを、我々としては配慮してやっていきたいという思いがございます。その中で、益田市のほうも、もう市外の企業については競争に入れてもらえてないというようなこともお聞きをしている状況でありまして、町もこの一般競争入札を導入するに当たって、それによって対象企業が絞られるわけではありますが、それでも地域要件というのをつけさせていただいて、町内企業に配慮して入札の執行を現在させていただいているという状況であります。これに伴って現在対象になっておるのが町内の3社という中で、これまで競争を、入札をやってきたという状況であります。

一方、議員御指摘のように、3社でやるのが非常に競争力を弱めて、そしてこれまでよりも落札率が非常に上がるというようなことになるというのも余り喜ばしいことではないという考えは、我々も持っておりましたので、こうして一般競争入札を、地域要件をつけた形で入札を始めてから、どういう結果になるのかというのを、我々も注視をして見てきたというところであります。その結果、現在どういう状況にあるかということではありますが、今回、きょうに至るまでに4回一般競争入札、地域要件つけてやっております。そのうちの3回は80%台という落札率で結果が出ているというような状況であります。ただ、唯一1回だけ96%台、ちょっと正確な数値は覚えておりませんが、決まった入札があるわけです。これは日原地区の消防センターでありました。ちょうどその1年前に同じような工事の規模と内容で、津和野地区の消防センターをやっております。このときはまだ、この一般競争入札の地域要件をやっておりません、そのときには、まだ指名できる業者が町内にたくさんありまして、6社、町内の業者を指名しておりました。うち一つか二つ、たしか一つが辞退を最初にされましたので、5社で指名競争入札をやっておりますが、その津和野地区の消防センターの入札結果というのが99%台であったということでもあります。そういう結果を受けて、実際、現在の3社で競争しているということが、著しく競争力を弱めているという結果にはないというふうに、私どもとしては現在判断をしているという状況でありまして、今後も、もう少しこうしたやり方で推移を見ていきたいというふうに考えております。

それで、最初に申し上げておかなきゃなりませんでした、これはあくまでも入札の審査会で最終的には決定をするものでありますので、現在は私の考えということでお話をさせていただくとすることは御了解をいただきたいというふうに思います。

まあ、そういうことでありますので、当面はこのやり方を、私としてはしばらく続けて、また、落札率等も注視をしてまいりたいと思っております。これが、まあ、3社が今度2社に減るとか、あるいは落札率が九十何%で約100%に近づいてくるとか、そういう、過去

よりも大きく、著しく上がってくるようだという事になれば、また検討の余地もあろうかというふうに、現段階では、私は考えているという状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 建設課長、現在のあの脇本沖線は農道であるのか、多分町道ではないから、私は、農道ではないかと認識しておるんですが、農道に道路維持費というところから新設、じゃない、改良工事費として出すことが適切であるのかどうですかというのを一遍問うたんで、これ抜かっります。

それから、入札関連では、日原の消防分遣所をおやりになった平成22年、あのときに全協で、まあ、町長以下、説明は、私は、余りにも唐突ではないか、受ける業者にも諸準備が必要ではないか、資格要件の中にさまざまないろんな要件があるが、その準備期間ぐらいは持って、来年の春の4月以降の適用だというようなことが望ましいのではないかという質問もした経緯がありますが、急遽入れて、その直後間もなく日原分遣所の入札があったと、まあ、こういう経緯であります。

私が言いたいのは、今、町長お話しになったように落札率が物すごく高いからっていうようなことも、そりゃあ、一般競争入札をやって、できるだけ、税金を投入するわけですから、低くなるという、まあ、これが望ましいわけではあります、今まで、過去3回、4回やってきた経過の中ではこうだという説明ですから、それはいいかもわからない、問題は、これをおやりになることによって、この前も、教育委員会部局には、入札をやった、地元業者優先じゃから、地元業者で落札をして、そして、ある意味では70%、80%近いものが下請を使わざるを得ないという、こういう状況になるわけですから、その下請業者が町内業者にいかに影響を与えとるのかというぐらいのことは、議会で発表してくれんにゃあ困りますよということも注文をつけて、前回から、まあ、余り詳しくはお知らせいただけませんが、何社かは入っております。せめて、工事金の中の何%は下請業者に渡っりますよと、町内業者に、こういうものも欲しいわけですが、そういう公表もない、極めて不透明であると言わざるを得ない。そして特に、せつかく町長が町内業者を限定としたっていうのは、お話しになったように、この地に仕事がなくなったんだからせめてエリアを町内に絞られる、現時点で資格者がおれば、そこでとどめておきたいという、このお気持ち、これは立派だ、私もまことに結構だと思う。しかし、残念ながらほとんどが下請業者がどこに流れておるのかというのも、町当局は入札をし、落札をしたら町内業者をできるだけ使うようにという注文を、びちつつけてもらわないと、せつかくの仕事が全部、元請けはたまたま津和野町内のある業者であっても、ほとんどの下請がよそに流れてしまうという、こういう体たらくが現在起きておるということでもありますから、そこら辺に重きを置いていただきたい。

それから、今は建築、土木はまだ5社、6社、7社おりますから問題ないと思いますが、建築については特に、3社しか資格者がいない。そして先ほど申し上げたようなことでありますから、3社というのも運用規定で基準は5社以上というのを、町長の裁量でもって3社ということにしておるわけですから、このことは書いてあるとおりでありますから結構と思うん

ですよ、違いますか。基準は5社、4,000万円以上は基準は5社、しかし3社ということもちゅうて書いてあるんだから、それはそれでいいと思いますが、今申し上げたようなことを考慮して、今後の入札には、役所内でやる入札審査会などで、町長のお考えを言われたら、各課長は何もよう言わんかもわかりませんが、各課長らも、これはこういうことがあってしかるべきでないと思ったら、大いに自分の意見も言うていただいて、適正な審査会であってほしいと、こう思いますので、まあ、駄弁であります、苦言であります、よく御検討を頂戴したいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 大変申しわけございませんでした。漏れておりました。

脇本線につきましては、議員がおっしゃるとおり町道ではございませんで、農道の位置づけであります。この、こういう町道認定前に道路維持費をつけて改良するということはよくあることで、近いところでは新畑支線、町道認定いただきましたが、町道認定いただく前に道路の態をなすように改良いたしまして、認定をいただいたという事例もございますので、建設課が管理の範疇にあります道路について、道路維持費を投入しまして、最終的には町道認定に認定していくということは、特段に問題はないかと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 最後になりますが、それはそれで結構、それでやれるということですからいいんですが、申し上げたように道路の新設、改良は、国の今のような事情で大幅な減額を今年もせざるを得なかったというこういう事情の中で、22年に私は初めて承知したんですが、町当局へ自治会を初め関係する地権者とか事業所等から要望が出とったということでもありますから、それはそういう事実であるわけではありますが、少なくとも事前というか、そういうふうなことが議会の中で全然お話がないというのは、いささかいかげなものかなあと思ったりしますが、これはまあ、執行部の執行部権限というか町当局の権限ですから、我々が介入すべきではないかもわかりませんが、地元から議会に対しての請願らしきものが全くない、町当局へ上がれば、そしてなおかつ寄付行為があれば、そこに拡張工事ができるというようなことが余りまかり通りますと、いささか問題を起こすんではないかというのは、私一人の疑問かもわかりませんが、町長の見解をお伺いしたいと、余り言ったら一般質問になりますけど、それはこういうもんですよと仰っていただきゃあそれで結構。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） ちょっと入札のほうに気を取られておりましたので、あれでした。的確なお答えになるかわかりませんが、私ども毎日、いろんな要望等を受けてまいります。そのすべてが議会に出されれば、それは当然、議会と私どもとで課題が共通認識立てると思いますが、これはもう、要望を出される方のまた一つのお考えでもありますので、その辺はもうやむを得んところもあろうかと思っております。

今回、こうして要望もいただく、それから寄附もいただくということでありまして、当然その、町も何でも寄附されるからっていうんでお受けをするということではございません。場合によってはやはり、目的がはっきりしないものについては、そうした土地の寄附の申し出を受けてもお断りをしているふうもあるということでもあります。

今回につきましては消防の関係ですとか、そういうものでも使っていると、そこへのまた通路でもあるということで、そういう面で、また整備をしていけばその利便性も高まるというような、そんな用途としての思いもございましたので、今回はこうしてお受けをして、補正に、事業費を掲げさせていただいてると、そういう経過でありまして、すべてが寄附を受けるからすべてお受けして、特に目的もないのに整備をするというものではないということで御理解をいただければと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） はい。1点だけお伺いをいたします。

49ページ、委託料でございますが、それに関係して質問をいたします。

まず、先ほどの担当課長の説明では、観光協会は公益法人という説明がございましたが、公益法人ではないという具合に私は認識しておりますが、その辺をはっきりしていただきたいと思えます。

それからもう一つです、せんだっての観光協会の総会の資料もちょっと見せていただきましたが、その中にはSL館なるものの名称は全く出てまいってませんで、いわゆる移転という表現で議決がなされておりますが、暗にSL館を指したもんだろうとは思いますが、それで、せんだっての全協の中でも説明がございましたが、買うに当たっての条件として町がその補修をする、あるいはそのてこ入れをすれば、協会は買うんだという前提条件があったやに聞いてございますが、その議決をしたということになると、そういう事実とすればですね、今の条件は、町はその補修を約束しましたということになるんだろうという具合に思いますが、それはどこでどういう具合に決定をされるのか、その辺の釈然としない部分がありますが、その辺をひとつお聞かせください。

もう一つ、観光協会が当然、観光のあれを担うわけでございますから、当然、町も何がしかの援助をするのは、それは当然だろろうという具合に思いますが、そういう具合なもの考え方に立ちますと当然、少なくとも駅前あの観光協会を中心とした駅前広場周辺の、当然の基礎的な計画があるんだろろうという具合に思いますが、その辺のことは今、現在、発表されるのかどうなのか。

具体的に言いますと、例えば、駅前の観光協会前の無料駐車場がありますが、あれについては、いつかはちょっと忘れちゃったけども一般質問の中で、あの補修工事はいつするのかというような質問をいたしましたところ、当時の担当課長の答弁では財政事情が好転する23年度以降という具合にお答えになっておりますが、そういうことも含めて、そういうような計画があるのかどうなのかとすれば、いわゆるSL館を購入するのは観光協会ではなくて、町が建物そのものを買うべきではないかという具合に私は思いますが、その辺の考え方

が整理されてるのかどうなのかと、つまり建物の基礎的調査業務の委託料でございますので、当然その、何がしかのそういったはっきりした、すっきりした説明がないといけないという具合に思いますが、その辺の3点についてお願いをします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、法人格についてでございますが、これは少なくとも、ちょっと正式な法律名を忘れちゃけれども、公益法人に関する法律というのができ上がっておりまして、通常、民法法人でやっておりましたものをそういうふうな公益法人に関する法律ということで集約をされておりますので、それが、いわゆる一般の社団法人、あるいは財団法人なのか、公益の社団法人、財団法人なのかということでございますので、この観光協会が法人格を持っております一般社団法人につきましても、これは公益法人に関する法律に基づいて設立されておる法人でございますので、私どもは公益法人というふうに理解をしておりますし、やっておる事業そのものについても、収益事業もありますが、これは法人運営について本来の公益事業を賄うために収益事業も認められているということでございますので、性格とすれば公益法人であるということで理解をしております。

それから、S L館を指して議決をしているのかということでございますが、私も当日は来賓の席ということで現場にいましたけれども、これはあの、議案にはございませんけれども、口頭でS L館ということで具体的な建物を示して御審議をしたというふうに記憶をしております。町のほうも要望を受けた際には、現状のS L館ということで要望を受けております。

それから、そういうふうな支援が前提で購入をしているということは、既に町が支援を約束しているのかということでございますが、あくまでもこれは、今回の基礎的調査というのはそういう性格のものでございまして、例えばその長年の劣化によって建築基準法の基準を満たさないとか、あるいは、そういうふうな基本的な問題がある物件に対して、町が支援をするということはまいらないというような意味であります。

それから、協会さんのほうにも、これは町長のほうからも申し上げておりますけれども、いわゆる青天井でリニューアル費用がかかっても、支援をするといったようなことは決してございません。そのあたりで一体どれぐらいの費用がかかるのかというような、今回の調査の中でも、いわゆる基本設計部分としてでも一つの調査業務ということで位置づけをいたしております。

したがって我々、私と、それから観光協会の事務局長、いわゆる実務者サイドでは、この最終的なリニューアル費用が一体どれぐらいになったところで、町としての判断もありますし、場合によっては何千万も大変な金額がかかるようであれば、これはこれでまた別途、S L館に対して町が支援をするということは、これはもう財政的な見地からも判断をしていかなきゃいけない部分になるということは、お互いに了解をしているところでございます。

それから、最終的な駅前の総合的な利用計画の中の位置づけはどうなっているかということですが、これにつきましても、議員がおっしゃいますように相対的にはまだまだ整備をする必要があるというふうに、私のところでは考えております。

まず第一には、町長、申し上げておりますように、ああして津和野の玄関口であるべき駅前が、いわゆるその空き店舗なり、そういうふうな廃屋、そういったものが津和野の、まず訪れたお客様に対するイメージのダウン、それから、そういうふうなことではやっぱり、商業なり、そういうふうな商工含めてですが、そういうことでは、やっぱりいけないという、まずはそこから今回の観光協会の事務所移転に関する町としての一定の支援策の検討というのは、そこから入っているというふうに考えております。

それから、周辺の整備につきましてもそうでございますが、昨年度もああしてSLの観覧場といいますか、そういったような整備を進めてまいりました。それから駐車場につきましてもまだまだ利用するための利便性を図っていかなきゃいけない、あるいは、昨日の一般質問でも御提言をいただきましたけれども、これは教育会部局として御答弁をしたわけでありまして、ああして、本当にその派出所の利用、そういうことも含めて、まだまだ私どもとすれば相対的な整備をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

そういうもろもろの中で、今回のSL館に移るとすれば、どういう支援のあり方なり、金額的にどこまで許容できるのかというふうな検討をしたいということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ただいまの答えの中で、いわゆるその公益法人の法律が変わったわけ、法人の法律が変わって、そういうような公益法人格へ移行するかどうかというように、そういうような中での設立だったという具合に思いますが、その法に基づいてやったから公益法人ということではないわけですし、公益法人には、ちゃんと位置づけがあるわけですから、その辺のことをもう少し、今はちょっと理解できませんので、また後で結構でございますので資料をいただきたいという具合に思います。

それから、今の説明の中では、いわゆるその担当者レベルで話をして、こうこう話をしますというお話でございましたが、前提条件として、町が金を入れたら観光協会は買いますよと言っとる、その中で担当者レベルで、町は、いわゆるその助成をいたしますよということをやったことを約束をしたということになります。そういうことが一体できるのかどうか、非常に不思議に思いますが、その辺のことをもう一度お答えください。

それからもう一つ、最後に、町が買う気があるかということをお尋ねしましたが、その辺のことについてもう一つお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 法人の問題ですが、これはあの、法律があるから設立したということではないというふうに理解しております。つまり、ほかの観光協会もそうですけれども、やはり任意でやればそれでいいわけですから、それをあえて法人格をもつということは観光協会が主体的に、社会的に責任を持つ、あるいは社会的な信用力を得るため

に法人格を取ろうということで、観光協会として判断をしたわけでありますから、別にその法律があるから、それを法人化しなければいけないということではないというふうに思っております。また、必要な資料については御説明をしたいと思っております。

それから、今の町の支援について担当者レベルということですが、これは私が申し上げたのは、支援をするというのは既に町長も含めて、これはもう話を観光協会が事前に要望していたところから、規模は別として、これはいろいろ繰り返し申し上げているように、観光のインフラ整備として支援をするという考え方でございます。ただし、先ほど私、担当者レベル云々と申し上げましたのは、仮にこれが5,000万円も6,000万円もリニューアル費用がかかるということであれば、これは我々担当部署として既にそういうふうな多額の公的資金を使っていいのかどうかというのは、これは我々のレベルとして、まずは調整をさせていただきますということでございますので、担当者レベルで支援をするとかしない、基本的に決めているというわけではございません。

それから、町が買う気があるのかということは、これは昨年、観光協会のほうから事務所移転に関して要望をいただいたときに、町長のほうからはっきり、観光協会のほうで買い上げていただきたいというふうに申し上げておりますので、これにつきましても、町のほうで買うということは、現在のところは考えていないということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 2点、お伺いいたします。

1点目は、まず19ページのまちづくり政策費の中の集会所建設等事業補助金であります。この集会所建設等事業補助金は、今回火の谷の集会所を2分の1補助ということで改修されるというふうにお聞きしております。町内には大変たくさん集会所があります。この集会所を持つ自治会等に対しては、こういう補助がありますよという、そういうことを周知していく必要もあるかとも思いますし、また、上限について幾らまでなら助成をする、どこも、古くなっておるところもありますし、トイレ等も和式で不便を感じておるところもあります。まあ、まちづくり補助金のほうでという、そういう話が出ておるところもありますけれども、その点をお聞かせしていただきたいと思えます。

もう一点、57ページの道路新設改良費の中で円ノ谷線が減額になっておりまして、先ほどの建設課長さんの御説明では洪水防止のためのかさ上げと落石防止の工事があるということで、円ノ谷の方々も、もう洪水にはある程度慣れておられますので、雨の多く降った時には上のほうから入るとか、そういうことをしておられますが、この落石防止ということについてはやはり、石が落ちてきて人命にかかわるようなことが、今後、今回、補正で減額になっておりますが、他のところでは増額になっておるところもあります。今後、危険性を感知して、もし国有林との話し合いがあれば、9月なり12月なりで落石防止のところだけは補正でやるとか、そういうことは考えているのか、もう今年は石が落ちてきてもやらないと、そういうことなのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 19ページの集会所建設等事業補助金についてでございます。昨日、一昨日と一般質問でもありましたが、今、まちづくりの、共同のまちづくりということで地区説明会を行ってます。その地区説明会の中でもこういった集会所の補修等について、いろいろ御意見を伺っているところです。

住民周知につきましては、この建設等事業費補助金の交付要項的なところは、今回、地区説明会に当たりまして、前段のところでも各囑託員さんを通じて、まちづくりを担う新たな組織づくりの手引というのを配布をしております。その中に参考として、この補助金の交付要項を掲載をさせていただいております。この集会所建設等事業補助金の交付要項は、合併時に旧津和野町、旧日原町で再編をされたものでございます。もともとは旧津和野町にありました自治会館建設補助金、これ平成14年度に廃止がされたものです。それと、それから旧日原町にありました集会所建設等に対する補助金、この制度二つ、総合的に検討しまして再編をされたというのが、今ある新しい事業の補助金ということになってます。

これにつきましては事業費が100万円以上の場合にこの補助金を出すということと、その100万円以上かかった場合に2分の1が補助されるということになっております。

したがいまして今回、一ノ谷の集会所の事業補助金54万5,000円ですが、実際にかかるのは109万円の事業費ということで、2分の1を補助すると、住民周知と地区説明会ではなかなかこの残りの50万円を超える金額の負担がどうなのかというところでいろいろ御意見をいただいております。で、地域提案型助成事業補助金の活用というところもあわせて提案するところもあるんですが、この補助金につきましては自治会が対象の補助金でございます。まちづくり委員会の地域提案型補助金につきましては、事業主体がまちづくり委員会ということで、その辺の事業主体の差ということもあります。きのうも一般質問でお答えをさせていただきましたが、こういった地域のお声という部分につきましては、今日、最後の地区説明会となっております。この辺についての御意見をいろいろまとめる形で今後の、こういった集会所、議員御指摘のように多くの地域で、自分たちのところで集会所をもっておられるというような実態は、調査結果として出ておりますので、そういった状況を踏まえて、今後さらに検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 円ノ谷の工事につきましてでございますが、この改良工事につきましては県の道路課と既に、どういう事業を導入して、どういうふうな計画で進めていくと、工法等について協議をしております。既に25年度のヒアリングも行われております。

そういう中で、ほかの事業でやると、今までの県のほうの事業計画等との差異が出ますので、国有林との話が、例え早くついたといたしましても、社交金等の事業で、事業を進めていくという、今までどおりの計画で行きますので、今年度はお休みということには変わりないということでございます。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ということは、石が落ちてきても、それはもういたし方がないので、まあ我慢してくださいということでよろしいでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 円ノ谷に限らず、そういう町道300キロ近く維持管理しておりますが、いろんな所もございます。円ノ谷だけ落ちたからすぐそれはどうこうということには、やっぱり予算の都合もございますので、逐次予防をしまいらなくてはならないかと思えます。円ノ谷の事業につきましては、今言いましたように、不幸にも落石等がございまして、とりあえず通行の対処としてはいたしますが、防災工事の工事になるかといえますと、来年以降になろうかと思えます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 49ページの観光費であります。同僚議員も随分質問をしましたが、これについてちょっとお尋ねをいたします。

この件は既に基礎的調査業務委託料というふうにして計上してありますね。これについてちょっとお尋ねをいたします。今、同僚議員がいろいろ質問しましたが、これ、町は当然もう調査すべきであるというふうな、総会のときからの様相であります。総会も5月30日に場所は指定されてませんが、平成25年の1月以降にはもう移転するんだというふうな、総会の資料に掲げてあります。取得される金額も計上されておりますが、町のほうで今度、調査費を計上されておるので、これについてお尋ねをいたします。

ここに建築物基礎的調査業務委託料というふう書いてありますが、普通やったら基礎的調査委託料でいいんじゃないかと思うんですが、この業務委託料というふうな文言を入れられたことについてお尋ねをしたいと思えます。業務とは継続をしていく仕事であるというふうに、私は理解しておるんですが、そうしますと、今後もこれにいろいろな調査をするような事案が出ますと調査費、改造費というところまでは、飛躍的に考えればそのようになろうと思えますが、そのように理解をしなくてはならないのか。

それと2点目に、基礎的調査の中に、基礎的というのであるんですから、耐震も入っておるんだろうと思えます。

それともう一点、赤線、青線の問題は、この中でどのように調査をされるのか、それについて、また、赤線等については用途廃止の問題も出てくると思うんですが、そういう業務は一切、町が解決をしてあげるのか、その点と、それから、この前全協のとき説明がありましたね、駅舎に、今、借られるようなお話がありました。これは、観光協会は既にこのことは知っておられるのか、担当者のほうでそういった話し合いもされておるのか。

もう一点、この物件は数年前に火災にあって、隣接しておったために、相当な消火活動で建物が傷んでおると思われ。これを改造すると相当な費用がかかってくる、このように思っておりますが、今、いろいろな建物の基礎調査いたしまして、これで相当な金がかかると、3,000万円、4,000万円の改造費がかかるといったような結論が出たときには、町は、それだけ費用がかかるんなら、これはもうタッチできないというふうなお考えでおら

れるのか、少々金がかかっても、乗りかかった船だから、町財政が圧迫少々するが見てやろうというふうなお気持ちでおられるのか。

駅前開発をするのであるんだから少々町費の投入は仕方がないというお考えであるのか、その点どのように考えておられますか、お尋ねをいたします。

じょうに言うたがわかるかね。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 1点目ですけど、継続性というようなお話でございますが、これは、今回の御審議お願いしておる、名称も含めてですが、いわゆるその町からの発注形態として業務委託という形、あるいは請負という形で整理をしておりますので、この業務、業務という名称がついているから今後というようなことは全くございませんし、通常の調査業務でありますとか、設計業務でありますとか、そういったような、いわゆるその委託に係る部分については、ほかも一切そうなんですけど、業務委託という名称で少なくとも町とすればこれまで行ってきておりますので、そのようなことではございません。

それから、調査の内容でございますが、耐震ということでございますが、当然基礎的な部分でございますので、物件とすれば改正建築基準法以降の建物でありますから問題ないというふうに思っておりますが、これもまあ5点目の火災にあっているという部分も含めて、図面上はクリアをしても現場的にどうなのかという意味で、当然やらなければいけない項目であるというふうに思っています。

それから、いわゆるその里道でありますとか、水路である法定外公共物の取り扱いでございますが、これはもう、私どもの時点ではいろんな登記でありますとか、公図等踏まえて、下に法定外公共物が存在しているのは、もうすでに確認をしております。

で、その部分をどうするかというのは通常、今おっしゃいましたようなつけかえをする、あるいは用途廃止をして譲渡をするという二つの選択肢になろうかと思っておりますけれども、これまで町が持つのかということでございますが、これはあくまでも所有権については観光協会が、仮に、もし買ったとすれば、そういうことになりますので、そこまで町がやるということは当然考えておりません。

それから、駅舎につきましては、これは私のほうでいろんな選択肢、先ほどの8番議員さんの指摘も含めてですが、駅前、駅周辺総体の利用として、駅長であります山口駅長とも実際、そのような活用ができるのかどうかというようなことも含めて協議をしてきております。そういうふうな使用可能なスペースも含めて、今のところ、観光協会とすれば、駅舎ではもう少し広く使いたいんだと、つまり駅舎、今のスペースではまだちょっと物足りないというような判断はしていますが、先ほどのお話もそうですが、大変な金額になって、私、先ほど青天井ではないというふうに申し上げたつもりなんですけれども、そのような、町としての、どこまで投入できるかというのは、これは町長の判断として、あるいは財政の部分として最終的には結論を出しますけれども、やむを得ずそういうふうな、町としての判断をす

るようなケースになった場合は、駅舎ということである程度選択肢の一つにも、当然まあ協会としても入れておいていただきたいということは、私からはもう伝えております。

ただし、協会さんの機関決議としてSL館ということで指定をして、議決をしておりますもんですから、それはそれで我々として介入すべきでもありませんし、現状の決議したことに対する町のスタンスは、そのような立場をとるべきだというふうに思っています。したがって、あくまでも幾らかかってもということは考えておりません。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） もう一点、大変気になることがあるんですが、仮に、あそこ、まあ調査されたときにわかると思いますが、入口が、大変階段になっております。先のことじゃけえ、どういうふうになるかわかりませんが、そういったところが、今度は身体障害者の方もおられますんで、恐らくスロープにされるんじゃないかというふうに感じておりますが、そうしたときに、あそこの水路の上、青線上の上を改造せんにゃならんというふうな問題も出てこうと思いますが、これも今、調査されないとわかりませんのであれですが、町長にお尋ねをしたいんですが、大体どのぐらいまでなら調査して、これは相当金がかかるけえもうあきらめてくれと、ないと言われるようなお気持ちがあるのか、それとも、少々かかっても津和野の駅前じゃけえ何とかしてやろうというお考えであるのか、恐らく建てかえたほうが早いような金額になろうと思います。はい。むしろ、あそこを町が買って、更地にして森鷗外のブロンズ像でも建てたほうが、よっぽど津和野の駅前開発に、私はなると思います。

そういうことも含めて、町が買うか買わないか、改装費を見るか見ないか、そこんこの決断をされる時じゃないでしょうかね、まあ大体、目安としてどのぐらいまでなら、あんまり早う言うても観光協会が当てにして、そんなら町でやらしてもらおうということになるともなりません、そのお気持ちのほどをお聞かせいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） いずれにしましても、とにかく、まず基礎的な調査をということですので、その調査結果を見た上で判断をさせていただきたいという思いであります。仮に1,000万円ちょっとで5年ぐらいしかもたないというものでいけないような気がしますし、じゃあ4,000万円かけたら20年もつということになるのか、あるいは、例えばその中で2,500万円から3,000万円ぐらいのどこまで線引きをしていくのかとか、その辺はある程度耐震の関係とか、そうしたものをやっぱり見ないと、私自身もちょっと、なかなか今の状況では、目安ということでさえあってもちょっと申し上げづらいという状況であります。

ただ、今、議員からも、もういつそのこと建てかえをしたほうがいいんじゃないかということ、私は力強いお言葉と受けとめましたので、また、そういったことも一つ、いろんな選択肢の一つとして、費用対効果というものをしっかり考えながら、いろいろと検討さしてい

ただきたいですし、できるだけ早く議会のほうにもいろんな我々の考えをお示しをして、また御意見等もいただきながら共通認識に立てれるようにやっていきたい。

そして、これだけは最後に申し上げたいと思いますが、青天井でやるということは絶対に思っておりませんので、どこかで線引きをしていくというふうに思っております。それを越えたというときには、こういう理由で町としては支援ができませんというお断りを観光協会にしていくつもりは持っておるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 3回目ですので、再度の、どうしてもここの今話題になってる部分が引っかかっております。先ほどの課長答弁では8番議員さんへの答弁で、駅前開発、駅前の空き店舗対策から発生をしていると、町長が観光立町というのなら、駅に降りた方が駅から見、空き店舗が見えるようでは不細工だという観点から、ある程度こう進んできたんだということを申されましたけども、私は、今、同僚議員さんも言ったように駅前をどのようにするんだという構想がまずあって、例えば駅舎もレトロな感覚で、JRさん建てかえましょうよと、うちも協力しますよと、そして駅前に、竜馬像ではありませんけども、そういった、冗談で14番議員さんは言われたんじゃないと思うんですね、現実性を帯びた、そこに本当に森鷗外の銅像があれば、ちゃんとした観光スポットにもなりますし、お客さんもそこへ向けて、人が繰り出す。また、JRとの提携によって駅舎内を、駅構内を上手に利用すれば大きな観光スポットになる。そういった構想がある。それを実現するというのが、本来は行政の仕事であって、そこにお客さんがたくさん来れば空き店舗なんていうのは、儲かると思えばどんどんそういう民間の人たちが入って来て営業するんですよ。だから、行政がする仕事と民間がする仕事というものはきちっと分けるべきだと思うんですね。ただ、空き店舗があるから不細工だと言え、それはもう本町通りもすべてそういう対象になりますので、そういった考えは持っていただきたくないなという思いからであります。町長、駅前等の構想を、開発構想というものをつくっていかれるおつもりがあるんですか、その辺一つだけお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 構想をつくるというのは大切なことであろうかというふうにも思っております。ただ、前々からもし、議員が一般質問でもされとるような、そのあれをイメージされとるっていうことであれば、なかなか現時点では私は難しいという思いであります。いわゆる駅裏のほうからのSLを活かしたということをしてたしか一般質問でもおっしゃられたと、私は記憶しておりますけれども、まちなか再生事業も取り組んでいかなきゃいかんとか、いろいろなこの、そしてまあ当然、観光も大事であります。観光だけが町行政すべてじゃありませんので、いろんなところに、やはり社会福祉、医療、そうしたものも配分もしてかなきゃいかん、そういう中でどこまでの構想を出すかということは、当然考えていかなきゃならんだろうというふうに思います。

そういう中で、駅舎の改築の部分、これらはやはりJRとも協議をしていくということが必要でありますし、JRのほうにもそういう御意向ということも考えるということであれば、それも含んで構想もつくっていかなきゃならんというふうにも思っておりますが、しかしその構想をつくっても、その絵だけで終わってはいけません。そういう中で、今やれる時にやれることを一つ一つやっていくということも、私は大事だろうというふうに思います。ちょうど駅前の花壇も、ああしてボランティアの皆さんが今まで育ててくださったということ、それがもう今、非常に景観が余りよくなかったということ、あるいは水道がなかなか近くまで来てないんで、水が難しかったということ、そういう要望もいただいた中で、まず目の前の課題を解決しようということで、駅前の花壇もやったところであります。そして今回、たまたまのタイミングとして、そういうSL館の所有されとる方が手を離してもいいという御意向もいただいているという状況、そのタイミングがある中で駅前が非常に景観が悪い、そうすると、あそこで町としてきちっとしたものをつくれば、また一つの景観の解決につながるんじゃないかと、さらにそこには現在、この観光協会が法人化をして、そして自治自立で頑張っていこうという機運も高まっているという。そういうタイミングの中で、まずはこのSL館の整備に着手することも一つの考え方ではないかということで進めているところであります。

そして、それと同時進行で23年度、8番議員にも前一般質問でも、全員協議会でしたか、お答えをしているように、23年度、実際財政的にも再建の道筋が一つ、楽観はできませんが、できましたので、また24年度、そうした現実的なタイミングに合わせての整備とあわせ、駅前構想というのものも、財政上も勘案しながらやれるところをつくっていかなきゃならん、そういう考えでおる次第であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案に反対者の発言を許します。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 住民生活に対する重要案件が多々盛り込まれているということは十分承知をいたしております。しかしながら、観光協会等々の問題も含んだ業務委託料の35万円等が入っております。私は観光協会が社団法人化されひとり立ちをするということに対しては非常に喜んでおった一人でありますけれども、残念ながら、理事さん及びその役員さんがまだまだその点を理解をされていない、生まれたままの状態の出発をしている。そして当然、このたびの観光協会の資料を見させていただきますと、自助努力の部分、そして町から授かる業務委託料の部分等を見ますと、自助努力部分においては観光ツアーを立案をし、それで営業収入を得るんだと言いながらも、どうしても他町さんの観光の業者の利用をせざるを得なかったと、本来ですと、そういう部分に対して供託金が200万円かかる、300万円かかるんだったら、そういう部分に対して、本当は町が出してあげるから

あなたのところできちっとやりなさいと、そのお金すらないからどうしてもよその業者とタイアップせざるを得ない。私が聞いた中においては、そこの社員がほいじゃあ来るのかと言いますと、そうじゃなくて局長がその社員の一員になるんだと。そうすると、よその業者の社員でありながら片一方は公益法人の事務局長となると、なんかこう、それで許されるのかな、会員さんそれでええのかなという問題もあります。そういった中で、もう少し観光協会が、会員全体が納得がいくような方向性が、ゆっくりとでもありますが、でき上がった上で町が何らかの相談に乗るといふ、私はそちらのほうが望ましいと思っております。

きょういろいろと質疑をした中で、私は有権者の方といろいろこの中を見させていただいて、その中で出た質疑であります。よって、一つのアンペルマンの問題、国際交流の問題は、まあ国際交流というのは、もうずっと続けていかななくてはならない、その手法においては町当局とも、少し私とは、また有権者の人たちとは、少しかけ離れたものはありますけども、国際交流はしていかななくてはならないということで、これは町民に対して胸を張って説得ができます。

しかし、観光協会の建物購入等々については、きょうの質疑の中ではどうしても住民の皆さんに説得をするほどの材料がありません。よって残念ではあります反対討論とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） このたびの補正予算では、もろもろ、さまざまな予算が組まれてるわけですが、中でも今、同僚議員が反対として、この観光SL館の購入のことについて、購入といいますか調査業務委託料について申し上げられましたが、このたびは調査業務ということで35万円、これに関してはいたし方がないかなと思っております。昨日の一般質問で申し上げたとおり、私は、この移転に関しては反対でありますけれども、このたびに関しては業務委託料ということで賛成をいたしますが、今後の流れ、青天井ではないにしろ、住民の思いとかけ離れたようなものであってはならないということ、重々お願いしたいと思います。

また、昨日申し上げたように、桑原史成写真美術館の利用も、いま一度検討させていただいて、住民にも納得していただける施策になるよう、まずは、このたびは賛成をさせていただきますが、今後の動向に注意させていただきたいと思っております。

以上で、賛成討論とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは賛成の立場で討論させていただきます。

日原商店街の駐車場補修補助金につきましては、あそこの場所は、駐車場のあんまりない日原の地域の商店街にとりまして、住民の方々いろんなところに行くときに、日頃から利用しております。その中で、白線の補修や、いろんな形で日原の景観も、ともどもに、この日原地域の振興として有益であると思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 岩文君） このたびは、先ほどの議員の御質問の中で言われましたように、調査ということで賛成をいたします。

ただし、観光協会が移った後に、観光案内所を立ち上げるとも聞いておりますが、これには駐車場が必ず必要だと思います。車で来た人がどこで車をとめて案内所に相談に行けばいいのか、というような問題もありますが、このたびは調査ということでありますので賛成をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私は、青原小学校体育館の建設費用が今回の補正で盛り込まれたということの評価したいと思います。

当初予算では解体の費用しか盛り込まれてなかった。壊されたけど果たして建ててもらえるのだろうかという、そういう不安も当然あったと思います。私も思いました。まさかそんな、壊したまんまで置くようなことはないとは思いましたが、やはり、建設費用がきちっと組まれるということを住民もともに本当に願っていたと思いますので、今回は多額の建設費が盛り込まれて、大変よかったというふうに思いますので、賛成討論に参加いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で討論を終結をいたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第79号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

ここで、後ろの時計で2時50分まで休憩といたします。

午後2時37分休憩

.....
午後2時50分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14．議案第80号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第14、議案第80号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第80号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第15．議案第81号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第15、議案第81号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第81号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第16．議案第82号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第16、議案第82号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 毎たび同じことを言うようですが、この制度そのものを認めるわけにはいきませんので、この会計にも反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第82号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第83号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第17、議案第83号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第83号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第18．議案第84号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第18、議案第84号平成24年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第84号平成24年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第19．議案第85号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第19、議案第85号平成24年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第85号平成24年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第20．議案第86号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第20、議案第86号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第86号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第21．議案第87号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第21、議案第87号平成24年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第87号平成24年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第22．議案第88号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第22、議案第88号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第88号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第23．議案第89号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第23、議案第89号平成24年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、質問させていただきます。

島根県電子カルテシステム導入支援事業の内容について、少し詳しく教えていただきたい。

それと、電子カルテを導入した時のメリットについて、この点も教えていただきたいと思えます。

また、電子カルテ導入経費の委託料について、詳細の中身について教えていただきたいと思えます。

また、導入に関しては、やはりコンピューターに強い個人情報も含まれますので、人的な対応というのも必要かと思えますが、その点についてもお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 電子カルテシステム導入の事業内容であります。島根県の県内病院におきます電子カルテシステムの導入により、医療情報の電子化を推進することにより、医療機関の情報を医療機関間、いわゆる病院間での電子的に共有できる環境を整備するというを目的とする事業であります。

電子カルテのメリットとしましては、全県共通のアプリケーションで県内医療機関との連携がまずは可能になると。それから、患者情報がデータベース上で時系列的に保存・管理・閲覧が可能。益田圏域におきましてもカルテが共有できるということで、救急搬送時にも非常に役立つ。そして、投薬や画像データ、これも閲覧が可能になり、より質の高い医療が図られる。手書きで行っていた電子カルテでありますので、今後は転記作業等余分な業務が削減される。そして、医事会計業務におきましても、オーダーリングシステム、検査・処方などによる情報伝達システムが省力化されると。津和野共存病院におきましても、現在、非常勤医師が週何回か来られておりますけれど、やはり、出雲、松江等の病院ではもう既に電子カルテが導入をされておりますので、津和野共存病院での業務でも、やはり、医師招聘においてもこのことではメリットがあるということでもあります。

それから、電子カルテの導入経費でありますけど、カルテシステムとしまして、ソフトウェア、ハードウェアで約6,200万円ぐらいかかるといいます。それから、医事会計システム、また、外来システム、あるいは、検査システムのオンライン、調剤システムのオンライン、検診あるいは検査データのシステム化というような状況が数千万ありまして、合わせて約1億3,000万ぐらいがあります。その中でも、画像システムの接続費としまして、約3,700万を概算では計上をしているところであります。

そして、最後の質問でもありますけど、やはり電子カルテになりますと、どうしても電算のSE、大きな病院では、そこでSE担当、システムエンジニアを雇用しているという状況ではありますけども、津和野共存病院、いわゆる橘井堂にいたっては、その辺の経費削減から、委託をしたらどうしても高いということになりますので、今後嘱託等でどうにかその辺を賄っていきたいということを検討をされてるという状況であります。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 済みません、今の電子カルテの一応の完成目途といたしますか、終了時期をどのあたりで今考えておられるか、お教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 遅くとも、今年度中には導入をして稼働するということになつとりまして、本格的稼働は25年度を目指しております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第 89 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第 89 号平成 24 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 24. 発委第 1 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 24、発委第 1 号津和野町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案件につきましては会議規則第 39 条第 2 項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発委第 1 号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発委第 1 号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、発委第 1 号津和野町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 25. 発議第 6 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 25、発議第 6 号『アウトメディアによって豊かな“時間” “心” “つながり” をめざす』決議についてを議題といたします。

本案件について提案理由の説明を求めます。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、ただいまの案件につきまして提案理由の説明を行いたいと思います。

若干、その前にこの決議案を出すに至りましての情勢につきまして、若干お話をさしていただきたいと思います。

みなさん御承知の、昨今の社会情勢の変化に伴いまして、特に電子メディアにおけるさまざまな弊害が今日出てまいっております。それは、少なくとも幼児から含めて大人に至るまでさまざまな状況が出てまいっております。

例えば、虐待でありますとか、あるいは暴力でありますとか、あるいは昨今問題となっております車の暴走でありますとか、これらもそれぞれこの電子メディアに少なくとも影響されているというぐあいにも言われてるところでございます。

そして、こういうようなことの弊害の中で、各県、あるいは教育委員会、小学校、PTA、それらを中心に、これらに係る、表題にありますアウトメディアというような方向性について取り込まれている現状の中でございます。

全国的にはいろいろなところでこの宣言というようなことも行われておりますし、今現在取り込まれている地方の議会でもこの決議がなされようとしております。

本地域におきましては、益田圏域の広域の方で、それぞれ各——益田の場合は1市2町でございますが——そろってこういうようなものに取り組みもうというような動きの中で、本決議案を提案するものでございます。

なお、お手元の資料のところに決議案のもう一枚のところに資料をつけてございますので、若干そのほうを御参考にいただきまして提案のほうを行いたいと思います。

それでは、読み上げまして提案にかえさせていただきます。

『アウトメディアによって豊かな“時間” “心” “つながり”をめざす』決議（案）、情報化の急速な進展により情報の入手や発信が容易になりました。しかし一方で、誤った接触や使い方、長時間接触による個人の心や体に対するマイナスの影響、家庭や社会生活での人間関係の希薄化などが大きな問題となっています。これからの社会はこの便利なメディアを有効に活用する力——メディアリテラシーというようでございますが——をいかに身につけるかが大切になります。

私たちはいま一度、誰もが現在の生活を見つめ直し、便利さの中で失われつつあるものに気づくことが必要です。

そこで、私たちはアウトメディアによって電子メディアとの過度な接触時間を減らすことで、自分自身の時間・家庭での団らん・地域での交流・人と人とのつながりの時間を大切にしたいと考えています。そして、子供たちの健やかな成長を図り、自立した子どもを育て、アウトメディアによって豊かな“時間” “心” “つながり”をめざすことをここに決議します。

発達段階に応じた電子メディアの正しい使い方を理解し、家庭でのルールづくりを大切にしましょう。

毎月第3日曜日「しまね家庭の日」及び毎週水曜日は、家庭での団らんなどアウトメディアチャレンジの日としましょう。

地域ぐるみでアウトメディアに取り組み、人と人の新たなつながりを生み出しましょう。

以上、決議します。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、発議第6号『アウトメディアによって豊かな“時間”“心”“つながり”をめざす』決議については原案のとおり可決されました。

日程第26．請願第3号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第26、ちょっと順番が違っております。日程第26、請願第3号町道高田線の改良新設に関する請願書についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。この請願は会議規則第39条の規定により経済常任委員会に付託をして、閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、請願第3号は経済常任委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第27．請願第4号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第27、請願第4号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては会議規則第92条第2項の規定により委員会に付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、本請願について、紹介議員より説明の必要があればこれを許可します。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） この請願につきましては、細田重雄島根県議会議員が会長を務めます、アジアと日本の平和と安全を守る島根県フォーラムからの緊急事態基本法の制定を求める意見書提出を求める請願です。

災害対策基本法では、避難指示や避難勧告などが定められていますが、自治体には、決定権限があっても首相にはないというのが現状です。速やかな初動体制がとれるよう、緊急時に首相が強いリーダーシップを発揮し、各省庁を統率し避難命令が出せる緊急事態基本法の制定が必要です。

この意見書を採択した地方議会は、3月現在で島根県を含む14の都道府県、44の市議会、12の区町村議会となっております。津和野町議会においても、緊急事態に対応する基本法を制定されるよう、本請願を採択いただき、意見書、別紙案を関係機関に提出していただくようお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 理由のところ、5行目、我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、その前衛となるべき自衛隊・警察・消防などの移動、私有物の撤去、こう云々とありますけれども、平時体制でなくすということであるだろうと思います。平時体制のままだったら今回のようなことになるということですので、平時体制でなくすということは、具体的にはどういうことになるのかということを示していただきたい。

それから、終わりのほうに、基本的人権に十分配慮の上とありますが、十分配慮の上とわざわざ明記してあるということは、基本的人権が侵されるおそれがあるということでございますけれども、具体的にどのように基本的人権が侵されると考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦。

○議員（7番 三浦 英治君） 今回、東日本大震災が起きまして、初動体制がおくれているというのは、テレビでも国会でこの前まで追及されておりましたけれども、例えば5時間も

かかってしまった、これも、冷却水を早く航空機で送れば少しでも被害が少なくなったのではないかなとか、避難命令が5時間、つまり原子力災害対策特別措置法がありますけども、それにならって、原子力緊急事態宣言発令が出たのがもう5時間、避難指示が出たのが5時間を超えているというような状況があります。

そしてもう一つは、例えば総務省消防庁、東京消防庁の関係もあります。統合して一つの命令系統をつくるということはすごく大切なことであるし、今回も起きたことに対して、もしをつけるのはどうかとは思いますが、2004年にこういうすり合わせが国会できていたとき、それがまた通っていた、これは郵政法案のときに流れた法案になりますけども、少しでも被害が少なくなったのではないかという思いの中で、今、国でもこの緊急事態基本法について協議がなされているところです。

それと後、主要国の多くの憲法には緊急事態条項というのがあります。これは基本的人権を守るためにも法律は必要でありますし、例えば居住や移転の自由、財産権などの基本的人権が、その場限りの超法規的な措置によって侵害されるのを防止する目的もあるわけです。そのためにも、この緊急事態基本法、つまり、この基本法ができれば、あらゆる法律をまた網羅しなきゃならなくなってくると思います。鉄道法、道路法、水道法、航空法、あらゆる法律も関連してくるわけですけども、あくまでも国民を守るのは国であるという、その意識の表明するためにもこの基本法の制定が急がれると思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） この「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出というのは、その先ほども紹介がありましたけども、アジアと日本の平和と安全を守る島根フォーラム会長細田重雄氏のほうから出されておりますけども、文面を見ると、東日本大震災がずっと取り上げられております。

ですけども、この基本法を制定したいという真意は北朝鮮や中国を意識しての法制化であるのではないかと考えます。もちろん、私は北朝鮮のミサイル発射とか、それから中国の尖閣諸島周辺でのいろんな動き、そういうものに対して容認できるというものではありません。それはもちろん毅然として抗議をしていかなければなりません、日本が自衛隊に対して平時からすぐ攻撃ができるような体制にしていくとか、この基本法の中にはそういうことが多分組み込まれていると思いますので、そういうふうには平時から外国のそういう動きに対して警戒を要するような、そういういろんな装備等していくことはかえって刺激する、そういう対象になる国を刺激することになるのではないかなというふうに思います。

ここにも書いてありますけども、自然災害やテロ対策には災害対策基本法とか、大規模震災対策特別措置法とか、原子力災害対策特別措置法とか、それからまた、テロに対しては関

連の条約等もたくさんあるようですので、そういうものを整備していけば、十分ここに書いてあるような意図は果たされると思います。

現行法の枠組みで、もし対応ができないということになれば、その不十分な点を改めていけばいいのではないかと思いますので、そういうことで十分対応ができると思います、わざわざこういう緊急事態基本法を制定する必要はないと思いますし、何か、私はこの中にきな臭いものを感じますので、この請願には賛成することができません。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、請願第4号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願については、採択と決定いたしました。

それではここで、後ろの時計で3時40分まで休憩といたします。

午後3時26分休憩

.....

午後3時40分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第28．議員定数等調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（滝元 三郎君） 日程第28、議員定数等調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議員定数等調査特別委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました通知書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 29. 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 29、経済常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

経済常任委員長から、所管事務の内、会議規則第 73 条の規定により、お手元に配付しました通知書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 30. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 30、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付いたしました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

なお、本日までに受理した要望書等は既にお手元に配付のとおりでございます。

さきほど、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願が採択をされました。この請願は意見書の提出を求める請願であります。つきましては発議第 7 号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第 1、発議第 7 号としたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、発議第 7 号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。日程の追加をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後 3 時 43 分休憩

午後 3 時 45 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1. 発議第7号

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第1、発議第7号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提出理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第7号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、発議第7号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。平成24年第4回津和野町議会定例会を閉会をいたします。大変お疲れさまでございました。

午後3時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員